

日本郵政グループの現状

目次

各社の経営状況及びサービスの維持・向上	1
- 1 日本郵政の経営状況及びサービスの維持・向上	1
- 2 日本郵便の経営状況及びサービスの維持・向上	21
- 3 ゆうちょ銀行の経営状況及びサービスの維持・向上	50
- 4 かんぽ生命保険の経営状況及びサービスの維持・向上	66
郵便局ネットワーク	85
上場に向けた準備	93
別添 1 東日本大震災への取組	111
別添 2 集配拠点の再編に伴う郵便物等の取扱いの変化	117
別添 3 日本郵政グループによる顧客満足度調査	121
別添 4 日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン 2017～の概要	124
別添 5 郵政民営化委員による地方視察等の結果	129
別添 6 郵政民営化に関する有識者に対するインタビューの結果	135
別添 7 郵政民営化に関する意見募集の結果	149
別添 8 改正民営化法による改正点	151

凡 例

用語	本来の名称
【法律】	
民営化法	郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)
改正民営化法	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 30 号)
日本郵便株式会社法	日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)
郵便法	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)
日本郵政株式売却凍結法	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成 21 年法律第 100 号)
【省令】	
日本郵便株式会社法施行規則	日本郵便株式会社法施行規則(平成 19 年総務省令第 37 号)
【組織】	
民営化推進本部	郵政民営化法第 10 条に規定する郵政民営化推進本部
民営化委員会	郵政民営化法第 18 条に規定する郵政民営化委員会
日本郵政	郵政民営化法第 5 条第 2 項第 1 号に規定する日本郵政株式会社
日本郵便	郵政民営化法第 176 条の 3 に規定する日本郵便株式会社
郵便事業会社	郵政民営化法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する郵便事業株式会社
郵便局会社	郵政民営化法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する郵便局株式会社
金融二社	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険
日本郵政公社	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)第 2 条の規定により廃止された日本郵政公社法(平成 14 年法律第 97 号)第 1 条に規定する日本郵政公社

各社の経営状況及びサービスの維持・向上

- 1 日本郵政の経営状況及びサービスの維持・向上

1 取組状況

(1) 経営方針等

日本郵政グループでは、郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、サービスを提供するとともに、社会と地域の発展に貢献していく旨の経営理念・経営方針の下で会社経営を行っている。

平成24年10月には、改正民営化法により日本郵政グループの再編成が行われたことに合わせて、創業150周年に当たる2021年(平成33年)のグループの姿を念頭に、新しい郵政グループが目指すべき姿を描いたグループ全体の中期ビジョンとして「郵政グループビジョン2021」を策定している。

このビジョンでは、長い歴史の中で培ってきた利用者からの信頼を礎に、日本郵政グループが有する人材や豊富な資産、全国規模の郵便局ネットワークといった潜在的な力を活かし、「みがく・ひろげる・つなぐ」の視点からサービス、マネジメント及び社風の3つの改革に取り組むことを謳っている。

平成26年2月には、この郵政グループビジョン2021のロードマップとして、2014年度(平成26年度)から2016年度(平成28年度)までの3年間に日本郵政グループが目指すべき方向をまとめた、初めての中期経営計画となる「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2016～」を発表した。

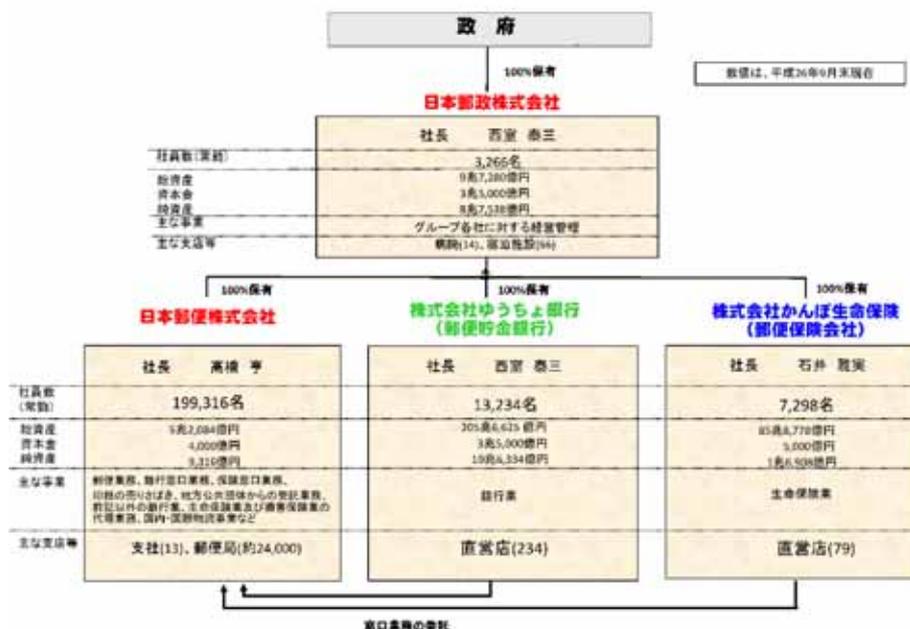
中期経営計画では、郵便局ネットワークと金融二社が有機的に結合することにより新たな郵政グループの形を創り、将来的には、利用者の生活と人生を支える「トータル生活サポート企業」として、利用者や地域・社会に貢献できるネットワークへ発展していくことを目指すこととしている。

なお、この中期経営計画については、平成27年4月、日本郵政及び金融二社の株式上場スキームや経営環境の変化等を踏まえて見直しを行っている(「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」の策定(別添4参照))。¹

また、日本郵政は、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けることとなっている。

¹ 本資料は、平成27年3月までの情報を基本にとりまとめたものであり、本資料における「中期経営計画」は、特に断りのない限り、平成26年2月に発表された中期経営計画を指すものとする。

日本郵政グループの概要 <日本郵政グループの概要>



(資料) 日本郵政グループディスクロージャー誌(2014中間期)等から作成

<グループ会社一覧>



(資料) 第123回民営化委員会配布資料

グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

グループ経営方針

1. お客様の生活を最優先し、創造性を発揮しお客様の人生のあらゆるステージで必要とされる商品・サービスを全国ネットワークで提供します。
2. 企業としてのガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底します。
3. 適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。
4. 持株会社である日本郵政株式会社について、企業価値を高めつつ早期の株式処分が可能となるように、準備を行います。さらに、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の早期処分も目指します。
5. 働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、社員一人ひとりが成長できる機会を創出します。

グループビジョン

サービスの改革 - 総合生活支援企業グループとしての展開 -

グループが一体となって様々なライフスタイル、ライフサイクルに対応した商品・サービスを多様なチャネルから提供。

マネジメントの改革 - 全国に広がる郵便局ネットワークの活性化 -

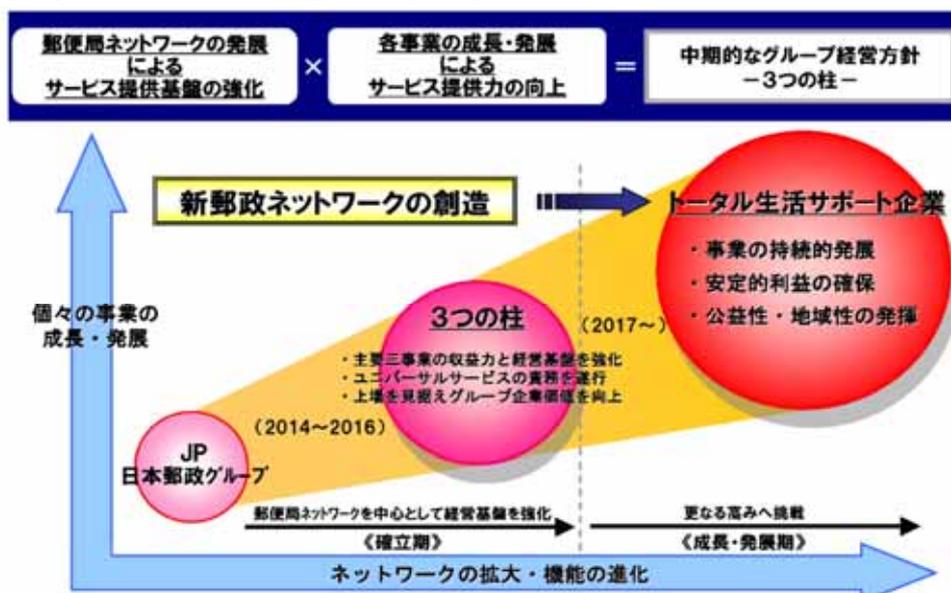
郵便局の公益性を維持しつつ、かつての国営企業を競争力、収益力のある民間企業として作り直す。

社風の改革 - 郵政スピリッツの創造 -

変革に向けてチャレンジする社員を支援し、働き甲斐のある会社を創造。

中期経営計画

<新郵政ネットワーク創造の考え方>



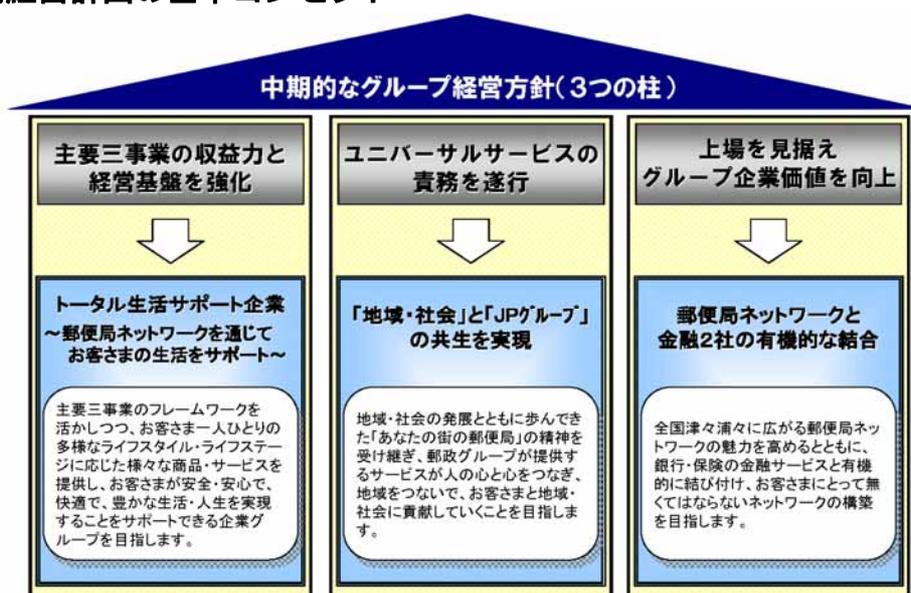
(資料) 日本郵政グループ中期経営計画

中期的なグループ経営方針（3つの柱）

主要三事業の収益力と経営基盤を強化

- ・ トータル生活サポート企業（郵便局ネットワークを通じてお客さまの生活をサポート）
ユニバーサルサービスの責務を遂行
- ・ 「地域・社会」と「JPグループ」の共生を実現
上場を見据えグループ企業価値を向上
- ・ 郵便局ネットワークと金融二社の有機的な結合

< 中期経営計画の基本コンセプト >



（資料）日本郵政グループ中期経営計画

事業別主要施策の基本的考え方

- ・ トータル生活サポート企業として、お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの提供を目指す。
- ・ グループの主要三事業（郵便・物流事業、銀行業、生命保険業）の安定的な利益の確保を目指す。
- ・ 不動産事業、物販事業など、新たな事業展開により収益源の多様化を目指す。
- ・ 郵便・物流ネットワークの再編、郵便局ネットワークの最適化等により経営基盤の強化を目指す。
- ・ 人事制度改革、情報システムの活用による業務の効率化等によりマネジメントの刷新を目指す。

経営目標（平成28年度）

グループ全体

- ・ グループ連結当期純利益 3,500億円

日本郵便

- ・ 郵便・物流事業収益 1兆8,600億円
- ・ 郵便局事業収益 1兆2,100億円
- ・ 経常利益 720億円
- ・ 当期純利益 280億円

ゆうちょ銀行

- ・ 総貯金残高 + 6兆円
- ・ 経常利益 3,400億円
- ・ 当期純利益 2,200億円

かんぽ生命保険

- ・ 新契約月額保険料 500億円
- ・ 当期純利益 800億円
- ・ E V成長率 8%

事業計画（平成26事業年度事業計画）

業務運営の基本方針

- ・ グループ経営理念
- ・ 持株会社の業務（経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使、間接業務の受託による事業子会社等の業務支援、病院・宿泊施設の運営等）
- ・ 業務運営上の留意事項（ユニバーサルサービス提供の責務、復興支援）

事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

事業子会社の業務支援（グループ各社の間接業務を日本郵政に集約）

病院の運営（事業譲渡等を含む見直し等）

宿泊施設の運営等（施設配置の見直し等）

総務大臣の要請事項

1. 民営化を着実に推進する観点から、早期上場に向けて、市場で高く評価されるよう、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化など、グループの経営管理を着実に進めるとともに、透明性を確保した経営を行うこと。
2. 宿泊事業及び病院事業について、経営改善のための取組を着実に進めること。

(2) 具体的取組

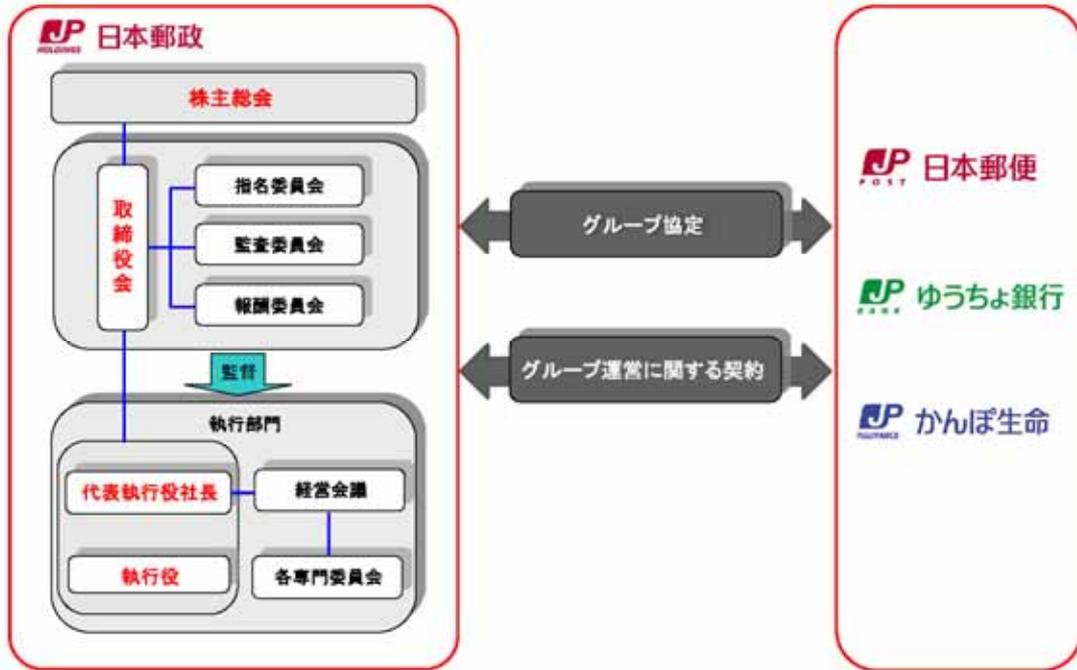
グループ運営

日本郵政では、日本郵便、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」という。）とグループ経営管理契約を締結し、経営の重要事項に関してグループ基本方針の遵守を求め、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については、日本郵政の個別の承認又は報告を求めること等により、グループの経営管理を行ってきた。

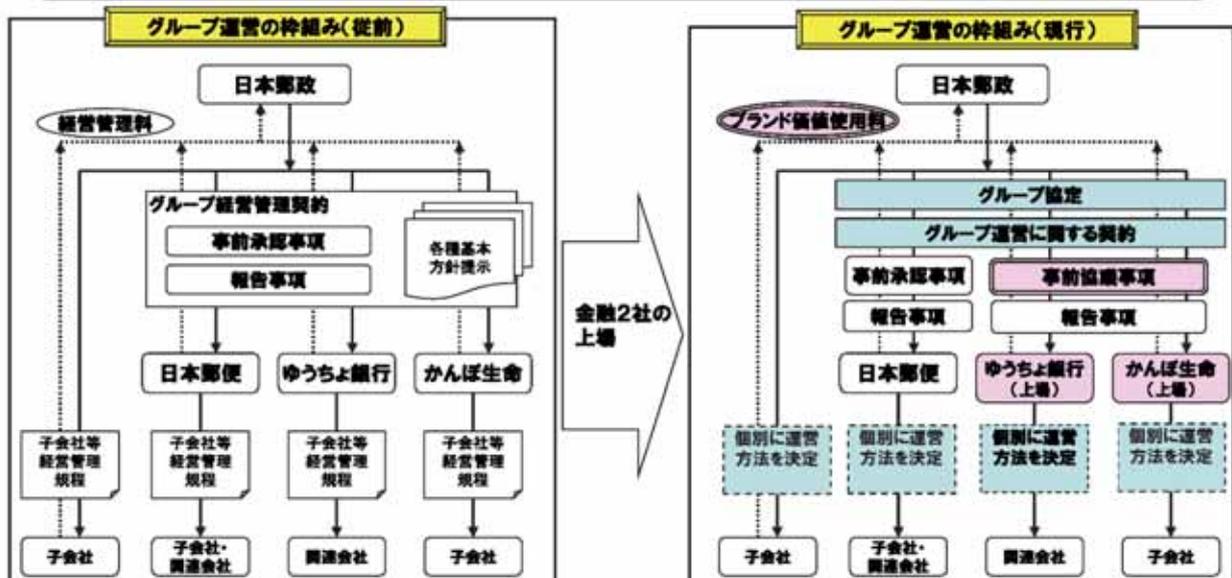
平成27年4月からは、金融二社の上場を見据え、日本郵政が各社と締結していた経営管理契約

を終了し、新たに、グループ協定及びグループ運営に関する契約を締結し、以下の枠組みの下でグループ運営を行っている。

<日本郵政グループのガバナンスの枠組み>



- 金融2社の上場を見据え、民分化に伴い各社と締結していた経営管理契約を終了し、新たに、グループ協定及びグループ運営に関する契約を締結。
- 金融2社の独立性を確保する観点から、事前承認ルールは廃止した一方、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理等が必要となる事項については、事前協議又は報告を求めている（日本郵便側に対しては、従前と同様のガバナンスを維持）。
- 経営管理料（経営管理の対価）は廃止。各社は、JPグループに属することにより、当グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、ブランド価値使用料を支払う。



(資料) 日本郵政提出資料 (平成27年4月1日)

内部統制

日本郵政では、グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティ等の内部統制について、グループ協定等を締結することにより、グループ各社に態勢の整備を求めている。グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っている。

日本郵政グループでは、内部統制の強化を日本郵政及びグループ各社の目下の課題と位置付け、透明性の確保、説明責任の徹底、適正な事業運営に向け、グループ全体のガバナンス強化に努めており、例えば、平成25年度から日本郵政グループの四半期決算を公表しており、また今後の事業活動のグローバル化も見据え、グループ連結の会計基準にIFRS（国際会計基準）を導入することを検討することとしている。

資本の再構成

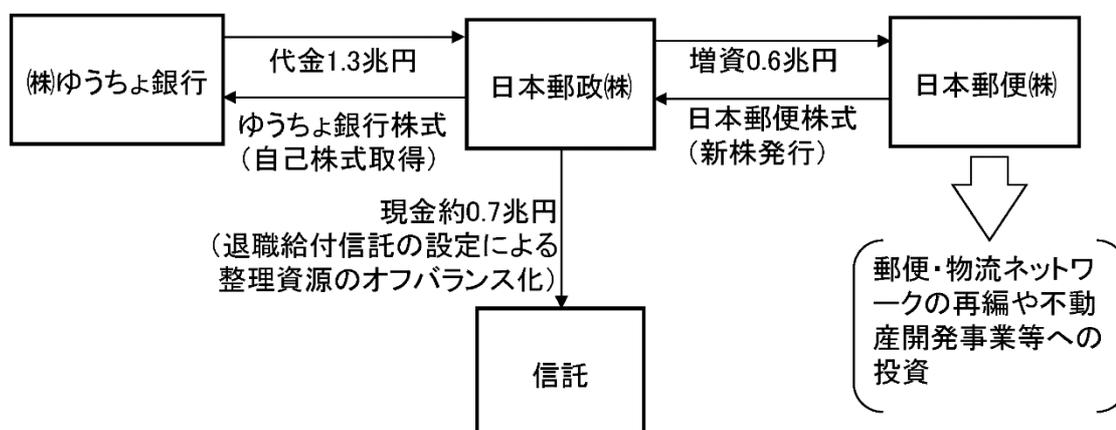
日本郵政は、平成26年度に株式上場に向けたグループ資本政策の一環として、

バランスシートの適正化等を図るための日本郵政による整理資源（昭和33年以前から郵政事業に携わっていた者に支払う恩給相当の負担）約7,000億円の退職給付信託の設定

成長のための投資財源を確保するための日本郵便の6,000億円の増資

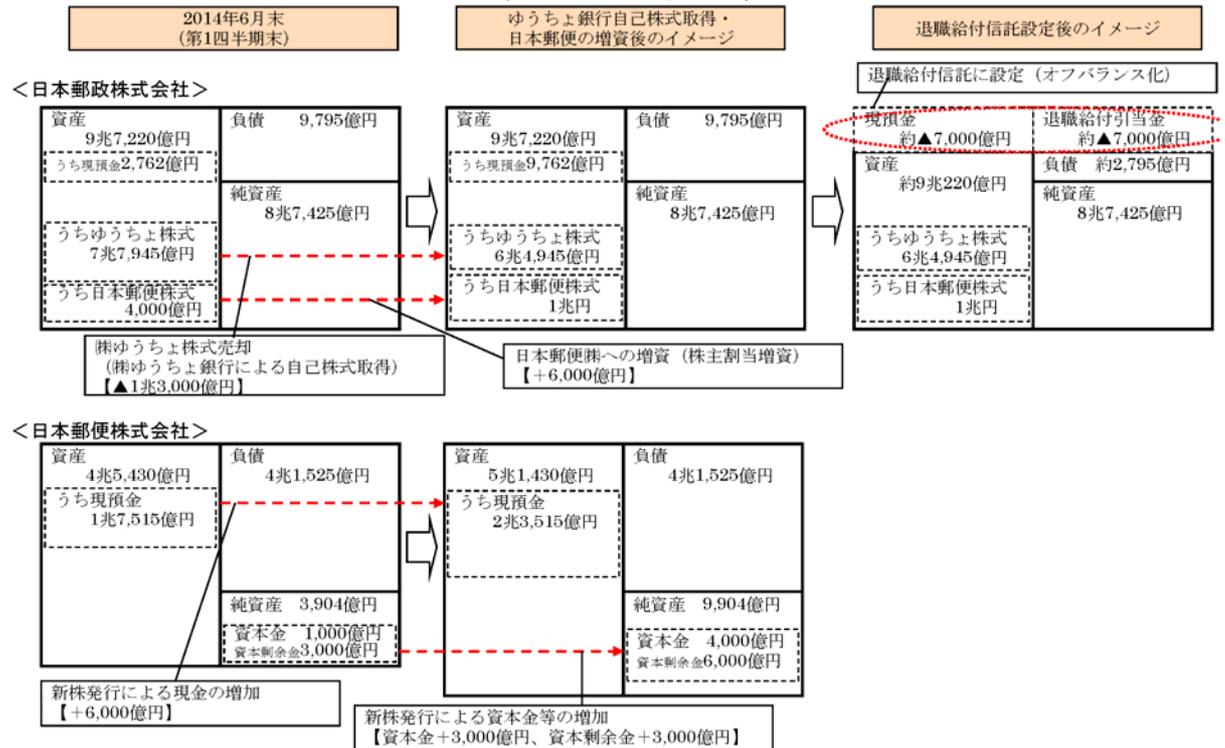
に必要な資金を手当てするためのゆうちょ銀行による1.3兆円相当の自己株式取得により日本郵政グループの資本の再構成を実施した。

<全体スキーム>

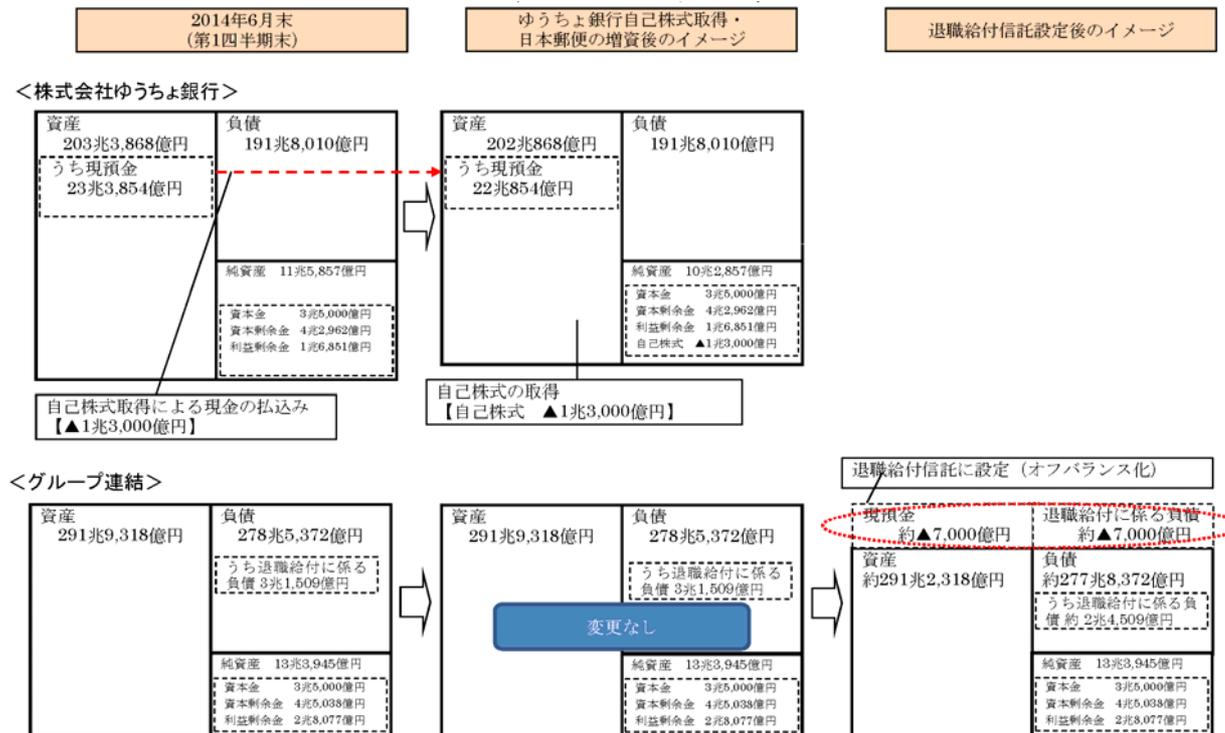


(資料) 第122回民営化委員会配布資料

< 各社の財務諸表 >



注) 2014年6月末の貸借対照表に本件の取引を機械的に反映したものであり、実際の9月末の貸借対照表の数字とは異なります。



注) 2014年6月末の貸借対照表に本件の取引を機械的に反映したものであり、実際の9月末の貸借対照表の数字とは異なります。

(資料) 第122回民営化委員会配布資料

人事政策

ア 採用・人材育成

新卒採用については、グループ合同で募集活動を実施しており、会社別、コース別（総合職／業務職（地域基幹職、CS職、営業職）／一般職）に採用を行っている。また、民営化以降、毎年度、期間雇用社員から正社員への採用を実施しており、平成26年度においては約5,000人の期間雇用社員を正社員に採用している。

人材育成については、各社における研修のほか、グループとしてのシナジー効果を高めるため、郵政大学校において、グループ横断的な研修を実施している。グループ各社間の連携を図ることにより、グループとしての一体感を醸成するとともにグループ各社の円滑な業務運行が可能となるよう、各社間で調整し、積極的にグループ間相互の人事交流（出向）を行っている。

<日本郵政グループの採用>

□ 新卒採用

- ◆ 新卒採用の募集活動はグループ合同で実施
- ◆ 会社別、コース別（総合職／業務職（地域基幹職、CS職、営業職）／一般職）に採用
- ◆ 学生の就職先企業として広く認知されており、就職希望企業ランキングも上位に位置

<新卒採用数の推移>

	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月(注)
日本郵政株	—	20人	約30人
日本郵便株	1,503人	1,498人	約5,400人
株ゆうちょ銀行	419人	383人	約370人
株かんぽ生命保険	120人	330人	約360人
合計	2,042人	2,231人	約6,160人

注：平成27年2月現在の採用内定者数

□ 期間雇用社員の正社員採用

- ◆ 期間雇用社員の雇用の安定及び労働条件の改善を図り、業務運行やサービス品質の向上を図るため、民営化以降、毎年度、期間雇用社員から正社員への採用を実施（民営化以降、延べ2万人超を正社員へ採用）
- ◆ 平成26年度は、4月1日に約5,000人、平成27年度は、4月1日に約3,000人の期間雇用社員を正社員へ採用

<これまでの正社員採用数 合計>

会社名	正社員採用者数
日本郵政株	65人
日本郵便株郵便コース	16,154人
日本郵便株窓口コース	6,244人
株ゆうちょ銀行	448人
株かんぽ生命保険	229人
合計	23,140人

※ 平成27年4月1日採用予定者を含む。

（資料）第130回民営化委員会配布資料

< 日本郵政グループの人材育成 >

□ コース制に基づく適切な人事管理

- ◆ 平成26年4月1日から導入したコース制(総合職/業務職(地域基幹職、CS職、営業職)/一般職)に基づき、各社員の期待役割に沿った育成、配置、異動、処遇に取り組み
- ◆ 意欲、能力の高い社員により大きな期待役割を担ってもらえるよう、コース制導入に合わせ、コース転換制度を設けている

□ 各社における人材育成

- ◆ 各社において、役職段階に応じた階層別研修と業務に応じた専門別研修を実施

階層別研修	新入社員研修、主任研修、課長代理研修、管理者研修 等
専門別研修	カウンターセールス研修、業務・金融・営業研修 等

□ 郵政大学校における人材育成

- ◆ グループ各社で実施する研修のほか、グループとしてのシナジー効果を高めるため、郵政大学校において、グループ横断的な研修を実施

< 主な研修名とその内容 >

総合職採用時合同研修	各社の総合職採用新入社員を対象に、グループに関して必要な知識を付与するとともに、グループの一体感・連携意識を醸成し、グループの競争力を高める
新任店舗長研修・管理者マネジメント研修	各社の局長・店長の新任者や管理者に昇職した社員を対象に、各役職としての意識を高め、マネジメント能力・部下指導力の向上を図るとともに、グループの一体感・連携意識を醸成し、グループの競争力を高める
総合職研修	各社の総合職コース転換試験合格者を対象に、本社で活躍する人材として必要な知識・能力を付与するとともに、グループの一体感・連携意識を醸成し、グループの競争力を高める
女性活躍推進に向けた研修	各社の女性社員を対象に、ライフイベントを踏まえた自らの働き方や生き方について、ディスカッションを通じて考える機会を提供するとともに、グループの一体感・連携意識を醸成する

(資料) 第130回民営化委員会配布資料

イ 新しい人事制度

日本郵政グループでは、「頑張った者が報われる人事・給与制度」とするため、労働組合との交渉を経て、インセンティブを拡大した給与体系等を導入するとともに、多様な働き方へのニーズに対応するため、新たな正社員区分として、業務範囲及び転勤範囲が限定された「(新)一般職」を設ける等の新人事・給与制度を順次導入している。

新制度の概要

コース

採用区分と職種区分が連動しない体系を改め、期待役割に応じたコース制を導入し、採用区分と職種を連動。

人事評価

平成26年度から、期待役割を定義した「役割等級定義書」に基づく新たな人事評価シートで評価を実施。

給与

平成27年度から、基本給を「役割基本給」と「役割成果給」に分割するとともに、調整額を廃止・手当化した新給与体系に移行し、人事評価を給与に反映。

ポイント制退職手当

平成27年度から、年功的な「最終給与比例制」を、職責(役割等級)や評価結果に連動した「ポイント制」に改定し、在籍期間中の貢献度や昇進スピードの差を的確に反映。

(新)一般職

現行一般職よりも業務範囲及び転勤範囲が限定(標準(定型)業務のみ、役職登用なし、転居を伴う転勤なし)された「(新)一般職」を導入。

< 新人事・給与制度の実施・導入状況 >

項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H26年9月までの導入状況
コース	○平成26年4月に、全社員が期待役割に基づくコース制に移行		コース移行 コース制			○平成26年4月1日付で、全社員を、「総合職」、「業務職(地域基幹職、CS職、営業職)」に振り分け、コース制を導入 ・総合職:約5,000人 ・業務職(地域基幹職、CS職、営業職):約18万2,000人
人事評価	○期待役割を定義した「役割等級定義書」に基づく新たな人事評価シートで平成26年度評価を実施	現行人事評価	新人事評価			○全社員に新評価シートを配布、評価基準を明示 ○年度目標の確認等の面談を実施
給与	○平成27年度から、基本給を「役割基本給」と「役割成果給」に分割するとともに、調整額を廃止・平準化した新給与体系に移行 ○平成26年度人事評価を給与に反映	現行給与(基本給・調整額・手当)	新給与(役割基本給・役割成果給・手当)	H26年度人事評価を 査定昇給・昇給に反映		[システム開発中]
日本郵便の 手当制度	○郵便事業の「業績手当」等については、平成26年度から実施	現行調整額 現行手当	新手当			○平成26年4月から、郵便事業の「業績手当」制度を導入
ポイント制 退職手当	○平成27年度から、ポイント制退職手当に移行 ○平成26年度人事評価をポイントに反映	現行退職手当	新退職手当(ポイント制)	H26年度人事評価を 役割等級ポイントに反映		[システム開発中]
(新)一般職	○期間雇用社員からの正社員登用は、平成26年度から実施 ○新卒採用は、平成27年4月採用から実施	募集・選考 リクルート開始	期間雇用社員からの正社員登用 新卒採用			○平成26年4月に、期間雇用社員から正社員に登用(4,704人) ○H27年4月は、正社員登用約2,700人、新卒採用約2,600人を予定

(資料) 第120回民営化委員会配布資料

ウ 女性の活躍・ダイバーシティの推進

日本郵政グループでは、女性が働きやすく働き甲斐のある職場づくり及び女性の視点・特性を活かした商品・サービス・営業体制の実現を目指し、育児支援制度の充実、女性管理社員の登用目標の設定などの女性登用・労働環境の整備や女性を意識した店舗展開に取り組むとともに、障がい者の積極的採用や定年退職者の再雇用等、ダイバーシティを推進している。

< 女性の活躍の推進状況 >

(1) 女性登用の推進

□女性管理社員の登用目標

平成26年5月に、グループ各社において、女性管理社員の登用目標を設定

	日本郵便	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	日本郵政
数値目標	7%程度	10%程度	10%程度	9.5%程度
達成期限	平成28年4月1日			

□女性活躍に向けた研修

女性社員のモチベーションアップ、役職者・管理者登用にに向けた準備等の観点から、郵政大学校や各社において、女性活躍に向けた各種研修・セミナーを計画的に実施

□女性活躍室の設置

女性活躍推進施策を一体的に実施し、「女性社員が働きやすく働き甲斐のある職場づくり」及び「女性の視点・特性を活かした商品・サービス・営業体制の実現」を目指し、平成26年9月に、日本郵便㈱に「女性活躍室」を設置

◆女性が働きやすく働き甲斐のある職場づくり

Ex. 女性社員のキャリア意識の醸成、リーダー候補者研修、管理者の意識改革、女性営業チーム・プロジェクトの創設 等
・ 赤羽局(東京都)での女性涉外社員チーム(レディース班)の設立

◆女性の視点・特性を活かした商品・サービス・営業体制の実現

Ex. 女性を意識した店舗展開 等
・ 八重洲地下街郵便局 ⇒ 初めのお客さまにも気軽に来店していただけるよう、開放感のあるお客さまロビーに、相談用のローカウンターを設置
・ 金沢近江町郵便局 ⇒ 観光でお見えになる女性のお客さま来店してみたくなるよう、周囲の景観に調和する和風の内外装や什器を配備するとともに、パウダーコーナーやベビーベッドを設置
・ 今後の新局等には、女性や高齢のお客さまにも利用しやすいロビー椅子や筆記台を配備

□再採用

育児・介護を理由として退職した正社員について、育児・介護の必要が解消した後、再び正社員として再採用する制度を導入

(資料) 第130回民営化委員会配布資料

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

□仕事と育児の両立支援

社員の仕事と育児の両立を支援するため、法を上回る制度を整備

<育児支援制度の例>

	1歳	3歳	小学校入学	小学校3年	以降
育児休業	法定	郵政			
育児部分休業	法定	郵政			
所定外労働の免除					
ベビーシッター一時かり利用助成					

□一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、民営化以降これまで2期(5年6月)にわたり各社において一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立に取り組んできた結果、グループ各社とも「子育てサポート企業」として「くるみんマーク」を取得。平成25年4月からは第3期の取組を行っており、仕事と家庭の両立支援の充実に向けた各種施策を実施中

- ◆ 各種情報をまとめた「ワーク・ライフ・バランスガイドブック」冊子を作成し、全社員へ配布
- ◆ 育児休業前からの職場復帰までの一連のサポート体制を「職場復帰プログラム」として整備・実施
- ◆ 育児休業中社員を対象にインターネットを活用した情報サポートサイトを構築
- ◆ 管理者研修、新規採用研修等において、男女共同参画・次世代育成支援等について研修が/キヤラムへ組み込み、研修実施
- ◆ ワーク・ライフ・バランスに関する各種セミナー等を実施
- ◆ 労使間で、職場環境整備等に向けた協議を実施



□(新)一般職及び短時間勤務職制度の創設

新たな人事・給与制度において、ワーク・ライフ・バランス等、多彩な働き方への社員のニーズを踏まえ、平成27年4月から、(新)一般職を創設(内部登用は平成26年4月から)するとともに、短時間勤務職制度を創設(55歳以上の社員が短時間勤務を選択可能とする制度の創設、また、介護等の必要な場合には50歳以上でも短時間勤務の選択を可能とするもの。)

(資料) 第130回民営化委員会配布資料

<ダイバーシティの推進状況>

(1) 障がい者雇用(グループで約6,000人を雇用)

□障がい者の積極的採用

- ◆ 郵便局等の清掃等業務に従事する知的障がい者の期間雇用社員採用
- ◆ 郵便局等の業務ができる障がい者のハローワーク等との積極的連携による採用

□障がい者定着のための職場環境の整備・育成等

- ◆ 障がいの種類等による従事可能な業務例、採用に当たっての事前準備・採用後のサポート等を網羅したマニュアルを郵便局等へ配布指導、また、各種コーチを配置

□特例子会社の設立・積極的活用

- ◆ グループ各社における障がい者雇用の促進と実雇用率算定におけるグループ適用を可能とするため、平成19年11月に「ゆうせいチャレンジド(株)」を設立(平成20年3月に日本郵政株の特例子会社として認定)

(2) 高齢者対策・外国人の採用

□高齢者対策(グループで約8,700人を雇用)

高齢者雇用安定法に基づき、正社員を定年退職する者で、高齢再雇用社員への採用を希望する者については、満65歳まで高齢再雇用社員として雇用

□外国人の採用

- ◆ 国家公務員時代は、外国人の採用は限定的であったが、民営化後は外国人の採用に係る制約がなくなったことから、現在は、採用に当たって、特段の制限は設けていない
- ◆ 今後のグループの事業展開等を考慮しながら、必要に応じ外国人の採用拡大についても検討

(資料) 第130回民営化委員会配布資料

グループ横断的な提携

民営化後、日本郵政グループ各社では、企業価値向上のため各種企業との提携を進め、相互のお客様満足の向上に資する商品・サービスの提供を推進している。日本郵政では持株会社としてグループ横断的な提携を進めている。

<日本郵政グループが包括的に提携している主な事例>

<p>ローソン株式会社 (2002年～)</p> <p>○万代シティ郵便局(新潟県)(2014年7月1日開局)</p> <p>【主な取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 郵便局とローソン店舗の併設(2014年11月末現在 39局) ② ローソン店舗に郵便差出箱の設置及び店舗でのゆうパックの取扱い ③ 特約郵便物販サービス(日本郵便株100%子会社)によるローソン運営(15店舗) 等 													
<p>イオン株式会社 (2006年～)</p> <p>○イオンモール新潟南郵便局(新潟県)(2014年4月21日開局)</p> <p>【主な取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① イオンショッピングセンター等への郵便局出店(民営化以降 5局) ② ミニストップ(イオングループ)に郵便差出箱の設置及び店舗でのゆうパックの取扱い ③ イオンショッピングセンター等へのゆうちょATMの設置(約350拠点) 等 													
<p>アメリカンファミリー生命保険会社 (2013年～)</p> <p>○取扱郵便局(日本郵便)拡大状況</p> <p>【主な取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取扱郵便局の拡大 ② 株式会社かんぽ生命保険による代理代行 ③ 日本郵政グループ向け専用商品の開発及び販売 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2008 10月</th> <th>2009 7月</th> <th>2012 10月</th> <th>2014 3月</th> <th>2014 10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取扱局数 (累計)</td> <td>300</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,990</td> <td>10,022</td> </tr> </tbody> </table>		2008 10月	2009 7月	2012 10月	2014 3月	2014 10月	取扱局数 (累計)	300	1,000	1,500	2,990	10,022
	2008 10月	2009 7月	2012 10月	2014 3月	2014 10月								
取扱局数 (累計)	300	1,000	1,500	2,990	10,022								

(資料) 第126回民営化委員会配布資料

シェアードサービス

日本郵政は、グループ経営の効率化の観点から、電気通信・情報処理サービスや人事・経理業務等のグループ各社の間接業務を日本郵政及びその子会社へ移管・集約するシェアードサービスを実施している。民営化後シェアードサービスの対象業務を徐々に拡大するとともに、子会社への移管による業務運営の効率化を推進している。

<主なシェアードサービス対象業務>

主なシェアードサービス対象業務	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
電気通信役務及び情報処理サービスの提供								日本郵政が実施
人事及び経理に関する業務								日本郵政インフォメーションテクノロジーに業務委託 ▲日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社
給与計算業務								日本郵政スタッフが実施
経理計算業務								日本郵政スタッフが実施
福利厚生に関する業務								日本郵政スタッフが実施
健康管理業務								日本郵政が実施
人間ドック検診関連業務								日本郵政が実施
不動産の管理等に関する業務								日本郵政が実施
人材派遣・紹介等の業務								日本郵政スタッフが実施
グループ各社からの請負業務(採用事務支援等)								日本郵政スタッフが実施
コールセンターに関する業務								▲日本郵政スタッフ種別業 日本郵政が実施 日本郵政スタッフが実施

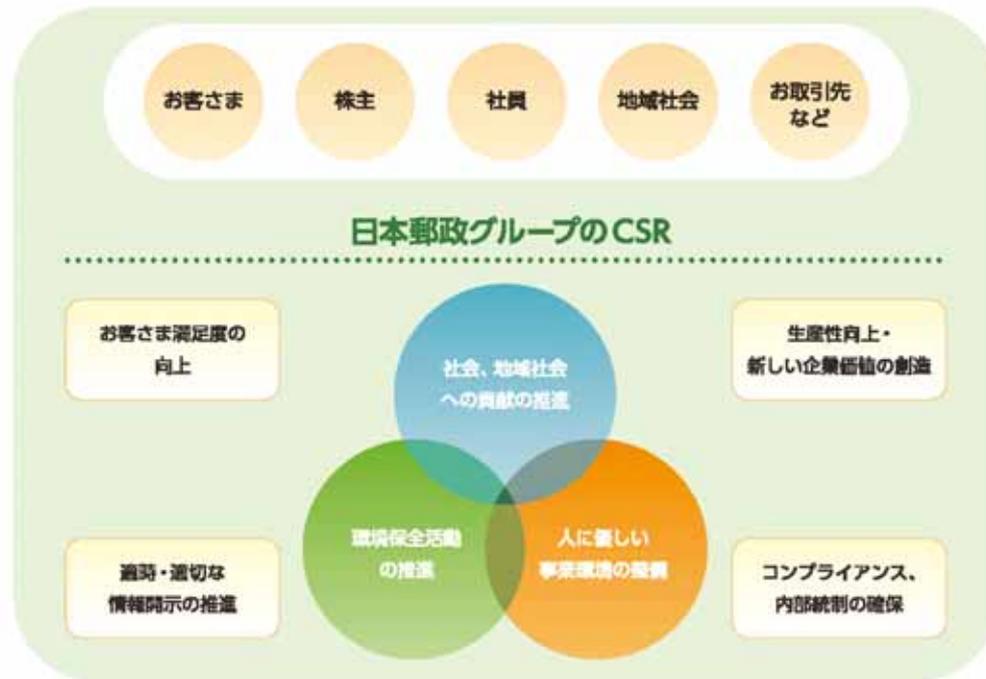
● 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社を中心に、クラウド技術の導入や基幹システムの再構築を推進中。
● 日本郵政スタッフ種別業においては、今後もシェアードサービスの対象業務の拡大を検討。

(資料) 第126回民営化委員会配布資料

日本郵政グループのCSR

日本郵政グループでは、グループ経営理念の実現を図り、持続的な成長を確保するための活動として、グループCSR基本方針の下で、JP子どもの森づくり運動をはじめとするCSR活動に取り組んでいる。

<グループCSR基本方針>



(資料) 日本郵政グループ「社会・環境レポート2014」

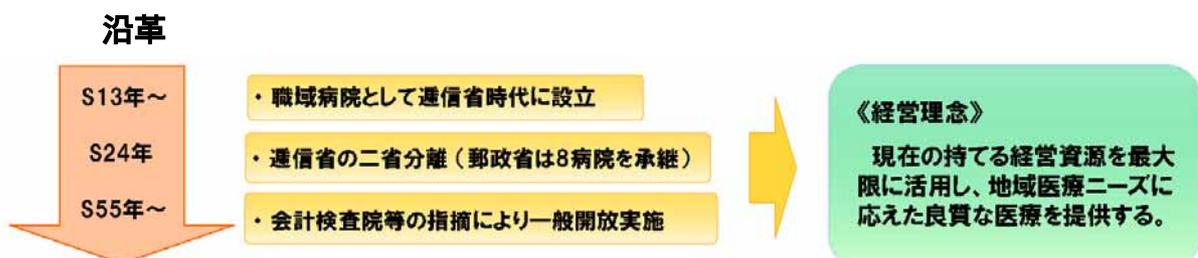
病院事業

ア 経営の現状

診療報酬・薬価基準の改定による病院収入の減少、臨床研修医制度改革による中小病院における医師不足、患者の専門病院・大病院志向、病院間における集患競争の激化を背景として、病院の経営環境は厳しいものとなっており、平成26年では8割近くの病院が赤字となっている（一般社団法人全国公私病院連盟、一般社団法人日本病院会「平成26年病院運営実態分析調査」(平成26年6月期調査)）。

逓信病院については、これらの要因に加えて、中小規模の病院が多いことや施設・設備の老朽化等固有の課題があり、患者の減少傾向が続き厳しい経営状況にある。

<逓信病院の設置状況>



組織・体制

(平成27年3月31日現在)

病院名	所在地	診療科数	病床数
札幌通信病院	札幌市南区	6科	98床
仙台通信病院(1)(2)	仙台市青葉区	10科	130床(稼働:90床)
東京通信病院	千代田区富士見	22科	477床
横浜通信病院(1)	横浜市神奈川区	8科	93床(稼働:54床)
名古屋通信病院	名古屋市東区	10科	96床
新潟通信病院(2)	新潟市中央区	7科	52床
富山通信病院	富山市鹿島町	5科	50床
京都通信病院	京都市中京区	11科	99床
大阪北通信病院(1)	大阪市北区	10科	73床(稼働:51床)
神戸通信病院(1)(2)	神戸市中央区	9科	95床(稼働:60床)
徳島通信病院	徳島市伊賀町	5科	51床
広島通信病院	広島市中区	7科	110床
福岡通信病院	福岡市中央区	13科	192床(療養:45床)
鹿児島通信病院	鹿児島市下伊敷	7科	50床

【規模】通信病院全体...1,666床(東京が最大で477床、福岡が192床、他は100床規模8病院、50床規模4病院)

- 1 一病棟一時休止中
- 2 平成27年4月1日事業譲渡

(資料)第126回民営化委員会配布資料から作成

< 通信病院の利用状況 >

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
入院患者数	37万人	34万人	34万人	33万人	32万人	31万人
外来患者数	106万人	104万人	101万人	95万人	89万人	85万人

(資料)日本郵政提出資料(平成26年8月1日)から作成

イ 経営改善の取組

日本郵政では、厳しい経営状況を踏まえて、増収策、PR策、効率化・費用削減策を中心とする経営改善に取り組んでいる。

具体的には、増収策としては、ターゲットを絞った地域連携活動による紹介患者増、緩和ケア病棟の稼働率アップによる患者・収入増(東京)、大学病院医学部との地域包括医療連携モデルの推進(名古屋)、大病院の後方支援病院としての役割強化(推進中の病院:横浜、京都、広島)に取り組んでおり、PR策としては、地域コミュニティ誌等への通信病院記事の掲載、健康教室等の開催、地域催し等への参加を推進している。効率化・費用削減策としては、職種別業務量把握に基づく業務応援等による効率的な病院運営に努めるとともに、診療科の一時休止の検討も行っている。

また、日本郵政ではこれらの経営改善の取組とともに、一部の通信病院の譲渡等を含む見直しを進めることにしており、平成27年4月1日には新潟、神戸、仙台的3つの通信病院について、他の医療法人に事業譲渡を行った。

宿泊事業

ア 経営の現状

宿泊業界では、平成20年のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、新型インフルエンザの影響、また東日本大震災の影響により全国的に旅行需要の低迷が続いてきた。海外旅行から国内旅行にシフトする動きが出てきたこと等により国内宿泊旅行者数は増加がみられるものの旅館数は減少が続いている。

宿泊事業については、平成20年度に景気の影響等のため、52億円の赤字を計上した後、費用削減をはじめとする経営改善に努力しているものの厳しい経営状況が続いている。かんぼの宿の利用状況は、平成24年度以降は、宿泊人数は横ばい、客室稼働率・宿泊単価は回復傾向にある。

< 宿泊施設の設置状況 >

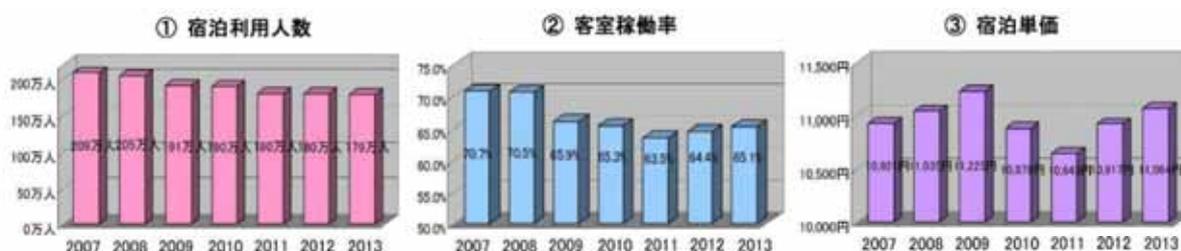
(平成27年3月31日現在)

施設	施設数
かんぼの宿	61か所
かんぼの郷(1)	1か所
ラフレさいたま(1)	1か所
ゆうぼうと世田谷レクセンター(1)	1か所
ゆうぼうと(2)	1か所
メルパルク(2)	11か所

- 1 かんぼの郷、ゆうぼうと世田谷レクセンターについては運営を他の法人に、ラフレさいたまはJ Pホテルサービス株式会社に委託している。
- 2 ゆうぼうとは、平成20年12月1日から、メルパルクは平成20年10月1日から定期建物賃貸借契約を締結し、日本郵政は施設運営事業から撤退している。

(資料) 第126回民営化委員会配布資料から作成

< かんぼの宿の利用状況 >

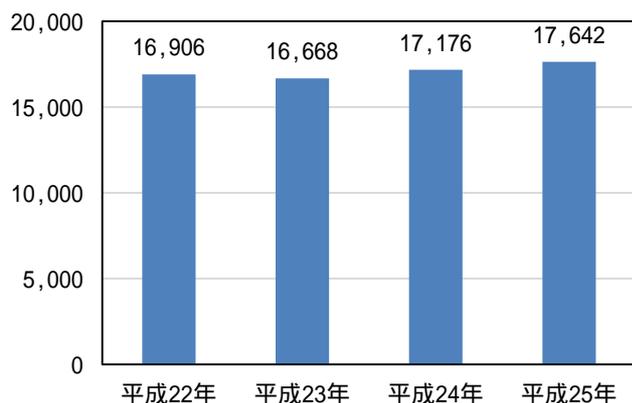


	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
① 宿泊利用人数	209万人	205万人	191万人	190万人	180万人	180万人	179万人
② 客室稼働率	70.7%	70.5%	65.9%	65.3%	63.5%	64.4%	65.1%
③ 宿泊単価	10,921円	11,035円	11,225円	10,878円	10,643円	10,917円	11,064円

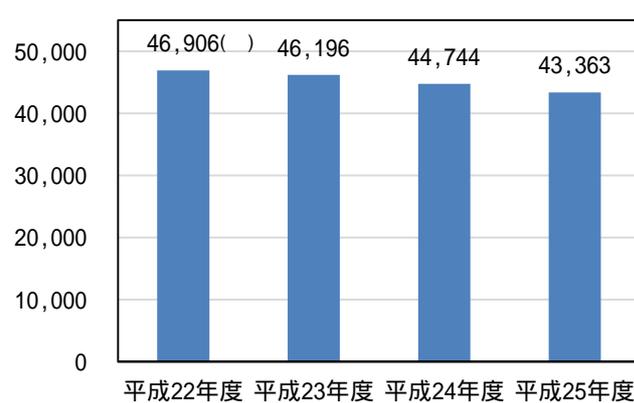
(資料) 第126回民営化委員会配布資料

< 国内宿泊観光旅行延べ人数の推移 >

(万人)



< 旅館営業数の推移 >



東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

(資料) 国土交通省「旅行・観光消費動向調査」及び厚生労働省「衛生行政報告例」から作成

イ 経営改善の取組

日本郵政では、厳しい経営状況を踏まえ、増収施策、費用削減施策、戦略的な設備投資を中心とした経営改善計画を策定して、経営改善の取組を進めている。

具体的には、平成26年度においては、宿の魅力を維持・向上させるための戦略的リニューアル、会員制度の充実・活用等による収益性の向上、営業推進態勢の強化、要員配置の適正化や食材の原価管理の徹底などの効率化の推進等に取り組んでいる。

なお、これらの取組とともに、経営の効率化を進める観点から、施設配置の見直しを進めており、平成26年度に7施設を営業終了し、うち1施設は、希望する自治体に譲渡した。また、平成27年度中に9施設を営業終了することも決定している。

平成26年度に営業終了した施設

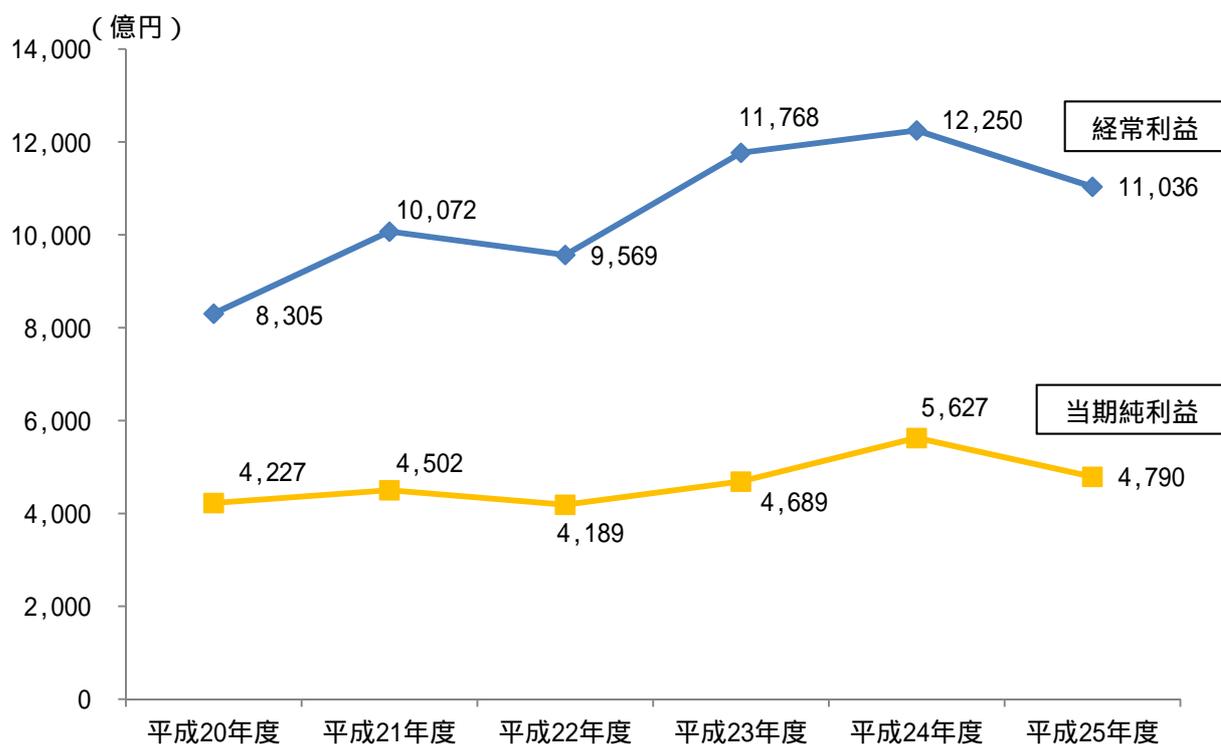
- ・ かんぼの宿 十勝川、横手、草津、山代、修善寺
- ・ かんぼの郷 白山尾口、宇佐

平成27年度に営業を終了する施設

- ・ かんぼの宿 三ヶ根、熊野、白浜、皆生、美作湯郷、坂出、道後、山鹿、那覇レクセター

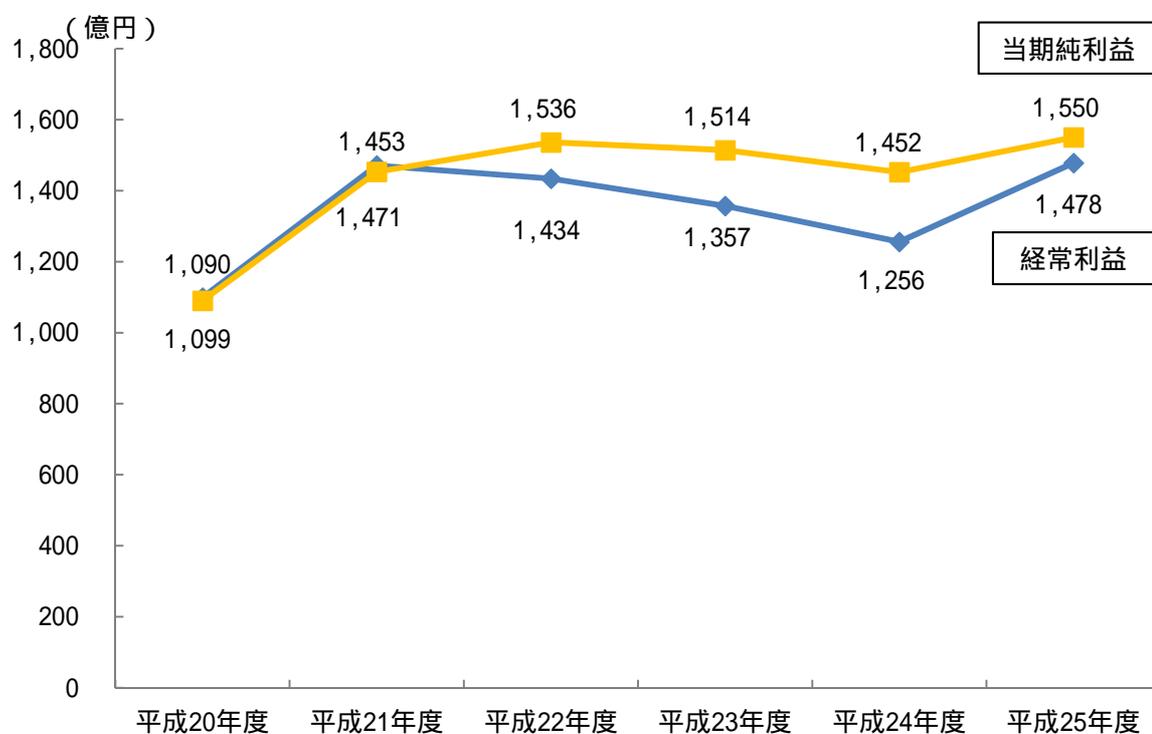
2 主な経営指標の状況

<日本郵政グループ（連結）の利益の推移>



(資料) 日本郵政決算資料から作成

<日本郵政（単体）の利益の推移>



(資料) 日本郵政決算資料から作成

< 各社の決算概要 >

(百万円)

	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
日本郵政グループ (連結)	経常収益	19,961,705	18,773,630	17,468,947	16,661,440	15,849,185	15,240,126	10,803,637
	経常利益	830,565	1,007,260	956,917	1,176,860	1,225,094	1,103,603	843,390
	当期純利益	422,793	450,220	418,929	468,907	562,753	479,071	404,669
	純資産額	8,746,172	9,625,962	9,999,952	10,935,358	12,448,197	13,388,650	14,779,688
日本郵政	営業収益	303,099	317,087	305,878	287,633	265,304	272,988	222,504
	経常利益	109,919	147,179	143,466	135,773	125,666	147,837	143,817
	当期純利益	109,026	145,389	153,622	151,404	145,228	155,090	152,213
	純資産額	8,147,114	8,265,323	8,382,804	8,496,547	8,602,843	8,719,384	8,765,488
日本郵便(1)	営業収益	1,293,229	1,263,975	1,256,349	1,208,447	2,054,124	2,773,958	2,118,008
	経常利益	83,880	62,439	58,260	42,745	100,299	52,532	23,543
	当期純利益	40,843	32,981	30,661	18,826	83,012	32,911	17,469
	純資産額	244,352	267,122	289,538	300,700	543,076	560,972	987,871
郵便・物流(2)	営業利益	44,888	42,779	103,473	22,354	37,405	9,454	11,260
窓口(3)	営業利益	68,375	52,173	49,548	33,417	27,216	37,545	28,989
ゆうちょ銀行	経常収益	2,488,552	2,207,942	2,205,344	2,234,596	2,125,888	2,076,397	1,568,478
	経常利益	385,243	494,252	526,550	576,215	593,535	565,095	419,915
	当期純利益	229,363	296,758	316,329	334,850	373,948	354,664	280,036
	純資産額	8,179,574	8,839,547	9,093,634	9,818,162	10,997,558	11,464,524	11,348,200
かんぽ生命保険	経常収益	15,533,727	14,591,640	13,375,468	12,538,618	11,834,920	11,233,925	7,723,394
	経常利益	214,285	379,623	422,207	531,388	529,375	463,506	377,729
	当期純利益	38,316	70,126	77,276	67,734	91,000	63,428	73,702
	純資産額	1,072,756	1,169,366	1,207,690	1,292,077	1,464,771	1,534,457	1,886,616

1 平成24年10月1日に郵便局会社が郵便事業会社と合併し、商号を「日本郵便株式会社」に変更したため、平成23年度以前においては、合併前の郵便局会社の数値を記載。また、平成24年度においては、合併前の郵便局会社の期間(平成24年4月～9月)と、郵便局会社と郵便事業会社の合併後の日本郵便の期間(平成24年10月～平成25年3月)を合算した数値を記載。

2 統合前の郵便事業会社と統合後の郵便・物流事業セグメントの数値を記載。

3 統合前の郵便局会社と統合後の窓口事業セグメントの数値を記載。

(資料) 日本郵政決算資料から作成

民営化後、グループの連結決算は、経常収益の減少傾向が続いている。

平成25年度の連結決算は、日本郵便は増収となったものの、かんぽ生命保険の標準利率の引下げの影響や、金利低下の影響によるゆうちょ銀行の資金運用収益の減少等により、減収(15兆2,401億円、3.8%)減益(4,790億円、14.9%)となっている。

平成26年度第3四半期連結決算においても減収(10兆8,036億円、5.5%)となったが、ゆうちょ銀行の収益源の多様化による資金利益の増加等により増益(4,046億円、+2.6%)となった。

なお、日本郵政単体の決算では、平成25年度は関係会社受取配当金の増加(前期比258億円増の1,312億円)等により、増収増益となっている。

< 病院事業の損益状況 >

(百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業収益	23,193	23,190	24,091	25,179	25,252	24,902
事業費用	28,253	28,964	29,464	30,120	30,098	30,683
事業損益	5,059	5,773	5,373	4,941	4,845	5,781

(資料) 日本郵政決算資料から作成

< 宿泊事業の損益状況 >

(百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業収益	37,668	35,238	34,115	31,731	32,278	31,874
事業費用	42,871	38,447	37,362	34,725	33,693	33,725
事業損益	5,202	3,208	3,246	2,993	1,414	1,851

(資料) 日本郵政決算資料から作成

2 日本郵便の経営状況及びサービスの維持・向上

一 共通事項

1 日本郵便の発足

改正民営化法の成立により、郵便事業会社と郵便局会社は合併（存続会社は郵便局会社）し、日本郵便に再編成されることとなった。日本郵政グループでは、改正民営化法の成立から会社統合日（平成24年10月1日）までの準備期間が限られていたことから、統合作業を会社統合日まで（第一段階）と平成25年度中（第二段階）の二つのステージに分けて、第一段階においては、利用者の利便性回復を早期に実現することを優先した取組を実施し、第二段階において、組織の実質的統合を図ることとした。

二社の統合により、本社・支社・郵便局の共通部門の統合や郵便局の管理者の一本化等の組織のスリム化が図られるとともに、郵便・貯金・保険の三事業を郵便局で一体的に提供する体制が整い、二社に分けられていた不動産を一体的に活用できる等の効果が発揮されている。

また、郵便・物流事業と窓口事業を一体的に取り組むことができるようになったことにより、郵便窓口・ゆうゆう窓口の一本化等、利用者の利便性の向上や営業の効率化を図るための取組が始められている。

経営理念

「日本郵便は、全国津々浦々の郵便局と配達網等、その機能と資源を最大限に活用して、地域のニーズにあったサービスを安全、確実、迅速に提供し、人々の生活を生涯にわたって支援することで、触れ合いあふれる豊かな暮らしの実現に貢献します。」

- ・ 郵便、貯金、保険の郵政の基幹サービスを将来にわたりあまねく全国で提供します。
- ・ 社会の変化に的確に対応し生活を豊かにする革新的なサービス提供に挑戦します。
- ・ 企業ガバナンスを確立し、コンプライアンスを徹底することにより、企業としての社会的責任を果たします。
- ・ お客さまから愛され、地域から信頼、尊敬されるよう、社員一人ひとりが成長し続けます。

（資料）日本郵便ホームページ「企業情報」

2 内部管理態勢等

日本郵便は、監査役会設置会社とされており、取締役社長の諮問機関として執行役員で構成される経営会議を設置し、重要な業務について協議・報告を行っている。また、経営会議の諮問機関として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の専門委員会が設置されている。

内部監査については業務執行部門から独立した監査部門を設置するとともに、全国50か所に監査室を配置している。

コンプライアンスについては、本社（支社ごとに設置している本社直轄のコンプライアンス室を含む）にコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス・オフィサーを配置するほか、本社・支社の各部署及び郵便局にコンプライアンス責任者を配置している。

日本郵政グループ各社において上場準備作業が進められているが、日本郵便でも予算統制、内部監査に係る態勢整備、内部統制報告制度（J-SOX）への対応など、上場審査基準に準拠する態勢の整備・強化を図っている。

このように内部管理態勢を整備しているところであるが、郵便物等の放棄・隠匿事案等のコンプラ

イアンス上の問題が発生しており、平成24年5月には総務大臣から郵便物の隠匿等部内者犯罪の防止に関する指導を、同年9月には内容証明郵便物の謄本の亡失の防止に係る指導を受けている。また、平成25年11月には、同業他社と同様に、一部の取扱郵便局において保冷荷物の取扱方法、保冷機材等に不備があったことが判明した。

日本郵便では、郵便物等の放棄・隠匿については、引き続き社員の育成強化策を展開するほか、防犯重点ルール等の周知・指導を徹底することとしている。内容証明郵便物の謄本の亡失については、謄本の保存状況の定期点検等の措置を講じている。保冷荷物の取扱いについては実地点検を行い、取扱方法の改善指導、不足のあった保冷機材の補充等の改善を実施しており、今後も取扱方法に係る研修、月1回の自主点検、繁忙期前の立入点検等を行うこととしている。

3 地域・社会への貢献

日本郵便では、手紙振興に向けた取組として、小中高生に対する「手紙の書き方体験授業」の支援やコンクール、イベント等の取組を推進している。お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）に基づく年賀寄附金助成事業では、社会福祉の増進、青少年の健全育成、非常災害時の救助・災害の予防、地球環境の保全等の事業を行う団体に対し寄附金を配分している。第三種郵便物・第四種郵便物の取扱いも引き続き行っている。

民営化前より、過疎地のひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯を対象に、郵便の配達社員による励ましの声かけ等を行う「ひまわりサービス」を実施しており、平成25年10月からは、郵便局社員が利用者宅を訪問、生活状況を確認し、その結果をあらかじめ利用者が指定した報告先に知らせる「郵便局のみまもりサービス」を試行実施している。

郵便局の窓口では、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）に基づく住民票の写しの交付等の証明書交付事務、その他バス回数券・ごみ処理券等の販売事務等を行っている。

その他、子供110番や防災協定等、郵便局ネットワークを活用して地域社会への貢献を推進しており、今後もふるさと納税手続の利便性向上のための取組等を行うこととしている。

また、これら郵政事業の地域貢献等に関する各種取組について理解を得るとともに、利用者の視点や地域公共サービス・地域経済の観点等から日本郵便の取組について広く意見、要望等を聴くことを目的として、地域の有識者（自治体、経済団体・企業、学識経験者、婦人会、マスコミ等）を対象とした「郵政事業有識者懇談会」を年1回支社単位で開催している。

<ひまわりサービス> (団体)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25
提携地方公共団体数	118	100	112	95	100	100

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌等

<年賀寄附金配分助成事業> (百万円、団体)

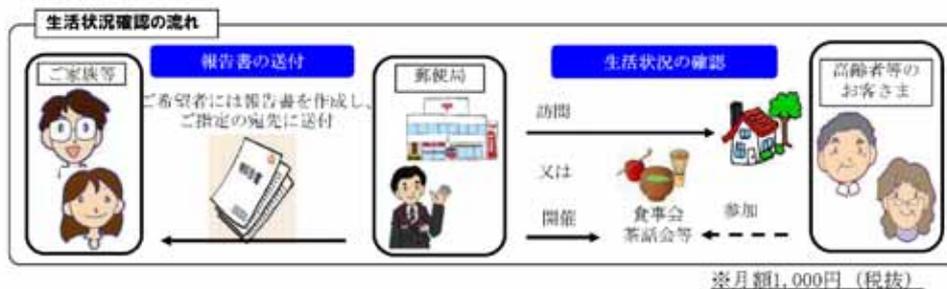
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金	483	446	400	459	688	600	604
配分団体	295	266	236	191	314	275	297

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

< 郵便局のみまもりサービス >

1. サービス概要

- 基本サービスとして、月1回の「生活状況の確認」のほか、「24時間電話相談」、「かまぼの宿の宿泊割引」、四半期に1回程度「会報誌」を提供しています。



2. 実施エリア 6エリア・103局で実施(2014年9月末時点)

都道府県	市町村	実施局数	都道府県	市町村	実施局数
北海道	登別市、白老郡白老町	13	石川県	珠洲市、鳳珠郡能登町の一部	14
宮城県	大崎市の一部、遠田郡涌谷町及び美里町	11	岡山県	新見市	20
山梨県	大月市、都留市、南都留郡西桂町及び道志村	18	長崎県	対馬市	27

(資料) 第124回民営化委員会配布資料

< 郵便局窓口における地方公共団体事務の取扱局数 >

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.9
1. 証明書交付事務	562	597	612	635	627	597	619
2. 受託窓口事務	3,467	3,424	3,411	3,486	3,504	3,507	3,412
(1) 受託販売事務	1,386	1,342	1,330	1,403	1,423	1,419	1,326
バス回数券などの販売	239	238	238	235	223	223	219
ごみ処理券の販売	757	748	751	841	857	879	875
し尿処理券の販売	32	32	25	25	25	25	21
入場券の販売	212	184	184	184	184	149	82
商品券の販売	0	0	0	0	0	3	2
ごみ袋の販売	362	353	348	353	326	333	311
(2) 受託交付事務 (バス利用券などの交付)	1,356	1,356	1,412	1,412	1,411	1,417	1,415
(3) 利用申込取次事務 (公的施設の利用申込 取次など)	1,238	1,233	1,233	1,235	1,234	1,233	1,232
合計	3,980	3,958	3,960	4,056	4,057	4,034	3,965

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌等

< 委託市区町村数の推移 >

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.9
証明書交付事務	151	155	160	166	160	160	163
受託窓口事務	109	105	106	108	110	111	101

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌等

二 郵便・物流事業

1 取組状況

(1) 経営方針等

グループビジョン

郵政グループビジョン2021では、IT化による郵便減少を物流分野により補完し、その責務であるユニバーサルサービスを維持するとともに安定的な黒字基調の経営を実現することを中長期的な基本戦略とし、短期的には2012年度（平成24年度）の単年度黒字化・2015年度（平成27年度）のゆうパック収支の黒字化の実現を目標としている。

具体的には、以下の項目に重点的に取り組んでいくこととしている。

- ・ 宅配分野の競争力確保（集配ネットワークの見直しによる郵便とゆうパックのネットワークの共用化）
- ・ 既存郵便分野の市場開拓（成長余地があるDM利用の拡大やITを利用した新サービス）
- ・ 生産性の向上とフロントライン強化（ネットワークの再編やフロントラインの管理手法の改善）
- ・ 周辺産業の開拓（郵便局のスペースの有効活用の推進やネット通販等に対する総合的なプラットフォームの構築等）

中期経営計画

中期経営計画では、郵便・物流ネットワークの再編等により、経営の効率化や生産性の向上を図るとともに、ゆうパック・ゆうメールの拡大を目指すこととし、具体的には以下のとおり取り組んでいくこととしている。

主要施策

収益力の強化（3年間でゆうパック取扱個数5億個、ゆうメール取扱物数40億個を達成）

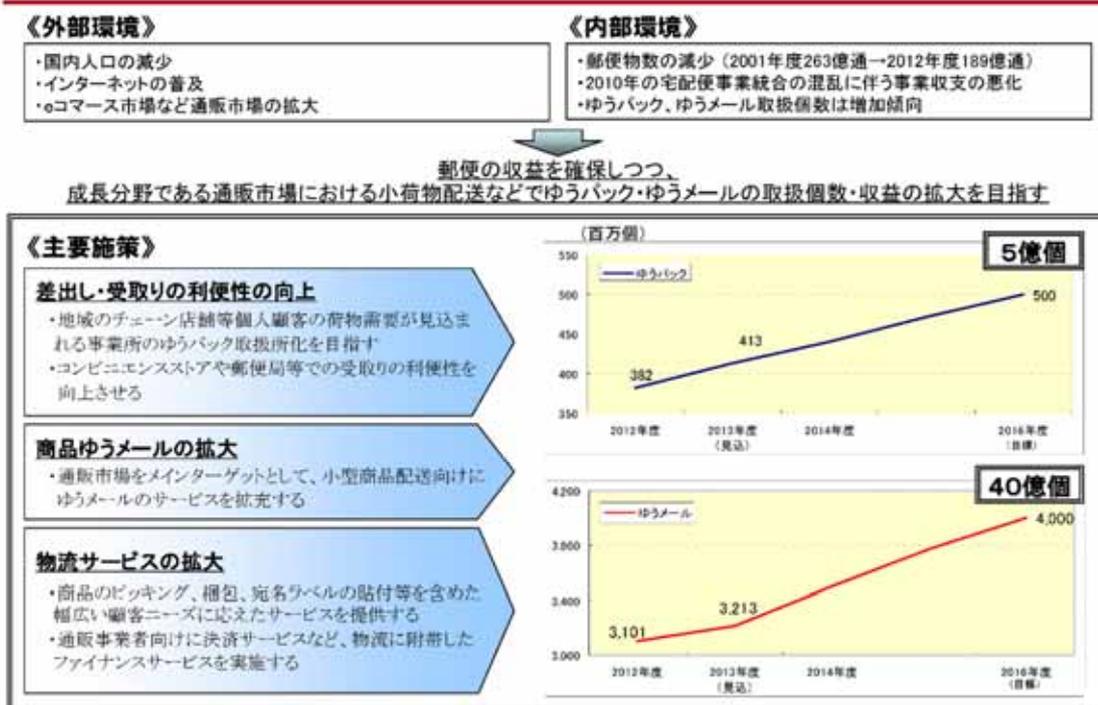
- ・ 差出し・受取りの利便性の向上
- ・ 商品ゆうメールの拡大
- ・ 物流サービスの拡大
- 地域・社会への貢献
- ・ 郵便のユニバーサルサービスの着実な実施
- 成長のための投資
- ・ 郵便・物流ネットワーク再編
- ・ 次世代郵便情報システムの開発
- マネジメントの刷新・事業継続のための環境整備
- ・ サービス提供環境の整備

経営目標（平成28年度） 日本郵便全体

- | | |
|-------------|-----------|
| ・ 郵便・物流事業収益 | 1兆8,600億円 |
| ・ 郵便局事業収益 | 1兆2,100億円 |
| ・ 経常利益() | 720億円 |
| ・ 当期純利益() | 280億円 |

<郵便・物流事業の主要営業目標>

【主要営業目標】「ゆうパック5億個」と「ゆうメール40億個」の獲得



(資料) 日本郵政グループ中期経営計画

事業計画 (平成26事業年度事業計画)

中期経営計画の初年度である平成26年度の事業計画においては、収益力の強化、生産性の向上・ネットワーク価値向上、企業基盤の強化を主要施策とし、以下のとおり取り組むこととしている。

業務運営の基本方針

- ・ 景気回復期への転換を踏まえた収益拡大
- ・ 持続的な成長に向けたビジネススタイルの変革
- ・ 将来に向けた基盤整備
- ・ 上場企業グループに求められる内部統制の確立

主な実施施策

- ・ 収益力の強化 (ゆうパック事業・ゆうメール事業の既存サービスの内容見直し、改善・拡充、新規サービスの開発等)
- ・ 生産性の向上・ネットワーク価値向上 (集配局の内務作業の集中・機械化による郵便・物流ネットワーク再編、集配業務の生産性向上、運送便の積載率向上、次世代郵便情報システムの構築等)
- ・ 企業基盤の強化 (頑張った人が報われる新たな人事・給与制度の導入・定着等)
- ・ 東日本大震災からの復興支援

主な計画値

- ・ 内国郵便物 183億5,000万通
- ・ ゆうパック 4億4,100万個
- ・ ゆうメール 35億個

総務大臣の要請事項

1. 民営化を着実に推進する観点から、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化などを着実に進めるとともに、システムや施設・設備などの戦略的投資を行うに当たっては、経営基盤の強化、国民利用者のニーズへの対応・円滑かつ確実なサービス提供など利用者利便の向上に配慮すること。
2. 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、高齢化の進展に対応し、地域活性化に資する観点から、公益性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。

(2) 具体的取組

サービス水準の維持・向上

郵便サービスについては、郵便法等においてユニバーサルサービスの範囲及びサービス水準（引受、料金、配達）が規定されており、これらについては二社統合後も基本的に変更はない。なお、ゆうパック等の荷物については、民営化時にユニバーサルサービスの対象から外されている。

郵便のユニバーサルサービス

<サービスの範囲>

サービスの範囲			
対象サービス	【郵便法に基づき提供される郵便サービス】		
	○内国郵便		
		大きさ(注1)	重さ(注1)
		最大	最小
第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付けられれば可	4kg以下
第二種郵便物(郵便葉書)			—
第三種郵便物(定期刊行物)			1kg以下
第四種郵便物(盲人用点字等)			1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能 (注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下 ○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下) ○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達			

※ 荷物(いわゆる「ゆうパック」等)は、郵便法の規律の対象ではなく、宅配便事業等と同じ位置付けとされている。

※ 特殊取扱のうち、速達、代金引換及び年賀特別郵便等は、郵便法上、ユニバーサルサービスの提供は義務づけられていない。

(資料) 第128回民営化委員会配布資料

< サービス水準 >

サービス水準	
引受	【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】 <small><郵便法第70条3項、施行規則第30条2項(郵便業務管理規程の認可基準)></small> ・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	【郵便局の設置】 <small><日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条1項～3項></small> ・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料金	【全国均一料金でなるべく安い料金】 <small><郵便法第67条、施行規則第29条></small> ・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制) ・最軽量(25g以下)の場合については、82円以下の料金
配達	【週6日 原則1日1回の配達】 <small><郵便法第70条3項、施行規則第30条3項></small> ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと
	【(差し出された日から)原則3日以内に送達】 <small><郵便法第70条3項、施行規則第30条5項></small> ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶上記以外の離島 5日以内
	【全国あまねく戸別(あて所)配達】 <small><郵便法第70条3項、施行規則第30条3項></small> ・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること ※冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域

(資料) 第128回民営化委員会配布資料

ア 引受

日本全国に設置されている郵便ポストの本数は、平成25年度において約18万3千本となっており、コンビニ内設置の郵便ポストの増減等により年により若干の変動はあるものの設置水準は維持されている。

郵便ポストと相まって郵便の簡易な差出しを可能とする郵便切手の販売を行う郵便切手類販売所数もおおむね維持されている。

< 郵便ポスト設置数 >

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
設置数	192,213	188,326	186,753	185,409	181,895	182,839

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

< 郵便切手類販売所・印紙売りさばき所数 >

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
設置数	144,481	144,306	144,165	144,155	144,153	144,504

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

イ 料金

郵便料金については、はがき(第二種郵便物)の50円、封書(25gまでの定形郵便物)の80円といった基本的な料金は維持されてきたが、平成26年4月の消費税率引上げに伴い、消費税増税分を賄うために改定が行われた。具体的には、個々の料金を108/105倍した上で、端数を四

捨五入し、全体で8%に収まるように端数を処理することにより増税分を料金に転嫁することとされた。なお、郵便料金改定に合わせて2円切手、52円切手、82円切手等の発行が行われている。

ゆうパックの運賃については、民営化以降、チルド料金の重量制からサイズ制への移行等の一部料金体系の変更を除き、改定は行われてこなかったが、郵便料金と同様に消費税率引上げに伴い、増税分を適正に賄うため改定が行われた。

ウ 配達

日本郵便では、郵便サービス品質の一層の向上を図るため、郵便物の送達日数の達成割合を調べ、その調査結果を公表している。

なお、民営化に先立って行われた集配拠点の再編に伴い、配達局が変更されたり、1人の配達担当者の配達エリアが変更になったこと等により、個々の利用者でみると、1日の中での配達時間が民営化前後で変化したケースがあるが日数には変化はない。

< 全国の平均送達日数達成率 >

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国平均	98.3%	98.5%	98.5%	98.6%	98.5%	98.6%
同一都道府県あて	98.6%	98.7%	98.9%	99.0%	98.9%	99.0%
隣接都道府県あて	97.8%	98.2%	98.0%	97.8%	98.0%	98.0%
その他都道府県あて	98.1%	98.3%	98.0%	98.1%	97.8%	98.0%

郵便日数表（サービスレベル一覧表）に定める配達日数どおりに届いた郵便物数の割合を示したもの
（資料）日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

経営体質の強化

日本郵便では、IT化の進展に伴う郵便物数の減少、物流分野での厳しい競争等の経営環境の中で収支改善を図るため、オペレーション費用の徹底的な削減、トラック内の積載率の向上、効率的・効果的な要員活用等に取り組むとともに、郵便・物流ネットワークの再編、次世代郵便情報システムをはじめとするシステム基盤整備等の生産性向上の取組を進めている。また、労働市場環境が変化する中で、安定的な労働力を確保するため「(新)一般職」の活用等も進めている。

郵便・物流ネットワークについては、民営化に先立ち、集配拠点の再編を行い、集配郵便局を区分・集配作業を行う支店(1,088)と区分された郵便物の配達等を行う集配センター(2,560)に再編するとともに、それ以外の局(1,048)の無集配化を実施した。現在、郵便物やゆうパック、ゆうメール等の区分作業を地域区分局に集中させ、区分作業を行う機械も地域区分局に集中配置し、機械化・簡素化を進めることにより、郵便・物流ネットワーク全体の生産性を大幅に向上させるネットワーク再編の取組を推進している。

平成26年9月には、この郵便・物流ネットワーク再編の一環として、東京エリアを受け持つスーパーハブ(拠点)機能を持った地域区分局を埼玉県に設置することを発表するとともに、今後全国で設置予定の新たな地域区分局のうち、建設準備段階にある局の概要を発表した。

次世代郵便情報システムについては、システムの機能改善・操作性向上を図るとともに、配達予告メールの導入や、窓口での待ち時間短縮など、お客さまの利便性向上を目指し、先行稼働、後続稼働の二段階で開発を進めている。

先行稼働

宅配便事業の統合により発生したゆうパック処理の二重システムの状況を解消するとともに、その取扱方法を荷物の追跡情報と運賃を紐付けて管理する方式に統一

後続稼働

損益改善、サービス改善などの施策に柔軟に対応できるシステムを構築し、商品・サービス、オペレーション・間接業務の見直しによるコストの削減、経営管理の高度化を目指す
なお、後続稼働については、先行稼働においてゆうパックの追跡情報サービスなどに障害が発生したことを受けて、システム障害発生時の再発防止策を策定の上、開発に取り組んでいる。

ゆうパックについては、ＪＰエクスプレス社との統合に伴い、平成22年度に荷物収支全体で1,185億円の大規模な赤字を計上した。その後、中小口営業の推進等の営業努力、採算性の観点からの取引条件の見直し、集配委託契約の見直しや要員の適正配置、運送便の見直し等の業務効率化により、平成25年度には332億円まで赤字が縮小しており、今後通販市場・Ｅコマース市場を中心に積極的な営業活動を展開するとともに、オペレーション基盤の整備・利便性向上により、ゆうパックの平成28年度黒字化を目指すこととしている。

<日本郵便の郵便事業における労働力確保>

○当面の労働力確保策として、以下の対応を実施中

- ・正社員採用の増による長期・安定的な労働力の確保に加え、本年度創設された「（新）一般職」への大幅登用も実施
- ・比較的確保しやすい屋内作業要員を確保し、外務社員の屋外作業時間を確保し、外務労働力の不足に対応

1 正社員採用・登用の拡充

- ・ここ数年、抑制を続けていた新規採用を大幅拡充し、長期・安定的な労働力を確保
- ・併せて、優秀な期間雇用社員から、本年度創設された新たな正社員区分（（新）一般職）へ、相当数を登用
- ・また必要に応じ、中途採用による正社員の確保も実施

郵便事業における正社員採用・登用数の推移

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
新規採用	0	300	300	2,100
正社員登用	500	500	2,240	2,000
中途採用	0	0	460	—

2 外務社員の屋外作業時間の確保

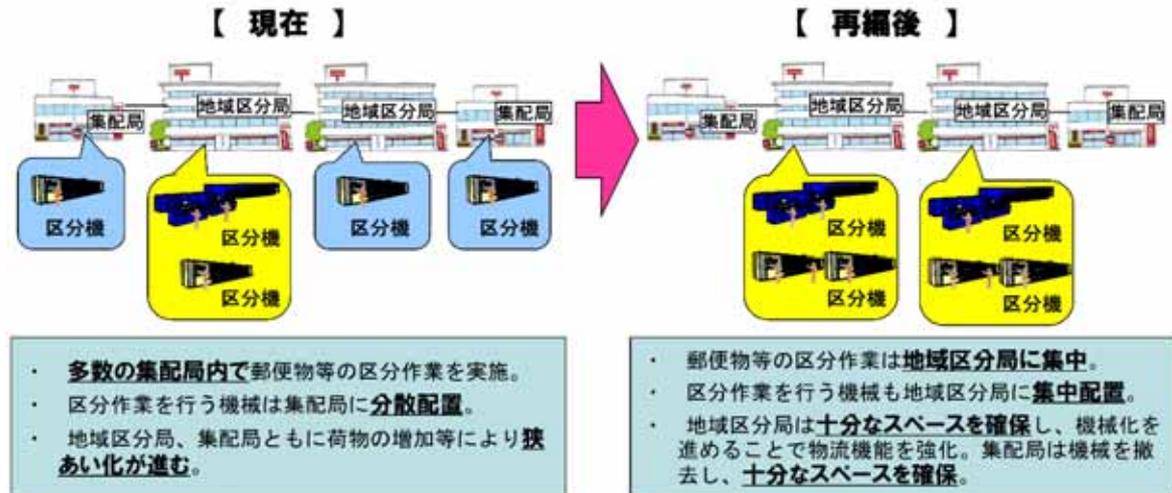
- (1) 期間雇用社員については、特に外務社員の確保が困難になりつつあるところ。
- (2) 一方、外務社員の1日の作業時間別割合を計測したところ、相当な時間を屋内作業に使用

比較的労働力が確保しやすい屋内作業である「道順組立」を切り出し、そこに女性労働力を活用することで、外務社員の屋外作業時間を確保し、生産性向上・労働力不足に対応

(参考)
・道順組立は、午前8時頃から午前中の作業（3-4時間程度）
・応募者は主婦層が主力

(資料) 日本郵便提出資料 (平成27年3月25日)

<郵便・物流ネットワーク再編>



(資料) 第124回民営化委員会配布資料

サービスの多様化

ア 内国郵便・物流事業

日本郵便では、インターネット通販の拡大、スマートフォン・タブレット端末の普及、サービス品質に対する利用者ニーズの多様化等の事業環境の変化に対応するため、商品・サービスの充実に取り組んでいる。

例えば、不在で持ち戻った郵便物・ゆうパックは原則再配達を行うこととしており、ゆうパックについては同業他社と同様に配達を行う従業員に携帯電話を持たせて直接再配達の受付を行う等の取組を進めている。また、受取人の利便性向上を図るため、EC(電子商取引)サイト事業者と連携して、あらかじめ利用者が指定したコンビニエンスストアで荷物を受け取ることができるサービスを実施している。

通販市場の拡大に対応した取組としては、インターネット通販事業者等向けの小型物品配送サービス(ゆうパケット)、インターネットオークションで取引される荷物等向けにオンラインで発行した発送ラベルにより差し出すサービス(クリックポスト)、返品・交換等の回収物流を行う法人向けのサービス(リターンパック)、商品プロモーションから、ECサイト構築、受注、クレジットカード決済等のファイナンスサービスやロジスティクスの支援、配送等を一貫して引き受ける「ワンストップ通販ソリューション」等を展開している。

IT化によるサービスの高度化にも取り組んでおり、郵便情報システムを刷新し、インターネットサービスの会員化による利便性の向上やゆうパックの配達予定日時を電子メールでお知らせするサービス等を提供している。今後、あらかじめ自分が選択した相手からのメッセージを、Web上でまとめて受け取り、保管できる新しいデジタルメッセージサービスの試行的な提供を開始することとしている。

郵便収入にとって重要な年賀状のプロモーションとして、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用する若者向けに実住所を知らなくともSNSアカウントやメールアドレスのみでリアルな年賀状を送ることが可能なサービスを提供している。

その他、オリジナルの切手を作成することができるフレーム切手のサービス、様々なテーマを取り扱った切手の発行等も行っている。

< 郵便・国内物流事業における主な新サービス等 >

	サービス等
平成20年 8月	インターネットによる転居届（e 転居）のサービス開始
平成21年 3月	「特定記録郵便」のサービス開始（郵便物等の引受けを記録するサービス）
平成21年 4月	「特定事項伝達型本人限定受取郵便」のサービス全国実施（受取の際に本人確認を行うサービス）
平成22年 4月	「レターパック」のサービス開始（4 kgまで全国一律料金で信書も送付可能）
平成24年 6月	当日配達ゆうパックの取扱いの拡大（引受対象場所・地域の拡大）
平成25年 4月	「ゆうびんポータル」のサービス開始（1つのID（メールアドレス）とパスワードでWebから再配達、集荷の申し込み等が可能）
平成25年 6月	ローソンストア100にポストを設置、ゆうパック引受開始
平成25年10月	「配達時間帯指定郵便」のサービス開始（差出人が配達時間帯を指定できるサービス）
平成26年 5月	「リターンパック」のサービス開始（回収物流向けサービス）
平成26年 6月	「ゆうパケット」のサービス開始（通販事業者等向け小型物品等配送サービス）
平成26年 6月	「クリックポスト」のサービス開始（オンライン荷物発送サービス）
平成26年 8月	SNS上のみでの友人・知人への紙の年賀状の発送サービスの提供
平成26年 9月	日本郵便デリバリー(株)によるゆうパックの集荷サービスの開始
平成26年10月	通販ビジネス等向け決済サービスの提供
平成27年 1月	訪日中国人観光客向け日本製土産配送サービスの開始
平成27年 4月	「スマートレター」のサービス開始（1 kgまで全国一律料金で信書も送付可能）
平成27年 4月	「はこぼす」（ゆうパックの受取ロッカーサービス）の試行開始

< ゆうパケットの概要 >

1. サービスの特徴

- > 受取人さまのご自宅等の郵便受箱に投函するサービス（受取人さまの在宅不要）。
- > お取扱いする荷物は、3辺計60cm以下、長辺34cm以下、厚さ3cm以下で、重量1kg以下の小型物品等。
- > 追跡サービスをご利用いただけるほか、日曜日・祝日の配達も実施。
- > お客様さまのご利用形態に応じた運賃を提供（事前契約が必要）。
- > 付加サービスとして、『配達日指定』、『翌配ワイド』及び『当日配達』を提供。

2. サービス提供の狙い

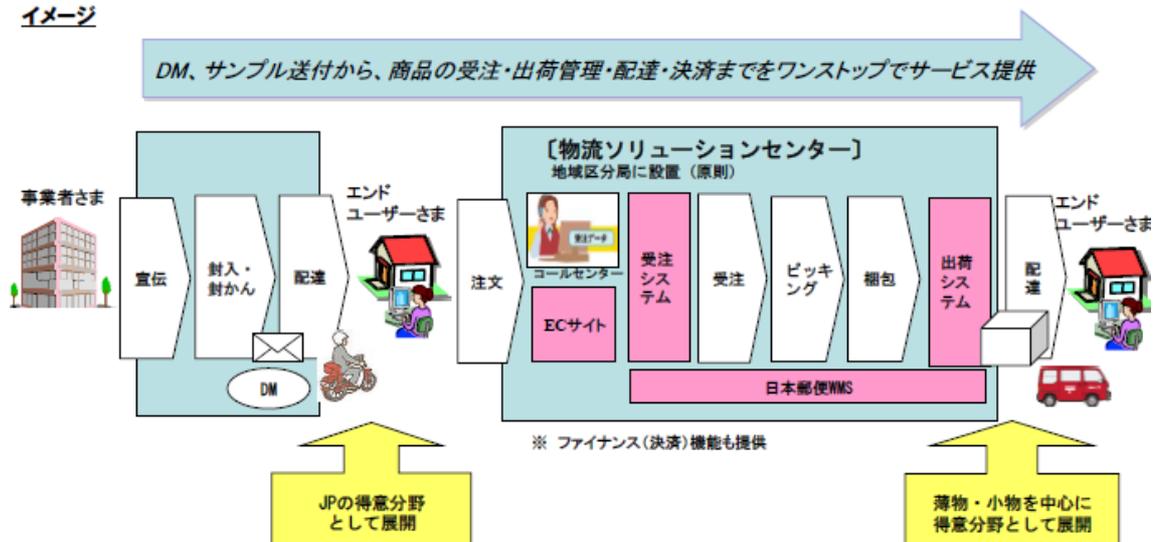
- > e-コマース市場の成長等に伴い、通販市場における荷物の発送個数が増加すると見込まれる。
- > 日本郵便株の郵便配達のネットワークを活かし、小型物品等の配達に係るコストを抑え、お客様に競争力のある運賃を提供することにより、通販等の小型物品配送市場におけるシェアを拡大する。

ゆうパケット

（資料）第124回民営化委員会配布資料

<ワンストップ通販ソリューションのイメージ>

イメージ



(資料) 第124回民営化委員会配布資料

イ 国際郵便・物流事業

日本郵便では、従前から提供している万国郵便条約等の条約・国際取り決めに基づく国際郵便に加え、民営化後、増大する国際物流のニーズに対応するため、法人利用者に対し、中国などアジアを中心に、航空貨物分野、国際ロジスティクス分野を主とし、国際物流事業を展開してきた。

こうした中で、EMS（国際スピード郵便）・小包・国際書留等の日本郵便が提供する国際郵便サービスは、料金や個人宅あて配達面で強みを有する一方で、各国の郵政事業体の配達品質によるという特性上、特に法人のニーズに対応できていない面があったことから、日本郵便では経験・実績のあるパートナーと連携することにより、国際物流事業の強化を図ることとした。

具体的には、平成26年9月に日本郵政グループにおける初めての海外企業への出資案件として、アジア市場への展開等を目的とする仏ジオポスト（GeoPost S.A.）及び香港レントングループ（Lenton Group Limited）との資本・業務提携に合意し、10月から当該資本・業務提携に基づき、国際Eコマース向けに従来の国際郵便サービスよりもサービスグレードの高い国際宅配事業（ゆうグローバルエクスプレス（UGX））を開始している。平成27年2月には、更なるグローバル展開を図るために、アジアパシフィック地域における高いプレゼンスを有し、フォワーディング事業や3PL（サードパーティ・ロジスティクス）事業に強みを持つ総合物流企業である豪州のトール社（Toll Holdings Limited）の発行済株式100%を取得し、子会社化することを発表した。日本郵便では、同社をグローバル展開のプラットフォーム企業と位置付け、同社の有する知見と経験を活用することにより、国際物流事業を拡大し、収益拡大を目指すこととしている。

その他、日本企業の中国への進出、販路開拓支援等のため中国に設立した現地法人による日本商品の商談会を開催したり、EMSにより保冷が必要な日本の食料品を送ることができるクールEMSの試行実施等の既存サービスの改善にも取り組んでいる。

< 国際郵便・物流の取組 >

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国際郵便 小口 小型 CtoC 国際宅配 国際フォワーディング 大口 大型 BtoB 国際ロジスティクス	個人・中小企業の海外配送支援 ●アジア主要都市あて翌日配達開始 ●国際郵便マイページオンラインショッピング開始	国際Eコマース市場の拡大に伴う海外配送支援 ●EMS年間割引開始 ●eBayとの連携 ●楽天との連携 ●国際eバケットの提供 ●クールEMSの開始 ●シンガポールポスト子会社と連携したサービス提供	買易貨物の輸出入支援 BtoB市場への取組 ●JPサンキューグローバルロジスティクス設立	多様化する国際Eコマースニーズに対応するため高品質・高付加価値のサービスを提供 ●ジオポスト・レントングループとの資本・業務提携及び国際宅配サービス開始	アジア市場を中心とした海外消費者市場拡大に伴う物流・輸出入代行支援 ●上海万博開催時の物資輸送 ●自衛隊PKOハイチ派遣物資の輸送 ●私から日本あて大型区分輸輸入 ●韓国からスウェーデンあて大型区分輸送 三国間物流	上海現地法人設立 ●日本産品の中国販路拡大のため「日本商品商談会 上海」を開催	

(資料) 第124回民営化委員会配布資料

< トール社の買収について >

- 引き続き日本のお客様にはユニバーサルサービス等を適切・確実に提供
- グローバル展開については、トール社の豊富なM&A実績やグローバルな経営手腕を活かし、アジアおよび欧米地域での更なるM&A等を通じて、物流業界におけるリーディングプレイヤーとなることを目指す

日本郵便 + トール社 = グローバルTOP5へ ※

ユニバーサルサービス

- 郵便局ネットワークを活用した郵便・貯金・保険のユニバーサルサービス等を提供

国際物流事業

- グローバル展開のプラットフォームとして、今後の成長を牽引



出所: 当社調べ

※ 主に郵便配達事業、フォワーディング事業、3PL事業に従事する企業を当社が抽出(2015年1月末時点で取得し得る売上高実績値(直近12カ月)を基に、金融等非物流事業セグメントを控除)日本郵便は2014年9月末までの実績値、トール社は2014年6月末実績値を採用
実績値の取得期間末日の為替レートを適用

(資料) 第130回民営化委員会配布資料

郵便の不正利用への対応

特殊詐欺や危険ドラッグの問題が大きな社会問題となる中、レターパックを利用した詐欺や品名を偽装して危険ドラッグを送るなど郵便サービスが悪用される事例が発生したことを受けて、日本郵便では関係機関とも連携の上、対策を講じている。

レターパックを使った詐欺事件への対応

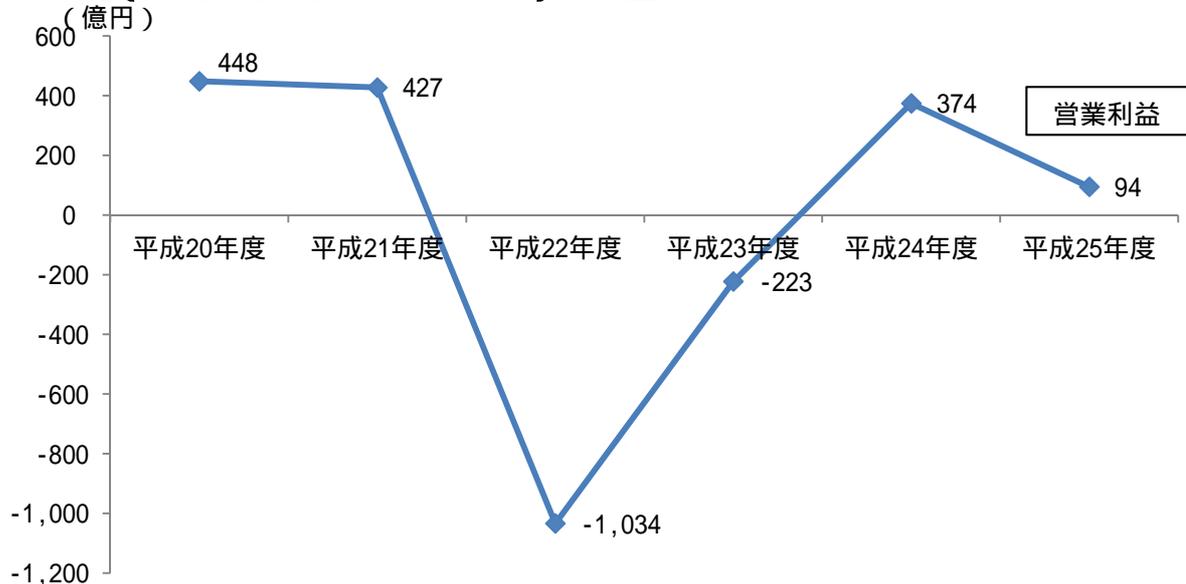
- 現金が入っている疑いのあるレターパックが差し出された場合の対応
警察が公表している詐欺の被害者が現金を送付した宛先リストを参考に用いつつ、郵便局において現金が入ったレターパックを送付することのないよう必要に応じてX線検査装置も使用して検査を徹底している。
- 注意喚起の実施
全郵便局窓口等において、窓口ディスプレイ広告の表示、レシートへの注意喚起文の掲載など、利用者に詐欺犯罪に対する注意喚起を実施している。

代金引換等に関する危険ドラッグ排除策

- 引受時・窓口交付時の資料確認の徹底
事前契約の不要な一般代金引換郵便物等の引受時及び窓口交付に際して必ず資料による確認を徹底することとした。
- 為替送金の廃止
一般代金引換郵便物の引換金の送金方法を口座開設時に既に本人確認が行われている口座送金のみとし為替送金の取扱いを廃止した。

2 主な経営指標の状況

<日本郵便（郵便・物流事業セグメント）の利益の推移>



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
営業収益	1,865,282	1,813,048	1,779,870	1,764,861	1,754,426	1,777,635	1,366,987
営業利益	44,888	42,779	103,473	22,354	37,405	9,454	11,260

(資料) 日本郵政決算資料から作成

< 郵便・物流事業の収支の状況（営業損益） >

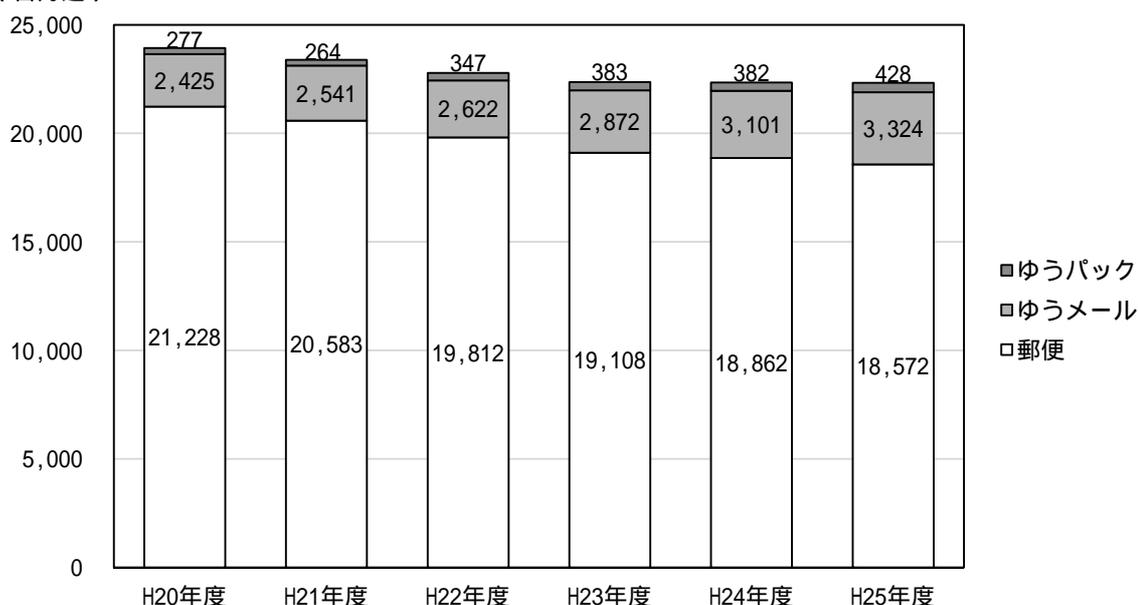
（億円）

種類別（年度）	H20	H21	H22	H23	H24 （上期）	H24 （下期）	H24 （単純 合算）	H25
郵便物	504	589	288	678	58	709	767	374
内国郵便	437	535	172	547	3	617	614	217
第一種（封書）	804	688	366	548	177	281	458	273
第二種（はがき）	67	73	199	8	211	294	83	39
第三種（雑誌、新聞）	105	89	89	67	31	30	61	63
第四種（通信教育等）	18	21	14	11	5	6	11	12
特殊取扱（速達等）	177	29	108	85	66	79	145	59
国際郵便	68	54	116	130	61	92	153	157
荷物（ゆうパック、ゆうメール等）	36	127	1,185	774	269	146	415	332

（資料）日本郵便ホームページ「郵便事業の収支の状況」

< 郵便物等の物数の推移 >

（百万通）



（資料）日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌及び日本郵政決算資料から作成

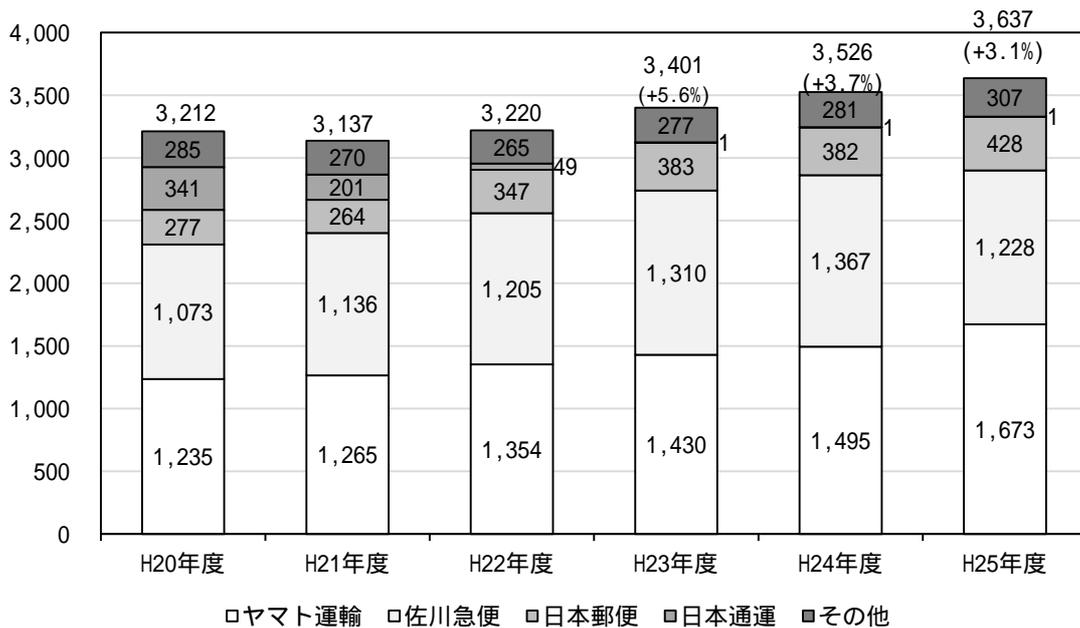
郵便・物流事業は、JPエクスプレス社との統合（ペリカン便の吸収）に伴い、平成22年度に営業赤字に転落したが、営業努力や経営の効率化等の取組により、平成24年度に営業黒字に転換した。

平成25年度決算では民営化後初めて増収を達成したが、取扱物数の増加に伴う人件費の増加等により、営業利益は対前期比279億円減の94億円となった。

この傾向は平成26年度においても続いており、平成26年度第3四半期決算では、ゆうパックの増加（+13.9%増）等により、引き続き増収となったものの、取扱物数の増加、雇用情勢による賃金単価の上昇に伴う人件費や集配運送委託費の増加等により減益（112億円）となっている。

(参考) 物流業界の動向
< 宅配便市場 >

(百万個)



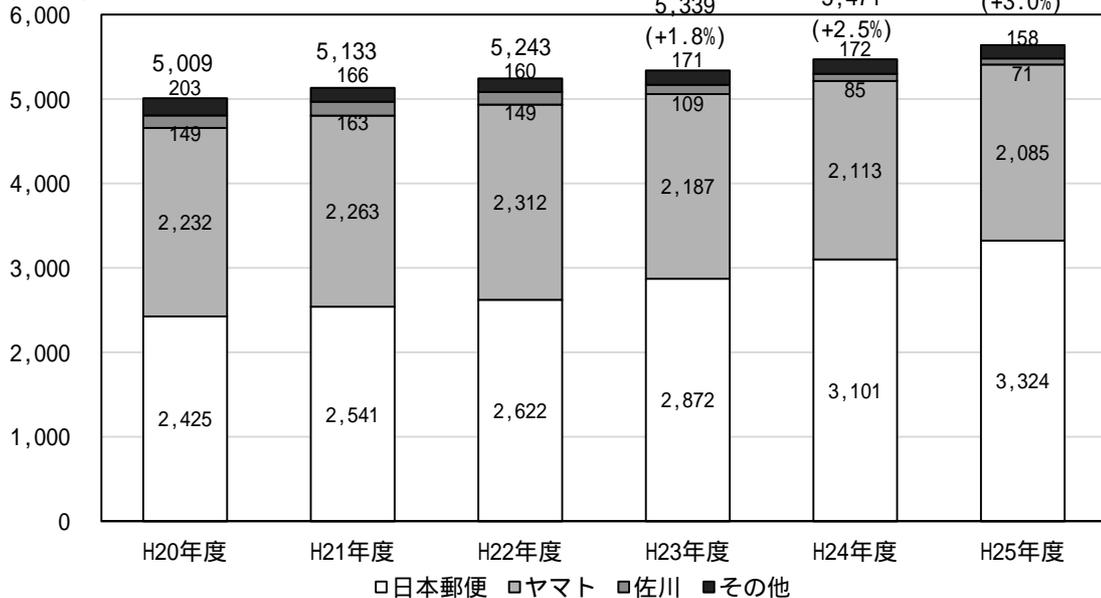
(資料) 国土交通省「宅配便等取扱実績」から作成

宅配便市場は、通販需要の拡大等により成長が続いており、平成25年度の取扱個数は、対前年度比3.1%増の36億3,668万個となっている。

市場全体の成長の一方で大手事業者による寡占化が進行しており、平成25年度には上位二社の合計シェアが約80%に達している。日本郵便も近年物数を大きく伸ばしているが、市場シェアは平成25年度において約12%となっている。

< メール便市場 >

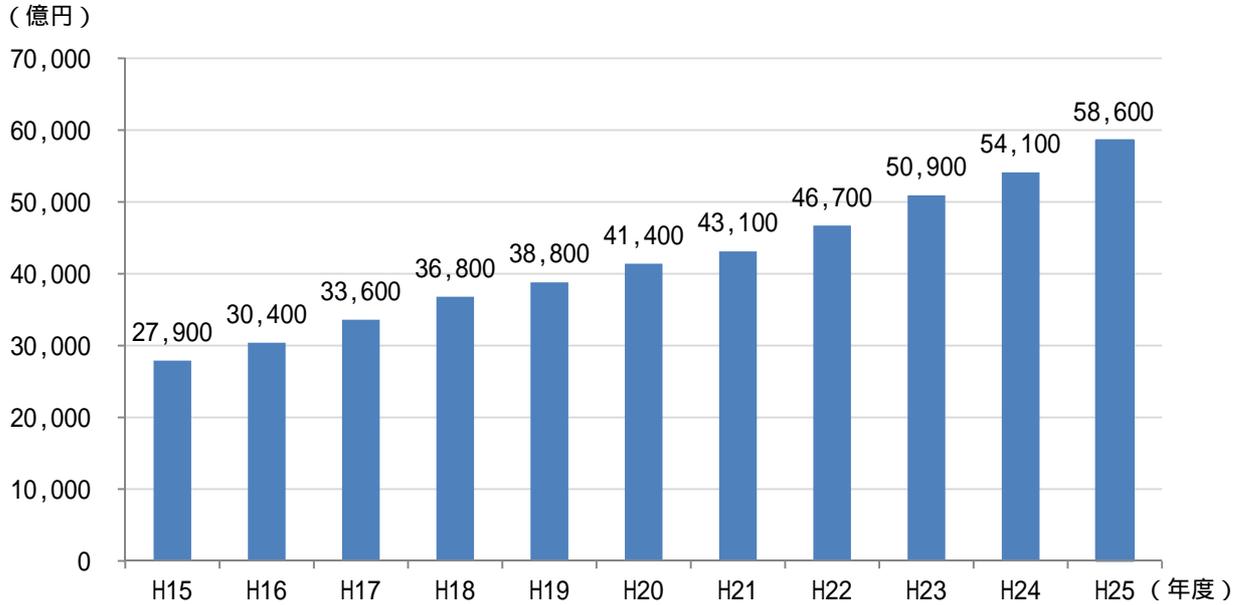
(百万冊)



(資料) 国土交通省「宅配便等取扱実績」から作成

宅配便市場と同様にメール便市場も拡大が続いており、平成25年度の取扱冊数は、対前年度比3.0%増の56億3,772万冊となっている。寡占化が進む市場の中で日本郵便はシェアを伸ばしており、平成25年度には約6割の市場シェアを獲得している。

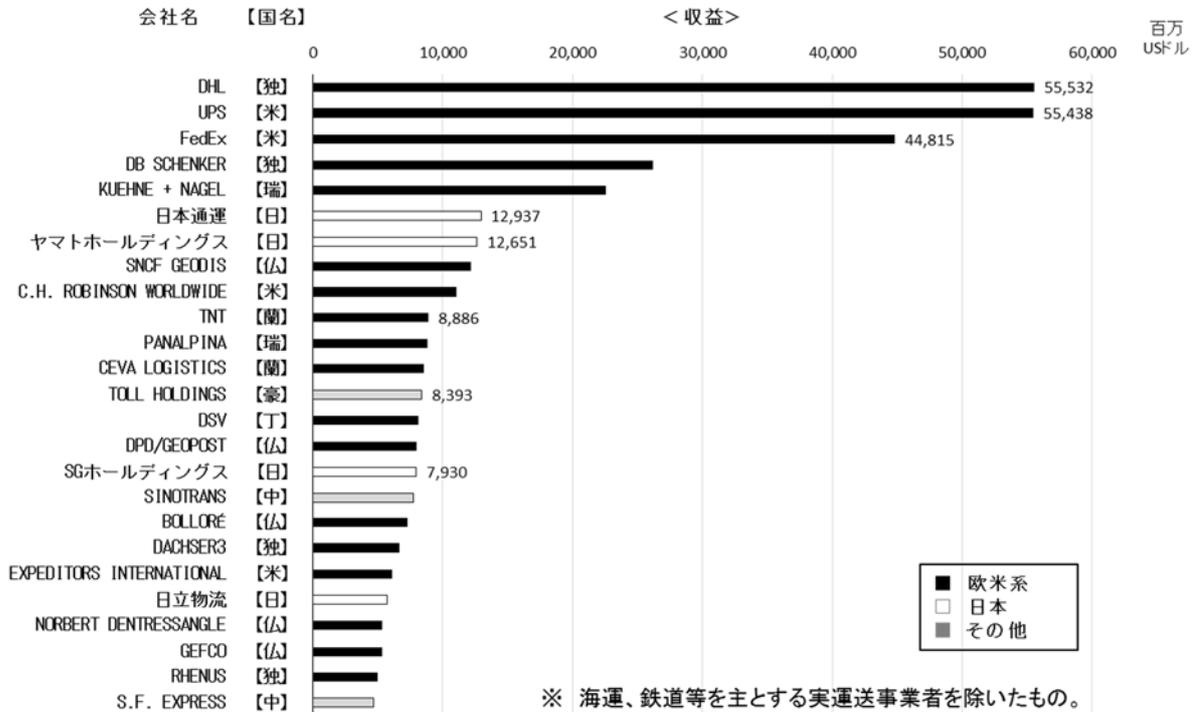
< 通信販売の市場規模の推移（推計値） >



(資料) 公益社団法人日本通信販売協会「売上高調査」から作成

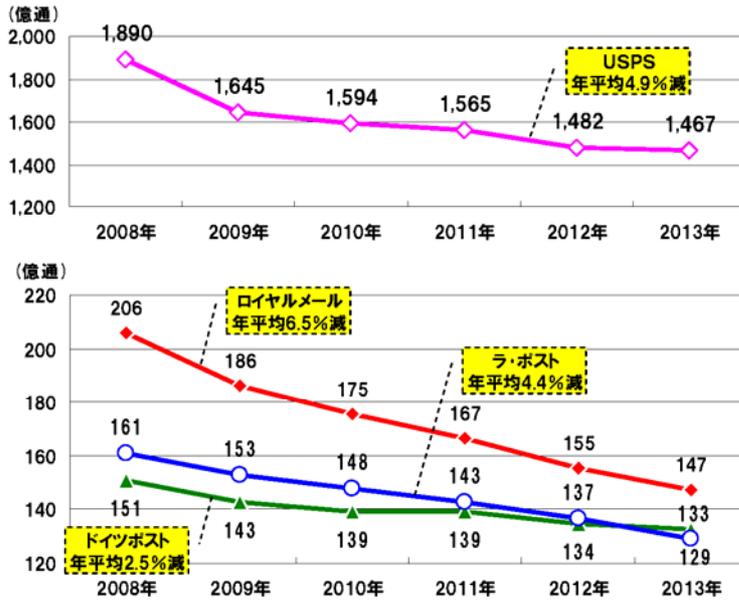
(参考) 諸外国の動向

< 世界の物流事業者の売上規模 >



(資料) SJ Consulting Group「Top 50 Transportation and Logistics Service Providers」から作成

< 欧米主要国における郵便物数の推移 >



< 備考 >

USPS(アメリカ)

ファーストクラス(手紙・はがき等)とスタンダードクラス(広告等)の郵便物数の合計
出所: USPS

ロイヤルメール(イギリス)

宛名付き郵便物数
出所: 英通信庁(Ofcom)

ラ・ポスト(フランス)

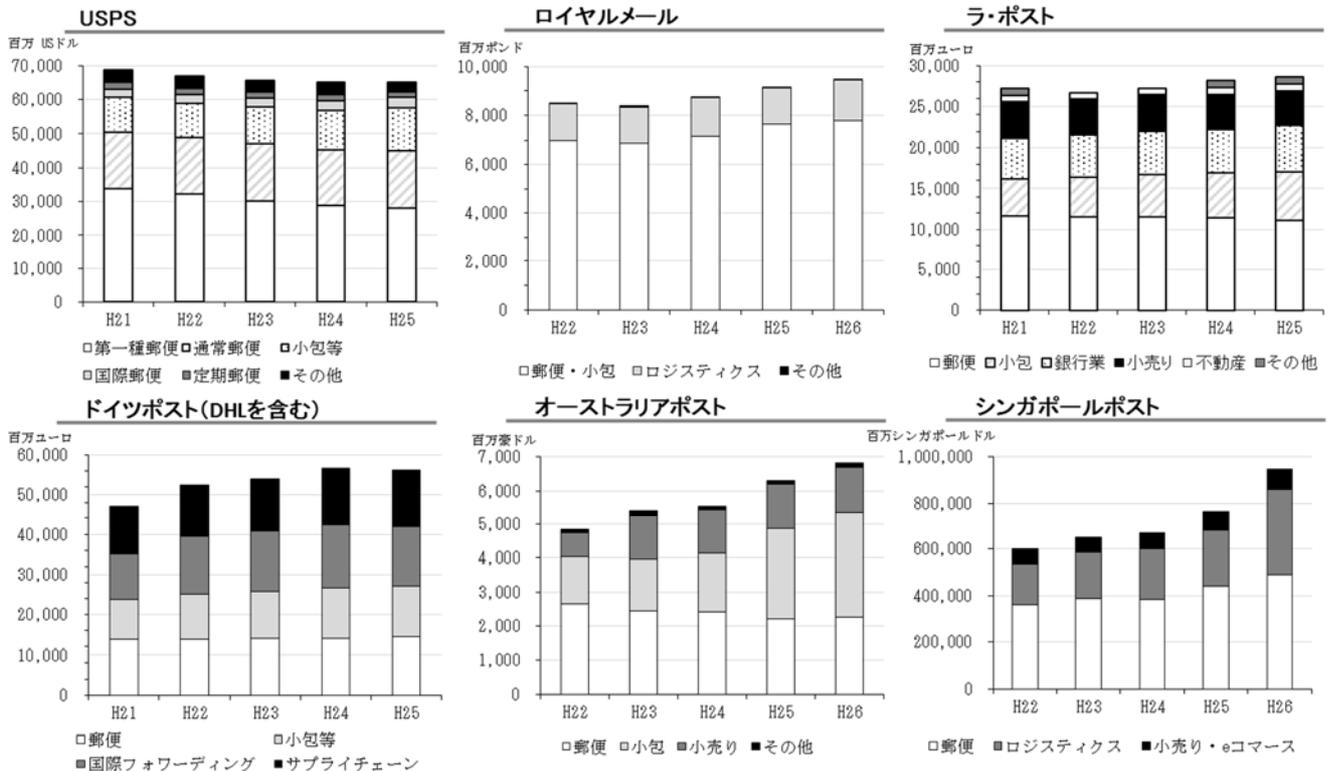
書状と宛名付きDMの合計
出所: 電子通信郵便規制機関(ARCEP)

ドイツポスト(ドイツ)

一般通信と宛名付きDMの合計
出所: ドイツポスト

(資料) 第124回民営化委員会配布資料

< 諸外国の郵政事業体のセグメント別収益の推移 >



(資料) 各社各年度アニュアルレポートから作成

三 窓口事業

1 取組状況

(1) 経営方針等

グループビジョン

郵政グループビジョン2021では、郵政グループが有する潜在能力を最大限に引き出し、収益源を多様化するとの基本方針の下、以下の項目に重点的に取り組んでいくこととしている。

- ・ 郵便局ネットワークを活用した事業展開（カタログ販売事業の商品拡充、販売チャネルの多様化、生活関連サービスの取次ぎ、店頭物販商品の拡充）
- ・ 不動産事業の展開（オフィスビル賃貸事業、マンション分譲事業等の拡大）

中期経営計画

中期経営計画では、郵便局チャネルの営業力強化とともに、物販ビジネスの拡大や不動産事業の展開等、郵便局を活用した事業展開によりグループの収益源の多様化を目指すこととし、具体的には以下のとおり取り組んでいくこととしている。

主要施策（トータル生活サポート企業としての事業展開）

収益力の強化

- ・ 物販ビジネスの拡大
- ・ 不動産事業の展開

地域・社会への貢献

- ・ 地域密着・生活サポートサービスの展開

郵便局ネットワークの活用と新サービスの展開

- ・ 提携金融商品の取扱局拡大
- ・ 郵便局スペースの有効活用

成長のための投資

- ・ 郵便局ネットワークの最適化
- ・ 最適なシステム基盤の導入

主要施策（銀行業）

営業力の全般的レベルアップ

- ・ 郵便局ネットワークとの連携による営業力の強化
- 法人営業の強化によるお客さま基盤の拡大
- ・ 郵便局と協働したお客さまへのアプローチ

主要施策（生命保険業）

郵便局チャネルの営業力強化

- ・ 日本郵便とかんぽ生命の連携による営業人材の採用・研修・育成施策の拡充

経営目標（平成28年度） 日本郵便全体

- ・ 郵便局事業収益 1兆2,100億円
- ・ 経常利益() 720億円
- ・ 当期純利益() 280億円

事業計画（平成26事業年度事業計画）

平成26年度の事業計画においては、収益力の強化、生産性の向上・ネットワーク価値向上、企業基盤の強化を主要施策とし、以下のとおり取り組むこととしている。

業務運営の基本方針

- ・ 景気回復期への転換を踏まえた収益拡大
- ・ 持続的な成長に向けたビジネススタイルの変革
- ・ 将来に向けた基盤整備
- ・ 上場企業グループに求められる内部統制の確立

主な実施施策

- ・ 収益力の強化（新しい学資保険の販売、がん保険等の提携金融サービスの取扱局拡大、物販事業の商品拡充・開発・営業チャネル多様化等）
- ・ 生産性の向上・ネットワーク価値向上（郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化等）
- ・ 企業基盤の強化（頑張った人が報われる新たな人事・給与制度の導入・定着等）
- ・ 東日本大震災からの復興支援
- ・ 郵便局ネットワークの維持・活用（「郵便局のみまもりサービス」の試行拡大）

総務大臣の要請事項（再掲）

1. 民営化を着実に推進する観点から、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化などを着実に進めるとともに、システムや施設・設備などの戦略的投資を行うに当たっては、経営基盤の強化、国民利用者のニーズへの対応・円滑かつ確実なサービス提供など利用者利便の向上に配慮すること。
2. 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、高齢化の進展に対応し、地域活性化に資する観点から、公益性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。

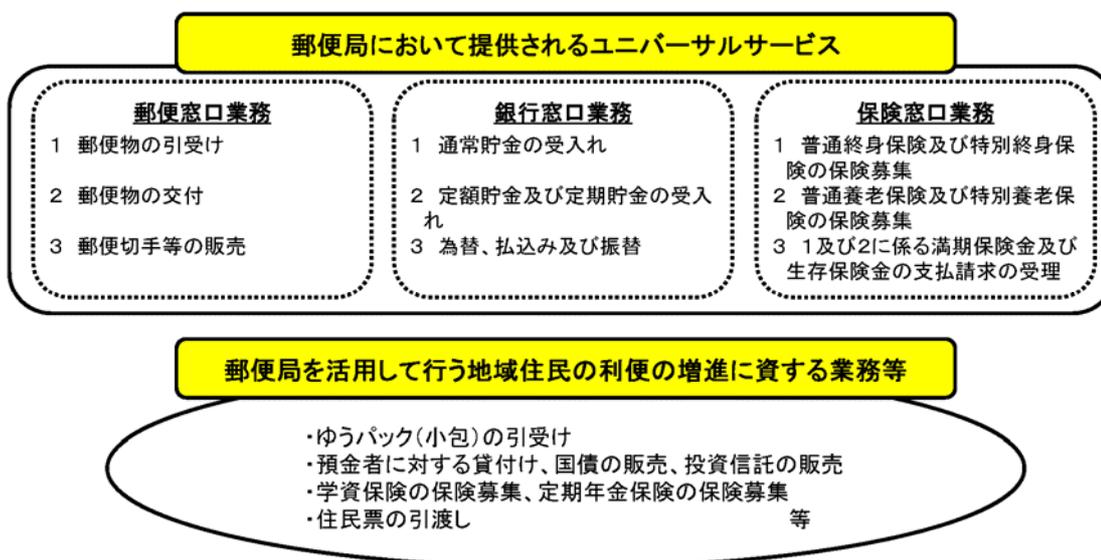
(2) 具体的取組

三事業の窓口業務

窓口事業の主な業務は、郵便局における郵便サービスと金融二社から受託する金融サービスの提供である。民営化法の改正により、ユニバーサルサービスの対象が郵便・貯金・保険の三事業とされた。

金融のユニバーサルサービスについては、日本郵便株式会社法において日本郵便が営むべきものとして銀行窓口業務及び保険窓口業務が規定され、これらの業務として営むべき役務について、日本郵便株式会社法施行規則において「取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする」と規定されている。具体的な役務については、総務省告示（平成24年総務省告示第292号）において、関連銀行（日本郵便が銀行窓口業務契約を締結する銀行）がゆうちょ銀行、関連保険会社（日本郵便が保険窓口業務契約を締結する保険会社）がかんぽ生命保険である場合の役務が規定されている。

< 郵便局において提供されるユニバーサルサービス >



(資料) 第89回民営化委員会配布資料

< 郵便局において提供される金融二社の金融サービス >

1 銀行サービス

(*)は、銀行窓口業務(総務省告示で規定)
(太枠内を総務省令で規定)

		商品・サービス		
銀行代理業	流動性預金の受入れ	通常貯金(*)		
		通常貯蓄貯金		
	定期性預金の受入れ	振替貯金		
		定額貯金(*)		
		定期貯金(*)		
		自動積立定額貯金		
		財産形成定額貯金		
		財産形成年金定額貯金		
		財産形成住宅定額貯金		
		自動積立定期貯金		
		満期一括受取型定期貯金		
		ゆうちょ年金定期		
		ニュー福祉定期貯金		
	資金の貸付け	貯金担保貸付け		
		国債等担保自動貸付け		
		クレジットカードを利用した貸付け		
	為替取引	為替(*)	普通為替	
			定額小為替	
		払込み(*)	通常払込み	
			電信払込み	
			公金払込み	
		振替(*)	自動払込み	
			電信振替	
払出し		自動送金		
		通常現金払		
		電信現金払		
	小切手払			
	簡易払			
振込	自動払出預入			
	他の金融機関口座への送金			
金融商品 仲介業		国債の販売		
		投資信託の販売		

2 保険サービス

(*)は、保険窓口業務(総務省告示で規定)
(太枠内を総務省令で規定)

		商品・サービス	
保険募集	終身保険	普通終身保険(*)	
		特別終身保険(*)	
	養老保険	普通養老保険(*)	
		特別養老保険(*)	
		特定養老保険	
定期保険 年金保険	普通定期保険		
	定期年金保険		
関連保険会社 の事務の代行	保険金の支払の 請求の受理	満期保険金の支払の請求 の受理(*)	
		生存保険金の支払の請求 の受理(*)	
		死亡保険金の支払の請求 の受理	

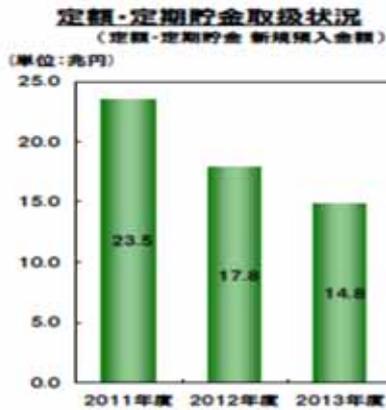
なお、銀行窓口業務として行う為替取引は、日本郵便株式会社法第2条第2項に規定する銀行窓口業務契約において、為替については、普通為替及び定額小為替、払込みについては、通常払込み、振替については、電信振替を行うことと規定されている。

(資料) 第89回民営化委員会配布資料

窓口事業における収入の大宗は、郵便・金融サービスからの受託手数料であるが、減少傾向が続いており、日本郵便では、委託元である金融二社と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、営業スタイルの見直しなど、営業力の向上を図るとともに、ボーナス期のキャンペーン、年金自動受取利用者の維持・拡大のための年金相談会の実施、保険金の受取時期の近い利用者を中心とした保険の保障内容や請求可能な保険金の確認、キャッシュレスや指定代理請求制度の案内等の活動に取り組んでいる。

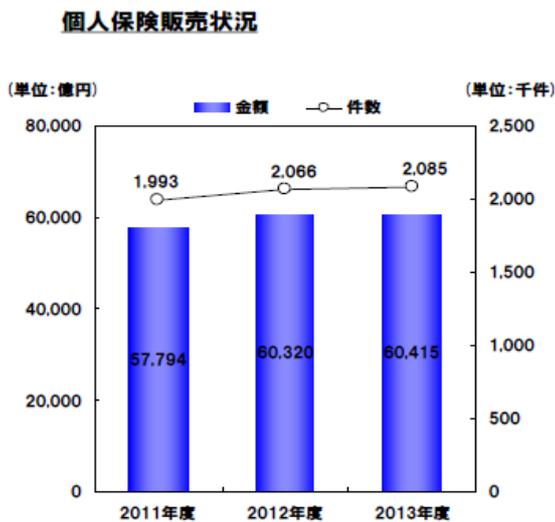
金融サービスの取扱状況

< 銀行代理業 >



(資料) 第124回民営化委員会配布資料

< 生命保険募集代理業 >



(資料) 第124回民営化委員会配布資料

提携金融サービス

民営化後、利用者の様々なニーズに対応するとともに、収益の拡大と安定化を図るため、提携金融サービス(変額年金保険、法人向け生命保険、第三分野保険、自動車保険)の取扱いを開始し、サービスのバリエーションを広げながら取扱局数の拡大に取り組んでいる。

特に、がん保険については、平成25年7月にアメリカンファミリー生命保険会社(以下「アフラック」という。)とがん保険の取扱局の拡大等を内容とするグループによる包括業務提携を発表し、平成26年10月1日から取扱郵便局を10,022局に大幅に拡大するとともに、日本郵政グループ専用商品の取扱いを開始した。日本郵便では、平成27年度中にはがん保険の取扱局を2万局に拡大することを目指している。

なお、日本郵便では、直接金融商品を取り扱うものではないが、セゾン投信株式会社と業務提携を行い、郵便局会議室等での長期投資等に関するセミナー等を開催することとしている。

< 提携金融サービスの取扱局数 >

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26.10
変額年金保険	166	166	166	247	508	1,079	1,079
がん保険	300	1,000	1,000	1,000	1,000	2,980	10,022
医療保険	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
法人向け保険	55	124	124	126	134	165	200
自動車保険	303	600	600	701	1,241	1,495	1,495

(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

物販事業等

日本郵便では、全国にあまねく設置された郵便局ネットワークを活用しながら、日本各地の名産品等を発掘し、ゆうパックで提供するふるさと小包のカタログ販売や便せんや封筒、筆記用具などの郵便関連商品の販売を行っている。また、インターネット上でショッピングサイトも運営しており、ふるさと小包等の取扱いや年賀状等の印刷サービスを行っている。また、食品を中心としたこれまでの物販事業に加え、三越伊勢丹グループとの業務提携により、新たに非食品分野での事業を展開するなど物販事業の強化に努めている。

その他、郵便局の店頭余剰スペース等を活用し、郵便局窓口ロビーへの広告物の掲出・配布、郵便局舎の外壁等への広告物の掲出等の広告業務を実施している。

不動産事業

日本郵政グループでは、事業環境の変化等により、未利用・低利用となる不動産の有効活用策の1つとして、高度商業地域に位置する郵便局等の敷地を対象とした不動産事業に取り組んでおり、将来の収益の柱となる不動産開発と位置付けている。

平成24年5月31日には日本郵便が今後の不動産事業の試金石と位置付ける賃貸オフィスビル「JPタワー」(旧東京中央郵便局敷地)が竣工した。事務所は予約も含めて満室となっており、平成25年3月21日にランドオープンした同タワーの商業施設「KITTE」では開業から1年間に当初の見込数1,300万人を大きく上回る約2,300万人の総来館者数を記録した。

「JPタワー」の竣工に続き、平成26年8月1日に「札幌三井JPビルディング」が竣工(同月28日に商業施設「赤れんがテラス」ランドオープン)、同月29日には「大宮JPビルディング」が竣工しており、いずれも事務所はほぼ満室のめどがついている。今後も「JPタワー名古屋」(旧名古屋中央郵便局名古屋駅前分室敷地、平成27年11月竣工予定)「博多駅中央街SW計画(仮称)」(旧博多郵便局敷地、平成28年春開業予定)等の事業化やマンション建設に適した用地の住宅事業としての開発に向けた取組を行うこととしている。

日本郵便では、今後、郵便・物流ネットワークの再編、社宅の集約化等により未利用・低利用となる不動産が出てくると予想されることから、これらのうち、駅前や都心に立地する収益性の高い不動産を開発して、賃貸収益物件を中心に展開していくこととしている。

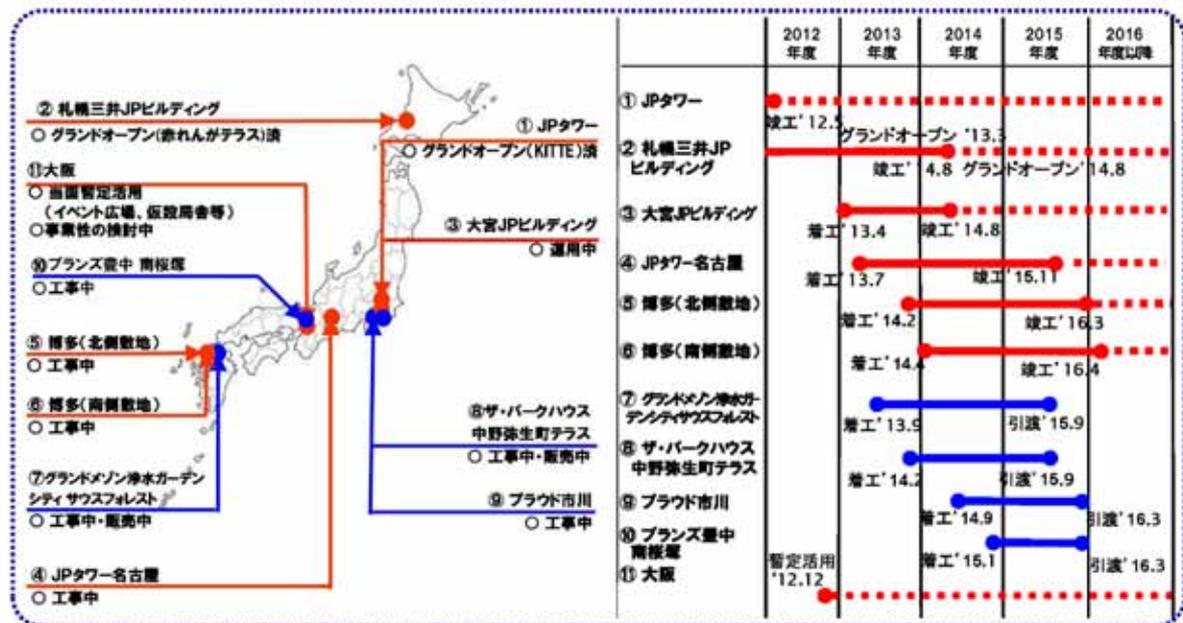
< JPタワーの概要 >

- (1) 開発事業の実施形態
 ・事業主 日本郵便㈱、東日本旅客鉄道㈱、三菱地所㈱の共同事業
- (2) 計画敷地の概要
 ・所在 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
 ・交通 東京駅
 ・敷地面積 約11,600㎡
- (3) 計画建物の概要
 ・規模 地上38階、地下4階
 ・高さ 約200m
 ・延床面積 約212,000㎡
 ・主要用途 事務所、郵便局、商業施設(KITTE)
 国際ビジネス・観光情報センター
 学術文化総合ミュージアム
 国際カンファレンスセンター、駐車場
- (4) スケジュール
 ・竣工 平成24年5月31日
 ・郵便局開局 平成24年7月17日
 ・グランドオープン 平成25年3月21日



(資料) 第96回民営化委員会配布資料

< 不動産事業の現状と今後の取組 >

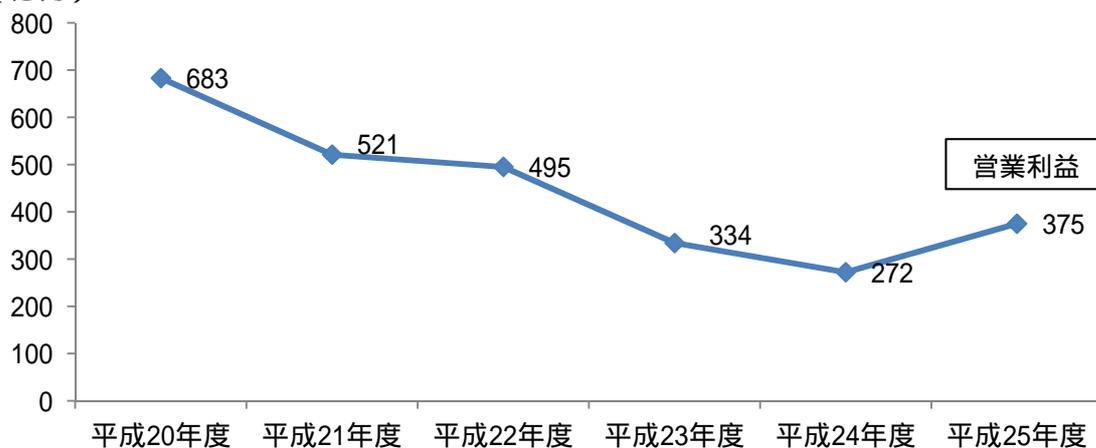


(資料) 日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～

2 主な経営指標の状況

<日本郵便（窓口事業セグメント）の利益の推移>

（億円）



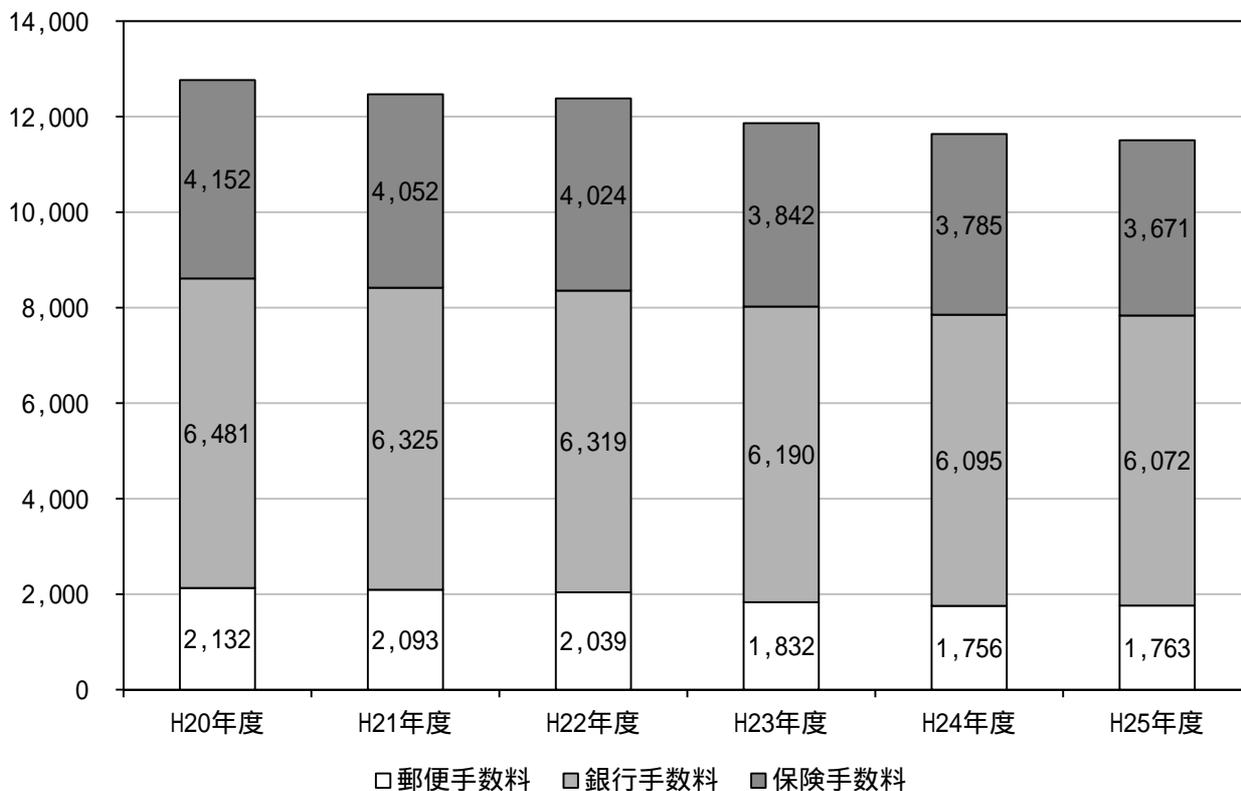
（百万円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
営業収益	1,293,229	1,263,975	1,256,349	1,208,447	1,187,938	1,183,528	895,220
営業利益	68,375	52,173	49,548	33,417	27,216	37,545	28,989

（資料）日本郵政決算資料から作成

<受託手数料の推移>

（億円）



（資料）日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌及び日本郵政決算資料

< 業務区分別収支（営業損益） >

（億円）

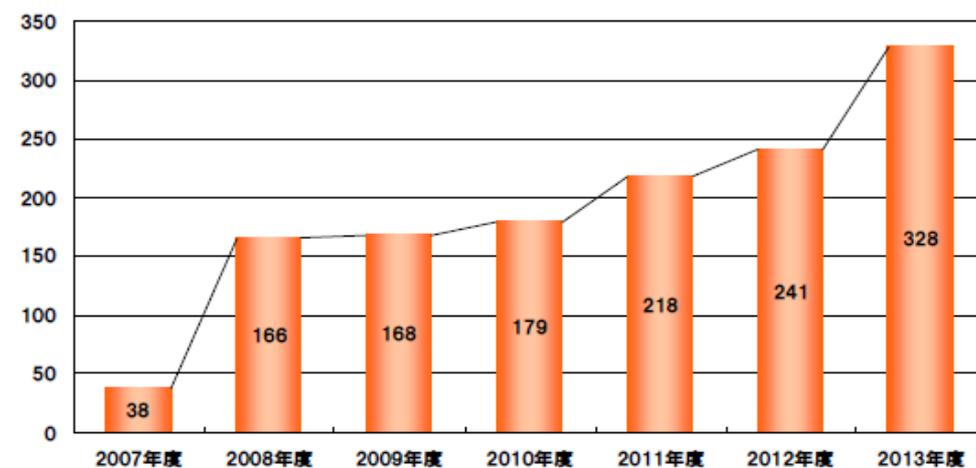
区分	平成24年度 (10/1-3/31)	平成25年度
第一号（郵便業務等）（1）	690	319
第二号（銀行窓口業務等）（2）	170	455
第三号（保険窓口業務等）（3）	146	100
第四号（その他）（4）	223	405
計	783	470

- 1 第一号とは、日本郵便株式会社法（以下「法」という。）第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）
- 2 第二号とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）
- 3 第三号とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）
- 4 第四号とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）

（資料）日本郵便報道発表資料「業務区分別収支」

< 郵便・物流事業、銀行代理業務、保険代理業務以外の収益（ ） >

（億円）



対前年度比増減率	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
	-	-	1.2%	6.7%	21.5%	10.5%	36.0%

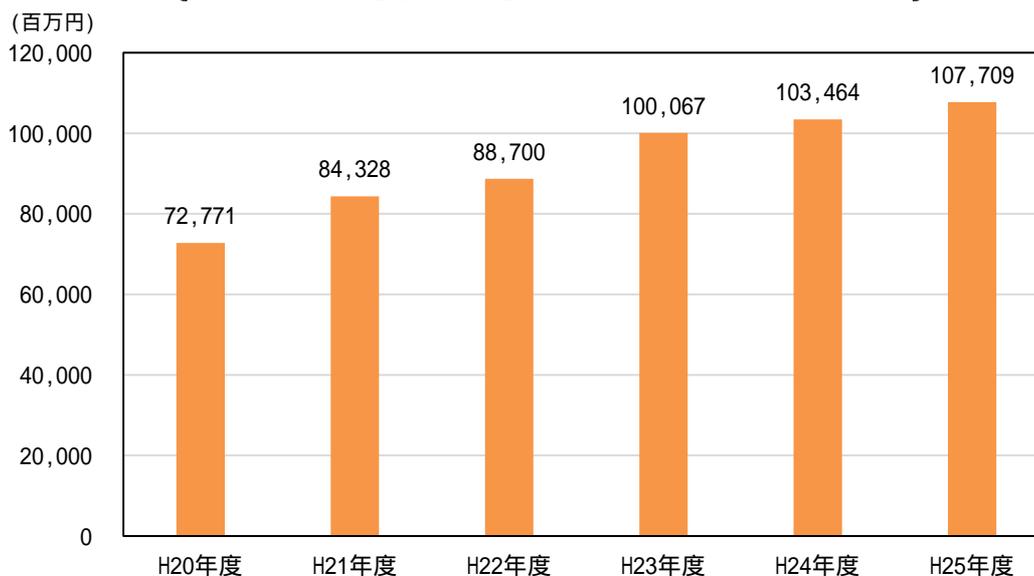
※2007年度は2007年10月1日から2008年3月31日までの半期分のもので、

※2013年度は日本郵便株式会社の窓口事業セグメントの財務データ、2012年度以前は郵便局株式会社の財務データによるもの

郵便・物流事業、郵便窓口業務等、ゆうちょ銀行代理業務、かんぽ生命保険代理業務以外の業務収益

（資料）第124回民営化委員会配布資料

<物販事業の実績（カタログ販売等で販売した商品・サービスの実績）>



(資料) 日本郵政グループ各年度ディスクロージャー誌

窓口事業は、黒字経営を維持しているものの、郵便局窓口における業務量や保険保有契約件数の減少等により、三事業窓口業務の受託手数料の減少が継続しており減収傾向が続いている。

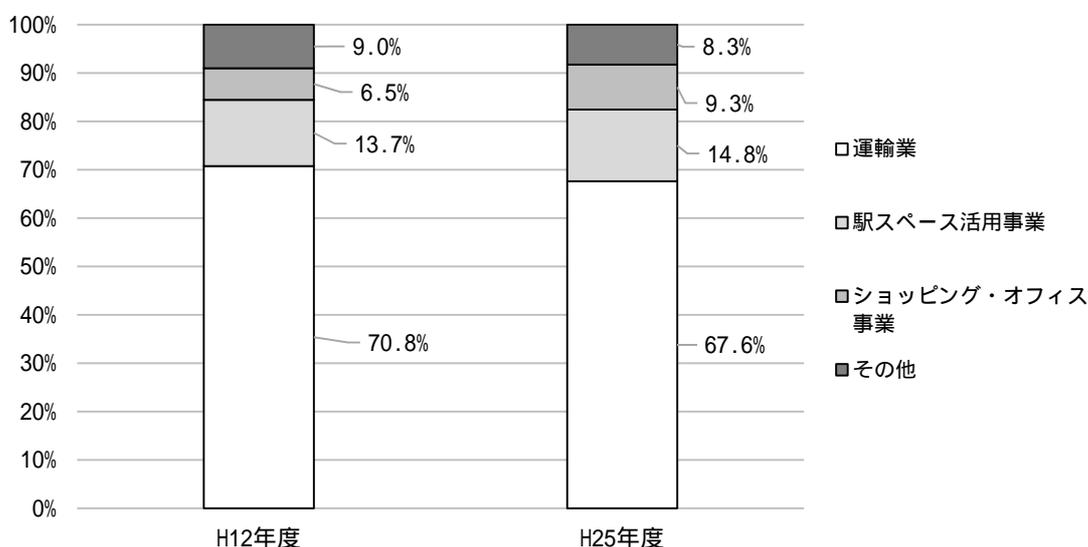
平成25年度決算では不動産事業等の新規事業による収益拡大とともに、人件費等の減少により営業利益が民営化以降初めて前年度を上回り、前期比103億円増の375億円となった。

平成26年度第3四半期決算では、金融二社からの受託手数料の減少、次世代情報端末の全国展開等投資に伴う費用の増加により、減収減益となった。

参考となる指標（民营化企業の動向）

< 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）の収益構造（連結） >

JR東日本では、事業の多角化に取り組んでおり、営業収益に占める非運輸業（駅スペース活用事業、ショッピング・オフィス事業、その他事業）の営業収益の割合が3割を超えている。

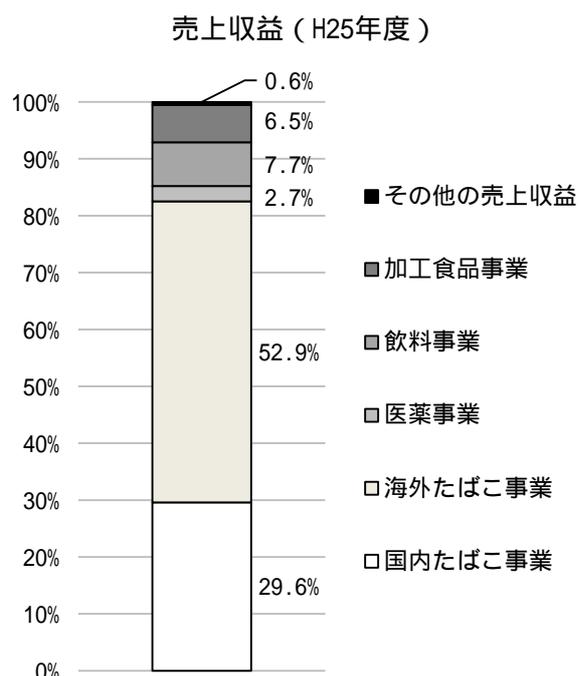


2001年3月期にセグメント変更

（資料）JR東日本IR情報から作成

< 日本たばこ産業株式会社（JT）の収益構造（連結） >

JTでは、M&Aによるたばこ事業の海外展開により、海外たばこ事業がグループ利益成長のけん引役に成長し、たばこ事業の売上が収益の約8割を占めている。



昭和60年 日本たばこ産業株式会社発足
 平成6年 株式上場（第1次放出）
 平成11年 RJRナビスコの米国外たばこ事業買収
 平成19年 Gallaher社（英国）買収
 平成24年 グリゾン社（ベルギー）買収
 平成25年 ナハラ社（エジプト）買収

（資料）JT企業情報から作成

3 ゆうちょ銀行の経営状況及びサービスの維持・向上

1 取組状況

(1) 経営理念・方針

経営理念

お客さまの声を明日への羅針盤とする「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

ビジネスモデル

ゆうちょ銀行は次のビジネスモデルを目指すこととしている。

- ・ 個人のお客さまに基本的なサービス（預金・送金・ローン）を郵便局ネットワークを通じて提供
- ・ お客さまからお預けいただいた資金を、機関投資家として、リスクの多様化を図りつつ国債を中心に運用
- ・ 個人が必要とする基本的金融サービスを充足し、信用リスク資産拡大のためにローン業務の開始に向けて準備中
- ・ 商品ラインナップは、規模は限定的ながらも、品揃えを拡充・小口個人の資金を市場で運用する機関投資家としての基本的な性格は維持

<ゆうちょ銀行の経営理念・目指すビジネスモデル>

経営理念	
お客さまの声を明日への羅針盤とする「最も身近で信頼される銀行」を目指します。	
信頼	法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします
実革	お客さまの声・環境の変化に応じ、経営・業務の実革に真摯に取り組んでいきます
効率	お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます
専門性	お客さまの期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります

目指すビジネスモデル		
	基本的ビジネスモデル	今後の展開
顧客	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内個人(マスリテール) ✓ 高齢層に強み、勤労世代に弱み 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 引き続き国内個人を中心 ➢ 勤労世代のニーズに対応するためサービスを強化
チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国津々浦々の郵便局ネットワークがメインチャンネル 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 郵便局を中心とすることは不変(近隣郵便局と連携したエリア営業(一体的運営)の促進)
商品	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人が必要とする預金、送金等の基本的な金融サービス(ユニバーサルサービスを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本的な金融サービスが中心であることは不変 ✓ 資産運用商品の販売推進等により、役務収益を拡大 ➢ 商品ラインナップは多様化
資金運用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国債を中心とした有価証券運用が基本 ✓ 金利リスク偏重、リスク多様化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国債を中心とする有価証券運用がメインであることは不変 ➢ 適切なリスク管理の下での国際分散投資の促進 ➢ リスク多様化の観点から、信用リスク資産の運用を拡大
人材	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実践的な研修を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門的知識・スキルを持つエキスパート社員やグローバルな人材の育成

目指す姿	
○	トータル生活サポート企業の一員として、 お客さまの多様なニーズに対応するとともに、確固たる経営基盤を確立
○	日本郵便との連携を強化し、 お客さま満足度No.1を目指す

(資料) 第125回民営化委員会配布資料

グループビジョン

郵政グループビジョン2021では、貯金残高がピーク時から30%以上減少し、商品構成も限られ、資金運用構造も国債に偏っているという厳しい経営環境の中で、経営基盤をより強固なものとし、郵便局ネットワーク等を通じて地域の利用者に最も身近な金融サービスの提供を目指していくため、以下の項目に重点的に取り組んでいくこととしている。

- ・ 公共性と地域性の重視（ユニバーサルサービスの提供による国民生活の利便への貢献や地域のお客さまからの預貯金を地域経済や地域社会へ還元）
- ・ お客さまの多様な金融ニーズに対応（ライフサイクルに応じた商品の提供）
- ・ 安定的収益の確保（事業内容の拡大による収益力の改善・強化）

中期経営計画

中期経営計画では、低金利が継続する中、資金収支の改善を図るため、総貯金残高の着実な増加（約1%/年）を目指すこととし、具体的には以下のとおり取り組んでいくこととしている。

主要施策

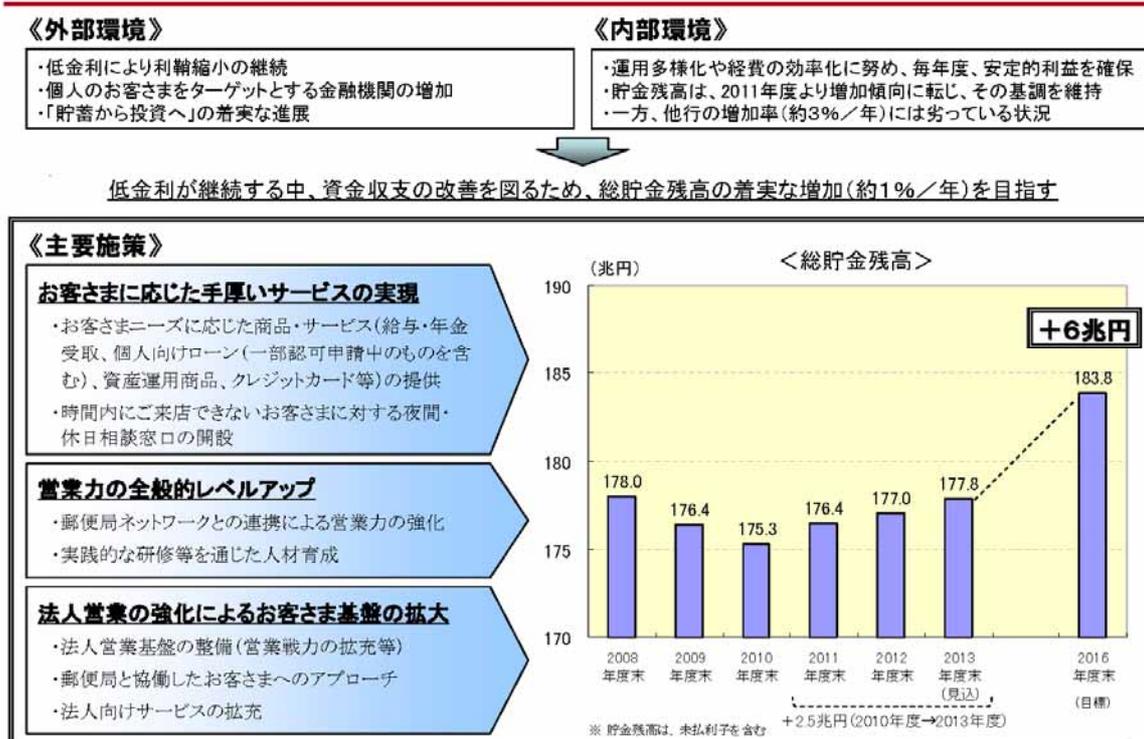
- 収益力の強化（3年間で総貯金残高+6兆円を達成）
 - ・ 総貯金残高の確保
 - ・ 手数料ビジネスの強化
 - ・ 適切なリスク管理の下での運用多様化の促進
- 郵便局ネットワークの活用と新サービスの展開
 - ・ 融資業務（個人・法人向け）の本体参入（認可申請中）
- 成長のための投資
 - ・ 経営基盤強化に向けたシステム投資
 - ・ 操作性に優れた新窓口端末の段階的導入
- マネジメントの刷新・事業継続のための環境整備
 - ・ 人材育成の一層の充実
 - ・ 貯金事務センターへのイメージワークフローシステムの段階的導入（平成28年8月～（予定））及び施設・設備の刷新

経営目標（平成28年度）

- ・ 総貯金残高 +6兆円
- ・ 経常利益 3,400億円
- ・ 当期純利益 2,200億円

< 銀行業の主要営業目標 >

II-3-② 【主要営業目標】「総貯金残高6兆円」の増加



(資料) 日本郵政グループ中期経営計画

(2) 具体的な取組

サービス水準の維持・向上及びサービスの多様化

ア 新規サービス等

ゆうちょ銀行は、従来、郵便局ネットワークを通じて、個人の顧客に基本的な金融サービス(預金、送金、ローン)を提供してきたが、今後とも基本的な金融サービスの提供が中心であることは不変であるとしている。

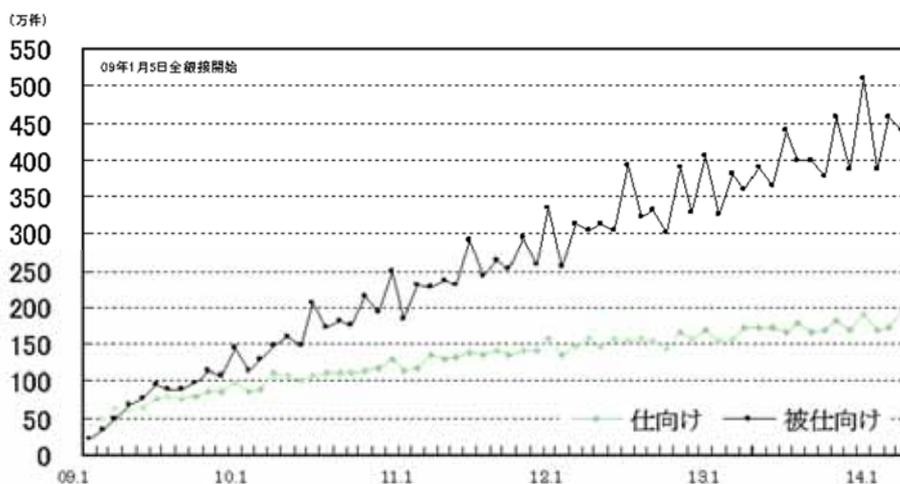
こうした基本方針のもと、次のとおり新規業務を開始するなど、民営化以降新たな取組を行っているが、特に全国銀行データ通信システム(全銀システム)への接続による他の民間金融機関(約1,400行)との間の振込サービスの取扱件数は順調に拡大している。

さらに、平成24年9月3日に、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣に対して、住宅ローン等の貸付業務について、新規業務の認可申請を行ったところであり、現在審査中であるが、ゆうちょ銀行としては、個人向けローンを基本的な金融サービスを充足するものと位置づけている。

< ゆうちょ銀行における主な新規サービス等 >

業務開始日	サービス等
平成20年5月1日	クレジットカード
平成20年5月12日	個人向けローン(住宅ローン等)の媒介
平成20年5月29日	変額年金保険の代理販売
平成21年1月5日	全国銀行データ通信システムへの接続

<全国銀行データ通信システム取扱件数>



(資料) 第125回民営化委員会配布資料 (一部修正)

イ サービス改善事例

このほか、ゆうちょ銀行では、「お客さまの声」を受け、サービス改善や充実を図り、お客さま満足の上を目指している。

- ・ 学生等の若年層向けクレジットカードとして、平成23年2月から「JP BANK JCBカードEXTAGE (エクステージ)」を、平成25年2月からは、新たに「JP BANK VISAカードALente (アレンテ)」の取扱いを開始した。
- ・ ゆうちょダイレクト (インターネットサービス) の同行あて振替については、月5回無料で送金することができるが、画面上に、無料で送金できる残り回数を表示するようにした。
- ・ 振替口座に入出金があった際の確認を早くできるようにするため、取扱いの翌朝9時以降に、ゆうちょダイレクトで、振替受払通知票等の画像を閲覧できるサービスを開始した (振替受払通知票Web照会サービス)。
- ・ クレジットカードのポイント交換方法について、従来の方法に加え、ポイント交換カタログに掲載された申込用紙を郵送することにより行えるようにした。

ウ 送金・決済サービス等の料金改定

ゆうちょ銀行は、平成26年4月に実施された消費税率引上げ等に伴い、送金・決済サービス等の手数料について、料金改定全体で増税分以下となるように、適正な料金転嫁を行った。

ATMを利用したゆうちょ銀行の口座間送金については、当初、民営化後1年間は無料とされていたが、現在に至るまで無料を継続している (平成28年9月30日まで延長 (平成26年7月4日発表))。

エ 既存サービスの拡充

ゆうちょ銀行の役務手数料収入は、他の民間金融機関と比較して大きく劣後しているが、金利に依存しない収益構造とするため、役務手数料収入の拡大に向けて、投資信託、ATM、クレジットカード事業等の収益向上に向けた取組を推進している。

同行は、現在、全国にATMを26,691台 (平成26年9月末現在) 設置しているが、これまで、

24時間利用が可能なATM(※1)は全国20か所(平成26年3月末現在)に限られていた。

平成26年11月4日から、首都圏及び関西圏のファミリーマート約500店舗に、順次、同行のATMの設置を進め、平成27年3月までに設置を完了した。これらのATMのほとんどは24時間利用が可能(※2)であり、利用者利便の向上に資するものと期待される。

※1 利用可能時間は一部サービスを除き、原則として0:05~23:55(日曜日及び休日は0:05~21:00)。

※2 利用可能時間は一部サービスを除き、原則として0:05~23:55(日曜日及び休日を含む)。

< 役務手数料収入の拡大に向けた具体的な取組 >

①投資信託	<ul style="list-style-type: none">● FC(ファイナンシャルコンサルタント)社員の育成。● 投信商品ラインナップの拡充● NISAを契機とした新規顧客の拡大。
②ATM	<ul style="list-style-type: none">● ファミリーマートへのATM設置。(14年11月~)(台数:約500台)● 幅広いお客さまにご利用いただくための新型ATMの開発。
③クレジットカード	<ul style="list-style-type: none">● 若年層向けカード、ゴールドカード獲得の強化。● カード利用促進施策の実施。

(資料) 第125回民営化委員会配布資料

オ ATM・CD提携サービス

平成11年1月(当時は郵政省)から、民間金融機関との間で相互の顧客が相互のATM・CDを利用して入出金等が可能となるサービスを開始した。

この仕組みは、民間金融機関と個別にATM・CD提携サービスの契約を締結し、ATM・CDを相互にオンラインで接続することにより可能としているものであるが、平成26年3月末現在での提携金融機関は1,500社(うち証券会社13社、生命保険会社9社)となっており、ゆうちょ銀行と提携金融機関の双方の顧客の利便性向上に寄与している。

なお、一部の提携金融機関においては、自社の顧客がゆうちょ銀行のATMを利用する際の手数料を無料化している例もある。

カ 海外発行カードによるATMの利用

平成12年6月(当時は郵政省)から、同年7月の九州・沖縄サミットの開催に合わせて、海外で発行されたクレジットカード及びキャッシュカード(以下「クレジットカード等」という。)により、ゆうちょ銀行のATMで現金の引出しが可能(一部利用できないカードがある)となるサービスを開始した。

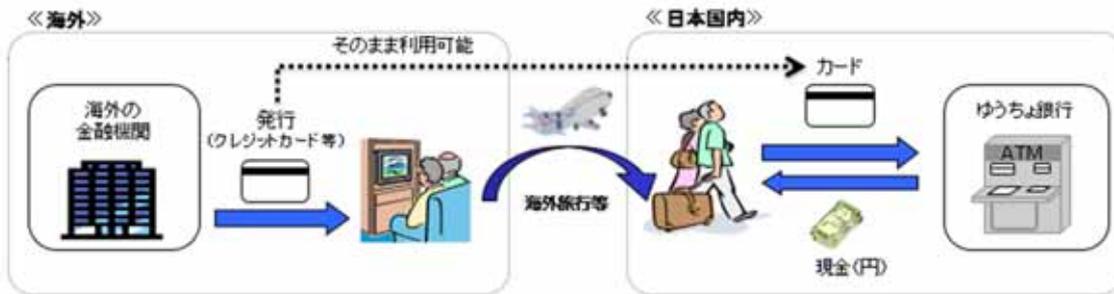
この仕組みは、海外の金融機関が国際カードブランドの利用についてメンバーシップ契約を結んでいる国内のクレジットカード会社とゆうちょ銀行が契約することにより、海外で発行されたクレジットカード等による同行でのATM利用を可能としているものである。

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定)においては、訪日外国人旅行者の利便の向上のため「海外クレジットカードで現金が引き出せるATMの設置を促進する。」とされているが、前述のとおり、同行のATMは既に対応済みである。

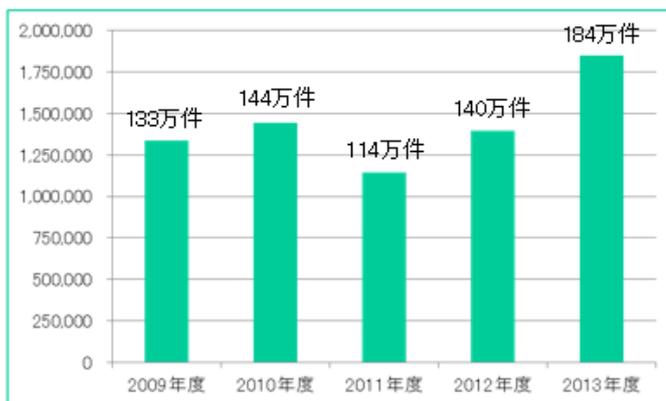
<仕組み>



<利用イメージ>



<年度ごとの利用件数>



(資料) 第130回民営化委員会配布資料 (一部修正)

キ ゆうちょダイレクト(インターネットバンキング)の展開

ゆうちょダイレクトはその利用者の2/3程度を20~40代(窓口営業機会の少ない世代)が占めており、今後インターネットやスマートフォンの普及と相まって、これまでの窓口の補完チャネルという位置づけから、窓口と並ぶ主要なチャネルへと急速に発展し、多くの顧客が見込まれるとして、ゆうちょ銀行は、そのサービスの充実とセキュリティの向上に取り組んでいる。

- 商品・サービスの充実
 - ・ ダイレクトチャネルを、窓口と並ぶ主要なチャネルと位置づけ、窓口の基本的な機能のうちダイレクトチャネルになじむ機能を装備
 - ・ 次期ダイレクトチャネルで、無通帳型総合口座(ゆうちょダイレクト+(プラス))を追加(予定)
- 利便性・セキュリティの確保
 - 次のとおり他の民間金融機関と遜色のないセキュリティを確保するための取組を行う

てきている。

なお、法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻し被害については、1事故あたり3,000万円を上限に、利用者のセキュリティ対策実施状況等を考慮して、個別に補償を検討することとしている（平成26年9月1日発表）。

< ゆうちょ銀行における主な不正送金対策 >

実施日	主な不正送金対策
平成25年8月19日	不正送金対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）」（※1）の無償配布
平成26年1月6日	メールによるワンタイムパスワード（取引時に1回限り有効なパスワード）の導入
平成26年6月23日	トークン（ワンタイムパスワード生成機（※2））を無償配布

※1 Webサイトを閲覧した際に、真正なWebサイトであった場合にブラウザのツールバーやシステムトレイで緑のマークを点灯し、真正なサイトであることを証明。また、インターネットバンキング利用中に不正な偽画面を表示させることによって認証情報を盗み取る攻撃を検知した際は、警告画面を表示。

※2 一度しか使えないパスワードを1分ごとに生成し、液晶に表示する小型電子機器。トークン自体は通信を行わないため、悪意のある第三者がトークンに不正アクセスしてパスワードを盗むことはできないとされている。

- スピード・柔軟性のあるシステム構築
 - ・ 顧客ニーズの変化に備え、スピーディかつ柔軟なサービス追加・改廃を実施

新たな営業戦略

ゆうちょ銀行の貯金残高は、平成23年度から増加傾向に転じたものの、他の国内銀行の増加率と比較して低い水準に留まっている。

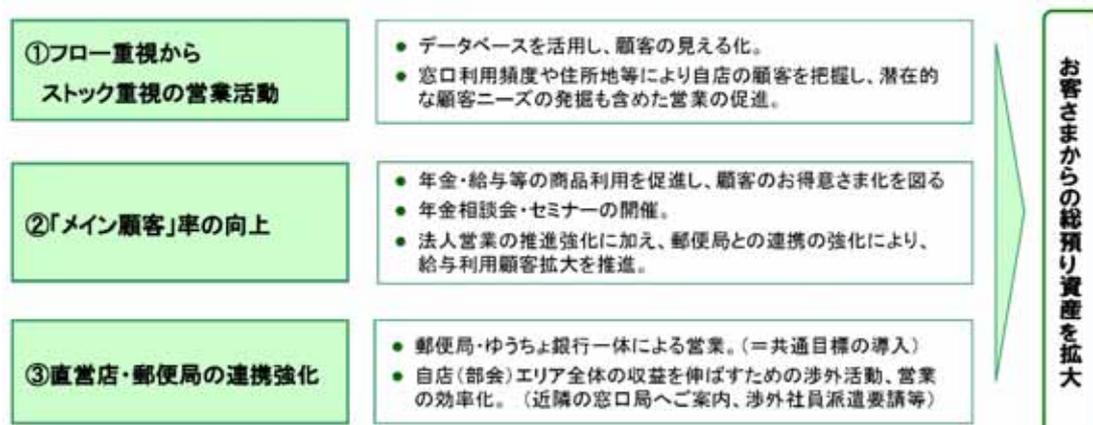
これまで、同行は、営業力の強化に向けて、郵便局会社（現：日本郵便）との連携を強化するため、平成22年4月にエリア本部を設置し、エリア営業の一体的展開、両社の各組織レベルでの連携強化を図る等を行ってきた。

同行は資金収支が収益の大宗を占めているため、運用原資である貯金残高の安定的な伸びを確保する必要があるとして、今年度から、次のとおり、貯金残高の確保に向けて新たな営業推進体制を構築中であるとしている。

- ・ 「フロー重視」（自店・自局の取扱高・件数による評価）から「ストック重視」（総貯金残高による評価）への転換
- ・ 流動性預金の確保に向けたメイン顧客（年金・給与口座）の獲得
- ・ ゆうちょ銀行（直営店）と郵便局の連携強化

このうち、メイン顧客獲得の施策として、平成26年2月から、平日の営業時間中に来店が困難な利用者向けに、平日の営業時間終了後に「夜間ライフプランセミナー」を6店舗で、土・休日に「休日個別相談会」を11店舗（同年11月から80店舗に拡大）で開催しており、今後開催店舗を順次追加していくとしている。

< 新たな営業戦略（平成26年度～） >



（資料）第125回民営化委員会配布資料

< 日本郵便とゆうちょ銀行の連携 >

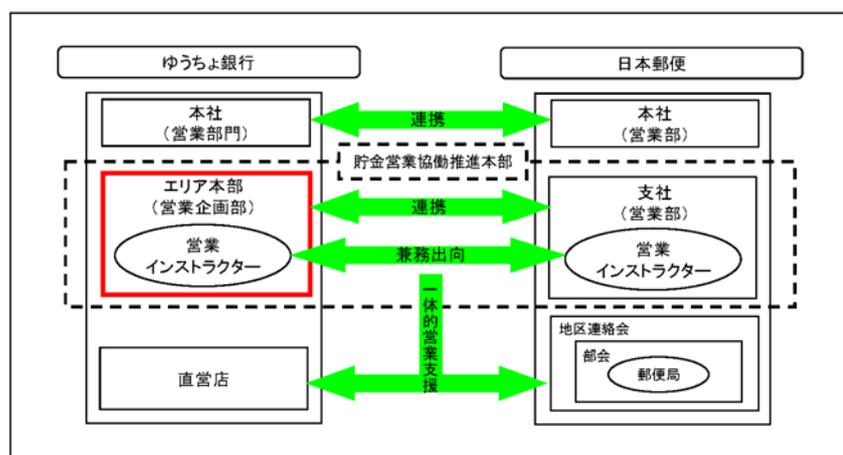
○ 営業責任の明確化のためのエリア本部制を導入

<目的>

日本郵便(旧局会社)との連携強化により、エリア営業を一体的に展開し、全国レベルの営業力の底上げを図る

<導入時期>

2010年4月1日から



（資料）第130回民営化委員会配布資料

運用の多様化

ゆうちょ銀行は、民営化以降、国債への運用を中心に、収益の安定的確保に努めてきたが、収益源の多様化・リスク分散の観点から、信用リスク量（VaR）を定量的に計測し、ストレス・テストを実施する等ALM（資産・負債の総合管理）の高度化を通じた適切なリスクコントロールをしつつ、運用の多様化を進めるとともに、リスク管理・審査態勢の更なる整備に取り組んでいくとしている。

また、同行は運用の高度化、リスク管理の徹底により、更なる資金利益を確保するため、平成27年2月に、社内外から市場運用を担当する管理職及び市場リスク管理を担当する管理職を募集し、現在選考中であるとしている。

< ゆうちょ銀行における主な新たな運用手段 >

実行開始	運用手段
平成20年 1月	シンジケートローン（参加型）
平成20年 2月	金利スワップ取引
平成20年 2月	貸出債権の取得又は譲渡
平成20年 3月	信託受益権の売買

コスト削減

ゆうちょ銀行は、民営化以降5か年で、約1,500億円の営業経費を削減(※)した。また平成25年1月から稼働している第5次システムにおいては、チャンネル連携システムの導入による拡張性の向上、東日本計算センターへのバックアップシステムの集約による災害時バックアップ体制の拡充等、機能拡充を図る一方で、システム経費を約5,600億円削減（第4次システムとの比較）することとしており、今後ともコスト削減の努力を継続するとしている。

※ 平成24年度及び平成25年度の預金保険料等還付前の計数（還付により約1,700億円の営業経費を削減）。



(資料) 第125回民営化委員会配布資料

内部管理態勢

ゆうちょ銀行は、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性を高めるため、委員会設置会社(※)の制度を採用している。同行は、経営理念である「最も身近で信頼される銀行」を目指し、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、その徹底に努めるとともに、業務委託先である郵便局会社（現：日本郵便）の社員が重大な不祥事件を発生させたことによる業務改善命令（平成21年12月4日）を受けて策定した業務改善計画（平成22年1月6日）を推進している。

○ 部内犯罪対策

日本郵便と緊密に連携の上、無証跡預りの撲滅対策、渉外担当職員の活動状況把握の強化、法令等遵守に対する意識の醸成、内部監査機能の充実等を図り、犯罪の発覚件数は減少傾向にあるが、コンプライアンスはすべてに優先するものとして、引き続き徹底させるとしている。

○ 業務レベル

オートキャッシャーの全郵便局配備、事故発生店舗への個別指導、情報誌による注意喚起・情報共有等により、業務レベルは大幅に改善したとしている。

※ 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、委員会設置会社の名称は「指名委員会等設置会社」に変更される（平成27年5月1日施行）。

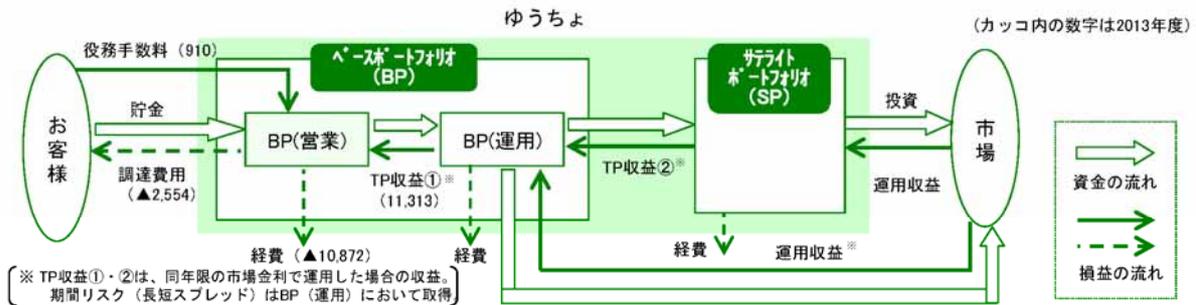
その他

近年様々な金融犯罪が発生し、その手口も巧妙かつ高度になっているが、ゆうちょ銀行は、平成23年10月27日付で、全国銀行協会に特例会員として加盟し、振り込め詐欺やマネー・ローンダリング等の業務に関連した情報交換等を行うとともに、警察等とも連携しながら振り込め詐欺等の防止のための取組を行っている。

ポートフォリオ別収益の状況

ゆうちょ銀行は、これまで安定的な収益を確保してきたが、同行は資金収支が大宗を占めていることから、今後とも、ベースポートフォリオ（BP）の収益改善のため、運用原資である貯金残高の拡大及び金利に依存しない役務収益の拡大を図るとともに、サテライトポートフォリオ（SP）の収益改善のため、運用の多様化を目指すとしている。

<ポートフォリオ別収益の仕組み>



<ポートフォリオ別収益の推移>

	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	損益	運用残高								
ベースポートフォリオ	4,483	173.9	4,445	162.9	4,388	157.5	3,422	158.0	2,897	156.8
営業	▲67	—	▲659	—	▲576	—	▲602	—	▲1,203	—
運用	4,530	—	5,103	—	4,964	—	4,024	—	4,100	—
サテライトポートフォリオ	425	15.6	752	21.4	1,347	26.8	2,500	29.4	2,834	33.8
合計(損益≒経常利益)	4,888	189.5	5,197	184.3	5,734	184.2	5,921	187.4	5,732	190.6

(運用利回りの推移)

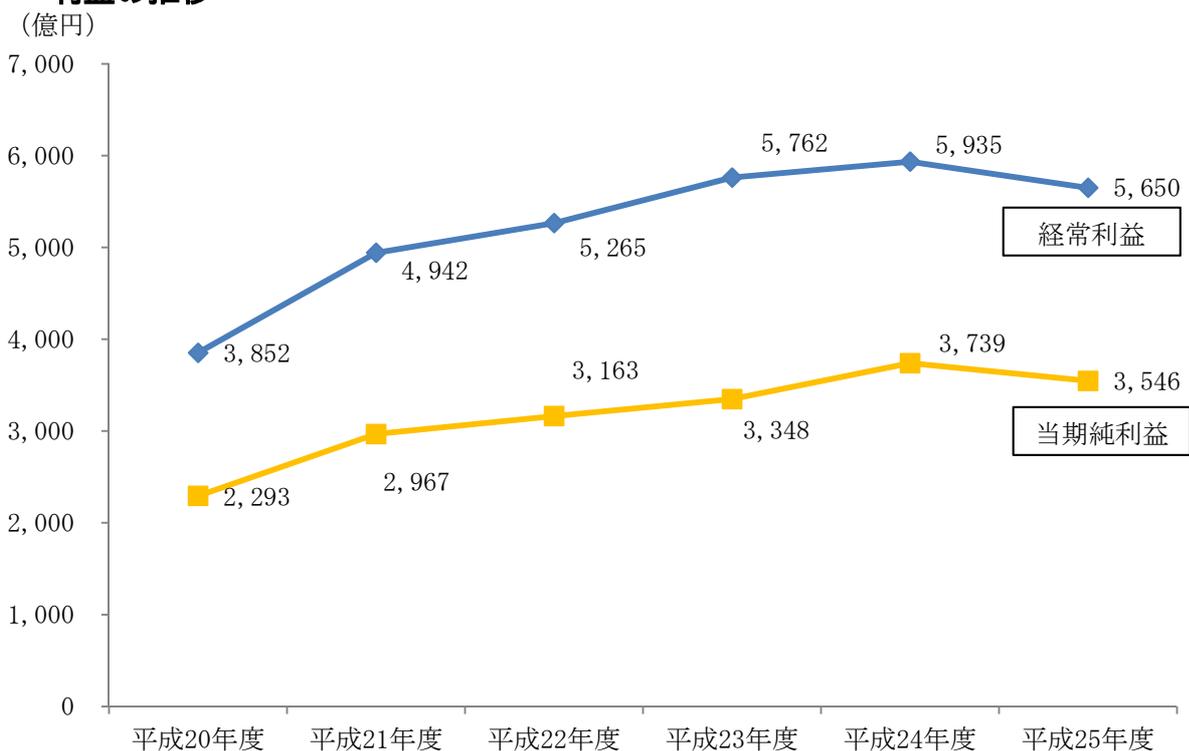
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
ベースポートフォリオ	1.01%	1.01%	0.97%	0.87%	0.81%
サテライトポートフォリオ	0.31%	0.38%	0.52%	0.86%	0.85%
ポートフォリオ全体	1.04%	1.06%	1.05%	1.01%	0.96%

※1 ベースポートフォリオ:主に金利リスクをテイクすることにより、ベース期間収益を確保することを目的とするポートフォリオ
 ※2 サテライトポートフォリオ:主に信用リスクをテイクすることにより期間収益を確保すること、また、市場リスクに分散投資することにより中期的な総合収益を確保することを目的とするポートフォリオ
 ※3 運用残高は平残。また、サテライトポートフォリオの利回りは超過収益部分

(資料) 第125回民営化委員会配布資料

2 主な経営指標

<利益の推移>



<決算概要>

(億円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
業務粗利益	17,467	17,104	17,189	16,700	16,243	15,687	12,523
うち資金利益	16,553	16,213	16,864	16,773	15,321	14,702	11,771
うち役務取引等利益	910	861	879	884	881	926	677
うちその他業務利益	3	29	—	△958	40	57	75
経費	△12,661	△12,212	△12,101	△11,745	△11,115	△10,960	△8,542
実質業務純益	4,806	4,891	5,087	4,954	5,128	4,726	3,981
臨時損益	△953	52	181	807	807	924	217
経常利益	3,852	4,942	5,265	5,762	5,935	5,650	4,199
当期純利益	2,293	2,967	3,163	3,348	3,739	3,546	2,800

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

ゆうちょ銀行の業務粗利益は、これまで減少傾向にあったが、平成26年度第3四半期決算においては、資金利益の増加を主因に前年同期比で増加した(+726億円)。

一方、経費はこれまで減少傾向にあったが、今年度は消費税率引き上げの影響もあり、前年同期比で増加した(+148億円)。

また、低金利が継続する状況にあるが、実質業務純益は、収益源の多様化により前年同期比で増加した(+577億円)。

なお、ゆうちょ銀行は、平成26年度の業績予想(平成26年5月15日公表)について、第3四半期累計期間の実績等を踏まえ、経常利益を5,400億円(当初公表比+1,500億円)、当期純利益を3,500億円(当初公表比+900億円)と修正している。

< (参考) メガバンク (単体) の決算の推移 >

(億円)

年度	三菱東京UFJ銀行		三井住友銀行		みずほ銀行	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25
業務粗利益	20,527	19,515	15,400	15,581	15,625	13,841
うち資金利益	11,732	11,561	9,712	10,649	9,155	9,237
うち役務取引等利益	4,240	4,726	3,437	3,573	3,243	3,505
うち特定取引利益	1,220	1,084	△37	369	474	314
うちその他業務利益	3,333	2,144	2,271	971	2,751	783
経費	△10,511	△10,956	△7,277	△7,457	△7,654	△7,911
実質業務純益	10,015	8,559	8,123	8,124	7,971	5,929
経常利益	8,609	10,021	6,708	9,525	5,348	7,310
当期純利益	5,851	6,502	6,177	6,052	4,853	5,302

(資料) 各期各行決算説明資料から作成

< 貯金残高の推移 >

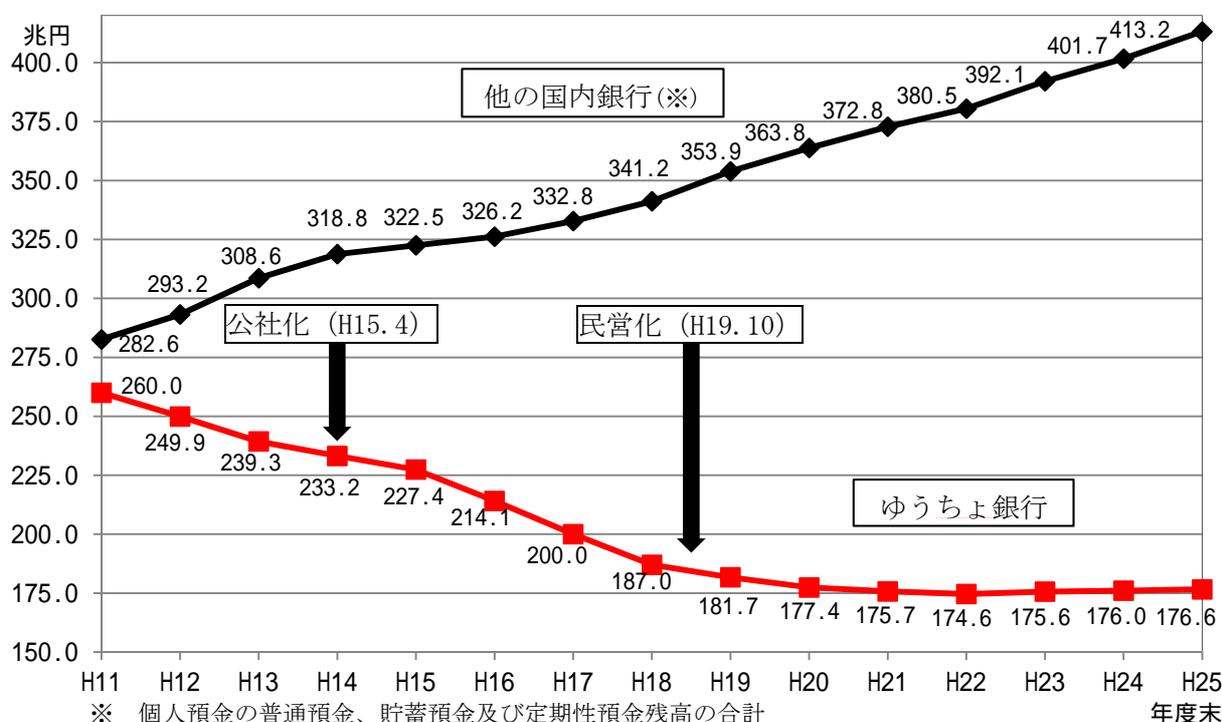
(兆円)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (3Q)
貯金残高	177.4	175.7	174.6	175.6	176.0	176.6	179.0(※)

※ 自己株式取得に係る代金による日本郵政グループ会社の貯金残高増加分(約1.3兆円)を含む。

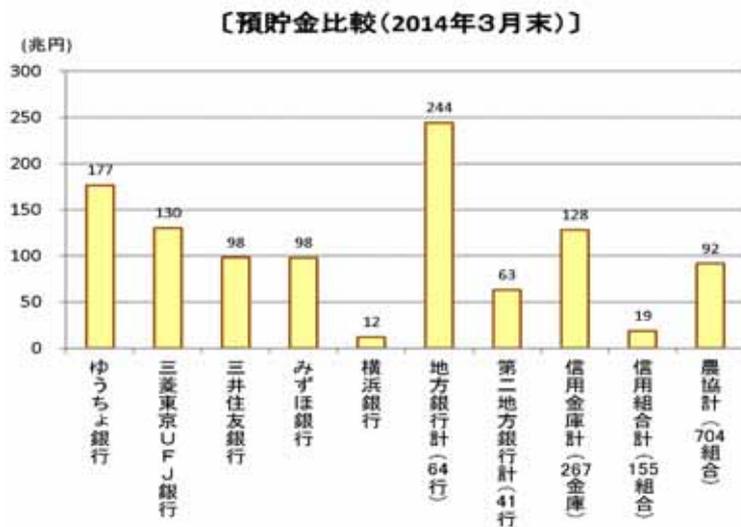
(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

< 預貯金残高の推移比較 >



(資料) 日本銀行統計及びゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌から作成

< 預貯金残高の比較 >



(注) 預貯金残高＝預金＋譲渡性預金
 (出典) 各社IR資料及び各業界団体の公表資料より作成

(資料) 第128回民営化委員会配布資料

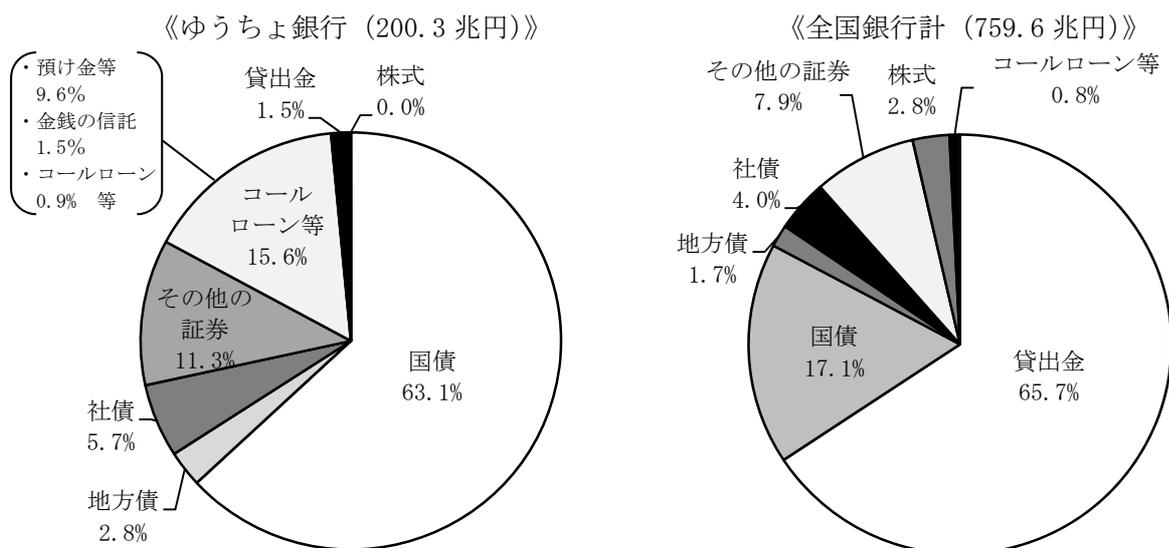
< 運用状況 >

(億円、かつこ内は構成比)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
預け金等	56,579 (2.91%)	41,805 (2.17%)	47,541 (2.49%)	26,719 (1.38%)	90,782 (4.59%)	192,041 (9.58%)	307,162 (14.96%)
コールローン	511 (0.02%)	2,616 (0.13%)	4,296 (0.22%)	12,062 (0.62%)	18,377 (0.92%)	18,435 (0.92%)	29,108 (1.41%)
債券貸借取引 支払保証金	7,257 (0.37%)	24,956 (1.29%)	44,833 (2.35%)	57,788 (2.98%)	81,415 (4.11%)	72,127 (3.60%)	83,025 (4.04%)
金銭の信託	12,247 (0.63%)	10,153 (0.52%)	18,067 (0.94%)	37,154 (1.92%)	30,388 (1.53%)	29,190 (1.45%)	32,507 (1.58%)
有価証券	1,735,511 (89.48%)	1,782,306 (92.72%)	1,750,264 (91.75%)	1,759,532 (90.94%)	1,715,965 (86.81%)	1,660,578 (82.88%)	1,571,551 (76.56%)
国債	1,554,901 (80.16%)	1,558,915 (81.10%)	1,464,609 (76.78%)	1,449,398 (74.91%)	1,381,987 (69.91%)	1,263,910 (63.08%)	1,098,856 (53.53%)
地方債	61,772 (3.18%)	52,892 (2.75%)	56,588 (2.96%)	57,355 (2.96%)	58,060 (2.93%)	55,503 (2.77%)	57,594 (2.80%)
短期社債	5,429 (0.27%)	3,649 (0.18%)	1,029 (0.05%)	1,809 (0.09%)	5,489 (0.27%)	3,339 (0.16%)	2,569 (0.12%)
社債	98,804 (5.09%)	119,162 (6.19%)	128,047 (6.71%)	126,653 (6.54%)	113,040 (5.71%)	110,501 (5.51%)	110,337 (5.37%)
株式	9 (0.00%)						
その他の証券	14,595 (0.75%)	47,677 (2.48%)	99,979 (5.24%)	124,306 (6.42%)	157,378 (7.96%)	227,313 (11.34%)	302,184 (14.72%)
貸出金	40,315 (2.07%)	40,225 (2.09%)	42,387 (2.22%)	41,345 (2.13%)	39,679 (2.00%)	30,763 (1.53%)	28,932 (1.40%)
預託金	87,000 (4.48%)	20,000 (1.04%)	—	—	—	—	—
その他	107 (0.00%)	76 (0.00%)	61 (0.00%)	37 (0.00%)	42 (0.00%)	318 (0.01%)	367 (0.01%)
運用資産合計	1,939,531	1,922,140	1,907,453	1,934,640	1,976,651	2,003,455	2,052,655

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

< ゆうちょ銀行と他の民間金融機関の運用状況の比較（平成25年度末） >



※ ゆうちょ銀行の「その他の証券」は外国証券。

（資料）ゆうちょ銀行平成26年3月期決算資料及び全国銀行協会「全国銀行の平成25年度決算の状況」から作成

< 自己資本比率（国内基準） >

(%)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
自己資本比率	92.09	91.62	74.82	68.39	66.04	56.81	43.36

※ 平成26年3月末から、新国内基準（バーゼルⅢ）に基づいているため単純比較はできない。

（資料）ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌から作成

< アウトライヤー比率（金利リスクへの対応） >

(億円、%)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (中間)
経済価値低下額	18,083	20,227	11,860	9,646	7,932	10,691	13,629
自己資本の額	81,524	83,752	86,129	88,636	91,440	94,046	82,774
アウトライヤー比率	22.18	24.15	13.77	10.88	8.67	11.36	16.46

※1 自己資本の額は、平成24年度末までは「Tier1+Tier2」、平成25年度末及び平成26年9月末は「コア資本」を使用。

※2 アウトライヤー基準の適用については、金融庁が定めた「主要行等向けの総合的な監督指針」において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、（アウトライヤー基準に該当する場合の）監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。」とされている。

（資料）ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌から作成

< 預貸率及び預証率の他行との比較 >

(%)

	H25年度末			
	ゆうちょ銀行	都市銀行平均	地方銀行平均	地方銀行Ⅱ平均
預貸率	1.74 (△0.5)	64.8 (+0.1)	70.3 (△0.2)	73.3 (△0.1)
預証率	94.02 (△3.4)	37.2 (△11.4)	31.5 (△0.2)	25.8 (△0.7)

※1 かつこ内は24年度末比

※2 預貸率=貸出金/[預金+譲渡性預金+債券]×100

※3 預証率=有価証券/[預金+譲渡性預金+債券]×100

※4 都市銀行には5行、地方銀行には64行、地方銀行Ⅱには41行の計数が含まれている。

(資料) ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌(2014)及び一般社団法人全国銀行協会

「全国銀行財務諸表分析(平成25年度決算)」から作成

新規業務等の実績

< 内国為替取扱状況(振込) >

(千件、百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
仕向件数	1,668	9,994	13,937	17,200	19,311	21,642
仕向金額	4,215,404	10,777,302	12,917,217	14,534,436	15,874,930	17,697,182
被仕向件数	1,145	12,741	23,412	34,617	45,108	53,810
被仕向金額	1,464,417	7,482,213	9,715,296	11,113,645	12,079,552	13,621,048

※ 全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱状況

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌から作成

< 投資信託取扱状況(約定ベース) >

(千件、百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
販売件数	1,598	1,279	1,345	1,314	1,090	952	767
販売金額	171,395	133,885	172,714	177,421	279,187	339,685	281,611

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

(千口座、百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
保有口座数	551	577	604	615	622	644	660
純資産残高	815,666	980,930	960,336	902,646	1,016,814	977,638	1,119,462

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

<クレジットカード取扱状況>

(千枚)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
発行枚数	376	837	647	487	94	70	45
(現存枚数)	366	1,136	1,686	2,072	2,081	1,976	1,632

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

<住宅ローン(媒介)取扱状況>

(百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
新規取扱額	56,247	74,045	61,865	31,504	24,047	24,438	22,723
(累計)	56,247	130,293	192,158	223,662	247,710	272,148	294,872

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

<変額年金保険の取扱状況>

(件、百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
販売件数	3,786	6,216	8,022	13,072	10,259	12,214	8,816
販売金額	17,615	31,359	40,866	66,545	52,865	69,286	50,289

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

(件、百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
販売件数累計	3,786	10,002	18,024	31,096	41,355	53,569	62,385
販売金額累計	17,615	48,974	89,840	156,386	209,251	278,537	328,827

(資料) ゆうちょ銀行各年度ディスクロージャー誌及びゆうちょ銀行各期決算資料から作成

4 かんぽ生命保険の経営状況及びサービスの維持・向上

1 取組状況

(1) 経営理念・方針

経営理念

かんぽ生命保険では、「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指している。この経営理念のもと、日本郵政公社の業務・機能の一部を引き継ぎ平成19年10月に生命保険業を開始して以来、簡易・小口な商品を、全国津々浦々の郵便局及びかんぽ生命保険直営店を通じて提供している。

< 経営理念 >

お客さまとともに未来を見つめて「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指します。

< 経営の基本方針 >

当社は、2007年10月の営業開始以来、「『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」の経営理念のもと、日本郵便との一体的な事業運営により日本郵政グループの総合力を活かしながら、健全な経営基盤の強化等の経営課題に全社を挙げて取り組んでいるところです。

< 目指す方向性 >

ビジネスモデル

- 【顧客】 保有契約4千万件・被保険者3千万人の顧客基盤(女性・中高年層中心)を深掘り
- 【チャンネル】 日本郵便と一体で、グループ内における製販分離のビジネスモデルを追求
- 【商品】 既存商品の見直しから着手し、段階的に死亡保障・医療保障の品揃えを充実

簡易・迅速・正確なローコストオペレーションを実現して、差別化を図る

「コンプライアンスの徹底・募集品質の確保」は、成長のためのプラットフォーム

戦略目標

- 健全な経営基盤の強化・上場企業としての態勢構築
- 引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢の整備
- 簡易生命保険創業100周年(2016年度)に新契約500億円達成

成長軌道への転換、日本郵政グループとしての企業価値向上を目指す

(資料) 第125回民営化委員会配布資料

グループビジョン

郵政グループビジョン2021では、郵便局ネットワークを通じてユニバーサルサービスを安定的に提供するためには、平成8年度から継続している保有契約の減少に早期に歯止めをかけ、成長軌道に乗せることが必須であるとし、その実現のために、以下の項目を中心に取り組んでいくこととしている。

- 高齢化社会進展に向けた多様な保障ニーズへの対応
- シンプルな商品・サービスの提供による利便性の向上、グループシナジー等による死亡保障・医療保障ニーズへの対応
- 引受から支払まで迅速かつ正確に行う態勢の整備
- 生産性・効率性の高い事務・システムを構築し、郵便局等のインフラを高度化しながら機能を強化
- 健全な経営基盤の維持
- 高度なリスク管理態勢を構築し、資産運用力の強化を図り、安定的な収益を確保

中期経営計画

中期経営計画では、経営基盤及び収益力の強化のため、以下のとおり取り組んでいくこととしている。

主要施策

- 成長のための投資（引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢）
- ・ 引受から支払まで簡易・迅速・正確な事務・システムを構築し、お客さまのご契約を管理する態勢を強化、質の高いサービスを提供
- ・ ITガバナンスの強化、システム品質・開発生産性の向上
- 収益力の強化（郵便局渉外社員2万人体制により3年間で新契約月額保険料500億円を達成）
- ・ ご高齢のお客さまが安心してご加入いただけるよう、募集品質を確保
- ・ 郵便局チャネルの営業力強化
- ・ 提携商品の活用によるかんぽ生命保険直営店チャネルの営業力強化
- 郵便局ネットワークの活用と新サービスの展開（お客さまニーズに応える商品の提供）
- ・ 改定学資保険の販売開始
- ・ 提携商品を活用した郵便局との関係強化
- マネジメントの刷新・事業継続のための環境整備（内部管理態勢の強化）
- ・ 統合的リスク管理（ERM）による管理態勢の高度化
- ・ 資産運用態勢整備による資産ポートフォリオの改善、運用収益の向上
- ・ 「お客さまの声」を経営に活かす取り組みの推進、内部監査態勢の強化

経営目標（平成28年度）

- ・ 新契約月額保険料 500億円(1)
 - ・ 当期純利益 800億円
 - ・ EV成長率 8%(2)
- 1 新契約年換算保険料 5,200億円相当
 - 2 経済環境の前提が中期経営計画発表当時の水準で推移すると仮定して計算

< 生命保険業の主要営業目標 >

II-4-2 【主要営業目標】 「新契約月額保険料500億円」に拡大



(資料) 日本郵政グループ中期経営計画

(2) 具体的な取組

サービス水準の維持・向上及びサービスの多様化

ア 既存商品の見直し

かんぽ生命保険では、利用者ニーズに対応した商品をタイムリーに提供することが必要であると、家庭市場における実績を生かして、既存商品の見直しから着手している。

新規業務としては、始めに、入院特約について見直しを行い、平成20年7月2日から販売している。次に、学資保険について、教育資金の確保という主たるニーズに応え、被保険者の死亡保障を抑制することにより保険料を低廉化させた商品に改定し、平成26年4月2日から販売を開始している。この改定により、平成26年度中間期現在において、学資保険の新契約件数は大幅に増加した。一方、終身保険、養老保険の販売件数が落ち込むという現象が生じている。

かんぽ生命保険では、主力商品である養老保険について、払込保険料総額が満期保険金受取額を上回るケースが多く、貯蓄性の観点から商品の魅力が低下しているとして、普通養老保険の貯蓄性を高めるため、保険料払込後一定の据置期間を設け、保険料払込期間を保険期間より短く設定できるよう、平成27年2月19日、金融庁長官及び総務大臣に対し、短期払養老保険(保険期間に比して保険料払込期間が短期となる普通養老保険)の認可申請を行い、同年4月15日、その認可を取得した。同社は、平成27年10月から販売を行う予定としている。

このほかに、既に認められている業務範囲での商品・サービスとして、加入年齢範囲や引受範囲の拡大を図り、高齢者を始め、できるだけ多くの方に保障サービスを提供することができるような改善に取り組んでいる。

< 新規業務の開始 >

平成20年7月2日	入院特約の見直し <ul style="list-style-type: none"> 入院特約について、手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させたほか、日帰り入院についても入院保険金の支払対象とする等の見直しを実施
平成26年4月2日	学資保険の改定 <ul style="list-style-type: none"> 学資保険について、被保険者の死亡保障を抑制することにより、保険料を低廉化させた商品に改定
平成27年10月（予定）	短期払養老保険 <ul style="list-style-type: none"> 普通養老保険について、保険料払込期間を保険期間より短く設定することにより、貯蓄性を向上させた商品に改定

（資料）第109回、第125回、第130回民営化委員会配布資料、かんぽ生命保険ディスクロージャー誌（2014）から作成

< 学資保険の販売状況 >

- 2014年4月の学資保険「はじめのかんぽ」発売により、新契約件数は大幅に増加。
- お客さまに学資保険の重要性を訴求し、マーケットを拡大。

< 学資保険 新契約件数の推移 >



（資料）第125回民営化委員会配布資料

<平成26年度中間期商品別の販売状況>

- 2014年4月発売の改定学資保険が好調な一方、終身・養老保険は前年割れ。

<新契約の状況（2014年度中間期）>

新契約・件数				新契約・金額			
	2013年度 中間期 ①	2014年度 中間期 ②	前年比 ②/①		2013年度 中間期 ①	2014年度 中間期 ②	前年比 ②/①
個人保険	122.8万件	124.3万件	101.2%	個人保険	3兆5,912億円	3兆5,981億円	100.2%
終身	36.0万件	28.8万件	80.1%	終身	1兆1,910億円	9,853億円	82.7%
養老	76.9万件	58.8万件	76.5%	養老	2兆2,933億円	1兆8,533億円	80.8%
学資	9.9万件	36.5万件	369.3%	学資	1,061億円	7,578億円	714.4%
個人年金保険	8.8万件	8.6万件	97.9%	個人年金保険	3,108億円	3,075億円	99.0%

(出所) 会社公表資料

(注) 2014年度中間期の「学資」欄は、2014年4月に発売した学資保険(はじめのかんぽ)を計上

(資料) 第125回民営化委員会配布資料

<その他の改善>

平成20年7月2日	普通養老保険の加入年齢範囲の上限の引上げ
平成22年4月1日	普通養老保険の加入年齢範囲の下限の引下げ
平成25年4月1日	引受範囲の拡大
平成26年10月2日	終身保険の加入年齢範囲の下限の引下げ
平成27年4月2日	普通養老保険の加入年齢範囲の上限の引上げ

(資料) 第46回、第125回民営化委員会配布資料、かんぽ生命保険資料から作成

イ 他社商品の受託販売

かんぽ生命保険では、自社での商品提供に制約がある部分については、他社の生命保険商品を活用することにより顧客ニーズに応えることとしており、平成20年6月1日からは、他の生命保険会社の法人向けの定期保険を受託販売している。さらには、日本郵政及びアフラックによる既述の包括業務提携に基づき、平成26年7月22日からかんぽ生命保険の全直営店(79支店)でアフラックのがん保険の受託販売を開始し、同年10月1日には日本郵政グループ専用商品を取扱商品に追加した。同商品について、日本郵政は、がん治療における基本保障を備えつつ、かんぽ生命保険の入院特約と重複する部分の保障を低く抑えて保険料を安くする一方、がんと診断された際の保障を手厚くしたものとしている。

がん保険については、かんぽ生命保険では、平成26年9月22日にアフラックにおいて商品改定(保険料見直し等)が行われたことを受けて、販売状況は順調に推移しているとしている。

< 新規業務の開始 >

平成20年 6 月 1 日	法人向け商品の受託販売 ・ 生命保険会社の法人向け定期保険をかんばん生命保険の支店にて受託販売 < 委託生命保険会社 (8 社) > エヌエヌ生命保険(株)、アクサ生命保険(株)、住友生命保険相互会社、東京海上日動あんしん生命保険(株)、日本生命保険相互会社、三井住友海上あいおい生命保険(株)、明治安田生命保険相互会社、メットライフ生命保険(株)
平成26年 7 月22日	がん保険の受託販売 ・ アフラックのがん保険をかんばん生命保険の支店にて受託販売

(資料) 第125回民営化委員会配布資料、かんばん生命保険ディスクロージャー誌 (2014) から作成

ウ 保険金の支払業務の見直し

かんばん生命保険では、事後検証システムの導入や請求案内範囲の拡充などの各種の取組を行う中、平成24年11月13日には入院保険金等の請求案内漏れ等について、また同月22日開催の第91回民営化委員会において満期保険金等の長期未払いといった問題を公表の上、支払業務の見直しを積極的に推進した。

支払業務を行う全国5箇所のサービスセンターにおいて、平成26年4月以降段階的に、イメージワークフローをベースとした支払業務システム (S A T I) を導入し、同年10月には新しい事務処理体制に全面的に移行するなど、保険金の支払業務の見直し及び態勢整備を行った。

支払漏れ

支払漏れの問題については、支払漏れ事案に対する深度ある分析を踏まえ、支払業務システムの開発・導入によるシステムサポートを充実させ、現在では、診断書情報のテキストデータ化による支払要素の抽出や機械判定による手術コードの特定等により、診断書情報の見落としや見誤り等による支払漏れが減少したとしている。

請求案内漏れ

請求案内漏れの問題については、民営化以降5年間に支払請求のあった契約約1,700万件を検証し、請求案内を要する案件について平成25年7月までに案内を終了し、請求勧奨を行い、支払いを実施した。

現在では、支払業務システム (S A T I) 導入による支払業務の見直しにより、支払処理後、速やかに事後点検を実施し、追加的な請求案内を含めて原則1か月以内を実施することにより、請求案内漏れが発生しない態勢を構築したとしている。

長期未払い

満期保険金等の長期未払いの問題については、平成24年1月末時点での未払額約2,300億円について、改めて全契約に対し、訪問等による案内を実施し、支払いが済んでいない契約全件について、「親族間で話がまとまってから請求する」等の請求意思の確認等により、状況を把握・管理している。

さらには、平成25年10月申込みの契約から満期保険金等を期日に銀行等の口座へ振り込むための口座登録の取扱いを開始したほか、平成26年4月には既契約についても受付を開始し、期日経過後の未払い防止に努めるとしている。

その他

かんぽ生命保険では、顧客へのサービスレベルの向上を目的として、平成22年10月から、満期保険金又は生存保険金の支払いが予定される契約を対象に訪問等による保険金の早期の支払手続の勧奨、未請求の保険金がないか等の御案内の取組(「ご契約内容のフォローアップ活動」)を開始し、順次、案内対象の充実を図ってきた。

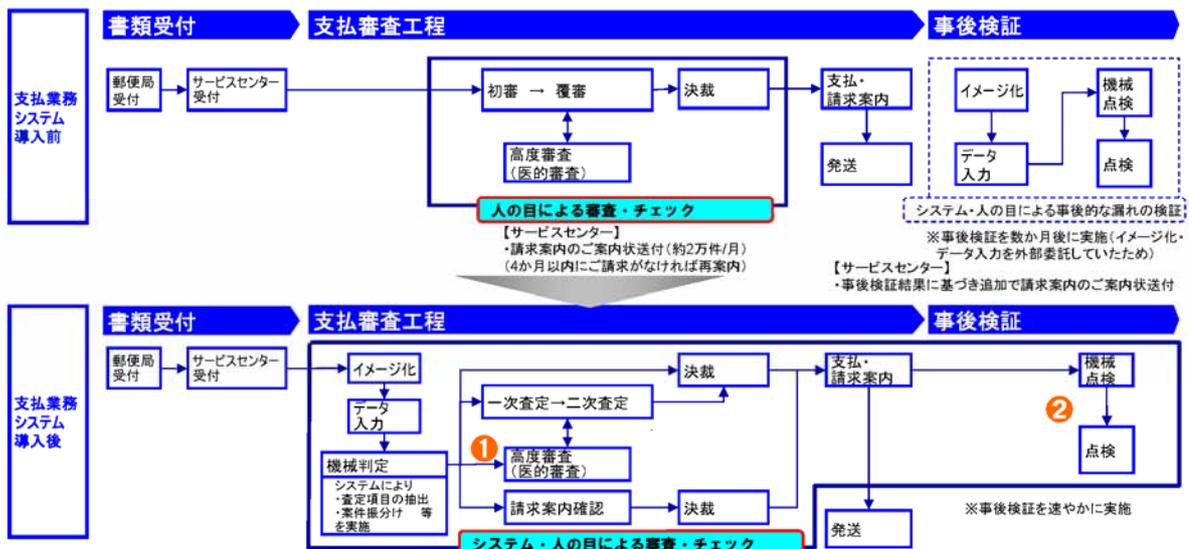
さらに、今後は、配偶者との死別等に起因する高齢者に係る保険金等の手続不能状態等への対応を始めとして、既契約者(約1,700万契約者・2,900万契約)に対する訪問活動を行うこととしている。

請求案内や長期未払いといった問題に係る対応を行うことは、金融庁及び総務省から、新規業務(学資保険の改定)の認可条件の一つとされていたが、上述のとおり、改善を図っている。

このほか、平成27年2月18日には、IBMの持つ最先端コグニティブ・コンピューティング・システムWatson技術を活用した保険金支払業務の更なる高度化の検討を進める旨を公表している。

<支払業務システムの導入>

- 支払漏れ等事案に対する深度ある分析を踏まえ、支払業務システムの開発・導入によるシステムサポートを充実。
- 診断書情報のテキストデータ化による支払要素の抽出や機械判定による手術コードの特定等により、診断書情報の見落としや見誤り等による支払漏れの減少。**①**
- 支払処理後、速やかに事後点検を実施。追加的な請求案内を含めて原則1か月以内に実施することにより、請求案内漏れが発生しない態勢を構築。**②**



(資料) 第125回民営化委員会配布資料

エ 「お客さまの声」を経営に活かす取組（サービス改善事例）

かんば生命保険では、「お客さまの声」を貴重な「財産」と認識し、サービス改善・商品開発等につなげるとともに、社員の行動に反映して、顧客満足の向上を目指すこととしており、全国の郵便局、コールセンター等に寄せられた声を本社に集約し、経営改善に活かす仕組みの構築を図っている。

改善事例

- ・ 指定代理請求制度の取扱開始（平成20年7月）
- ・ 満期保険金支払案内書の期日3か月前の発送開始（平成21年4月）
- ・ 相続発生時における保険金に係る提出書類の一部省略（平成25年4月）
- ・ 郵便の転居届を出した契約者に対する保険の住所変更届の案内の開始（平成25年9月）
- ・ 保険料の送金扱いに使用するゆうちょ払込票の申込受理時の即時発行（平成25年10月）

また、利用者から直接意見を聴き、今後のより良い保険サービスの提供に活かしていくことを目的に、平成23年度から「お客さま満足度調査」を実施している。

オ キャッシュレス化の推進

かんば生命保険では、利用者利便・事務効率の向上、不祥事件の未然防止のため、以下のような施策に取り組んでいる。平成26年度からは、一部の例外を除き、集金による保険料の払込みの取扱いを行わないこととする等、今後も、更なるキャッシュレス化に取り組むこととしている。

- ・ クレジットカード等による初回保険料払込みの取扱開始（平成21年4月）
- ・ 保険料の送金扱いによる払込みの取扱開始（平成22年10月）
- ・ 支払期日の3か月前からの郵便局社員による訪問等の取組（平成22年10月）

カ 事務・システム基盤の整備

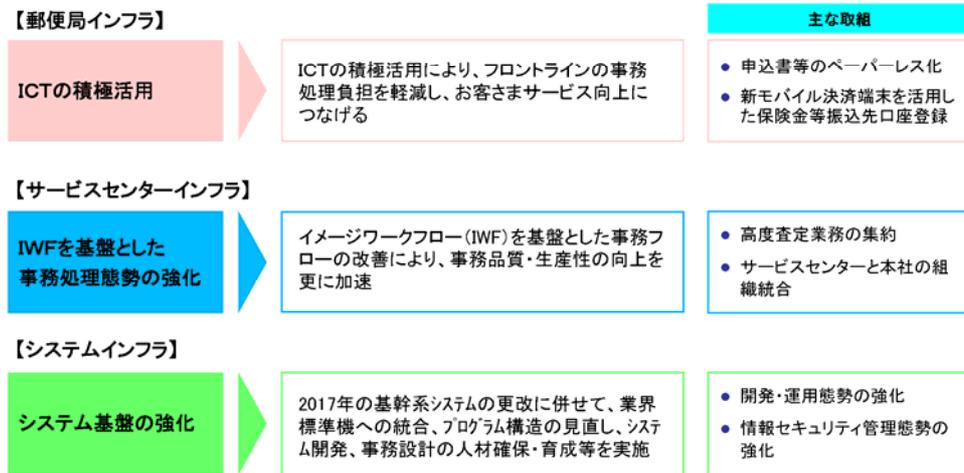
かんば生命保険では、将来の成長戦略を描くために、競争の基盤となる事務・システムインフラを構築することし、引受から支払まで、簡易・迅速・正確な事務・システムを構築し、契約管理態勢を強化して、質の高いサービスを提供することにより、「お客さまから選ばれる保険会社」を実現するとしている。

- ・ 新契約システムの全国展開（平成23年10月）
- ・ タブレット型携帯端末機の配備（平成25年10月）
- ・ 支払業務システム（S A T I）の導入（平成26年4月）

なお、かんば生命保険では、機器の耐用年数等を考慮し、一定の期間ごとに基幹系システムを更改しており、次期更改（平成29年1月）に併せて、システム開発・運用態勢の強化を図ることとしている。

<引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備>

- 将来の成長戦略を描くために、競争の基盤となる事務・システムインフラを構築。
- 引受から支払まで、簡易・迅速・正確な事務・システムを構築し、お客さまのご契約を管理する態勢を強化、質の高いサービスを提供することにより、「お客さまから選ばれる保険会社」を実現。



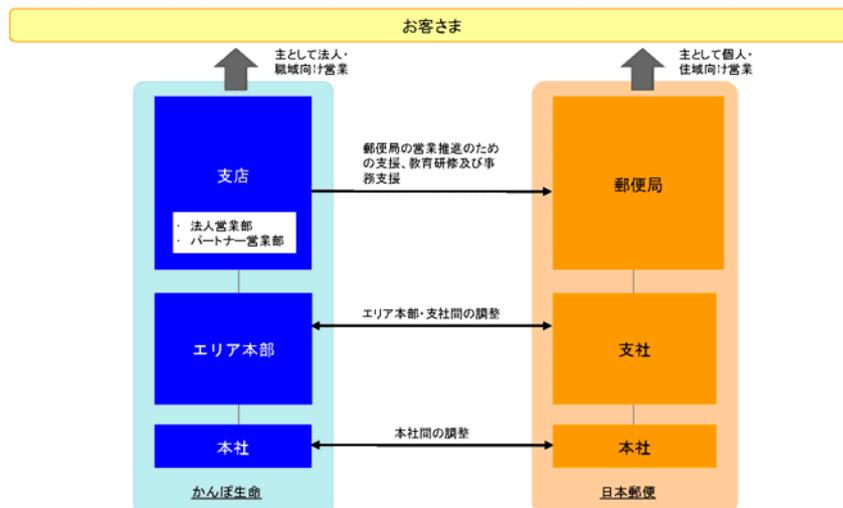
（資料）第125回民営化委員会配布資料

郵便局との連携

かんぽ生命保険では、郵便局を主として住域・個人向け、直営店を主として職域・法人向けの販売チャネルと位置付けており、かんぽ生命保険の支店にパートナー営業部を設置し、郵便局への営業支援、事務指導等を行っている。また、地域エリアの管理態勢の強化、日本郵便の支社との更なる連携強化を図るため、平成25年4月、各支社に対応する形で全国13箇所にエリア本部を設置するなど、日本郵便との間での営業指導、事務指導、問合せ・苦情対応等に関する連携体制を強化している。

<日本郵便とかんぽ生命保険の連携>

- かんぽ生命の支店にパートナー営業部を設置し、郵便局の営業推進のための支援、教育研修および事務支援を実施。
- 平成25年4月には、地域エリアの管理態勢を強化するとともに、日本郵便の支社とのさらなる連携強化を主たる目的として、「エリア本部」を設置。



（資料）第130回民営化委員会配布資料

さらに、中期経営計画における主要営業目標の達成に向けて、日本郵便と一体となり、商品、顧客、人材育成、体制の面で以下の施策に取り組み、郵便局チャンネルの営業力を強化することとしている。

商品（お客さまニーズに対応した商品の見直し・利便性向上）

- ・ 高齢者をターゲットにした既存商品の見直し（高齢者層・長生き支援）
- ・ 満期代替の向上に貢献する制度と商品の開発

顧客（既加入顧客の囲い込み・未加入開拓の強化）

- ・ 満期代替の早期取組、既契約者訪問活動（約1,700万契約者・2,900万契約）
- ・ 改定学資保険、職域営業による未加入開拓

人材育成（成長が期待できる層への重点的な研修・OJTの強化）

- ・ 中堅実績層への重点的な研修
- ・ OJTの強化（指導者層への研修）

体制（必要労働力の確保、パートナー支援体制の強化）

- ・ 日本郵便による渉外社員の確保
- ・ かんぽ生命保険直営店パートナー営業部の強化

また、日本郵便においては、平成20年10月以降一部の郵便局においてアフラックのがん保険を受託販売しており、平成27年度中に全国約2万局で販売することを目指している。かんぽ生命保険では、同社の有する郵便局に対する営業支援等のノウハウを活用し、アフラックの委託を受け、平成26年7月22日から、郵便局に対する同社のがん保険の取扱いに係る教育・指導を、79支店で開始している。

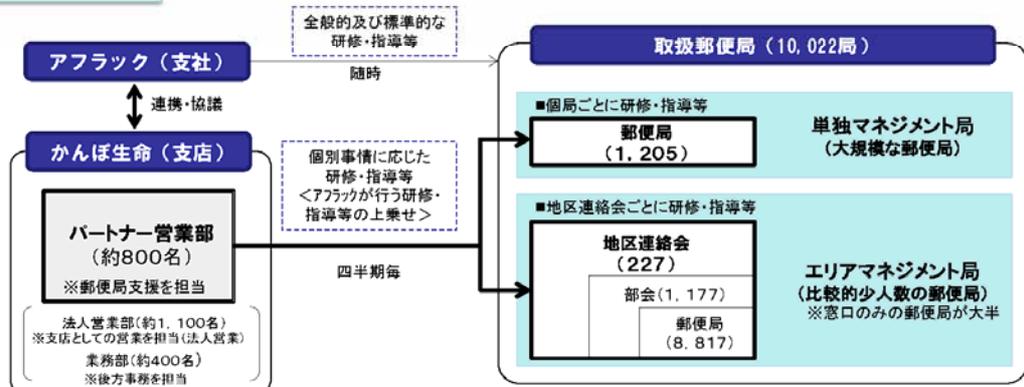
< かんぽ生命保険における事務代行について >

事務代行^(※)の状況(7月22日から取り扱いを開始)

(※)事務代行: アフラックのがん保険に関し、がん保険取扱郵便局に対する営業支援、募集管理、コンプライアンスに関する教育・指導の事務の代行をすること。

- がん保険取扱郵便局(10月1日現在 約1万局)に対して、アフラックのがん保険取扱いに必要な全般的及び標準的な研修・指導等を行うとともに、かんぽ生命において地域性等個別事情に応じた研修・指導等を四半期に1回実施^(注)。
 - 研修・指導等に当たっては、効果的な事務代行を行うため、かんぽ生命支店とアフラック支社間での打合せを定期的に行い、指導方針及び研修・指導等に使用する資料等を作成。
- (注)10月1日からがん保険を取扱開始した郵便局(約7千局)に対しては、上記の研修・指導等のほか、アフラックが行った取扱開始時研修のフォローアップを実施(取扱開始後半年以内に1回)。

研修・指導等の体制 ■2014.10.1現在



(資料) 第122回民営化委員会配布資料

運用の多様化

かんぽ生命保険では、円金利資産を中心としたALM（資産・負債の総合管理）を基本としつつ、資産ポートフォリオの長期化、スプレッド資産の組入れを進めることとしており、平成25年度には逆ざやを解消している。今後も、資産と負債のマッチングを推進するとともに、許容可能な範囲で資産運用リスクを取り、運用資産の多様化を進めることにより、収益性の向上を目指すこととしている。併せて、経済価値ベースで資本・リスク・収益を一体的に管理すること（ERM）により、財務の健全性の維持と資本効率（収益性）を図りつつ、安定的かつ持続的な利益、企業価値の向上を目指すこととしている。

<運用の多様化>

有価証券の取得（信託受益権等）	平成20年7月9日開始
金銭の貸付（シンジケートローン（参加型））	平成20年8月6日開始
デリバティブ取引（金利スワップ取引等）	平成20年12月22日開始
金銭債権の取得（貸出債権等）	平成21年3月25日開始

（資料）第125回民営化委員会配布資料から作成

内部管理態勢

かんぽ生命保険は、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るため、委員会設置会社としている。同社は、「お客さまから最も信頼される保険会社」となるためには、内部管理体制の整備・強化が極めて重要との認識の下、自己責任の原則に基づく業務執行体制の確立、組織・体制の強化に取り組んでいる。

とりわけ、「コンプライアンスの徹底・募集品質の確保」を成長のためのプラットフォームであるとし、平成22年1月に公表した業務改善計画を始めとして、各種の施策に取り組むとともに、日本郵便との連携により、郵便局におけるかんぽ生命保険関連業務に携わる募集人等にも徹底していくこととしている。

コンプライアンスの徹底

- ・ 郵便局指導・牽制施策の実施
- ・ 郵便局での施策浸透状況の把握・分析
- ・ 保険料・保険金等キャッシュレス化の推進（初回保険料口座振替・保険金等振込先口座登録）

募集品質の確保

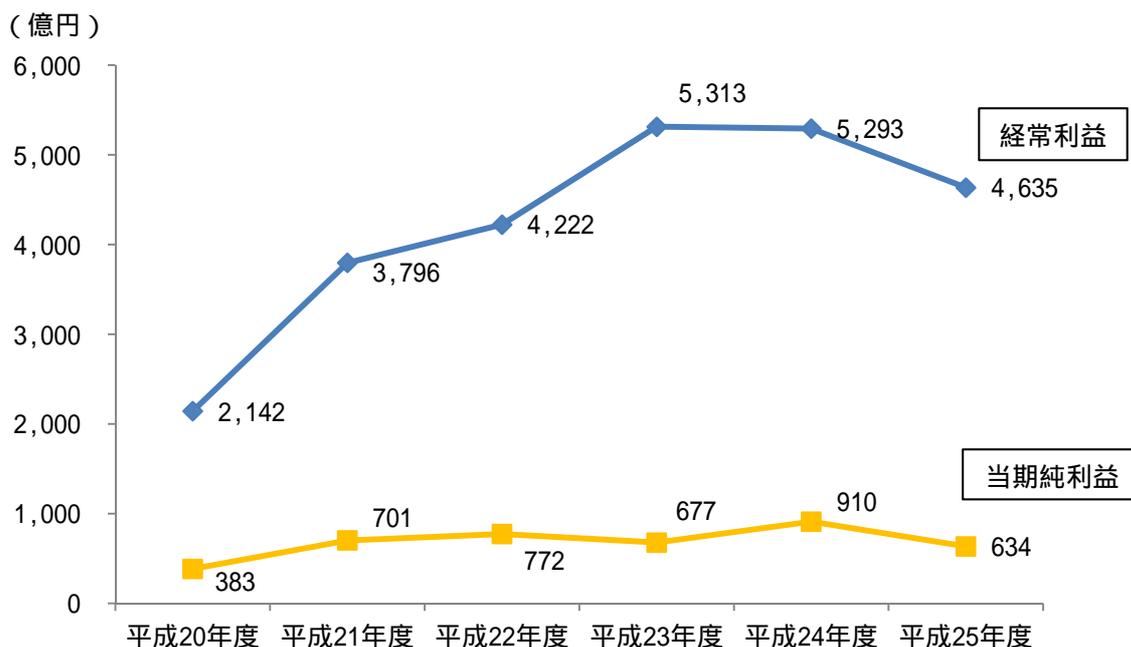
- ・ ご高齢のお客さまの家族同席必須化
- ・ 募集人に対する管理・指導の徹底（各種データの活用）
- ・ システムサポートによる郵便局所の管理者等によるお客さまへの電話確認
- ・ 牽制機能の強化（ありがとうコール、不適正募集の重大性の社員周知）

ラジオ体操

かんぽ生命保険では、公共性の高い生命保険事業を営む企業として、利用者からの信頼と安心を護り育てていくため、社会貢献活動に積極的に取り組むこととしている。特に「健康づくりへの積極的な貢献」を経営理念に掲げ、85年の歴史を持つラジオ体操の普及促進に取り組んでおり、「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」や「ラジオ体操の小学校出張授業の実施」等の活動を実施している。

2 主な経営指標の状況

< 利益の推移 >



< 決算概要 >

(億円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
経常収益	155,337	145,916	133,754	125,386	118,349	112,339	77,233
保険料等収入	78,811	75,056	73,423	68,564	64,817	59,116	44,879
資産運用収益	17,139	16,659	16,628	16,317	15,607	15,406	11,054
その他経常収益	59,386	54,201	43,703	40,503	37,923	37,816	21,300
経常費用	153,194	142,120	129,532	120,072	113,055	107,704	73,456
保険金等支払金	139,357	135,239	122,749	113,384	106,730	101,608	68,846
事業費	5,481	5,492	5,355	5,160	5,129	5,130	3,795
その他経常費用等	8,355	1,387	1,427	1,527	1,196	964	814
経常利益	2,142	3,796	4,222	5,313	5,293	4,635	3,777
特別利益・特別損失	1,138	251	115	504	669	999	788
契約者配当準備金繰入額	2,759	2,943	3,119	2,719	3,074	2,421	1,923
法人税等合計	139	402	445	1,412	639	579	328
当期純利益	383	701	772	677	910	634	737
基礎利益	4,324	4,271	4,844	5,716	5,700	4,820	3,892
危険差益	3,545	3,247	3,572	3,819	3,852	2,904	2,628
費差益	4,316	3,386	2,665	2,512	1,895	1,373	824
利差益	3,537	2,362	1,393	615	47	542	439

(資料) かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌及びかんぽ生命保険決算資料から作成

個人保険の契約状況については、郵便局との連携による営業推進態勢の強化等により、新契約件数は年々増加しており、平成26年度第3四半期決算においては、179.5万件（前年同期比+6.9万件）となった。一方、保有契約（簡易生命保険の保険契約を含む。）は、民営化以前からの減少傾向が継続しており、平成26年度第3四半期決算においては、3,383万件（前期末比 104万件）となった。

基礎利益については、利差益について改善傾向がみられ、平成25年度には逆ざやを解消した。また、費差益については保有契約の減少に伴う減少傾向が継続しており、基礎利益全体では、平成26年度第3四半期決算においては、3,892億円（前年同期比+365億円）となった。

<（参考）大手4社の決算の推移>

（億円）

会社名	日本生命		第一生命		明治安田生命		住友生命	
	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25
経常収益	70,942	67,140	43,159	43,846	46,910	47,412	41,381	34,315
経常費用	67,054	62,014	41,421	40,770	42,940	43,195	39,098	31,879
経常利益	3,887	5,126	1,738	3,076	3,969	4,216	2,283	2,436
純利益(純剰余)	2,106	2,844	514	855	2,355	2,393	1,132	1,289

基礎利益	5,465	5,924	3,145	3,998	3,945	4,604	4,261	3,982
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

（資料）各社各年度ディスクロージャー誌から作成

<新契約・保有契約の推移>

（件、百万円）

年度 / 年度末		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
個人保険								
新規契約	件数	1,917,207	2,047,392	2,055,162	2,123,253	2,207,801	2,233,907	1,795,453
	金額	5,424,862	5,909,077	5,905,313	6,215,473	6,515,865	6,559,804	5,248,662
保有契約	件数	2,445,352	4,342,642	6,180,457	8,018,950	9,871,863	11,668,254	13,085,032
	金額	6,870,755	12,343,194	17,642,154	23,043,182	28,480,738	33,735,661	37,828,809
個人年金保険								
新規契約	件数	183,134	216,973	239,355	210,226	181,965	148,824	109,979
	金額	628,755	735,294	823,390	721,930	633,489	524,095	393,145
保有契約	件数	243,171	455,285	686,957	887,329	1,058,046	1,194,072	1,293,978
	金額	824,112	1,506,087	2,223,577	2,781,529	3,194,647	3,443,863	3,599,715

（資料）かんぽ生命保険ホームページ「株式会社かんぽ生命保険の契約状況」から作成

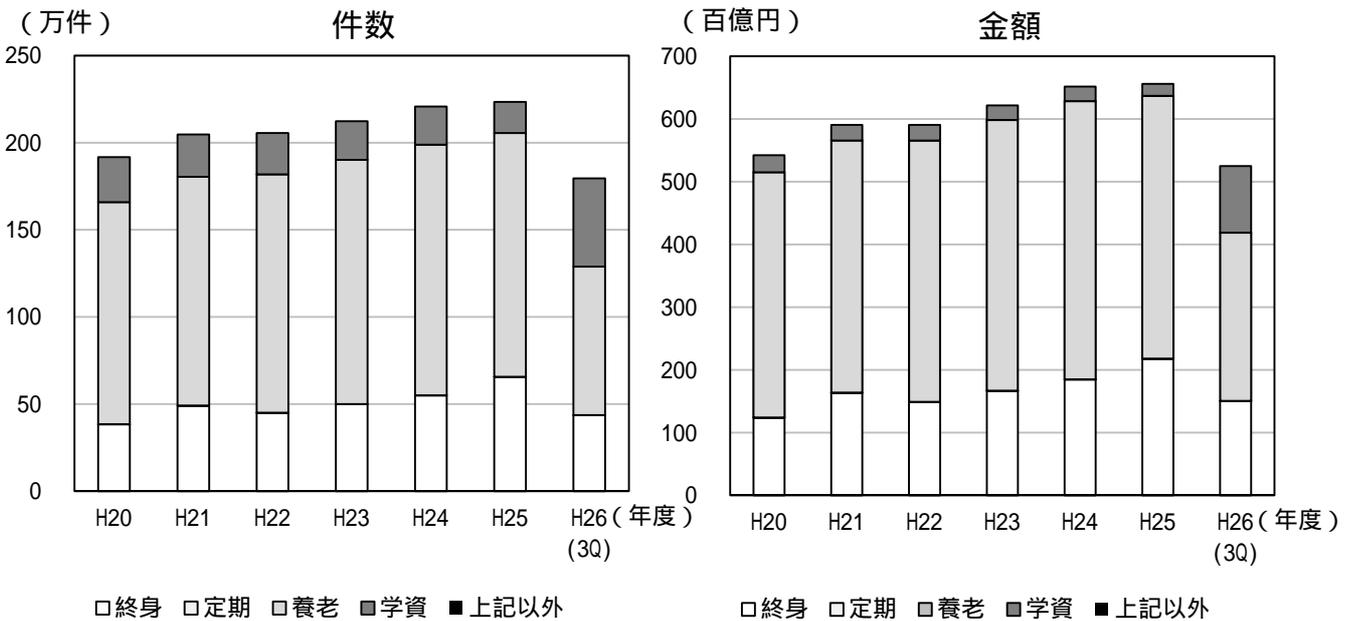
< 保険種類別新契約（個人保険）の推移 >

（件、百万円）

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
個人 保険	件数	1,917,207	2,047,392	2,055,162	2,123,253	2,207,801	2,233,907	1,795,453
	金額	5,424,862	5,909,077	5,905,313	6,215,473	6,515,865	6,559,804	5,248,662
終身	件数	384,151	491,427	449,854	499,646	549,934	656,621	436,382
	金額	1,239,573	1,634,917	1,489,589	1,667,479	1,847,010	2,179,466	1,504,122
定期	件数	999	915	813	760	623	610	406
	金額	2,446	2,031	1,888	1,658	1,410	1,470	927
養老	件数	1,273,674	1,312,624	1,367,465	1,401,351	1,438,038	1,397,995	851,836
	金額	3,909,380	4,020,045	4,165,116	4,315,273	4,435,982	4,187,725	2,682,785
学資	件数	258,070	242,078	237,024	221,496	219,206	178,681	506,829
	金額	272,058	250,393	248,675	231,064	231,463	191,143	1,060,828
上記 以外	件数	313	348	6				
	金額	1,405	1,692	46				

（資料）かんぽ生命保険ホームページ「株式会社かんぽ生命保険の契約状況」から作成

< 保険種類別新契約（個人保険）の推移（件数及び金額） >



（資料）かんぽ生命保険ホームページ「株式会社かんぽ生命保険の契約状況」から作成

< 生命保険業界全体の新規契約（個人保険）の推移及びかんぽ生命保険との比較 >

（千件、億円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
生命保険業界全体						
件数	11,022	12,174	12,776	13,395	14,892	14,406
金額	620,936	629,077	653,871	677,674	732,046	677,145
うちこども保険						
件数	603	643	720	662	650	566
金額	13,178	14,034	15,593	14,192	13,833	12,597
うちガン保険						
件数	1,352	1,266	1,352	1,568	1,423	1,397
金額	504	446	545	393	165	156
かんぽ生命保険						
件数	1,917	2,047	2,055	2,123	2,208	2,234
（シェア%）	(17.4%)	(16.8%)	(16.1%)	(15.8%)	(14.8%)	(15.5%)
金額	54,249	59,091	59,053	62,155	65,159	65,598
（シェア%）	(8.7%)	(9.4%)	(9.0%)	(9.2%)	(8.9%)	(9.7%)
うち学資保険						
件数	258	242	237	221	219	179
（シェア%）	(42.8%)	(37.6%)	(32.9%)	(33.4%)	(33.7%)	(31.6%)
金額	2,721	2,504	2,487	2,311	2,315	1,911
（シェア%）	(20.6%)	(17.8%)	(15.9%)	(16.3%)	(16.7%)	(15.2%)

（資料）一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌から作成

< こども保険・学資保険の新契約件数の推移（平成26年度） >

（件）

期末	1Q	対前年同期比	2Q	対前年同期比	3Q	対前年同期比
生命保険業界全体						
平成26年度	273,235	199.1%	529,505	192.0%	756,802	183.4%
（前年度）	137,243	87.4%	275,830	91.8%	412,660	90.7%
かんぽ生命保険						
平成26年度	194,492	414.6%	366,177	370.4%	506,829	354.5%
（前年度）	46,906	86.8%	98,872	91.3%	142,970	87.9%

（資料）一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぽ生命保険ホームページ「株式会社かんぽ生命保険の契約状況」から作成

< 生命保険業界全体の保有契約高（個人保険）の推移及びかんぽ生命保険との比較 >

（千件、億円）

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25
生命保険業界全体(1)						
件数	112,996	117,052	121,912	127,210	136,017	143,882
金額	9,398,426	9,029,471	8,795,964	8,653,465	8,616,514	8,575,407
うちこども保険						
件数	4,946	5,161	5,448	5,664	5,880	6,036
金額	147,867	141,954	139,309	137,265	136,294	135,966
うちがん保険						
件数	18,601	18,887	19,294	19,846	20,544	21,166
金額	34,403	32,001	30,052	28,292	26,344	24,480
かんぽ生命保険(2)						
件数	2,445	4,343	6,180	8,019	9,872	11,668
(シェア%)	(2.2%)	(3.7%)	(5.1%)	(6.3%)	(7.3%)	(8.1%)
金額	68,708	123,432	176,422	230,432	284,807	337,357
(シェア%)	(0.7%)	(1.4%)	(2.0%)	(2.7%)	(3.3%)	(3.9%)
うち学資保険						
件数	357	583	797	991	1,179	1,320
(シェア%)	(7.2%)	(11.3%)	(14.6%)	(17.5%)	(20.1%)	(21.9%)
金額	3,759	6,299	9,388	12,519	15,574	18,485
(シェア%)	(2.5%)	(4.4%)	(6.7%)	(9.1%)	(11.4%)	(13.6%)

1 かんぽ生命保険（簡易生命保険を除く）を含む生命保険会社の合計。

2 簡易生命保険の保有契約件数・金額を含まない。

（資料）一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌から作成

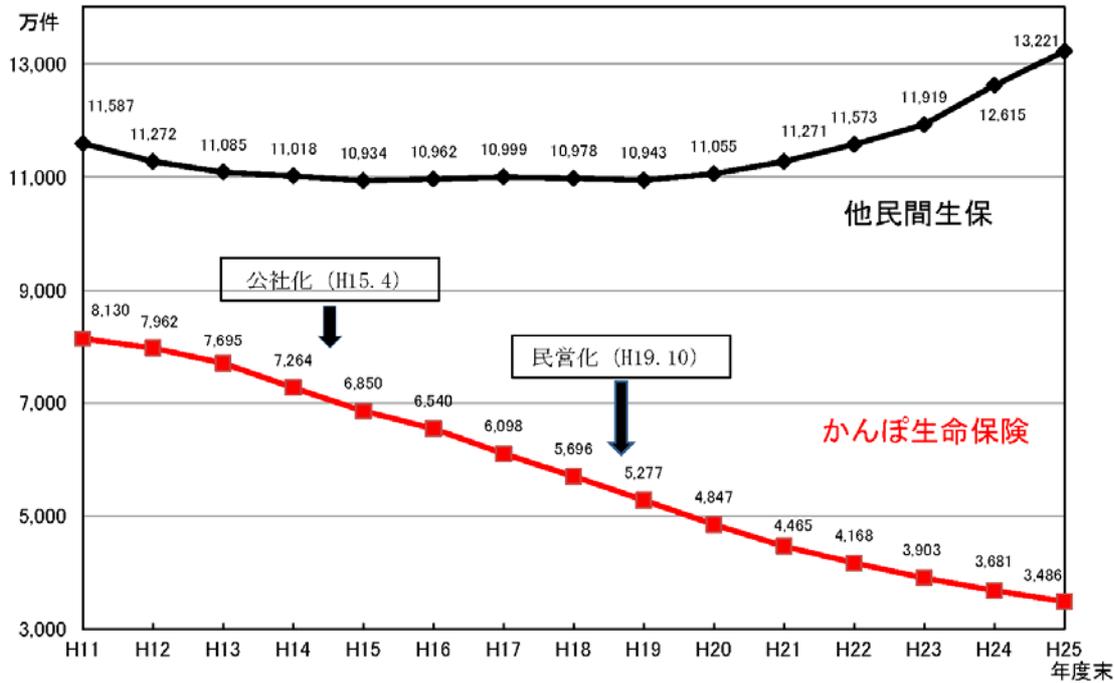
< かんぽ生命保険・簡易生命保険の保有契約高（個人保険）の推移 >

（千件、億円）

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25
かんぽ生命保険と簡易生命保険の合計						
件数	48,471	44,651	41,676	39,035	36,806	34,864
金額	1,343,941	1,244,126	1,165,522	1,088,973	1,024,721	970,946
うち学資保険						
件数	7,940	7,402	6,899	6,400	5,923	5,444
金額	144,922	132,908	121,800	111,408	101,876	92,958

（資料）一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構ホームページ資料から作成

< 保有契約件数（個人保険）の推移 >

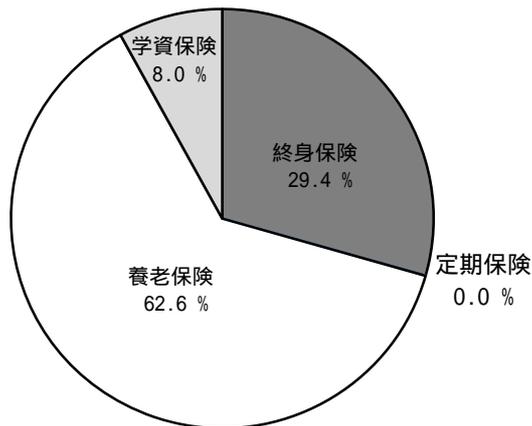


かんぼ生命保険には、簡易生命保険を含む。

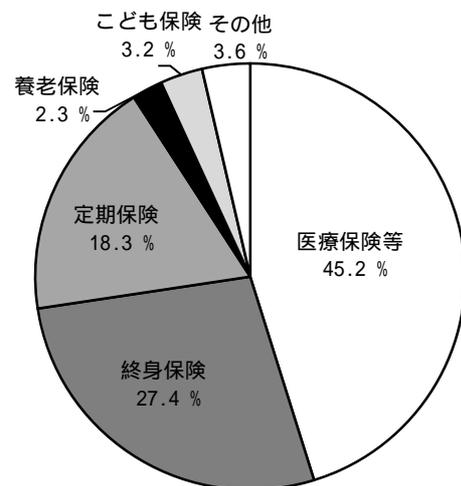
(資料) 一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」、かんぼ生命保険各年度ディスクロージャー誌、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構ホームページ資料から作成

< かんぼ生命保険と他の生命保険会社の新契約件数（個人保険）の商品別構成の比較（平成25年度） >

《かんぼ生命保険》



《他の生命保険会社》 ()



かんぼ生命保険を除く生命保険会社（42社）の合計（転換契約を含まない。）

(資料) 一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぼ生命保険ホームページ「株式会社かんぼ生命保険の契約状況」から作成

< 運用資産、資産構成の推移 >

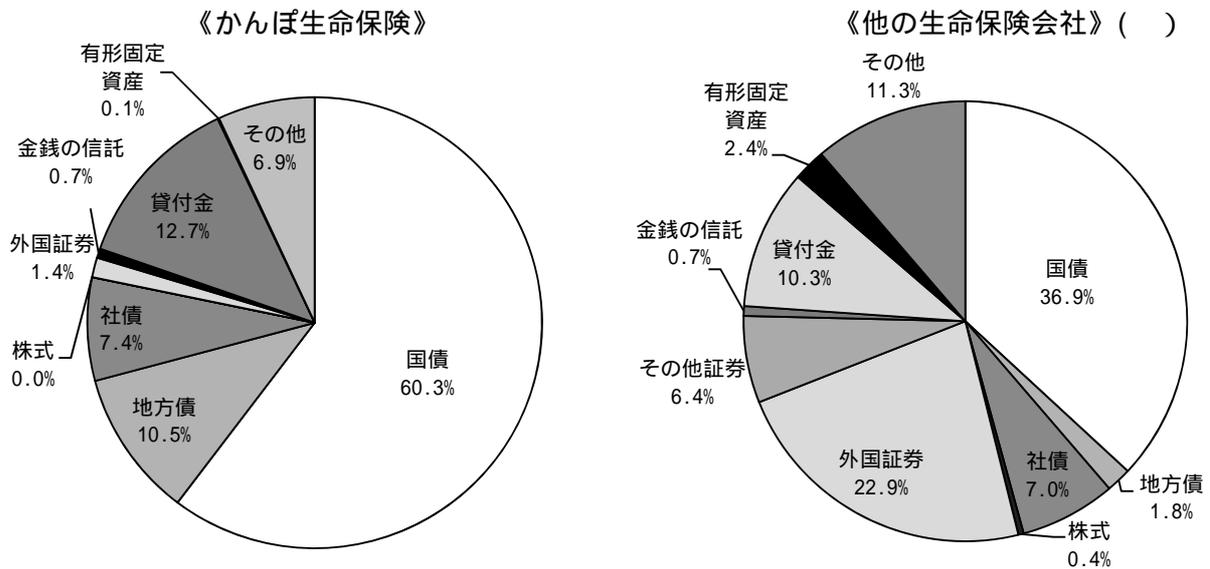
(億円)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
有価証券	833,268 (78.2%)	803,415 (79.6%)	771,730 (79.7%)	745,871 (79.6%)	725,581 (80.2%)	693,789 (79.7%)	673,083 (79.2%)
国債	696,733 (65.4%)	676,176 (67.0%)	641,030 (66.2%)	599,621 (64.0%)	564,726 (62.4%)	525,229 (60.3%)	490,723 (57.7%)
地方債	45,563 (4.3%)	51,281 (5.1%)	62,557 (6.5%)	77,779 (8.3%)	86,984 (9.6%)	91,737 (10.5%)	95,352 (11.2%)
社債	82,137 (7.7%)	69,375 (6.9%)	60,905 (6.3%)	62,275 (6.6%)	64,838 (7.2%)	64,418 (7.4%)	66,931 (7.9%)
株式				9 (0.0%)	9 (0.0%)	9 (0.0%)	9 (0.0%)
外国証券	8,834 (0.8%)	6,581 (0.7%)	7,237 (0.7%)	6,186 (0.7%)	9,022 (1.0%)	12,394 (1.4%)	20,065 (2.4%)
金銭の信託	4,091 (0.4%)	1,750 (0.2%)	2,253 (0.2%)	2,427 (0.3%)	2,568 (0.3%)	5,816 (0.7%)	13,317 (1.6%)
貸付金	183,418 (17.2%)	162,605 (16.1%)	145,474 (15.0%)	139,290 (14.9%)	126,915 (14.0%)	110,205 (12.7%)	104,820 (12.3%)
その他 (現預金等)	45,001 (4.2%)	41,927 (4.2%)	48,408 (5.0%)	49,297 (5.3%)	49,557 (5.5%)	61,074 (7.0%)	58,905 (6.9%)
合計 (総資産)	1,065,779 (100.0%)	1,009,697 (100.0%)	967,867 (100.0%)	936,886 (100.0%)	904,623 (100.0%)	870,886 (100.0%)	850,126 (100.0%)

各項目の下段(%)は、構成割合

(資料) かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌及びかんぽ生命保険決算資料から作成

< かんぽ生命保険と他の生命保険会社の資産構成の比較 (平成25年度末) >



かんぽ生命保険を除く生命保険会社 (42社) の合計

(資料) 一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」、かんぽ生命保険ディスクロージャー誌 (2014) から作成

< ソルベンシー・マージン比率の推移 >

(億円、%)

年度末	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	45,395	47,496	46,752	47,918	50,000	51,300	56,297
リスクの合計額 (B)	6,350	5,708	8,103	7,172	6,812	6,320	6,829
ソルベンシー・マージン比率 $\left[\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100 \right]$	1,429.7	1,663.9	1,153.9	1,336.1	1,467.9	1,623.4	1,648.7

平成23年度以降のソルベンシー・マージン比率は、新基準による。

(資料) かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌及びかんぽ生命保険決算資料から作成

< 事業費 (率) の推移 >

(億円、%)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(3Q)
事業費	5,481	5,492	5,355	5,160	5,129	5,130	3,795
事業費率 (対収入保険料)	6.95	7.32	7.29	7.53	7.91	8.68	-

(資料) かんぽ生命保険各年度ディスクロージャー誌及びかんぽ生命保険決算資料から作成

< 拠点数、生命保険募集人の数 >

	H19.10.1	H26.3.31	(参考)
郵便局			主として住域・個人マーケット
局数	20,204局	20,167局	
生命保険募集人の数	106,354人	118,585人	
簡易郵便局			
生命保険取扱局数(1)	2,715局	2,810局	
募集取扱局数(2)	899局	623局	
生命保険募集人の数	1,443人	1,012人	
直営店			主として法人・職域マーケット
支店数	81支店	79支店	
生命保険募集人の数	2,491人	7,775人	

1 生命保険取扱局数は、保険料の收受や保険金等の支払などの維持管理業務を行う簡易郵便局の数。

2 募集取扱局数は、生命保険募集業務を行う簡易郵便局の数。

(資料) かんぽ生命保険提出資料 (平成27年3月18日) から作成

郵便局ネットワーク

1 郵便局の設置状況

郵便局の設置については、日本郵便株式会社法施行規則第4条において設置基準が定められており、いずれの市町村においても一以上の郵便局を設置しなければならないこと、過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること等規定されている。

設置状況については、営業中の郵便局数は、平成27年3月末時点で24,182局であり、平成19年10月1日の民営化時に比べ66局増加した。このうち過疎地における営業中の郵便局数は、会社統合前後で過疎地の定義が変わったため単純な比較ができないが、会社統合前の旧郵便局会社時に22局、会社統合後平成27年3月末までの期間に13局増加している。

< 営業中の郵便局数 >

		郵便局株式会社						日本郵便株式会社			
		2007 10.1	2007 年度末	2008 年度末	2009 年度末	2010 年度末	2011 年度末	2012 10.1※	2012 年度末	2013 年度末	2014 年度末
営業中	直営郵便局	20,234	20,234	20,237	20,227	20,096	20,153	20,176	20,164	20,143	20,117
	簡易郵便局	3,882	3,859	3,939	4,053	4,041	4,069	4,057	4,066	4,081	4,065
	小計	24,116	24,093	24,176	24,280	24,137	24,222	24,233	24,230	24,224	24,182
一時閉鎖中	直営郵便局	7	9	9	9	137 (うち129は 震災)	64 (うち53は 震災)	64 (うち52は 震災)	63 (うち49は 震災)	66 (うち47は 震災)	70 (うち46は 震災)
	簡易郵便局	417	438	354	242	255 (うち61は 震災)	228 (うち29は 震災)	240 (うち26は 震災)	232 (うち20は 震災)	221 (うち15は 震災)	218 (うち14は 震災)
	小計	424	447	363	251	392 (うち190は 震災)	292 (うち82は 震災)	304 (うち78は 震災)	295 (うち69は 震災)	287 (うち62は 震災)	288 (うち60は 震災)
合計		24,540	24,540	24,539	24,531	24,529	24,514	24,537	24,525	24,511	24,470

※ 会社統合に伴い旧郵便事業会社の支店の25局を含む。

(資料) 第124回民営化委員会配布資料(一部修正)

< 過疎地における営業中の郵便局数 >

	郵便局株式会社 ※1							日本郵便株式会社 ※1			
	2007 10.1	2007 年度末	2008 年度末	2009 年度末	2010 年度末	2011 年度末	2012 9.30	2012 10.1※2	2012 年度末	2013 年度末	2014 年度末
営業中の郵便局数	24,116	24,093	24,176	24,280	24,137	24,222	24,212	24,233	24,230	24,224	24,182
過疎地における 営業中の郵便局数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692
直営郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655
簡易郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037

※1 旧郵便局株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島、振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。また、日本郵便株式会社法における過疎地とは、2007年10月1日以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。両法の過疎地の定義が異なることから、2012年9月30日から2012年10月1日における局数の増減が発生している。

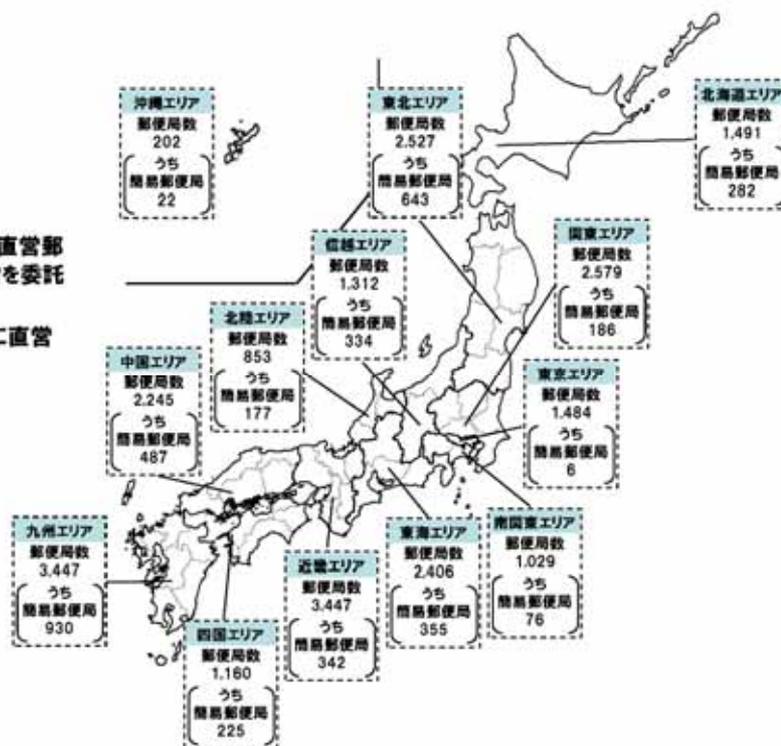
※2 会社統合に伴い旧郵便事業会社の支店25局を含む。

(資料) 第124回民営化委員会配布資料 (一部修正)

直営郵便局と簡易郵便局

郵便局には、日本郵便株式会社が自ら運営する直営郵便局と、日本郵便株式会社が地域の方々に運営を委託する簡易郵便局とがある。

2014年度末時点で、営業中の郵便局は、全国に直営郵便局20,117局、簡易郵便局4,065局。



(資料) 第124回民営化委員会配布資料 (一部修正)

2 一時閉鎖中の簡易郵便局に対する取組

最大時には454局まで増加した一時閉鎖の簡易郵便局数については、委託手数料の見直し、ホームページの活用による受託者の募集案内の充実、受託を希望する者向けのパンフレットの作成など日本郵便による一時閉鎖解消に向けた取組の結果、平成26年度末時点で218局に減少している。日本郵便では引き続き一時閉鎖簡易局の再開に向けた受託者確保の取組を継続することとしている。

他方で一時閉鎖が長期化している簡易郵便局もあり、日本郵便では地域需要と他の局の配置状況に照らし、地域住民が他局を容易に利用することができるもの等、地域住民への説明を行い、理解を得られたものについて整理を進めている。

< 一時閉鎖中の簡易郵便局数 >

	一時閉鎖簡易局数	前時点からの増減			
		増減数	再開	一時閉鎖	その他
2007年10月1日	417	--	--	--	--
2008年5月末	454	37	▲28	68	▲3
2009年3月末	354	▲100	▲175	79	▲4
2009年9月末	300	▲54	▲93	39	0
2010年3月末	242	▲58	▲79	21	0
2010年9月末	217	▲25	▲59	34	0
2011年3月末	255	38	▲65	103	0
2011年9月末	239	▲16	▲62	46	0
2012年3月末	228	▲11	▲42	31	0
2012年9月末	236	8	▲24	32	0
2013年3月末	232	▲4	▲37	33	0
2013年9月末	233	1	▲31	32	0
2014年3月末	221	▲12	▲53	41	0
2014年9月末	235	14	▲23	38	▲1
2015年3月末	218	▲17	▲23	32	▲26
民営化後累計	—	▲199	▲794	629	▲34

※ 簡易郵便局の一時閉鎖局数(218局)のうち、14局は東日本大震災によるもの
 ※ 一時閉鎖の主な理由は以下のとおり(2015年3月末現在)
 個人受託者の病気・高齢等(約44%)
 農協・漁協の統廃合、人員削減等(約35%)
 受託者死亡等(約17%)
 地方公共団体からの申し出(約4%)

(資料) 第124回民営化委員会配布資料(一部修正)

3 郵便局の最適配置・多機能化に向けた取組

日本郵便では、民営化法で課されているユニバーサルサービス提供の責務及び郵便局ネットワークの水準の維持義務を前提として、新規出店、都市部の郵便局の統廃合、需要規模に応じた運営形態への見直し、利用者の利便性を向上させる取組等、郵便局ネットワークの最適配置・多機能化に向けた取組を行っている。

(1) 新規出店

ベッドタウン等人口が増加している地域、新駅が開業した地域や集客力のある大型施設等、需要の見込める地域に新規出店を進めている（平成26年度9局開局、平成27年度10局程度開局予定）。

< 事例 >

○富谷明石台郵便局(宮城県)
2013.3.12開局



仙台市のベッドタウンとして住宅開発が行われ、人口が増加したことにより、十分な需要が見込まれたため、郵便局を出店。

○イオンモール新潟南郵便局(新潟県)
2014.4.21開局



大規模商業施設の開発が行われたことにより、十分な需要が見込まれたため、商業施設内に出店。

○彩都西郵便局(大阪府)
2014.10.27開局



彩都西駅(大阪モノレール)の開業以降、住宅開発が行われ、人口が増加したことにより、十分な需要が見込まれたため、郵便局を出店。

(資料) 第124回民営化委員会配布資料(一部修正)

(2) 都市部の郵便局の統廃合

都市部において郵便局が稠密に配置されている地域等において、サービス体制を充実させ利便性を高めた大型の店舗等を出店し、立地の悪い郵便局の統合等を行っている(民営化以降77局実施)。

< 事例 >

日本橋南郵便局(東京) H23.8.2開局



立地や施設の課題を有した郵便局を統合し、サービス体制を充実させ利便性を高めた大型の店舗を表通りに出店。



(資料) 第101回民営化委員会配布資料

(3) 需要規模に応じた運営形態への局種変更

世帯数が少なく高齢化が進んでおり、利用者も少ない地域において、サービスの提供を継続するため、需要規模に見合った運営形態の簡易郵便局に局種変更を行っている（民营化以降15局実施）。

< 事例 >



（資料）第113回民营化委員会配布資料

(4) 利便性向上の取組

集客力の高い施設への郵便局の設置

集客力の向上を図るため、自治体の施設への出店、コンビニエンスストアとの併設、ショッピングセンター内への出店等を実施している。

< 民营化以降の出店等の状況 >

展開形態		局数(2)
1	自治体の施設への出店	9局
2	コンビニエンスストアとの併設店舗(1)	48局
	(1) コンビニエンスストア（日本郵政グループ関連会社が運営するもの以外）と直営郵便局との併設	36局
	(2) 日本郵政グループ関連会社が運営するコンビニエンスストアと直営郵便局との併設	9局
	(3) コンビニエンスストア（日本郵政グループ関連会社が運営するもの以外）と簡易郵便局との併設	3局
3	ショッピングセンター内への出店	10局

1 平成28年度末までに、民营化以前の併設店舗（2店舗）及び郵便局以外の郵政グループ施設内への出店（8店舗）を含め、計100店舗以上を目指している。

2 数値は平成27年3月31日現在

（資料）日本郵便提出資料（平成27年4月9日）から作成

< 自治体施設への郵便局の出店事例 >



(資料) 日本郵便提出資料 (平成27年3月25日)

利用者特性に応じた郵便局の設置

郵便局をより利用しやすくするための各種取組を行っている。

- ・ 開放感のあるロビーに相談用のローカウンターを設置するとともに、女性や高齢者が利用しやすい什器を配備 (東京都内・平成26年6月リニューアルオープン)
- ・ 観光地である周囲の景観に調和する和風の内外装や什器を配備するとともに、パウダーコーナーやベビーベッドを設置 (石川県内・平成26年11月リニューアルオープン)
- ・ 自動車で来局される利用者の増加に伴う駐車場の整備 (局舎新築時の駐車区画の確保、既存局における借増しの促進)
- ・ 中核的な郵便局のロビースペースの拡大や相談カウンターの設置 (平成25年度までに209局で実施し、平成26年度には167局で実施)
- ・ スロープや点字ブロックの設置

(5) 余剰スペースの活用

郵便・物流ネットワークの再編やレイアウトの見直し等により生じた余剰スペースについては、立地条件や地域ニーズ等を勘案しながら資産の有効活用を行うことにより、収益化を目指すことにしており、郵便局の敷地内への認可保育園の設置等に取り組んでいる。

参考となる指標（関連業界の動向）

< 預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移 >



- 1 平成15年末の店舗数を100として、その推移を指数化したもの
- 2 平成21年度以降の漁協及び平成25年度の農協の店舗数は公表されていない
- 3 郵便局数にはゆうちょ銀行の店舗を含む

(資料) 第128回民営化委員会配布資料

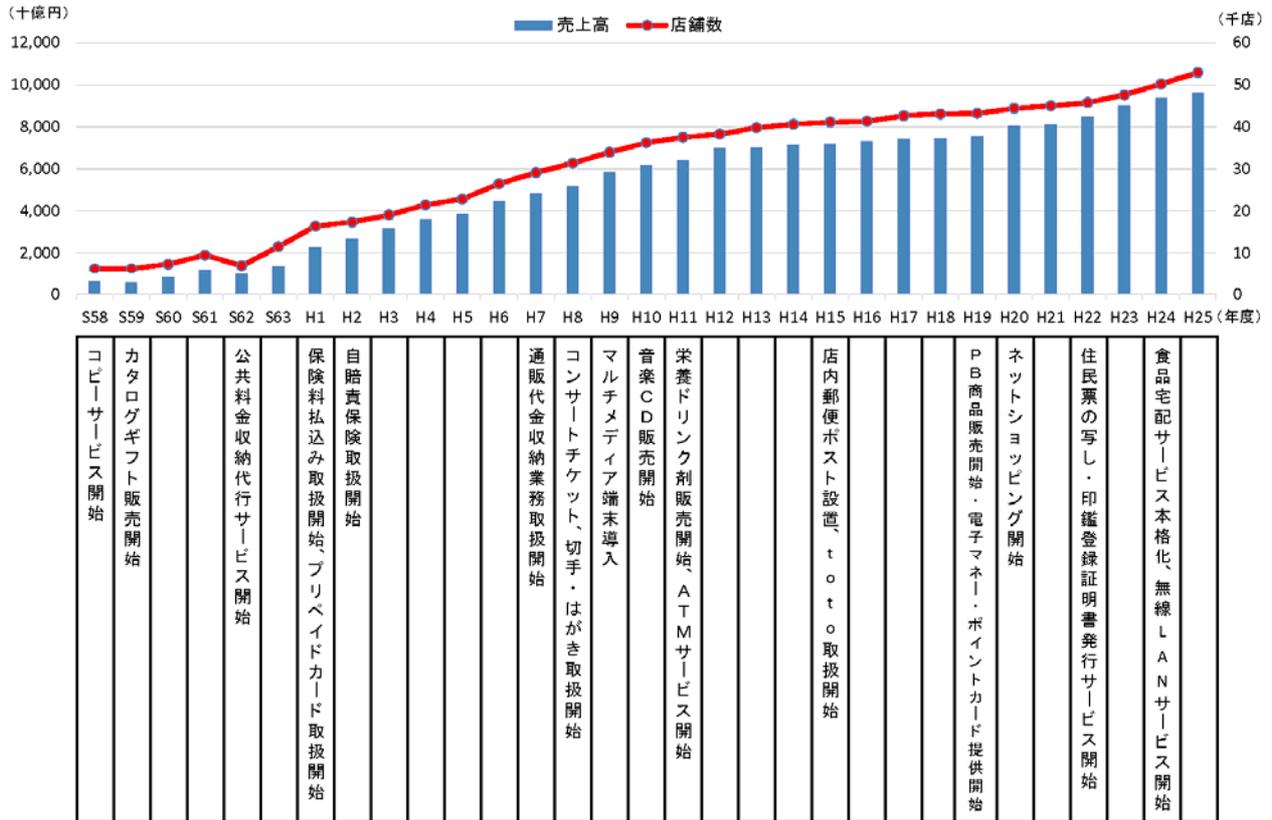
< 公共施設等数の推移 >

年度(1)	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市町村の支所・出張所	5,371	5,383	5,369	5,369	5,362	
公民館	15,069	14,761	14,633	14,359	14,275	
小学校(2)	22,476	22,258	22,000	21,721	21,460	21,131
一般病院	7,714	7,655	7,587	7,528	7,493	7,474
郵便局	24,539	24,531	24,529	24,514	24,525	24,511

- 1 一般病院については各年の数値
- 2 国公立及び私立の合算

(資料) 総務省「公共施設状況調経年比較表」、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「医療施設(動態)調査・病院報告」及び124回民営化委員会配布資料から作成

< コンビニエンスストアの売上高・店舗数・事業多角化の推移 >



(資料) 上段は日本フランチャイズチェーン協会「J F A フランチャイズチェーン統計調査」から、
下段はコンビニエンスストア各社ホームページ等から作成

上場に向けた準備

1 日本郵政グループの取組

(1) これまでの経緯

改正民営化法の成立により、日本郵政株式売却凍結法が廃止され、日本郵政及び金融二社の株式の処分が可能となった。民営化委員会の要請を受け、日本郵政は、平成24年10月29日の第88回民営化委員会において、

3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政の株式の上場が可能となるよう態勢の整備を図る、

金融二社の株式処分について、持株会社の株式の2分の1の処分までに方針を明確化する、旨の方針を明らかにした。

平成26年10月1日に財務省において主幹事証券会社が決定された後の同年12月26日の会見で、日本郵政の西室社長は、平成27年度半ば以降日本郵政及び金融二社の3社同時上場を目指すこと等を内容とする日本郵政グループ3社の上場方針を発表した。

なお、平成27年3月31日に、日本郵政グループ3社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に上場に係る予備申請を行った。

年月日	経緯
平成21年12月31日	日本郵政株式売却凍結法 施行
平成23年11月30日	復興財源確保法 成立
平成24年4月27日	改正民営化法 成立
平成24年5月8日	改正民営化法 公布 日本郵政株式売却凍結法 廃止
平成24年9月20日	第84回民営化委員会 ・ 西室委員長（当時）から日本郵政に対し方針の明確化を要請
平成24年10月1日	改正民営化法 施行
平成24年10月9日	第8回民営化推進本部 ・ 総務大臣から日本郵政に対し、「日本郵便株式会社の円滑な業務遂行に向けた指示等」を発出
平成24年10月29日	第88回民営化委員会 ・ 日本郵政が株式の処分について方針を表明
平成25年1月29日	復興推進会議 ・ 「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」決定
平成26年4月14日	財政制度等審議会（第23回国有財産分科会） ・ 財務大臣から財政制度等審議会に対して「日本郵政株式会社の株式の処分について」を諮問
平成26年6月5日	財政制度等審議会（第26回国有財産分科会） ・ 財政制度等審議会から財務大臣に対して「日本郵政株式会社の株式の処分について」を答申
平成26年10月1日	財務省公表 ・ 財務省から、「日本郵政株式会社株式の売出しに係る主幹事証券会社選定手続の結果」を公表
平成26年12月26日	日本郵政西室社長会見 ・ 日本郵政から、「日本郵政グループ3社の株式上場について」を発表
平成27年3月31日	日本郵政グループ3社が上場の予備申請を実施

(2) 上場方針

平成26年12月26日、日本郵政は、日本郵政グループ3社の株式上場方針を発表した。同方針では、上場スキームとして、

平成27年度半ば以降、日本郵政及び金融二社の株式の同時上場を目指すこと、

金融二社株式の売却は、まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していくこと、

新規上場時における金融二社株式の売却収入は、政府からの自己株式（日本郵政株式）の取得資金に充てること

が示されたほか、上場時の金融二社の主幹事証券会社は、日本郵政の主幹事証券会社と同一とすることが示された。

なお、3社同時上場のスキームとしたことについて、日本郵政では、郵政民営化の推進、復興財源への貢献といった法律上の要請のみならず、早期に経営の自由度を確保することや自立的な経営体制を確立するといったグループ経営上の必要性から、これを目指すとしている。

政府は、復興財源として日本郵政株式の早期売却が求められる中で、日本郵政の資産の大半を占める金融二社株式の価格に連動して、日本郵政株式の価格も決まるという関係にあるため、日本郵政株式の価格の適正性・透明性を確保するために、3社同時上場が適当であるとしている。

(参考) 3社同時上場に係る財務副大臣の答弁

(第189回国会 参・決算委員会 (平成27年2月9日))

宮下一郎財務副大臣

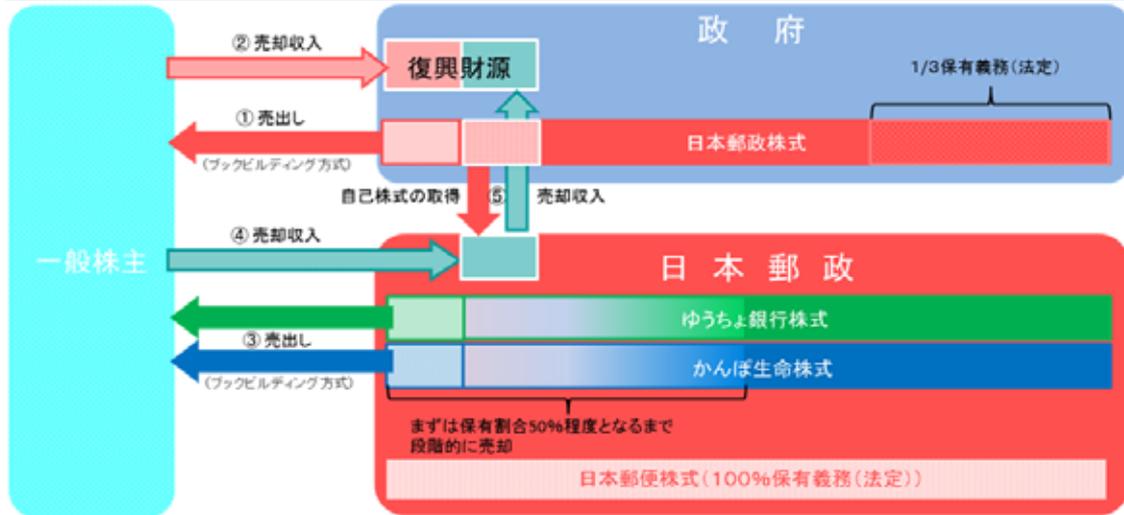
お答えいたします。

まず、郵政民営化法におきましては、親会社の日本郵政の株式と、それから子会社の金融二社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の双方をできる限り早期に処分するというふうに法律では定められているということでございます。

この法律を踏まえて、昨年、主幹事証券会社を選定いたしましたけれども、その知見も踏まえまして日本郵政と協議をさせていただいて、どういう方法がいいかということで、先生御指摘のように、日本郵政だけ先に売るとか、可能性としては金融二社だけ先に売るとか、同時に売るとか、こういうパターンが考えられるわけですが、日本郵政の資産の大半が金融二社ということもありまして、その金融二社の価格によって親会社の株の価格も実質的に連動して決まると、こういう関係がございます。金融二社を売らずに親会社だけという、その金融二社の評価との関係がはっきりしなくなる。プライシングの面でより透明性を高めるという意味では、同時に売って、その金融二社の価格はこう、したがって親会社の株式はこうと、こういうふうにした方が透明性のある取引が開始できるんじゃないかということを考えたこと。そしてまた、親会社の株を財務省が持っているわけですが、これを売ることによりまして復興財源に充当できると。こういうことですので、親会社の株を売るのは必須、その上で、その価格が適正性、透明性を獲得できるという意味で同時がいいだろうという結論に達したと、こういう考え方でございます。

<日本郵政グループ上場スキーム>

- 政府が、日本郵政株式を売出し・上場(①)
 - ⇒ 政府は、売却収入を復興財源に充当(②)
- 日本郵政が、同時に、金融2社(ゆうちょ銀行・かんぽ生命)株式を売出し・上場(③)
 - ⇒ 売却収入は、日本郵政の企業価値及び株式価値の維持・向上に活用(④)
 - ⇒ 今般の売却収入は、政府保有の自己株式の取得に活用し、復興財源に充当(⑤)



郵政民営化法第7条

- 1 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に満了するものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。
- 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指す。郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次第に規定する責務(注：ユニバーサルサービス責務)の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(資料) 第127回民営化委員会配布資料

日本郵政グループ3社の株式上場について

1. 株式上場スキーム

今般、当社は、株主たる財務省とも協議の上、日本郵政グループ3社(日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険)の株式上場について、以下のとおり対応することとした。

(1) 株式上場の時期

郵政民営化の推進、復興財源への貢献及び経営の自由度確保等のため、来年度半ば以降、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の金融2社の株式についても、同時に売出し・上場することを目指す。

(2) 売却規模

今般の各社株式の売却規模については、市場に混乱を生じさせることなく、円滑な消化が可能と見込まれる規模とする。具体的な売却比率は、東京証券取引所と新規上場時の流通株式比率に関する特例制定について調整のうえ、有価証券届出書の提出時に公表する。

なお、今後の金融2社株式の売却については、郵政民営化法において、日本郵政株式会社が保有する金融2社株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとしている。この趣旨に沿って、金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく。

(3) 金融2社株式の売却収入の用途

金融2社株式の売却による日本郵政株式会社の収入については、今後の日本郵政グループの企業価値及び株式価値の維持・向上のために活用していく。なお、今般の新規上場時における金融2社株式の売却収入については、日本郵政グループの当面の資金需要は手元資金の充当で足りることを考慮し、日本郵政株式会社の資本効率の向上、政府が保有する株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するため、政府からの日本郵政株式会社の株式(自己株式)の取得資金に充てることを想定している。

2. 上場時の金融2社の主幹事証券会社

上場時の金融2社の主幹事証券会社については、財務省による日本郵政株式会社の主幹事証券会社の選定における選考基準が金融2社の主幹事証券会社を選定する際に考慮すべき要素を包含しており、かつ当社としてもその選定理由や選定結果も合理性及び妥当性を有するものと考えていること、3社同時上場という実質的な関連性の高い案件を統一的・効率的かつ円滑に進める必要があること、主幹事証券会社による審査対応の重複を避けることから、日本郵政株式会社の主幹事証券会社と同一とする。

(資料)日本郵政報道発表資料(平成26年12月26日)

(3) 具体的取組

日本郵政グループ各社は、上場のための専門の部署を設け、主幹事証券会社からの専門的な助言も得ながら、上場審査で問われる内部統制や情報開示の態勢の整備、株主名簿管理人（株式事務代行機関）の設置（ ）など、上場申請に向けた取組を進めている。今後、内部態勢の整備と並行して、エクイティ・ストーリーの作成やIR活動の展開、株主総会の準備なども進めていくこととしている。

株主名簿管理人は、会社法（平成17年法律第86号）第123条に定められている、株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者をいう。

これまでの取組

上場準備室の設置

- ・ 日本郵政（平成24年11月）
- ・ ゆうちょ銀行（平成26年1月）
- ・ かんぽ生命保険（平成26年1月）

株主名簿管理人の設置（三井住友信託銀行株式会社）

- ・ 日本郵政（平成26年12月1日）
- ・ ゆうちょ銀行（平成27年4月1日）
- ・ かんぽ生命保険（平成27年4月1日）

四半期決算の公表（「45日ルール」への対応含む）（ 1）

- ・ グループ（連結）（平成25年度～）
- ・ ゆうちょ銀行（平成21年度～）
- ・ かんぽ生命保険（平成20年度～）

内部統制報告制度（J-SOX）への対応（ 2）

- ・ 日本郵政（平成25年度～）
- ・ ゆうちょ銀行（平成22年度～）
- ・ かんぽ生命保険（平成23年度～）

有価証券報告書に準ずる書類の作成（ 3）

- ・ 日本郵政（平成24年度～）
- ・ ゆうちょ銀行（平成22年度～）
- ・ かんぽ生命保険（平成24年度～）

エンベディッド・バリュウの開示

- ・ かんぽ生命保険（平成25年度～）

1 上場会社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第24条の4の7に基づき、各四半期終了後45日以内に四半期報告書を内閣総理大臣（財務局）に提出しなければならない。

2 上場会社は金商法第24条の4の4に基づき、財務計算に関する書類の適正性を確保するために必要な体制について、経営者が評価し、その結果を記載した報告書（内部統制報告書）を内閣総理大臣（財務局）に提出しなければならない。

3 上場会社は金商法第24条に基づき、各事業年度ごとに当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（有価証券報告書）を内閣総理大臣（財務局）に提出しなければならない。

2 政府の取組

(1) 主幹事証券会社の選定

財務省では日本郵政株式の上場のために必要な準備行為として、平成26年4月14日に、財務大臣から財政制度等審議会（以下「財政審」という。）に対して、「日本郵政株式会社の株式の処分について」を諮問した。

財政審（国有財産分科会）では、株式売却の基本的考え方、売却に当たり留意すべき事項、主幹事証券会社の選定基準等についての議論が行われ、同年6月5日に財務大臣に答申を行った。

日本郵政株式会社の株式の処分について

【基本的考え方】

- ・ 日本郵政株式の売却については、公正な価格・方法により行う
- ・ 広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により売却を行う
- ・ 証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期、売却規模等は慎重に判断する
- ・ 日本郵政は、事業内容等について情報の適切な開示を行う
- ・ 政府及び日本郵政は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべき

【売却に当たり留意すべき事項】

- ・ 売却方法は、市場慣行として定着しているブックビルディング方式が適当である
ブックビルディング方式とは、投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売出価格を決定するもの
- ・ 売出株式数の割合を一定程度に抑えることが合理的であり、証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい
- ・ 証券会社による適切な投資勧誘、日本郵政による適切な情報の開示、関係者による守秘義務に係る情報管理の徹底が必要である

【主幹事証券会社の選定について】

- ・ 証券会社の引受け能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある
- ・ 過去に主幹事等を務めた実績等の定量的要素について書類審査を行った後、売出しに関する提案の内容等の定性的要素について口頭審査を行い、両者を総合勘案して評価する
- ・ より充実した国内販売網を構築するという観点から、例えば地域に根差した販売網を有する国内証券会社を、これまでとは別途の役割を担う主幹事証券会社として選定することも検討に値する

（資料）財政審答申「日本郵政株式会社の処分について」（平成26年6月5日）から抜粋

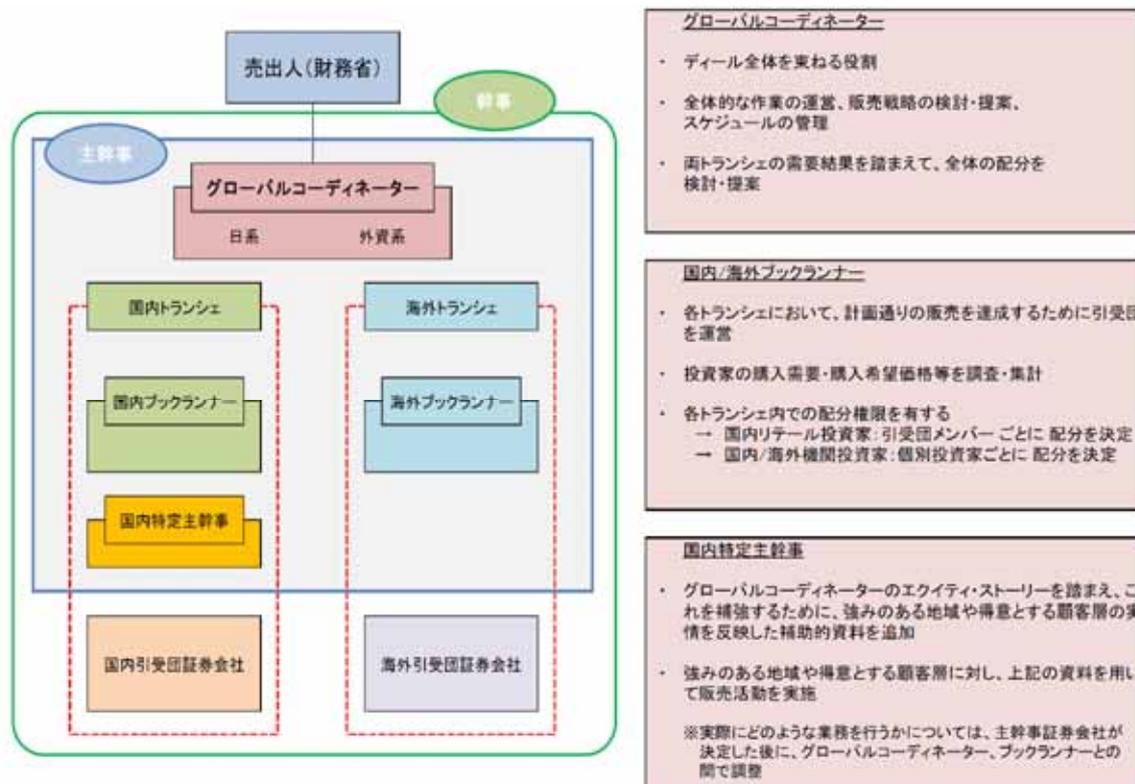
財務省では、財政審の答申を受け、平成26年8月7日から主幹事証券会社の選定手続を開始し、書類審査及び口頭審査を経て同年10月1日に主幹事証券会社を決定した。

日本郵政株式会社株式の売出しに係る主幹事証券会社選定手続の結果

主幹事証券会社
(国内区分)
大和証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社
(海外区分)
ゴールドマン・サックス証券株式会社、シティグループ証券株式会社、 JPモルガン証券株式会社、UBS証券株式会社
(国内特定区分)
岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社 主幹事証券会社のうち、グローバルコーディネーターとしての役割を担う証券会社
(国内区分)
野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(海外区分)
ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社

(資料) 財務省報道発表資料(平成26年10月1日)から抜粋

<主幹事証券会社について>



(資料) 財政審第27回国有財産分科会提出資料

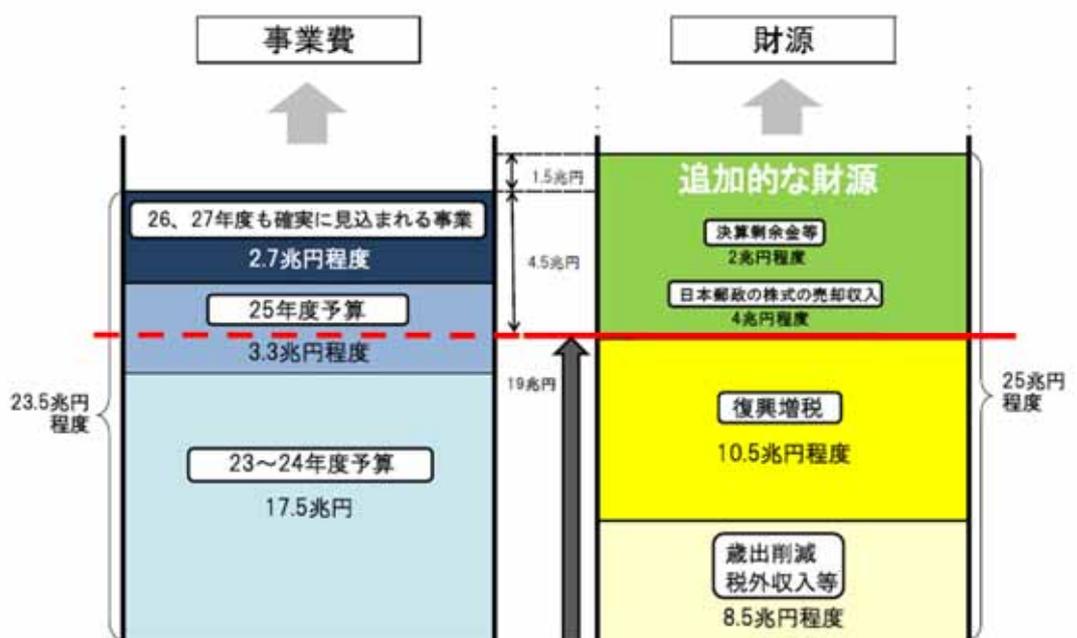
(2) 復興財源

日本郵政の株式については、復興財源確保法において、できる限り早期に処分し、平成34年度までの売却収入を復興財源へ充当することとされている。

平成25年1月29日の第6回復興推進会議において、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図るため、復興財源フレームの見直しが決定され、日本郵政株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を追加的な財源として充当することとされた。

なお、この4兆円の金額の積算根拠については、「市場において行われた株式の売出しの事例における一回の売却当たりの売却総額及び政府保有株式の売却の事例における売却頻度に基づき、平成三十四年度までにおいて処分することが見込まれる日本郵政株式会社の株式の処分による収入として見積もられたものである（質問主意書答弁書 内閣参質一八三第一六号 平成二十五年二月十九日）」とされている。

< 集中復興期間の復旧・復興事業の規模と財源 >



(資料) 復興庁第6回復興推進会議資料

3 その他

(1) 東証の決定

財政審の答申では、「売却株式数の割合を一定程度に抑えることが合理的であり、証券取引所の上場基準に特例が設けられていることが望ましい」とされているところ、東証は、平成27年2月24日、日本郵政グループ3社については、その流動性に鑑みて、投資者保護の観点から適切な流通の場を提供する必要があると考えられるため、上場審査基準について所要の特例を制定することとする旨を発表した（平成27年5月から実施予定）。

上場株式数に係る特例

日本郵政株式会社については、上場株式数が発行済株式総数の50%以上となる見込みがあることを要しないものとします。

(制定理由)

- ・ 当取引所では、新規上場の際し、原則として、上場株式数が発行済株式総数と同一であることを要するものとしていますが、上場に適さないと認められるものがある場合には、例外的に上場株式から除くことができるものとしており、過去には、日本電信電話株式会社や日本たばこ産業株式会社の新規上場の際して、政府の保有する株式を上場に適さないものとして取り扱っています。
- ・ 政府の保有する株式については、その売却に先立って実施される財政制度等審議会による検討などの手続きにおいて、あらかじめ流通市場における価格形成への影響等に配慮されるのが通例であり、新規上場の時に、上場に適さない株式を除く株式数が発行済株式総数の50%未満となったとしても、上場後の投資者の保護に欠けることなく、また、日本郵政の会社規模に基づくと、同社の株式の流通性は、市場第一部の平均的な流通性を優に上回るものとなることが予想されるため、取引の公正性・円滑性の確保にも問題は生じないと考えられます。
- ・ なお、当取引所では、前述の日本電信電話株式会社や日本たばこ産業株式会社についても、新規上場の際に同様の特例を制定しています。

日本郵政株式会社は全株を政府が保有しているため、上場にあたり、一般に売り出されない株式を上場に適さないものとして取扱い、売り出される株式のみを上場する結果、上場株式数が発行済株式総数の50%に満たない可能性があります。

財政制度等審議会答申「日本郵政株式会社の株式の処分について」では、日本郵政株式会社株式について、「証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい」とされています。

流通株式比率に係る特例

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については、流通株式比率に係る基準(市場第一部への直接上場の場合は35%)を適用しないものとします。

上場日において、流通株式比率に係る上場廃止基準(5%未満)に抵触しない見込みであることを要件とします。

(制定理由)

- ・ 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の売却は、郵政民営化法の改正に際しての国会における附帯決議を踏まえ、国民全体の財産であることに鑑みて、広く一般の国民に保有される方法で行われることが見込まれています。
- ・ 両社の会社規模に基づくと、市場に売却される株式の流通性は、株式売却が一定比率に抑えられたとしても、当取引所の市場第一部への直接上場の際して適用される流通性に関する上場審査基準(流通株式比率に係る基準を除く。)を充足するだけでなく、市場第一部の平均的な流通性を優に上回るものとなることが予想されます。
- ・ そのため、両社の新規上場審査に際して、流通株式比率に係る基準を適用しない旨の特例を設けても、取引の公正性・円滑性の確保に問題は生じないと考えられます。

日本郵政株式会社については、一般に売り出される株式のみを上場するため、流通株式比率は100%となりますので、この特例を要しません。

(資料) 東証報道発表資料「日本郵政グループ3社の上場に係る特例の制定について」(平成27年2月24日)から抜粋

4 参考

(1) 日本郵便株式会社の円滑な業務遂行に向けた指示等について

指示事項

総務大臣は、日本郵政株式会社に対して、次の事項を指示する。

- 1 平成19年10月の郵政民営化の際に、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社に分社化されたことにより生じた問題点を解消し、両社の合併のメリットを最大限生かすとともに、公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、引き続き業務・組織の改善に努めること。
- 2 日本郵政株式会社の株式の早期の上場及び政府による株式処分を可能とするため、郵政子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等により、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう努力を行うことをはじめ所要の準備を急ぐとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行うこと。

要請事項

内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、民営化委員会に対し、新所見を踏まえ、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務について、関係当事者の意見を十分に聴取するなどの調査審議を適時適切に進めることを要請する。

(資料) 第8回郵政民営化推進本部(平成24年10月9日)

(2) 日本郵政グループの株式処分に係る内閣総理大臣の答弁 (第186回国会 参・本会議(平成26年3月28日))

安倍晋三内閣総理大臣

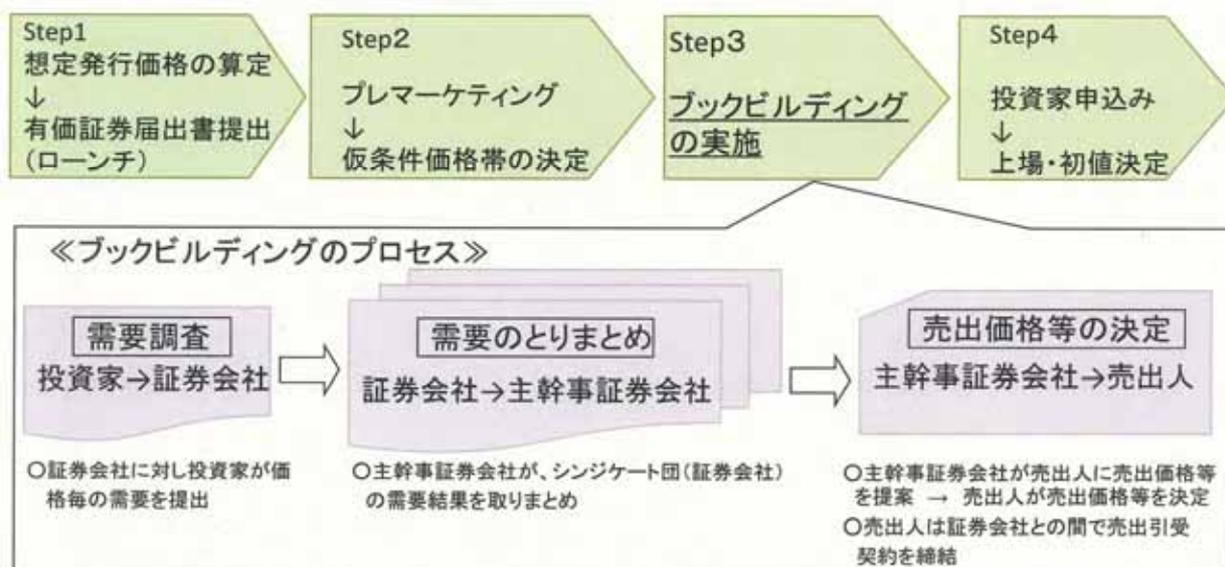
金融二社を含む日本郵政の上場の重要性についてのお尋ねがありました。

復興財源確保法においては、日本郵政株式について、復興財源に充てるため、できる限り早期に処分することとされています。また、郵政民営化は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資するとの考え方を基本としています。

これを実現するためには、株式処分により、極力国の関与を減らし、市場規律の下における公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスが提供されるようにすることが重要であると考えています。株式上場はそのための重要な方策と認識しています。

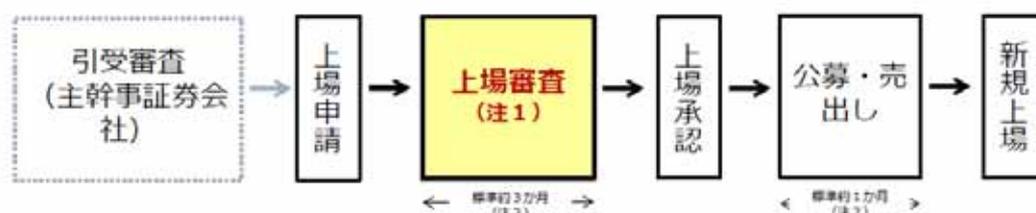
(3) ブックビルディング方式による売却

ブックビルディング方式による株式売却とは、①投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいてIPO(新規株式公開)時の売却価格を決定し、②その売却価格で証券会社が株式の引受けを行い、③証券会社は、引き受けた株式を、さらに投資家へ売却する方法。



(資料) 財政審第23回国有財産分科会提出資料

(4) 新規上場までの流れ



(注1) 審査は「日本取引所自主規制法人」に委託。
(注2) 会社の規模などによって異なる場合あり。

(資料) 財政審第24回国有財産分科会提出資料

(5) 東証の上場予備申請について

予備申請は、株式上場時期の集中にともなう弊害を緩和するために導入されている制度です。予備申請は、上場申請直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後行うことができ、審査は予備申請にともなう資料(有価証券上場予備申請書、通常の上場申請に必要な資料のドラフト)をベースに進めます。そして、定時株主総会終了後(他市場での既上場会社及び継続開示会社については有価証券報告書提出後)、直前事業年度に係る決算書類などが整った段階で改めて上場申請を行います。

(資料) 東証「新規上場ガイドブック(2014)」

(6) 東証の上場審査に係る要件

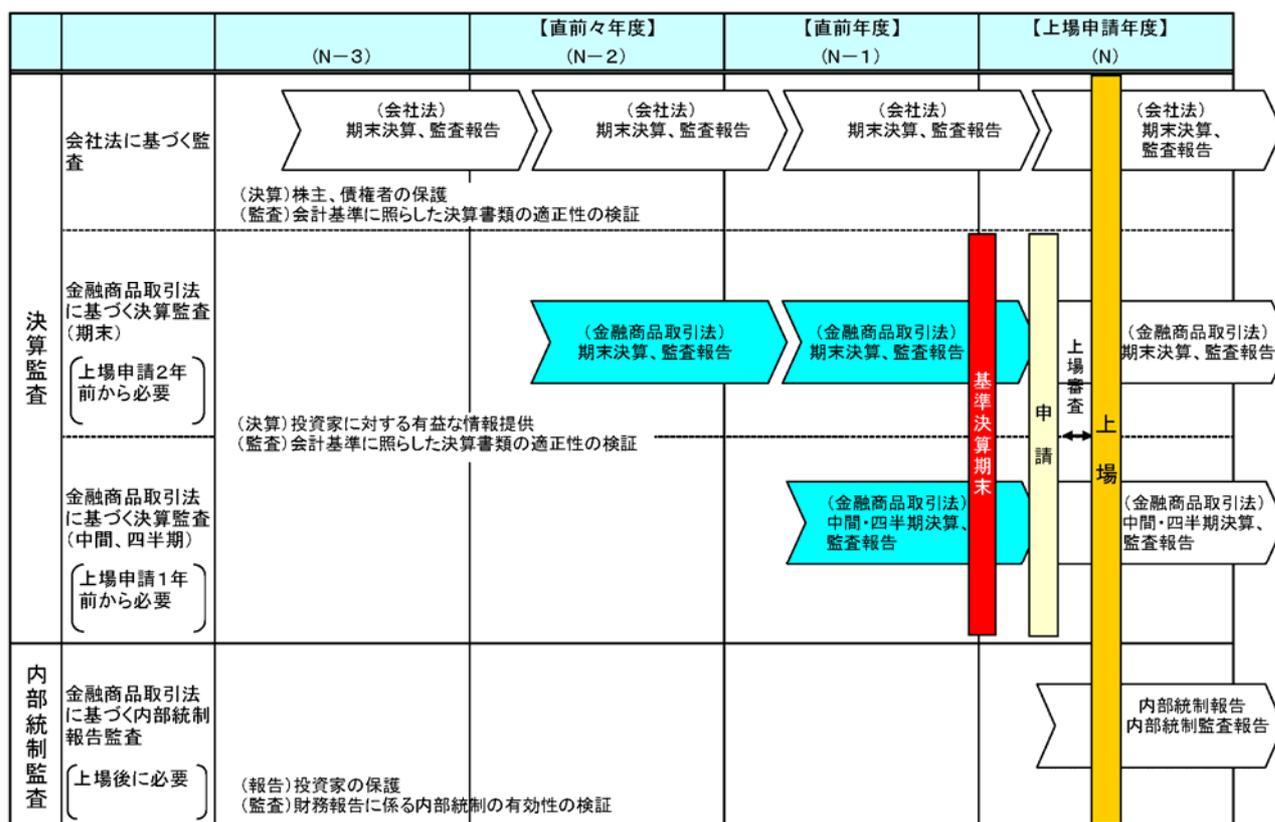
実質審査基準について

- 以下の5つの観点に基づき上場会社としての適性を審査。

項目	観点
1. 企業の継続性及び収益性	● 継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
2. 企業経営の健全性	● 事業を公正かつ忠実に遂行していること
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	● コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
4. 企業内容等の開示の適正性	● 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
5. その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	

(資料) 財政審第24回国有財産分科会提出資料

形式要件に係る決算監査等について



(資料) 第89回民営化委員会配布資料

形式要件に係る株式事務代行機関の設置について

(8) 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定めるもの（以下「当取引所の承認する株式事務代行機関」という。）に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、当取引所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りでない。

（資料）東証「上場審査等に関するガイドライン」

(7) 株式上場にあたっての参考留意事項

親子上場一般

親子上場一般について

- 日本郵政及び金融2子会社が親子関係を維持したまま上場すれば、親子上場となる。
- 親子上場を認めていない取引所は、国際的にみても皆無。
 - 欧州・アジアでは盛んに行われており、米国・英国ではスピンオフの前段階として行われることが一般的。東証では、現在322件の親子上場が存在。
- 親子上場は、親会社にも子会社にも少数株主が存在することとなり、少数株主間での利益相反が避けられないため、上場時（上場審査時）には以下のとおり対応。
 - 子会社の少数株主保護…子会社は、支配権を持つ親会社によって不当に利益を搾取されるおそれがあるため、子会社の親会社からの独立性を確認。
 - 親会社の少数株主保護…親会社は、日常的な監視が行き届かない子会社の不祥事等により、不利益を被るおそれがあるため、企業集団としての内部管理体制が適切に機能していることを確認。
- 上場後は、株主の監視による未然防止を目的として、開示や内部統制に関する制度を整備。
⇒ 会社法制の見直しも進行中だが、社外取締役による監視の強化などガバナンスの充実を通じて、少数株主の利益を適切に保護することが重要。

（資料）財政審第24回国有財産分科会提出資料

親会社からの独立性の確保（子会社の少数株主保護）

- (3) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、次のaからcまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。
- a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ(新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。)の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。
 - b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。以下同じ。)と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。
 - c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

（資料）東証「上場審査等に関するガイドライン」

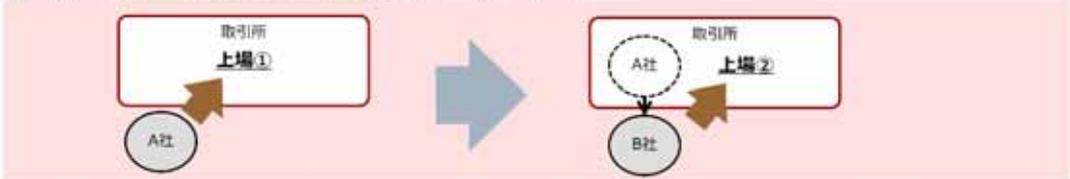
親会社の情報開示の適正性（親会社の少数株主保護）

- (4) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。
- a 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このa及びbにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）
- b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前aに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

（資料）東証「上場審査等に関するガイドライン」

中核的な子会社の上場（親会社を有する会社の上場）

中核的な子会社の上場について

- 上場している親会社が、グループ内の中核的な子会社を上場させる場合、その状況によっては、①証券市場にとって新しい投資物件といえず、②親会社が子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得るような結果となるおそれあり。
- ⇒「中核的な子会社」の上場については、各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら慎重に判断。
- 典型的には、親会社の上場後に子会社を設立して、親会社の中核的な事業を移転し、子会社を新たな投資物件のように装うような、詐欺的なケースを想定。
- 
- ⇒ 金融2子会社のケースは、親会社の上場前から子会社としてその事業を営んでおり、加えて法により株式の早期処分の方針が明確になっているため、想定していた詐欺的なケースとは異なる。
- ⇒ しかしながら、子会社株の処分は、親会社の企業価値に大きな影響を与えるので、最終的には、日本郵政の上場時における情報開示の内容や、金融2子会社株の処分スキーム・スケジュールなどを踏まえ、金融2子会社の上場の際に行う上場審査で判断。
- ⇒ 日本郵政の上場を考える際は、金融2子会社の上場に差支えがないよう、主幹事証券会社と相談のうえ十分な配慮を払っていくことが必要。

（資料）財政審第24回国有財産分科会提出資料

親会社を有する会社の上場に対する証券取引所の考え方について

親会社を有する会社の上場（以下「子会社上場」といいます。）は、子会社の独自の資金調達能力が高まること等を通じて子会社の持続的な成長の実現に寄与する、新たな投資物件が投資者に対して提供されるなど、国民経済上の意義があります。現に、これまでの子会社上場の事例のなかにも、優良な投資物件として投資者から高い評価を受けている会社があります。

その一方で、子会社上場には、独自の弊害があることが指摘されています。例えば、親会社と子会社の他の株主の間には潜在的な利益相反の関係があると考えられていますので、親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等を強いられる、資金需要のある親会社が子会社から調達資金を吸い上げる、上場後短期間で非公開化するなど、子会社の株主の権利や利益を損なう企業行動がとられるおそれが指摘されています。

親会社にとっても、自身の短期的な単体決算対策のための子会社上場や、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利益を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であるという批判を受けるケースが見受けられます。また、本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえでは必ずしも望ましいこととはいえません。

このように、子会社上場は、その国民経済上の意義及び投資者に多様な投資物件を提供するという証券取引所に期待される役割に照らして、一律的に禁止するのは適当ではない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策とは言い切れないと考えます。

したがって、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような子会社上場の特性を十分に考慮のうえでの方針を決定していただくとともに、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

また、親会社を有する上場会社の皆様におかれましても、上記のような子会社上場の特性を十分に考慮のうえ、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

（資料）株式事務担当者宛通知「親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について」（平成19年6月25日付東証上場第11号）から抜粋

中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について

昨今、親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社（親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社）の上場意向が散見されております。

このような中核的な子会社の子会社上場は、証券会社において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないかと考えます。

このような状況から、例えば、事業ドメイン（事業目的・内容・地域等）が極めて類似している子会社や、親会社グループのビジネスモデルにおいて、非常に重要な役割を果たしている子会社、親会社グループの収益、経営資源の概ね半分を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に判断していくことといたします。

また、こういった子会社上場は、親会社と子会社の上場する証券取引所が異なるケースも想定されることから、各証券取引所が上記のような考え方を共有した上で、対応していくことが望ましいと考えられます。よって、各証券取引所の自主性を損なうことのない範囲で強調することといたします。

したがいまして、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような観点を十分に考慮のうえで、その方針を決定していただくようよろしくお願い申し上げます。

（資料）株式事務担当者宛通知「中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について」（平成19年10月29日付東証上場第235号）から抜粋

全株上場原則

全株上場原則

□ 発行済株式は、全株上場が原則。

- 上場銘柄は、通常全ての発行済株式が流通する可能性を有するため。

□ 例外として、発行済株式の中に流通する可能性がないと認められる株式があれば、「流通に適さない株式」としてそれを除外して上場できる。ただし、発行済株式の50%以上の上場を要する。

- 流通する可能性がないとされていた株式が上場後に放出される場合に、市場における需給バランスが一時的に大きく崩れて公正な価格形成が阻害されることへの歯止め。
- 一方、政府保有株は、政府の審議会など公開の場で審議され、市場への影響等についても十分に配慮して売却が行われると想定されるため、50%未満の上場でも可とする特例を設けるのが通例。

	発行済株式		
原則	100% 上場株式		(全株上場)
例外	50%以上 上場株式	流通に適さない株式	(一部上場) ※ただし50%以上の上場を要する
特例	50%未満 上場株式	流通に適さない株式	(一部上場) ※50%未満の上場でも可

⇒ 日本郵政については、NTT・JTと同様、全株上場原則の特例を設けることを想定する必要あり。

（資料）財政審第24回国有財産分科会提出資料

全株上場原則（新規上場申請の取扱い）

第201条 規程第201条第1項の新規上場申請に係る株券等の取扱いについては、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国株券等

a 新規上場申請に係る内国株券等は、原則として、当該新規上場申請に係る内国株券等の数がその発行済株式数と同一であることを要する。

b 新規上場申請に係る内国株券等の発行済のもののうち、一部に上場に適さない内国株券等があると当取引所が認めた場合には、上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない内国株券等を除く発行済の内国株券等の数が新規上場申請に係る株券等の発行済株式数の50%以上であることを要する。

（資料）東証「有価証券上場規程施行規則」

流動性の要件

流動性の要件

□ 流動性について、以下の要件を満たす必要あり。

項目	要件（市場第一部の要件）	NTT	JT
流通株式（見込み）（注1）			
a. 流通株式数	4千単位（2万単位）	195万単位	39.4万単位
b. 流通株式時価総額	10億円	2兆3,000億円	5,600億円
c. 流通株式比率（注2）	30%（35%）	100%	100%
株主数（見込み）	800人（2,200人）	69万人	13万人

（注1）大株主（発行済株式数の10%以上を保有する株主）が保有する株式以外の株式。

（注2）上場株式数に占める流通株式数の割合。政府保有株は上場株式数に算入しない。

⇒ NTTやJTは、市場第一部の要件を大幅に上回る流動性で上場している。

（資料）財政審第24回国有財産分科会提出資料

流動性の要件（新規上場時の市場第一部銘柄への指定）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(51) 上場株券等 当取引所に上場している株券等をいう。

(96) 流通株式 新規上場申請に係る有価証券又は上場有価証券のうち、当該有価証券の数の10%以上を所有する者が所有する有価証券その他の流通性の乏しい有価証券として施行規則で定めるものを除いたものをいう。

第210条 当取引所は、第205条各号及び第207条第1項各号に適合する本則市場へ新規上場申請が行われた内国株券(発行者が同一である議決権付株式と無議決権株式の新規上場申請が同時に行われたときは、無議決権株式を除く。)のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 株主数

株主数が、上場の時までに、2,200人以上となる見込みのあること。

(2) 流通株式

次のa及びbに適合すること。ただし、重複上場又は同時上場の場合には、aに適合し、かつ、b又は第205条第2号bに適合すること。

a 流通株式の数が、上場の時までに、2万単位以上となる見込みのあること。

b 流通株式の数が、上場の時までに、上場株券等の数の35%以上となる見込みのあること。

(3) 時価総額

上場日における時価総額が250億円以上となる見込みのあること。

(資料) 東証「有価証券上場規程」

東日本大震災への取組

各事業会社における取組

- 日本郵政グループの各事業会社において、東日本大震災で被災された方々の支援のため次のような取組を実施。

郵便業務関係

■ 仮設住宅への配達等

仮設住宅にお住まいのお客さまに、居住を確認しながら郵便物等を配達している。また、自治体との連携を図りながら仮設住宅にも郵便ポスト(※1)を設置し、お客さまの利便性向上に取り組んでいる。

■ 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の無料引受

救助等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の無料引受は、現在も継続して実施。



金融業務関係

■ 貯金・保険の非常取扱いの実施

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する、おひとりさま20万円を限度とした通常貯金等の払い戻しを実施しました。また、保険の取扱いにおいては、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。

■ 災害義援金の無料送金サービス

救援等を行う団体にあてた通常払込みによる災害義援金の無料送金サービス(※2)を現在も継続して実施。



窓口業務関係

■ 車両型郵便局によるサービス提供

郵便・ゆうパックの引受けや、ATMによる通常貯金の預入・払い戻し等のサービスを岩手県内2カ所及び福島県内1カ所で行った。



※1: 2013年3月末時点において東北3県で169本の設置

※2: 2013年5月末時点において、取扱件数は約315万件、取扱金額は約900億円

(資料) 第126回民営化委員会配布資料

東日本大震災被災局の復旧に向けた取組

- 東日本大震災により被災した郵便局のうち、建物の損壊被害を受けた局や原発避難指示区域内にある局は計164局でした。
- それらの郵便局について、復旧の取組を行った結果、2015年3月末時点において、営業を休止している郵便局は計60局(原発避難区域外の建物損壊:36局、原発避難指示区域内:24局)となっています。
※参考: 東日本大震災により被災した郵便局(2011年3月14日に休止していた郵便局)は、東北3県(岩手県、宮城県、福島県)では全体の48%の683局となっています。

【被災した郵便局】 (単位:局)

	原発区域外の建物損壊局	原発区域内局 ※1
宮城郵便局	104	20
福島郵便局	33	7
計	137	27
		164

※1: 2011年9月30時点の原発避難指示区域(緊急時避難準備区域の解除後)

【被災した郵便局の復旧状況】

(単位:局) 2015年3月末時点

	原発区域外の建物損壊局						原発区域内局				
	修繕復旧	本設復旧	仮設復旧	廃止	緊急局として復旧	休止中	修繕復旧	本設復旧	仮設復旧	休止中	
宮城郵便局	45	8	21	1 ^{※2}		1	28	2	0	0	18
福島郵便局	12	13	0	0			8	0	1	0	6
計						101	36 ^{※3}		3	24 ^{※4}	164

※2: 仙台空港内郵便局(窓口を廃止し、空港内にATMを設置)

※3: 現時点で本設復旧の方針は21局、残りの15局は、自治体の復興計画等の具体化を注視している。

※4: 当該地域の除染状況や地域住民の帰還状況を踏まえ地方自治体と連携を図りながら再開に向け取り組んでいる。

【復旧に向けた取組事例】

松川港郵便局(福島県)は震災後、仮設局舎にて営業を行っていたが、2015.2.23に本設復旧を行った。



(資料) 第124回民営化委員会配布資料 (一部修正)

日本郵政としての取組

- 日本郵政株式会社としても、かんぼの宿での被災者受け入れ、通信病院による医療支援などを実施。

■かんぼの宿での被災者の受け入れなど

かんぼの宿いわきや郡山など6施設では、自治体などからの要請により、被災された方を受け入れた（ピーク時合計人数551人）。地震直後から、一部のかんぼの宿では被災された方へ食事の提供などを行った。例えば、かんぼの宿横手などでは、避難所で生活されている方を招いて入浴や食事を提供。かんぼの宿一関などでは、炊き出しを行い、バスで数カ所の避難所に食事をお届けした。さらに、かんぼの宿鴨川では、福島県の介護老人施設の入所者・職員の方々の受け入れを行った。受け入れにあたっては、医療ベッド計120床を大広間などに設置した。施設の方々を分散させず、まるごと受け入れたことにより、スムーズな移動を実現させ、入所者の方々にも安心していただける環境を提供できた。また、自主避難をされた方には、災害時特別プランを14のかんぼの宿において展開し、1,110名（2011年3月11日から9月17日までの延べ人数）の方が利用された。



■通信病院による医療支援

仙台通信病院では、石巻市、塩竈市などの被災医療機関から82名の入院患者さまを受け入れた。震災翌日の2011年3月12日からは、被災された方に対して、無料健康相談窓口を開設し、1日20名ほど来られる患者さまへの健康相談を行った。また、不足する水や物資、医薬品や診療材料などは、日本郵政グループのネットワークを活かし、全国の通信病院からの送付により、対応した。



（資料）第126回民営化委員会配布資料

日本郵政グループとしての取組

- 日本郵政グループとして、募金活動の実施、災害義援金の寄贈を実施。
- 自然災害等に対処するため、グループ危機管理態勢を整備。

■「黄色いポスト募金」の支援

2011年3月22日から5月31日まで、東日本大震災の被災者を支援するため、日本郵政グループの社員有志は「日本郵政募金会」を立ち上げ、「黄色いポスト募金」を開始、全国の店舗で広く募金への協力を呼びかけた。黄色いポスト募金の総額は3億840万1,754円にのぼった。この募金は全額を7県128市町村にお渡した。



■災害義援金の寄贈

2011年3月31日に、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぼ生命保険の3社から1億円ずつ、計3億円の義援金を中央共同募金会に寄贈した。

グループとしての危機管理態勢の整備

日本郵政グループでは、地震などの自然災害や大規模事故、情報システムの著しい障害などの危機発生時に適切に対処するため、「日本郵政グループ危機管理基本方針」を定めてグループ各社の態勢を整備している。

具体的には、危機発生時に必要となる初動対応、救援措置などが速やかに行えるようにマニュアルや計画を整備するとともに、重大な危機が発生した時に、被災地域に速やかにグループ各社で構成する合同現地対策本部などを設置し、お客さまへのスムーズなサービス提供が可能となるような方策を検討する態勢の整備などに取り組んでいる。

（資料）第126回民営化委員会配布資料

日本郵政グループの被災者への支援状況

< 金融、郵便業務関係 >

(◎は現在も継続中の施策)

貯金・保険の 非常取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 貯金関係 通帳、証書、印章等を無くされた被災者の方に対する、おひとりさま20万円を 限度とした通常貯金等の支払い 取扱件数：約21,900件、取扱金額：約26.1億円(2014年9月30日事務センター 受入れ分) ○ 保険関係 保険料の払込みを猶予する期間を最長9か月延伸(2011年3月14日～2012年 1月31日) ◎ 保険関係 必要書類を一部省略すること等での保険金等の非常即時払 取扱件数：約688,000件、取扱金額：約4,414.3億円(2014年9月30日現在)
郵便葉書等の 無償提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対する郵便葉書等の無償提供を地元自治体と調整して実施 ・災害救助法適用の313市町村で実施 ○ 被災者の郵便物の料金免除も実施
避難所への 郵便配達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県、宮城県、福島県の避難所への郵便配達を実施 被災者支援品等の送付に当たっては「レターパック」も活用
東北地方向け ゆうパックの 引受け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北地方向けゆうパックの引受けを再開（支店窓口での交付、内容品等の限定 条件付） <ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月20日(日)～ 青森県、秋田県、山形県あてのゆうパックの引受け再開 ・2011年3月23日(水)～ 岩手県、宮城県、福島県あてのゆうパックの引受け再開 ○ 東北地方向けゆうパックの引受け及び配達の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月26日(土)～ 青森県、秋田県、山形県、福島県あてのゆうパックの引受け再開 ・2011年3月28日(月)～ 岩手県、宮城県あてのゆうパックの引受け再開（一部地域を除く。郵便局では 3月29日(火)から引受け再開)

< 郵便局窓口関係 >

(◎は現在も継続中の施策)

<p>窓口の臨時営業</p>	<p>○ 東北地方の郵便局・ゆうちょ銀行において臨時営業を行い、貯金の非常取扱い等のサービスを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年3月13日(日) 16店舗 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) ・ 2011年3月19日(土)～21日(月)の3連休 20店舗 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) ・ 2011年3月26日(土)～27日(日) 16店舗 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) ・ 2011年4月2日(土)～3日(日) 10店舗 (岩手県、宮城県、福島県) ・ 2011年4月9日、10日、16日、17日、23日、24日 仙台中央郵便局
<p>車両型郵便局等を利用する局外取扱い</p>	<p>○ 2011年3月20日(日)から被災地において、車両型郵便局等での郵便局サービスを実施 (貯金の非常取扱い、無料葉書の配布、普通郵便物の引き受け等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地域 宮城県 仙台市、石巻市、名取市、気仙沼市、七ヶ浜町、多賀城市、亘理町、塩竈市、岩沼市、山元町、女川町、南三陸町 岩手県 陸前高田市、大槌町、宮古市、釜石市、大船渡市、山田町 ※最大で15台の車両型郵便局を使用 <p>○ 仮設住宅建設に伴い避難所等も減少していること、郵便局の再開も進展していることなどから、順次車両型郵便局に代えて渉外社員による出張サービス等を実施 (貯金の非常取扱い、保険に関する相談受付、普通郵便物の引受け等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地域 宮城県 仙台市、石巻市、名取市、七ヶ浜町、女川町 岩手県 陸前高田市、宮古市 ※2011年5月16日(月)～8月19日(金)の間、28箇所 (延べ160箇所) で実施 ※現在は終了 <p>◎ 2011年7月4日(月)からATMを搭載した車両型郵便局による郵便局サービスを提供</p> <ol style="list-style-type: none"> ①岩手県大槌町(2011. 7. 4～10. 21) ②岩手県山田町(2011. 7. 4～10. 27) ③宮城県南三陸町(2011. 7. 14～10. 21) ④宮城県女川町(2011. 7. 14～12. 2) ⑤福島県いわき市(2011. 11. 9～12. 16) ⑥岩手県大船渡市 (2012. 1. 25～2012. 8. 27、2012. 9. 20～2013. 3. 21) ⑦岩手県田野畑村 (2012. 2. 1～) ⑧岩手県釜石市 (箱崎町) (2012. 3. 1～) ⑨福島県相馬市(2013. 7. 16～)
<p>避難所等における出張サービス</p>	<p>○ 避難所等において貯金非常払の出張サービスを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年3月17日(木)、18日(金)、22日(火) 計9か所 (宮城県内) ・ 2011年3月25日(金)、28日(月)、29日(火)、30日(水)、4月1日(金)、4日(月)、5日(火)、6日(水)、7日(木)、8日(金) 計6か所 (岩手県内) ※現在は終了

<被災者支援活動>

(◎は現在も継続中の施策)

かんぼの宿での被災者の受入れ	○ かんぼの宿において、国、自治体等の要請を踏まえて被災者を受入れ			
	施設名	受入内容		受入期間
	かんぼの宿一関	・陸前高田市の被災者を受入れ ※ピーク時の受入れ人数20名		2011. 4. 23 ～8. 1
	かんぼの宿郡山	・福島原発避難者である川内村住民、富岡町住民を受入れ ※ピーク時の受入れ人数122名	川内村	2011. 4. 10 ～10. 11
			富岡町	2011. 4. 10 ～9. 23
	かんぼの宿いわき	・福島原発避難者である檜葉町住民を受入れ ※ピーク時の受入人数152名		2011. 4. 14 ～10. 29
		・福島原発避難者である広野町住民を受入れ ※ピーク時の受入人数29名		2011. 8. 27 ～10. 30
	かんぼの宿鴨川	・福島原発周辺地域の透析患者23名、看護師2名を受入れ		2011. 3. 18 ～4. 10
		・福島原発周辺地域の介護施設入所者120名、スタッフ等73名を受入れ		2011. 3. 21 ～4. 11
	かんぼの宿勝浦	・気仙沼市の被災者2名を受入れ		2011. 5. 22 ～6. 8
・いわき市の被災者2名を受入れ		2011. 5. 28 ～5. 30		
・釜石市の被災者2名を受入れ		2011. 6. 7 ～6. 14		
かんぼの宿那覇レクセンター	・仙台市の被災者2名を受入れ		2011. 4. 18 ～6. 3	
	・東松島市の被災者2名を受入れ		2011. 4. 25 ～6. 27	
○ かんぼの宿の災害時特別プランを利用して14宿にて1,110名が宿泊(2011年3月11日から同年9月17日までの延べ人数)				
かんぼの宿での被災地支援団体の宿泊受入れ	○ かんぼの宿において、警察関係者などの被災地支援団体の宿泊受入れを実施			
	施設名	受入内容		
	かんぼの宿一関	警視庁支援隊 (2011. 4. 1～11. 21 ※ピーク時受入人数：206名)		
		京都府警支援隊 (2011. 6. 3～6. 13：48名)		
広島県警支援隊 (2011. 6. 13～6. 23：53名)				
かんぼの宿いわき	水道復旧支援者 (2011. 4. 1～4. 18 ※ピーク時受入人数：37名)			
通信病院による医療支援	○ 仙台通信病院で石巻市、塩竈市、仙台市の患者82名を受入れ(2012. 3. 14までに受入患者全員退院済み)。健康相談コーナー(無料)も開設(2011. 3. 11～6. 23)			
「黄色いポスト募金」の募金箱の設置	○ グループ各社の社員有志のボランティアが取組む震災募金活動について、郵便局の窓口の活用等による支援を実施 ・実施店舗 全国の約24,000店舗(震災等により対応困難な店舗を除く) ・募金期間 2011年3月22日(火)～2011年5月31日(火) ・募金総額 3億840万1,754円			

<p>災害義援金の無料送金サービス</p>	<p>◎ 郵便関係 被災された皆さまに対する救援活動を支援するため、救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施 ・送付先 東日本大震災の被災自治体等（62団体） ・取扱期間 2011年3月14日（月）～2014年12月31日（水）（日本赤十字社に限り、2015年3月31日（火）まで） ※自治体により取扱開始時期が異なる。</p> <p>○ 貯金関係 被災された皆さまに対する救援活動を支援するため、救援等を行う団体にあてた通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施 ・送付先 日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等 ・取扱期間 2011年3月14日（月）～2012年3月30日（金） ※団体により取扱期間が異なる。</p>
<p>災害義援金の寄贈</p>	<p>○ 日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の3社から1億円ずつ、計3億円の義援金を寄贈</p>
<p>寄附金付切手及び寄附金付葉書の発行並びに配分</p>	<p>○ 被災者の救助等を寄附目的とする寄附金付葉書を2011年6月1日（水）に2,800万枚、寄附金付切手を2011年6月21日（火）に7,000万枚発行 寄附金付葉書は1枚につき5円の寄附金（売価55円）、寄附金付切手は1枚につき20円の寄附金（売価100円）</p> <p>○ 寄附金付葉書は約1,200万枚を販売、寄附金付切手は約4,200万枚を販売し、両商品を合わせて寄附金額は8億9,297万円</p> <p>○ 被災者の救助等を寄附目的とする寄附金付葉書及び寄附金付切手に係る寄附金配分について、被災地方自治体を対象に公募を行い、2011年12月1日総務大臣認可により、83自治体、8億9,297万円の配分を決定</p>
<p>年賀寄附金の配分等</p>	<p>○ 2011年度年賀寄附金配分について、被災者救助の緊急性等を踏まえ、同寄附金の一部（1億円）について、配分団体の再公募により被災者の救助を目的とする事業に配分</p> <p>○ 2012年度年賀寄附金配分団体の公募については、これまでの配分助成（一般枠）のほか、「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）助成」の特別枠を新たに設け、配分団体を決定</p>
<p>「私のアイデア貯金箱」コンクールによる被災地への寄附金</p>	<p>○ 2011年度の「私のアイデア貯金箱」コンクールにおいては、応募作品1点につき10円を東日本大震災の被災地児童の教育支援等のため、全額（8,110,770円）を公益財団法人日本ユニセフ協会に寄附 ※例年は、JICA（独立行政法人国際協力機構）及び日本ユニセフ協会に寄附しているもの</p>

（資料）日本郵政提出資料（平成26年10月24日）

集配拠点の再編に伴う郵便物等の取扱いの変化

1 概要

日本郵政公社は、平成19年10月の郵政民営化に先立ち、民営化・分社化以降の業務運営を円滑に行うとともに、時代の変化を踏まえた効率的で競争力のあるネットワークを構築するため、平成18年9月から平成19年3月までの間に郵便物・ゆうパック（以下「郵便物等」という。）の集配拠点の再編を実施した。

具体的には、集配郵便局を、区分・集配作業を行う支店と区分された郵便物の配達等を行う集配センターに機能を分離して再編するとともに、これ以外の局を無集配化し、窓口業務のみを実施するよう集約化を行った。

2 取扱いの変化

(1) 配達時間

集配拠点の再編により、配達を行う郵便局や1人の配達担当者の配達エリアが変更になったこと等により、個々の利用者でみると1日の中での配達時間が民営化前後で変化したケースがあるが、日数には変化はない。

(2) 不在持戻り郵便物等の受取方法

集配拠点の再編前は、不在持戻り郵便物等については利用者に郵便局の窓口に来てもらうことが基本であり、郵便局では窓口の営業時間以外にも内務担当者の勤務時間に合わせて時間外窓口を開設し、郵便物等の交付等を行っていた。

集配拠点の再編後は、業務が集約化された郵便局では内務担当者が配置されなくなったことから時間外窓口は廃止され、郵便局の窓口で郵便物等を受け取る場合は事前の連絡が必要となった。

日本郵便では、サービス水準の維持を図るため、同業他社と同様に不在持戻り郵便物等については、土曜、日・祝日を含め原則再配達を行っている。

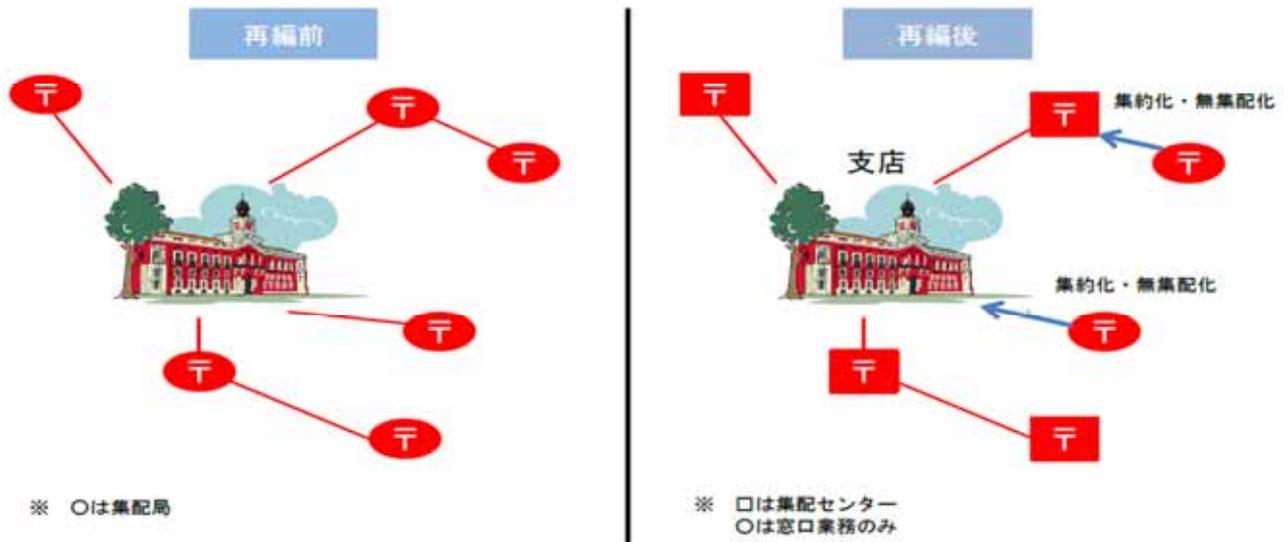
(3) 再配達を受付

集配拠点の再編前は、郵便物等の再配達への依頼は配達した郵便局で受け付けていたが、集配拠点の再編後は受付担当者を配置している大規模な郵便局で集中して依頼を受け付ける仕組みに変更された。

受付方法については、電話やインターネットでの受付のほか、ゆうパックについては配達担当者に携帯電話を持たせており、同業他社と同様に直接再配達への依頼を受け付けることも原則可能となっている。その場合には、不在者宅等に投函する不在配達通知書に配達担当者への直通電話番号を記載している。

< 集配拠点の再編 >

- 民営化に先立ち、集配郵便局（4,696）を、区分・集配作業を行う支店（1,088）と、区分された郵便物の配達等を行う集配センター（2,560）に再編【機能分離】
- 上記以外の局（1,048）は無集配化し、窓口業務のみを実施【集約化】



（資料）日本郵政公社報道発表資料から作成

< 民営化前後の郵便物などの配達時間の変化や不在持戻りの対応 >

(1) 配達時間

郵便物・ゆうパックの配達については、日数に変化はありませんが、配達に出発する郵便局が変更になったり、1人の配達担当者の配達エリアが変更になったこと等により、個々のお客さまでみると、1日の中で、配達に伺う時間は、早くなったり、遅くなったり変化しました。

(2) 不在持戻り郵便物などのお受取り

不在で持ち戻った郵便物・ゆうパックの再配達や窓口でのお受取りは、次のとおり変わりました。

項目	集配拠点の再編前 ※	集配拠点の再編後																						
① 再配達の受付け	配達した郵便局で、再配達の依頼を受付け	受付担当者を配置している大規模な郵便局で、再配達の依頼を集中して受付け																						
② 窓口での受取り	事前に連絡することなく、配達した郵便局の窓口でのお受取りが可能。 ※ 事前連絡でご希望郵便局での受取りも可能。	事前にご連絡をいただき、ご希望の郵便局でお受取り。																						
③ 窓口取扱時間（小規模郵便局）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>郵便窓口</th> <th>時間外窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>9:00～17:00</td> <td>8:00～ 9:00 17:00～18:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>取り扱わない</td> <td>9:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>日・祝日</td> <td>取り扱わない</td> <td>9:00～12:30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 郵便局により異なります。</p>	区分	郵便窓口	時間外窓口	平日	9:00～17:00	8:00～ 9:00 17:00～18:00	土曜	取り扱わない	9:00～15:00	日・祝日	取り扱わない	9:00～12:30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>郵便窓口</th> <th>時間外窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>9:00～17:00</td> <td rowspan="3">廃止</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>取り扱わない</td> </tr> <tr> <td>日・祝日</td> <td>取り扱わない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 郵便局により異なります。 ※ 時間外窓口で取り扱っていた引受け、留置郵便物の交付、切手類販売につき、集配担当者が土曜、日・祝日を含め、集荷、再配達、切手類販売という形で対応しています。</p>	区分	郵便窓口	時間外窓口	平日	9:00～17:00	廃止	土曜	取り扱わない	日・祝日	取り扱わない
区分	郵便窓口	時間外窓口																						
平日	9:00～17:00	8:00～ 9:00 17:00～18:00																						
土曜	取り扱わない	9:00～15:00																						
日・祝日	取り扱わない	9:00～12:30																						
区分	郵便窓口	時間外窓口																						
平日	9:00～17:00	廃止																						
土曜	取り扱わない																							
日・祝日	取り扱わない																							

※ 「集配拠点の再編」とは、民営化に向け、平成18年9月から平成19年3月までの間に集配拠点を集約したものを。

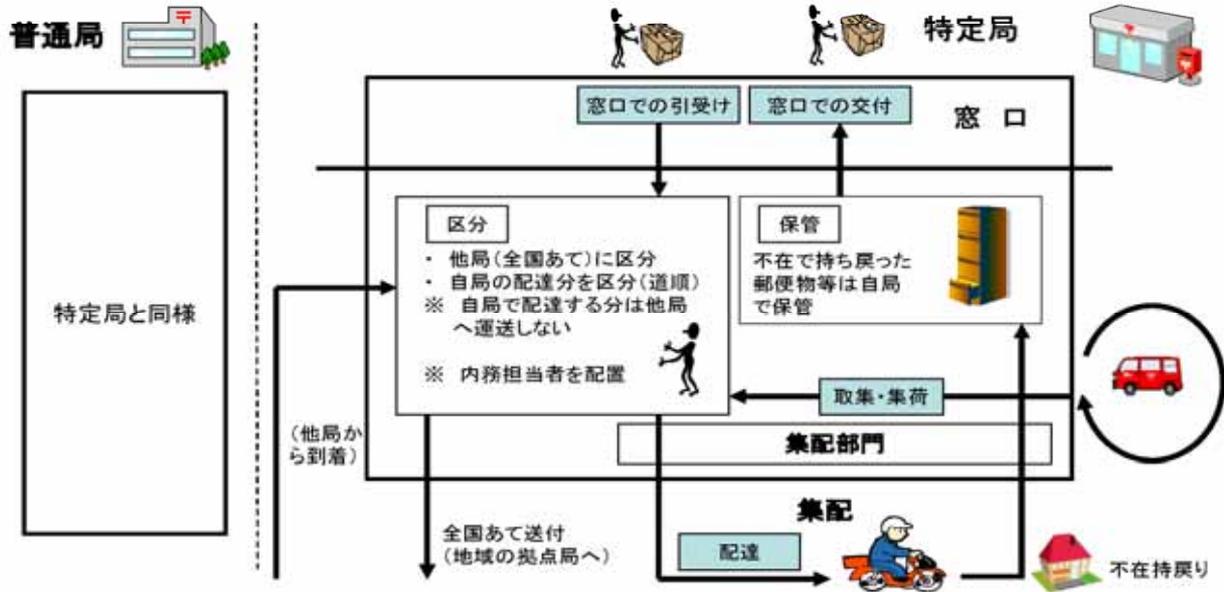
（資料）第120回民営化委員会配布資料

< 集配再編による荷物の取扱いの変化 >

< 集配拠点の再編前 >

郵便物等の処理の流れ

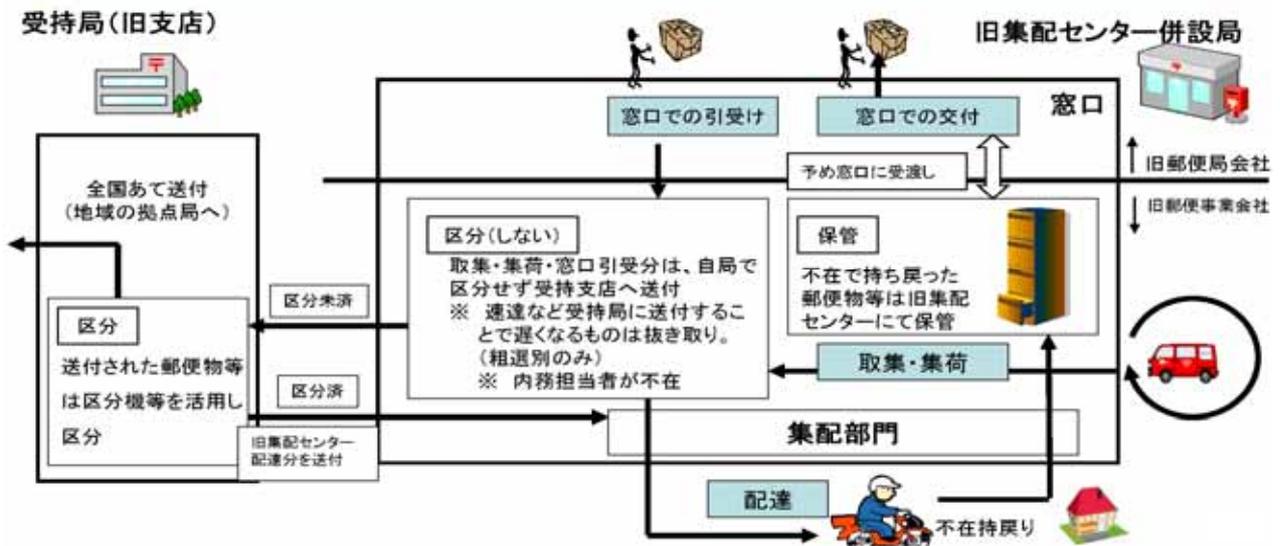
- ① 郵便物等の引受け関連の処理は、取集、集荷、窓口引受けとも自局で行う。
- ② ①の郵便物等の区分処理(全国あて区分、自局あて区分(道順組立含む。))も自局で行う。
- ③ ②の全国あて区分したものを地域の拠点となる局へ送付する。
- ④ ②の自局あて区分したものは自局から配達する。
- ⑤ 不在持戻郵便物等は自局保管～自局再配達・自局窓口交付(事前連絡不要)する。



< 集配拠点の再編後 >

郵便物等の処理の流れ

- ① 郵便物等の引受け関連の処理は、取集、集荷、窓口引受けとも自局で行う。 ※ ☆印は変更点
- ☆② ①の郵便物等の区分は行わず、受持局へ送付し、区分機を活用する等で効率的に区分する。
※ 速達などで送達速度に影響するものは粗選別し自局分を抜き取る。
- ☆③ 受持局は、旧集配センター併設局での配達分を、道順や町域などに区分して送付する。
- ④ 受持局から送付された郵便物等を自局から配達する。
- ☆⑤ 不在持戻郵便物等は自局保管～自局再配達する。
自局窓口交付は受持局に事前連絡があった場合に、翌日以降実施する(原則再配達)。

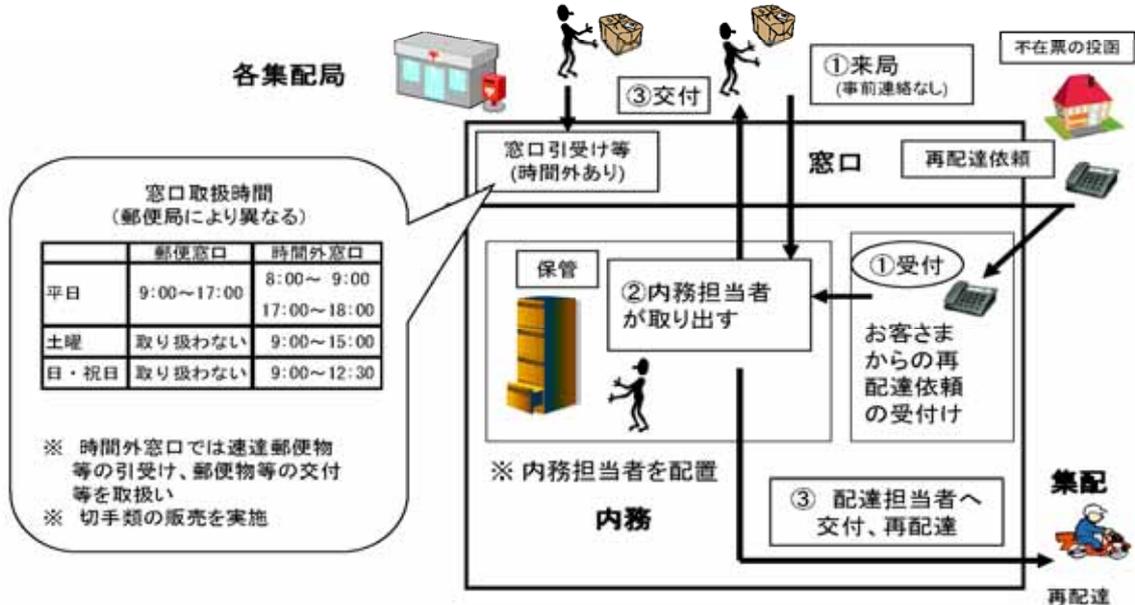


(資料) 日本郵便提出資料(平成27年3月30日)

不在持戻り郵便物の窓口交付、再配達と時間外窓口の取扱い

<集配拠点の再編前>

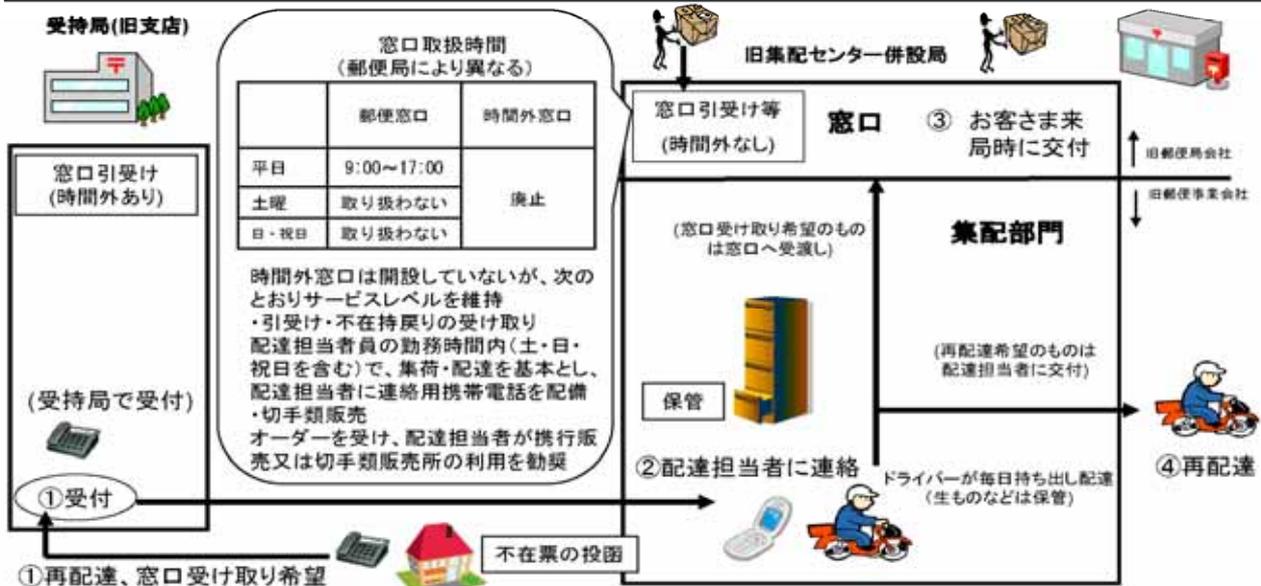
- ① 再配達の依頼は、各集配局で受け付け。
- ② お客さまが連絡なく来局されても、窓口交付が可能(内務担当者が保管場所から取り出して交付)。
- ③ 再配達依頼の場合、内務担当者が取り出し、配達担当者へ交付し、配達。
- ④ 時間外窓口を開設し、内務担当者が引受け・交付・販売を実施。



不在持戻り郵便物の窓口受付、再配達と時間外窓口の取扱い

<集配拠点の再編後>

- ☆① 再配達、窓口受取希望は、事前にご連絡をいただく。この受け付けは受持局(旧支店) ※ ☆印は変更点
- ☆② 受持局(旧支店)から旧集配センター併設局の配達担当者に連絡し、配達担当者が郵便物等を確認。
- ③ 窓口受け取り希望のものは、郵便物等を窓口へ受渡し、お客さま来局時にお渡し。
- ④ 再配達ご希望のものは、配達担当者へ交付し、再配達。
- ☆⑤ 内務担当者がいないため、時間外窓口での取扱いは行わないが、配達担当者が集荷・再配達・販売を実施。



(資料) 日本郵便提出資料 (平成27年 3月30日)

日本郵政グループによる顧客満足度調査

調査概要

- 調査対象者：(1) 郵便局など（ATM含む）の利用頻度が月1回以上
 (2) 全国20歳以上の男女個人
 (3) 次のいずれかの条件に当てはまる人
- ・ 過去1年以内に、ゆうパックと手紙などの郵便物を利用したことがある人
 - ・ ゆうちょ銀行の口座を持つ人
 - ・ 家庭でかんぽ生命保険に加入している人
- マスコミ、同業他社、郵便局等関係者などは除外

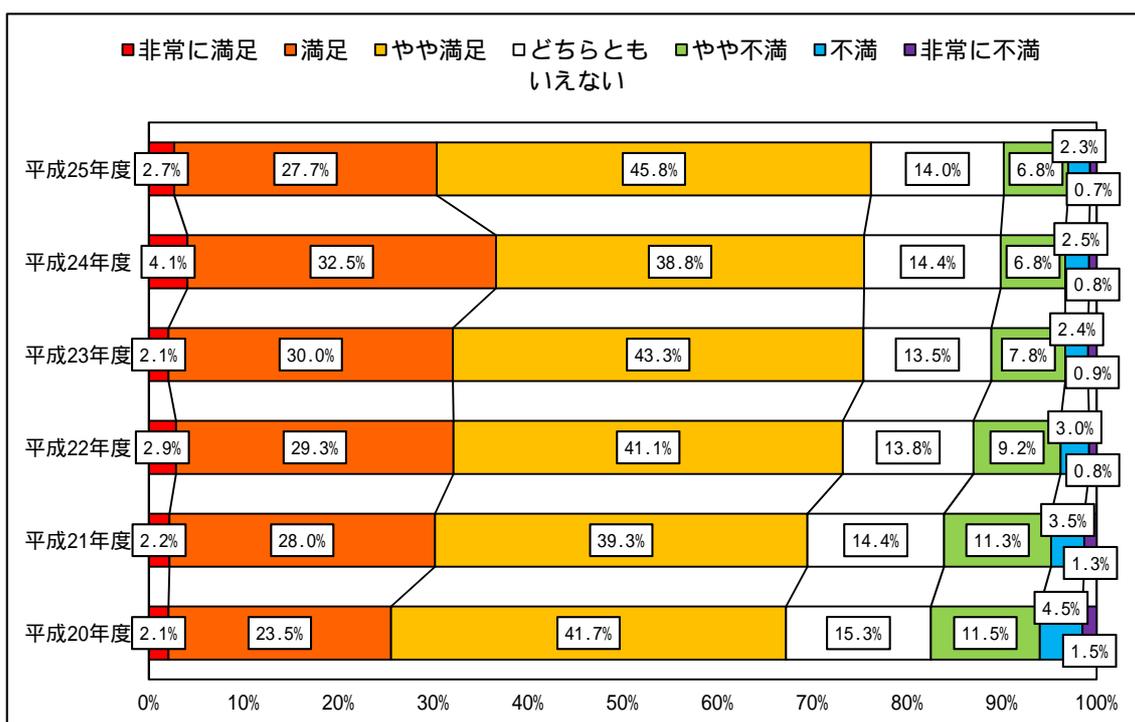
調査方法：インターネット調査

有効回答数：4,070人（調査依頼者数5,364人、回収率75.9%）

郵便局などの満足度

- ・ あなたは、郵便局等の店舗や窓口対応に関して、全体的にどの程度満足していますか。

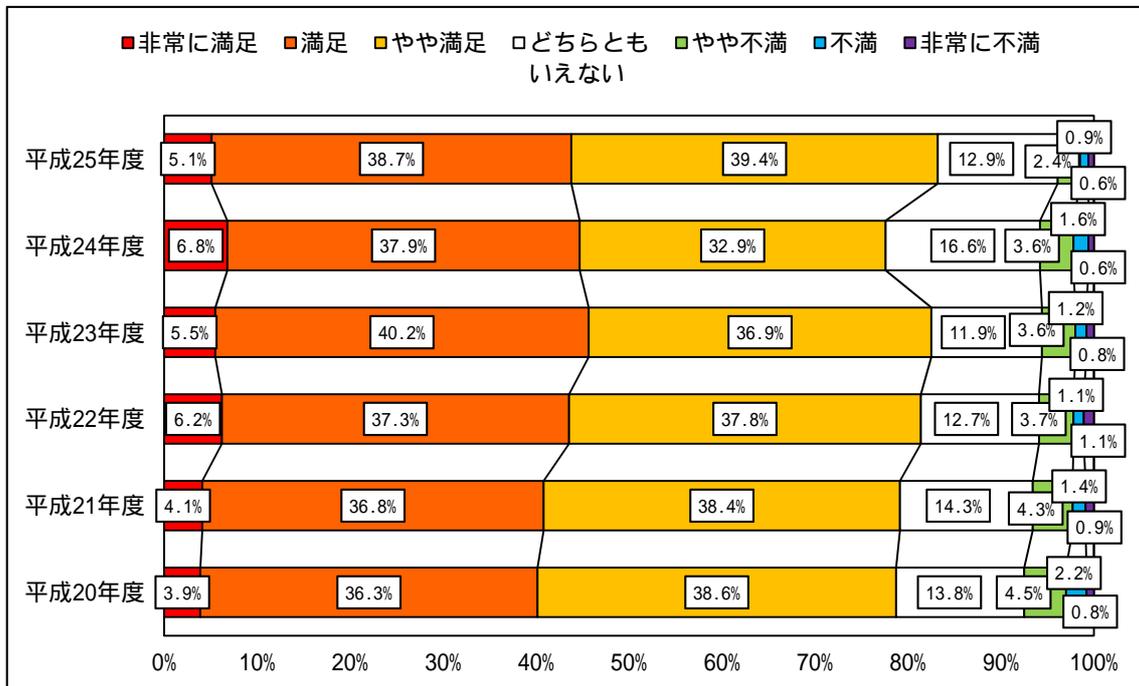
平成25年度（満足：76.2% 不満9.8%）



通常郵便への満足度

- あなたは、郵便局等の手紙、はがき、DM、カタログ等の郵便物の配達サービスに関して、全体的にどの程度満足していますか。

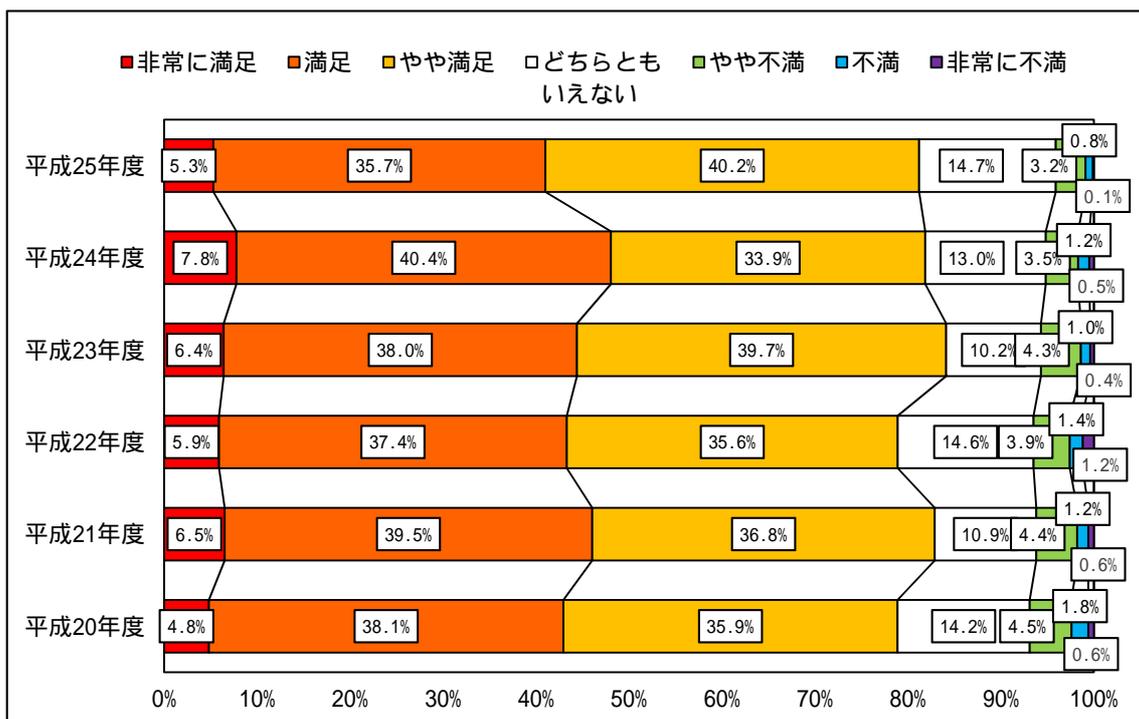
平成25年度（満足83.2% 不満3.9%）



ゆうパックへの満足度

- あなたは、郵便局等の宅配サービス（ゆうパック）に関して、全体的にどの程度満足していますか。

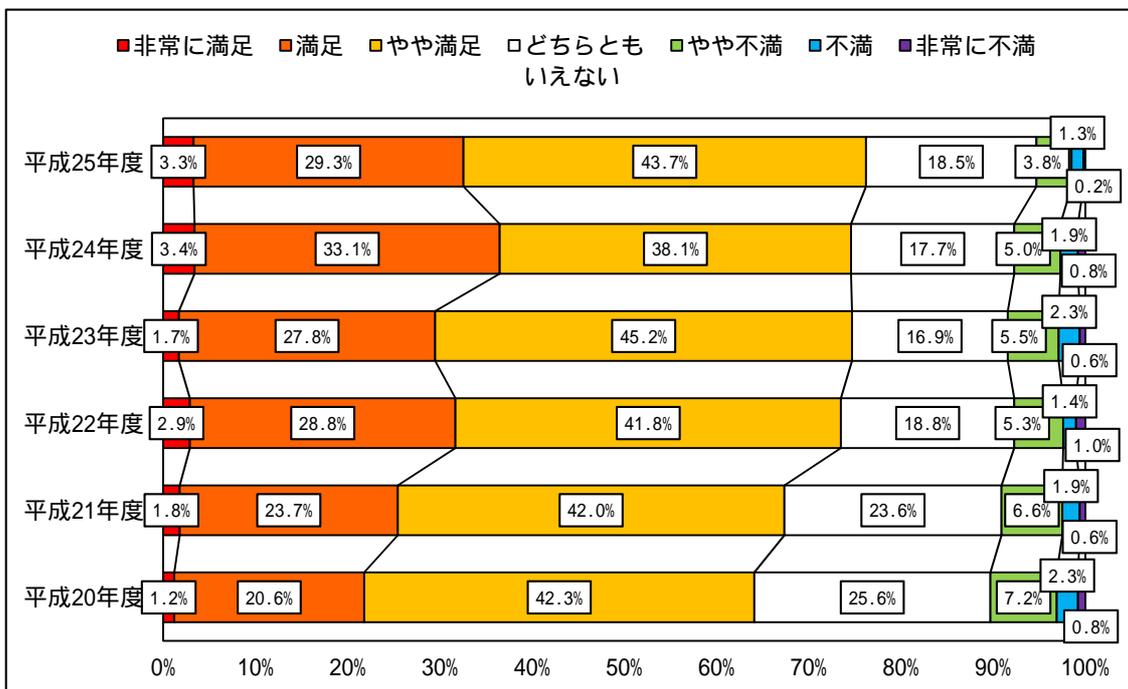
平成25年度（満足81.2% 不満4.1%）



銀行サービスへの満足度

- あなたは、郵便局（ゆうちょ銀行）の銀行サービスに関して、全体的にどの程度満足していますか。

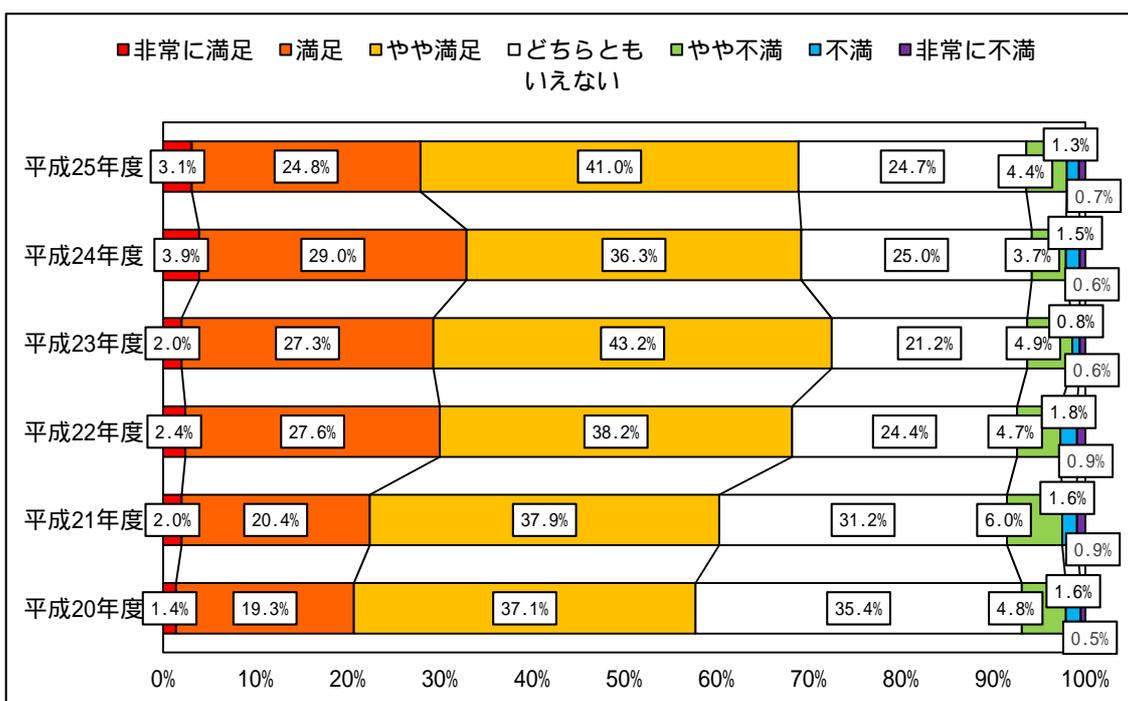
平成25年度（満足76.3% 不満5.3%）



保険サービスへの満足度

- あなたは、郵便局（かんぽ生命）の保険サービスに関して、全体的にどの程度満足していますか。

平成25年度（満足68.9% 不満6.4%）



（資料）日本郵政グループ顧客満足度調査及び日本郵政グループディスクロージャー誌から作成

日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン 2017～の概要

1-1 グループ中期経営計画の基本的考え方

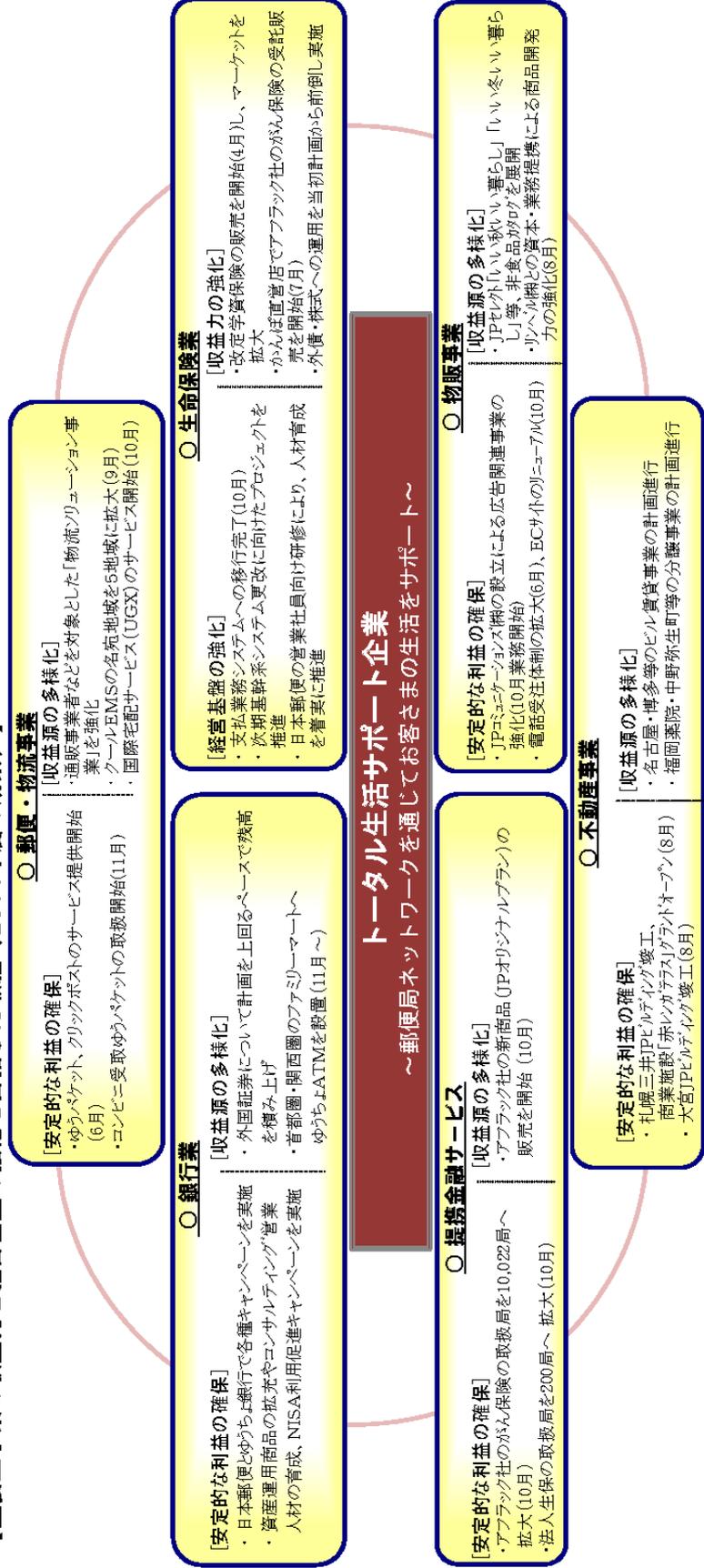
★ お客さまの生活をあらゆる面から支える「トータル生活サポート企業」となることを目指し、中期的なグループ経営方針（3つの柱）に沿って取組を展開。

○ 中期的なグループ経営方針（3つの柱）

○ 2014年度の成果

- ① **主要三事業の収益力と経営基盤を強化**
 ・郵便局ネットワークを通じてお客さまの生活をサポート
 ・「安定的な利益の確保」「収益源の多様化・強化」「経営基盤の強化」に資する取組を展開（【主要三事業の収益力と経営基盤の強化を目指した取組（2014年度の成果）】を参照）
- ② **ユニバーサルサービスの責務を遂行**
 ・地域・社会とJPグループの共生の実現を目指した取組の推進
 ・郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを着実に実施し、地方創生に貢献
 ・郵便局ネットワーク水準の維持、地方公共団体との連携
- ③ **上場を見据えグループ企業価値を向上**
 ・郵便局ネットワークと金融2社の有機的な結合
 ・新たな人事・給与制度の導入、郵便局と金融2社が一体となった人材育成を実施
 ・郵便・物流ネットワーク再編、郵便局ネットワークの最適化、各社基幹システムメンテナンス等を実施
 ・郵便局劣化対策緊急工事を実施、コンプライアンス態勢の強化、IR体制の整備

【主要三事業の収益力と経営基盤の強化を目指した取組（2014年度の成果）】



1-2 3つの柱、2014年度の取組・成果及び内外環境を踏まえた新たな「3つの課題」

○ 外部環境

- 超低金利環境が継続
- 景気は緩やかな回復基調が継続
- 少子高齢化、過疎化の進展
- 単身世帯増加に伴い顧客ニーズが変化
- インターネット環境の普及とeコマース市場の拡大
- 雇用情勢の改善による人材確保の難化

○ 内部環境

- 株式上場スキームを策定、3社同時上場を目指す(日本郵政の自社株買いによる復興財源確保への貢献等)
- ゆうちょ銀行の自社株買い(1.3兆円)で得た資金で、日本郵便の増資(6,000億円)と日本郵政の整理資産のオフバランス化(約6,300億円)を実施(グループ内資本の再構成)
- 事業領域拡大、機動的なサービス提供を目指す(子会社戦略と他企業提携)
 - ・ 東・トール社の買収の合意(2015.2)、仏・シオボストや香港・レントングループとの資本・業務提携(2014.10)
 - ・ アフツック社のがん保険取扱の拡大、ファミリーマートへのA.TM設置
- 日本郵便デリバリー(集配業務、2014.9業務開始)、日本郵便フィナンズ(決済サービス、2014.10業務開始)、J.P.三越マーチャントダイレクト(通信販売・郵売、2014.4業務開始)等

日本郵政及び金融2社の株式上場に伴う経営環境の変化、2014年度の取組の評価・反省等を踏まえた課題克服に取り組む

【「3つの課題」】

○ 更なる収益性の追求

- ～トータル生活サポートサービスの充実～
 - 主要3事業の収益力の強化
 - ⇒ 郵便局における金融窓口サービスの長期安定的な提供を前提に、グループの収益力強化策を展開
 - 新商品・サービスの開発
 - ⇒ お客さま一人ひとりの多様なライフスタイル・ライフステージに対応した商品・サービスを開発・提供
 - ネットワークのポテンシャルを最大限活用
 - ⇒ 郵便局ネットワークのシナジーが最大限発揮される事業分野での出資・提携を推進

○ 生産性の向上

- ～グループの構造的な成長・発展を目指す経営体制の強化～
 - 労働力の適切な管理
 - ⇒ 新たな人事制度等に基づき、グループ全体最適となる要員政策の策定とコストコントロールを徹底
 - 最新のIT技術の導入による業務の効率化
 - ⇒ IT化による業務改善を推進するとともに、基幹システム構築・種別コスト等を精査
 - 仕事のやり方(業務フロー等)の見直し、BPRの実施
 - ⇒ 業務フローの見直し等のBPRを推進し、グループ内のコスト削減を徹底

○ 上場企業としての企業統治と利益還元

- ～ステークホルダーとのパートナーシップの醸成～
 - 上場企業としての企業統治
 - ・ コーポレートガバナンスの強化
 - ⇒ IR機能の整備、経営指標の設定、説明責任の遂行
 - ・ コンプライアンス態勢の更なる強化
 - ⇒ 内部者犯罪の根絶、反社会的勢力の排除
 - 上場企業としての利益還元
 - ・ 株主還元方針の確立 ⇒ 安定的な配当の実現(配当目標の提示)
 - ・ トータル生活サポート企業としてのお客さまへの還元
 - ⇒ 公益性・地域性の発揮
 - ⇒ ユニバーサルサービス提供、地域に密着したサービスの展開

1-3 更なる成長・発展を遂げるためのグループ戦略(「3つの課題」の克服)

★ 事業の成長・発展(タテの成長)のための戦略とネットワークの拡大、機能の進化(ヨコの進化)を支えるグループ戦略に取り組む。

1 郵便・物流事業の反転攻勢

- ゆうパックの黒字化と拡大
 - 2017年度約6.8億円
- ゆうメール・ゆうパックの拡大
 - 2017年度約41億個
- トール社をプラットフォームとした国際物流事業の拡大

3 ゆうちよの収益増強

- 総預かり資産の拡大
 - 総預かり資産を拡大(3年間で貯金+3兆円、資産運用商品+1兆円)
- 役務手数料の拡大
 - 資産運用商品・ATM提携等成長分野を拡大

① 事業の成長・発展(タテの成長)のための5つの事業戦略

2 郵便局ネットワークの活性化

- 地域貢献…エバールがトールの堅持、みまもりサービスの本格実施、ふるさと納税への貢献
- 商品・サービスの充実、収益拡大
 - 提携金融サービス…2017年度200億円規模
 - 郵便事業…2017年度200億円規模(連結売上高1,500億円規模)
 - 不動産事業…安定的な営業収益250億円規模

4 かんぽの保有契約底打ち・反転

- 新契約保険料の拡大
 - 2016年度に新契約500億円台に乗せてさらに拡大
- 販売チャネル強化と商品・サービスの充実
 - 郵便局営業人材の育成、業者・終身保険の販売強化
 - 短期払養老保険の開発(認可申請中)、高齢者サービスの充実

5 収益拡大を目指した資金運用の高度化

- 高度なリスク管理態勢と運用態勢を確保し、更なる運用収益を追求
 - ゆうちよ：ゆうちょ・ゆうパックの残高を拡大(2014年度末(概算)4695億円→2017年度末60兆円)
 - かんぽ：運用資産の多様化を促進

② ネットワークの拡大、機能の進化（ヨコの進化）を支える5つのグループ戦略

<h3>1 営業・サービス戦略</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便・物流事業における中小口営業の拡大 ○ 金融窓口事業における顧客基盤の強化・拡大 ○ 銀行業におけるお客さまのライフサイクルに応じた営業推進 ○ 生命保険業におけるF&R（郵便局・直営店）営業力の強化 	<h3>2 IT戦略</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ グループIT基盤の開発・運営 ○ 各セグメントの事業戦略推進をサポート - サービスの拡大・品質の向上 - 業務効率・業務品質の向上 - コンプライアンス遵守・危機管理 - コスト削減 - システム信頼性の向上 	<h3>3 投資戦略</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤強化に資するインフラ（施設・設備、システム）投資の実施 ○ 不動産開発の推進 ○ 株式売却収入を活かしたグループの成長に資する戦略的投資の実施 	<h3>4 効率化・コスト削減戦略</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資施策による業務の効率化 ○ 事務フローの見直しによる生産性向上 ○ 適切な労働力管理によるコストコントロール ○ 経費の効率的な使用 	<h3>5 人材育成戦略</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダイバーシティ・マネジメントの推進（女性活躍推進等） ○ 豊かな営業力を有する人材の育成（研修の充実等） ○ 専門性の高い人材の育成 ○ 期待役割を果たす人材の育成
--	---	---	--	---

I - 4 2015～2017年度のグループ投資計画の基本的考え方

- ★ お客さま満足向上、営業力向上、業務効率化等の経営基盤強化に資するインフラ整備を推進
- ★ 不動産開発プロジェクト（名古屋、博多）の推進
- ★ 金融2社の株式売却収入を活用し、グループの成長に資する戦略的投資を実施

2015～2017年度投資予定総額：1兆9,600億円			
2014年度投資見込	3,900億円	施設・設備投資	6,700億円
		システム投資	4,200億円
		不動産開発投資	700億円
		成長に資する戦略的投資	8,000億円

※ トータル社算収に係る投資（仮200億円）を含む

投資総額	効果見込
○ 主な施設・設備投資 サービス提供環境の整備 4,800億円 貯金事務センター等の施設・設備の刷新 220億円 かんぽ生命支店・サービスセンターの改修工事等 460億円	・お客さま満足度の向上 ・社員の職場環境改善 施設の老朽・状態状態の解消 老朽化・状態分散化したオフィス環境の改善
○ 主なシステム投資 次世代郵便情報システム開発 600億円 ゆうちょダイヤレレクトの刷新 12億円 かんぽ次期基幹システムの変更 600億円	・業務効率化、ランニングコストの削減による費用削減 ・お客さま満足度の向上 ソフトウェアの開発発生産性向上
○ 主な成長に資する戦略的投資 郵便・物流ネットワーク再編 1,300億円	・郵便・物流ネットワーク全体の生産性向上による費用削減 ・物流事業拡大への対応

I - 5 経営目標（2017年度）・株式上場後の当面の配当政策

グループ連結目標

当期純利益
4,500億円程度

配当性向の目安
50%以上

日本郵便

- ・連結営業収益 3.1兆円
うち、郵便・物流事業収益 2.0兆円
うち、金融窓口事業収益 1.1兆円
- ・連結経常利益 350億円程度
- ・連結当期純利益 300億円程度
- ・EBITDA 1,900億円程度

※2 トータル社に係る数値に含まない

ゆうちょ銀行

- ・総預かり資産（2015～2017年度）
貯金：+3兆円
資産運用商品：+1兆円
- ・経常利益 4,800億円程度
- ・当期純利益 3,300億円程度
- ・物件費削減額 Δ500億円以上
（2014年度対比）
- ・配当性向の目安 50%以上

※3 未払利息を含むベース、また、ゆうちょ銀行の自社債発行に伴うグループ会社の定期預金増分を除く
※4 資産運用商品、投資信託+定期預金増分

かんぽ生命

- ・新契約月額保険料 2016年度に500億円台に乗せて更に拡大
- ・当期純利益 800億円程度
- ・配当性向の目安 30～50%程度

※1 企業価値に関する会社業績（連結）は平成25年度決算（連結）運用後の当期純利益であり、少数株主利益（新支配株主に帰属する損益）を含む。また、国内金利は2014年12月末の1FRの配当。

II 更なるグループの発展を目指し、2017年度経営目標を達成するための事業別戦略・主要施策

II-1 郵便・物流事業（日本トップクラスの物流企業に成長）

【戦略】

- ゆうパックについて2016年度の黒字化と2021年度10億規模を目指す
- 郵便の収益維持と新しいデジタル・ビジネスや出資・提携を通じた新たな収益源の創出
- 国際事業でのシェアを拡大し、アジアで存在感のある総合物流事業者へ

【戦略に基づく課題・主要施策】

課題	主要施策
郵便の新たな需要の開拓 新しいデジタル・ビジネス	・DMの有用性訴求、リファレンス提案や手紙振興による郵便需要の開拓・拡大 ・新しいデジタル・メッセージ・サービスの開始・機能強化
ゆうパックの拡大	・中小小売業の拡大、営業スキル向上、集荷力強化等 ・コンビニ受取・郵便留留の拡大、受取ロッカーの展開 ・物流ソリューション営業推進
ゆうメール・ゆうパケットの拡大	・ゆうパケットによる他社宅配便からのシェア獲得 ・大型受箱の展開、中小小売業の推進
国際事業の展開	・トール社をプラットフォームにした国際物流事業の拡大 ・EMS、国際宅配サービス等のサービス改善、国際ロジ展開等 ・海外販路拡大の支援(貿易代行、商談会等)
ネットワーク基盤整備	・郵便・物流ネットワーク再編、次世代郵便情報システムの稼働 ・輸送・集配等の効率性向上、区分・集配拠点の増強
生産性向上・コストコントロール	・ネットワーク基盤の整備、業務フロー見直し等による生産性向上 ・DOSSデータを活用した局内作業時間の見直し、局別業務量に応じた要員配置の徹底
マネジメント強化、人材育成	・研修体系化・高度化 ・機能重視のマネジメント改善 (※ 金融窓口事業と共通)

II-2 金融窓口事業（トータル生活サポート企業としての事業展開）

【戦略】

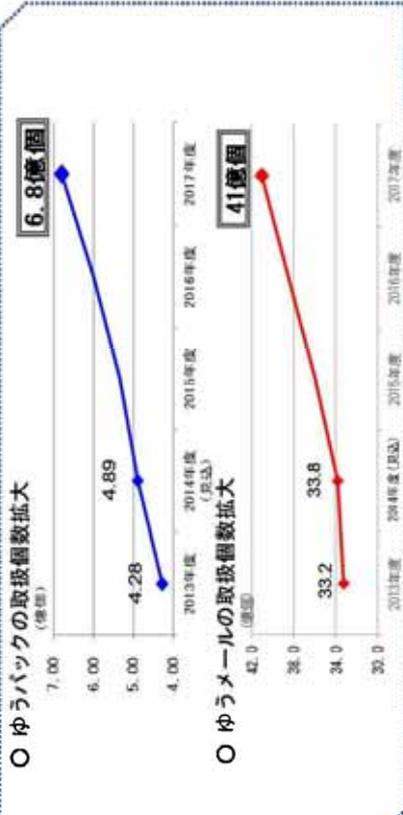
- 高付加価値サービスの提供による郵便局ネットワークの収益力向上
- 顧客基盤を活用した商品・サービスのアライアンス
- 顧客もろりサービスの本格実施等、トータル生活サポートのメニュー増強

【戦略に基づく課題・主要施策】

課題	主要施策
サービス提供体制の強化	・リアルネットワークとバーチャルネットワークの融合 ・局周活動・新営業手法による営業活動の拡大 ・涉外社員2万人体制の構築
商品・サービスの充実	・取替局の拡大(2015年度までにがん保険取替局2万局)による提携金融サービスの収益拡大 ・取扱商品の充実による物販ビジネスの拡大 ・貸付ビル稼働・住宅販売等、不動産事業の展開 ・みまもりサービスの本格実施 ・郵便局の立地に応じた営業時間弾力化
顧客基盤の強化・拡大	・高齢者層の深耕と若年層等の利用拡大 ・専門性強化による金融営業力の強化 ・統合データベースの構築によるクロスセルの促進
生産性向上・コストコントロール	・現金自動入出金機等の機器の配備、事務フロー見直し等による生産性向上 ・業務量に応じた総体労働力の適切な管理
マネジメント強化、人材育成	・研修体系化・高度化 ・機能重視のマネジメント改善 (※ 郵便・物流事業と共通)

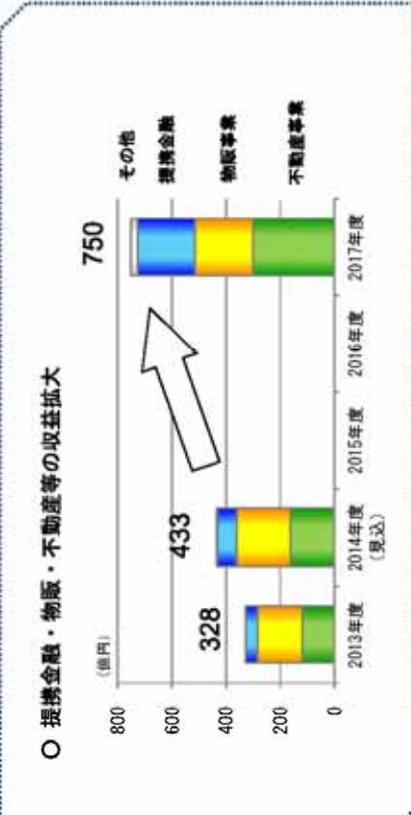
【主要営業目標】

- ゆうパックの黒字化、拡大
- 取扱個数：2014年度（見込）約4.9億個→2017年度約6.8億個
- ゆうメール・ゆうパケットの拡大
- 取扱個数：2014年度（見込）約33.8億個→2017年度約41億個



【主要営業目標】

- 商品・サービスの充実
- 提携金融サービスの多様化により収益拡大(2013年度41億円→2017年度200億円規模)
- 物販ビジネスの拡大(2013年度167億円→2017年度200億円規模(連結売上高1,500億円規模))
- 不動産事業の展開(2013年度117億円→2017年度250億円規模)



II - 3 銀行業（「最も身近で信頼される銀行」・「運用多様化の推進による安定的収益の確保」）

【戦略】

- 1億人規模のお客さまの生活・資産形成に貢献するリテールサービスの推進
- 安定的な調達構造の下、国債をベースとしつつ、一層の運用収益を求めて、運用転移を高度化
- コンプライアンスの徹底を大前提に、強靱な経営態勢を構築

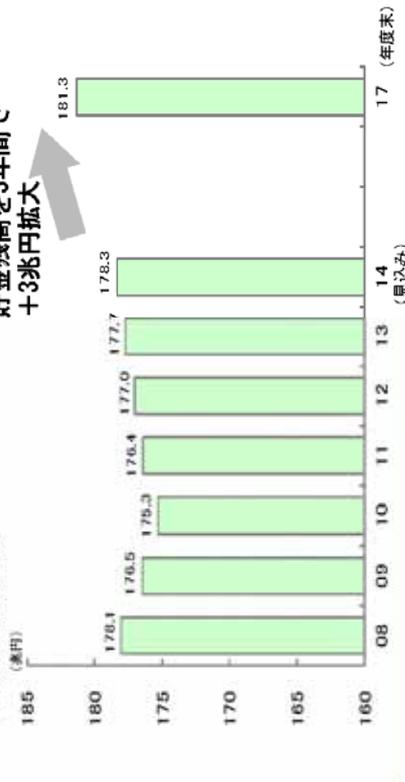
【戦略に基づく課題・主要施策】

課題	主要施策
安定的な顧客基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまのライフサイクルに応じたメイン化商品（給与・年金口座等）のクロスセルを促進し、取引を深化 ・資産運用商品 ・コンサルティング営業力強化（コンサルティング営業人材の育成・増員） <ul style="list-style-type: none"> →郵便局へ展開 →簡明でわかりやすい商品の組成に向けた体制整備・迅速な商品購入 ・ATM <ul style="list-style-type: none"> - 小型ATMを利便性の高い場所へ機動的に設置 - 地域金融機関との連携
役務手数料の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国内最多の店舗・ATMネットワークの充実 - 郵便局ネットワークとの一体運営（郵便局サポート体制の一層の充実等） - ダイレクタチャネルを通じて顧客基盤の拡充 - ゆうちょダイレクタの刷新（無通帳型総合口座サービスの提供）、コールセンター対応態勢の充実
お客さま本位のサービス提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・国際分散投資の加速、新たな投資領域の開拓 <ul style="list-style-type: none"> - サテライト・ポートフォリオの残高を拡大（2014年度末4,849億円→2017年度末5,000億円） ・人材育成の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> - プロフェッショナルの育成、郵便局向け研修の一層の充実 - セキュリティの強化（不正送金対策等） - 運用の多様化を踏まえたリスクリスク管理態勢の一層の充実
運用戦略の一層の高度化	
強靱な経営基盤の構築	

【主要営業目標】

- 総預かり資産を拡大（3年間で貯金+3兆円、資産運用商品+1兆円）し、将来にわたる安定的な収益基盤を確保
- 資産運用商品、ATM提携、クレジットカード等の成長分野において、役務手数料の拡大を図る。

○ 貯金残高の拡大



II - 4 生命保険業（お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社へ）

【戦略】

- 成長するために必要となる経営基盤の確立
- 強みをさらに強固にする商品・サービスの開発
- 新契約の拡大により、中計最終年度（2017年度）以降の保有契約の底打ち・反転を目指す

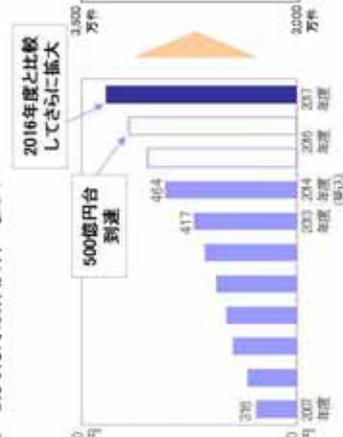
【戦略に基づく課題・主要施策】

課題	主要施策
引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの積極活用 - 申込書等のペーパーレス化、新セパイル決済端末による振込先口座登録 ・IWFを基盤とした事務処理態勢の強化 - サービスセンターと本社との組織統合（2015.10）、最先端技術の活用による保険金支払業務の高度化 ・システム基盤の強化 - 基幹系システムの更改（2017.1）、システム開発・運用管理態勢の強化
販売チャネルの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局チャネルの強化（養老、終身保険の取寄強化） - 算集品の確保、適正営業の徹底、渉外社員2万人体制の構築支援、郵便局営業人材の育成、既契約者訪問活動の展開、パートナー支援態勢の強化 ・直営チャネルの強化 - 東名阪の法人営業強化、インナー募金の強化
お客さまニーズに対応した商品開発	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまニーズに対応した商品開発 - 短期が養老保険の開発（認可申請中）、養老保険の加入年齢引上げ（2015.4）、終身保険の加入年齢引上げ ・高齢者サービスの充実 - 全てのお客さま接点（郵便局、コールセンター）を高齢者目線で見直し改革を推進
運用収益力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・資産と負債のマッチングを推進するとともに、許容可能な範囲で運用資産の多様化を促進し、収益性を向上
内部管理体制の強化・人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底、情報セキュリティ管理の徹底 ・お客さまの声を経営に活かす取組みの推進 ・人材育成とダイバーシティ・マネジメントの推進

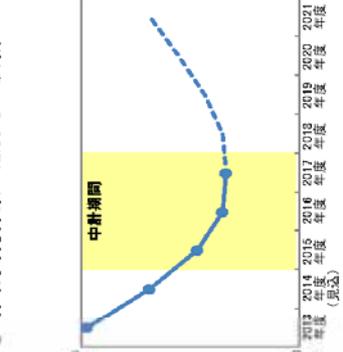
【主要営業目標】

- 新契約の獲得により、保有契約を底打ち・反転
- 2016年度に新契約500億円に集めて更に拡大させることで2017年度以降の底打ち・反転を目指す

○ 新契約月額保険料の拡大



○ 保有契約数の底打ち・反転



郵政民営化委員による地方視察等の結果

■ 地方視察の結果（鳥取県）

1. 出張日：平成 26 年 6 月 27 日（金）
2. 出張先：鳥取県（鳥取市及び八頭郡若桜町）
3. 出張者：増田委員長、米澤委員長代理、清原委員、三村委員
4. 視察先：鳥取中央郵便局、若桜郵便局、池田郵便局
5. 意見交換等の概要：

(1) 鳥取市における利用者等との意見交換

〔出席者〕

鳥取市末恒地区まちづくり協議会 長坂則翁副会長
鳥取市社会福祉協議会 下石義忠会長
㈱中村商店 中村俊介代表取締役社長

〔主な発言〕

○ 民営化による変化について

- ・ 接客態度が向上したように感じる。
- ・ 民営化以降、配達される時間帯が遅くなったり、不在時の再配達の手間・時間がかかるようになったと感じる。
- ・ 民営化されて利益主導となったのか、ふるさと小包等の取扱手数料が上がった。
- ・ 市内の郵便物は全て一度鳥取中央局に集められるようになった。区内で完結するものについては、集配センターで取り集め、かつ配達するようにはできないか。

○ 現状の日本郵政グループのサービス水準について

- ・ ゆうパックの料金水準は、比較的抑えられている。
- ・ ふるさと小包の商品として取り扱われることで、信頼面でメリットは大いに感じる。
- ・ 配達員の水準は、他の民間会社と比較しても、一番ではないが遜色ない水準と言える。
- ・ 平成 22 年 7 月に発生したゆうパック遅配を除けば、ゆうパックの送達について特段のトラブルは発生していない。チルド便の品質管理については、他社と比較しても特段の問題はないと感じる。

○ 今後期待すること及び不安に感じること

- ・ 鳥取市内の 2 箇所の郵便局で証明書交付事務が実施されているが、地域の郵便局で行政サービスが受けられる仕組みはすばらしい。コンビニのないような中山間地域においては、郵便局での証明書交付事務の費用対効果自体は小さく、発行件数も少ないとしても、集落の維持、高齢者への利便性向上のために実施局数を増やしてほしい。
- ・ 貯金の出し入れや口座振替が代理人や配達員に依頼できるように工夫していただきたい。
- ・ 地域の郵便局がなくなるとは困る。

- ・ 過疎の進む地域で郵便配達員が高齢者等の見守りを行うことに期待している。
- ・ 儲からない地域だから郵便料金を上げるようなことはせず、ユニバーサルサービスを将来にわたって堅持していただきたい。
- ・ （「郵便局は集約化して多機能を提供する地域の最後の拠点になるのではないかと考えている」との委員からの意見に対して）同感である。地域に開かれた郵便局となつてほしい。
- ・ 冷凍便も取り扱っていただければより競争が活発化すると思う。
- ・ 地域と郵便局との意見交換をできるような場作りができないか。

(2) 若桜町における利用者等との意見交換

〔出席者〕

若桜町 小林昌司町長

若葉会 釜本秀子副代表

民生委員・児童委員 杉内成子委員

若桜町公民館池田分館 小林玲子分館長

〔主な発言〕

○ 民営化による変化について

- ・ 民営化でどのように変わるか心配していたが、大分軌道に乗ってきた。
- ・ 以前は顔見知りの局員で行政とも協力関係にあった。民営化の際に若桜町になじみのない方が着任されて戸惑いがあったが、最近は土地勘や人間関係もできたようで、状況は改善したように思う。
- ・ 以前と比べて郵便局の窓口の職員が減ってきていると感じる。局長がお客様対応をするなど大変そうを感じる。
- ・ 郵便局員の愛想も良く、話もしやすいので、特段民営化後にサービスが低下したとは感じない。
- ・ 民営化前は近くの郵便局に連絡すれば再配達を行ってくれたが、民営化後は鳥取中央局に連絡しなければならなくなった。鳥取中央局に連絡しても自動音声で、高齢者には再配達の申込みがしづらい。
- ・ 郵便局は地域に合った特色を出さないといけない。以前は町長などと郵便局で懇親会などを行っていたが、民営化でなくなっていた。最近になってようやく復活したものの、そういった意味で民営化時には障害があったように感じる。

○ 地域と郵便局との関わりについて

- ・ 最近では役場と連携して、物産市の開催や有料のゴミ袋の販売などをしていただいている。今後も色々工夫していきたい。
- ・ 民営化時には郵便局がなくなるのではないかと心配していたが、郵便局の方に土日の地域のイベントに参加していただくなど、協力していただいている。今後も地域社会と関わる取組を続けていただきたい。
- ・ （「高齢者の安否を郵便局長が見守るニーズがあるか」との委員からの質問に対し）あると思う。町内の道路の傷みなども教えてもらっている。

○ 今後期待すること及び不安に感じること

- ・ 農協がなくなり、他の金融機関も無いので不便になっているところ、更に郵便局までなくなったらどうしようかという声もある。
- ・ 郵便局はなくさないでほしい。

- ・ 小学校や保育所も統合され、高齢者や独居者が多く、限界集落も増えており、郵便局としても地域に合ったサービスを考えて開始していただけるとありがたい。

(3) 鳥取大正郵便局長、若桜郵便局長及び池田郵便局長との意見交換

〔出席者〕

鳥取大正郵便局 谷口雄史局長

若桜郵便局 田中弘美局長

池田郵便局 加藤和重局長

〔主な発言〕

○利用者の傾向について

- ・ 市街地にある郵便局では、利用がATMに集中している。お客様にもっと窓口を利用していただけるよう、案内を強化するなどの努力をしている。
- ・ 山間地の郵便局では、利用者はほとんど近隣の者で顔見知りなので、ATMではなく窓口を利用される場合が多い。

○業務について

- ・ 新商品の取扱開始時等は研修もあり、我々も必死に対応しているが、大変である。
- ・ いろいろな商品を扱っているが、事故も起こさず一所懸命に取り組んでいる、社員は皆優秀だと感じる。

○地域と郵便局との関わりについて

- ・ 駐車場の整備やローカウンターの設置など、利用者の利便性向上と郵便局の機能強化のための取組も重要になってきている。
- ・ 広いスペースを活用し、写真展を開催するなどお客様の郵便局利用を促したり、地域の方の生き甲斐につながるような取組をしている。
- ・ 窓口ロビーにサロンのようなものを作って、ゆっくりと話ができるような空間を作ろうとしている。
- ・ 地域文化をどのように伸ばして発信していくのかというのは局長の仕事であり、障害があっても熱意があればカバーできる部分もあると思う。
- ・ 鳥取県と定例の話し合いの場を開催しており、市町村との話し合いの場についても定例化しようと考えている。
- ・ 中山間地域では、郵便配達の際に配達を行うだけでなく、安否確認を行うなど、知恵を出していかなければいけないと考えている。

○人材の確保について

- ・ 新たな一般職制度ができ、非常勤でも意欲のある若い人は正規職員になろうと努力している。
- ・ 我々は「人」で成り立っている会社なので、人を大事に育てていくのは責務だと思う。

■ 地方視察の結果（宮城県）

1. 出張日：平成 26 年 10 月 8 日（水）
2. 出張先：宮城県（仙台市、七ヶ浜町及び富谷町）
3. 出張者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、三村委員
4. 視察先：仙台中央郵便局、吉田浜郵便局、富谷明石台郵便局
5. 意見交換等の概要：

(1) 仙台市における利用者等との意見交換

〔出席者〕

公益社団法人東北活性化研究センター 牛尾陽子フェロー
有限会社ひらが 平賀ノブ代表取締役
仙台・青葉まつり協賛会事務局 鹿野正利事務局長
株式会社プランニングオフィス社 松本辰三代表取締役

〔主な発言〕

○ 民営化による変化について

- ・ 窓口での対応は非常によくなったと思う。
- ・ 民営化後、全体としてサービスは向上しているが、金融分野の手続が煩瑣になっているように感じられる。
- ・ 東北地方は簡易郵便局が多いので、株式が上場された際にユニバーサルサービスがどのように変化するかが気になりである。

○ 現状の郵便局サービス等について

- ・ 日本の郵便サービスの品質は、世界水準からいっても素晴らしいと思う。
- ・ 日本郵便を利用するようになってから、郵便物の戻りが少なくなった。これはネットワークがしっかりしていることと、移転先への転送をしっかりやっているためだと思う。
- ・ 預金の相続に関する手続については、郵便局では対応は丁寧だが、突っ込んだ質問になると答えられないことがあり、また、ゆうちょ銀行では、他の民間銀行と比較して、手続にかかるスピードが劣ると感じる。
- ・ 震災の時に、物流・郵便局機能、金融機能、保険機能を一括かつノンストップで、非常時にもかかわらず受けることができたことは、何にも代えがたいことだと思っている。
- ・ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規商品の開発という点では、利用者の立場からみて、期待していたメリットは発揮されていない。また、限度額を撤廃した方が良いように感じる。

○ 地域と郵便局の関わりについて

- ・ ビジネス街以外には、地域の人々が集まったり、お茶を飲んだり、コミュニティを育むような場がないので、住宅地や過疎地では、郵便局に地域の交流拠点になってほしい。
- ・ 地域のお祭りなどにももっと関わってもらえれば、地域との親交が深まるだろう。
- ・ ゆうちょ銀行やかんぽ生命は、個人から集めることが優先されており、地域経済との連携や連動、中小企業の経営者との交流が少ない。支社やエリア地域本部等に権限を持たせて、地域の法人との接点をもう少し深くできるようになればよいと感じる。

○ 今後期待することについて

- ・ 被災地の街づくりの中で、郵便局を必ず作ってもらって、サービスを維持してもらおうということが不可欠である。
- ・ 地方の女性雇用における郵政の役割が、これから非常に重要になると思う。
- ・ 郵便局には、空いた敷地に子供や老人を預かる施設を作ることを検討してほしい。
- ・ 日本郵政が先頭を切って手紙文化をアピールしたり展開したりしてほしい。

(2) 富谷町における利用者等との意見交換

〔出席者〕

富谷町 若生英俊町長

宮城県薬剤師会 笠原純子副会長

協業組合富谷環境 堀籠太一代表

富谷町まちづくり審議会 田中志津委員

〔主な発言〕

○ 民営化による変化について

- ・ 郵政民営化は、大変な苦労もありながら前向きに取り組まれていると、概ね評価している。
- ・ 郵便や小包の配達に手違いがあった時に、郵便局に問い合わせをしたが、自分の役割ではないと言われ、郵便事業会社への取次に時間がかかったことがあった。

○ 現状の郵便局サービス等について

- ・ ゆうちょ銀行（総合口座）は、送金や引出し等の手数料が無料なので、ありがたいと思う。
- ・ 最近、年賀状のデザインや紙の種類が豊富になり、年賀はがきを使ってもらおうという努力が感じられる。
- ・ いつも利用している郵便局であっても、取引時確認が厳格に求められるので、手間に感じることもある。
- ・ 可能であれば限度額の引上げをお願いしたい。

○ 地域と郵便局との関わりについて

- ・ 地元で育った局長がいることが心強い。地域社会への貢献という意識が、自然と局長から職員に伝わっているように感じる。
- ・ 震災被害が大きかった沿岸部などにおいて、郵便局の方々が、被災地の仮設住宅や避難所でリーダーのような役割を担っていたということが多く見かけられ、郵便局の地域に根差した部分や、人とのつながりを改めて感じた。
- ・ 郵便局には、近隣量販店などと連携してイベントを開催するなど、ふれあいにより顔が見えるような、地域と密着した取組をしてほしい。

○ 今後期待することについて

- ・ 今後、郵便局を開局することがあれば、広い駐車場を持つ商業用の店舗と一体となって開局するスタイルでお願いしたい。
- ・ 配達の際に物販に関する営業を行うなど、積極的なサービスをしてほしい。
- ・ 配達を通じて地域をよく知っているという利点を活かして、各家庭の安否確認などの取組に力を入れてほしい。

(3) 富谷日吉台郵便局長、富谷明石台郵便局長及び泉中央駅内郵便局長との懇談

〔出席者〕

富谷日吉台郵便 内ヶ崎慎局長

富谷明石台郵便局 佐々木修局長

泉中央駅内郵便局 庄子和子局長

〔主な発言〕

○ 利用者からの声について

- ・ 明石台は、もともと住民からの開局の要望が多かった地域であり、富谷明石台郵便局ができたことで、利用者からは便利になったという声が多く聞かれる。
- ・ 利用者からの意見の中では、以前に比べて手続面が煩瑣になったという声が多い。
- ・ 民営化したのだから限度額を引き上げてほしいとの要望が、高齢者を中心に聞かれる。

○ 郵便局の業務等について

- ・ 現在、土日に相談会等を実施しており、土日営業のニーズを感じる。
- ・ 郵便局はユニバーサルサービスなどの公的な義務を負っているが、民営化されたことでこうした公的役割がなくなってしまったと誤解され、その結果、地域との連携が取りにくくなった面がある。

○ 郵便局の立地について

- ・ 郵便局は、もともと駐車場が狭い所が多く、クレームが寄せられることも少なくなかった。大型の駐車場を持った商業施設と併設した富谷明石台郵便局では、駐車スペースに係る問題が発生しないので、今後のモデルケースになっていくと思う。

○ 地域と郵便局との関わりについて

- ・ 郵便局として、色々なお祭りに参加している。その様子が町の広報誌に載るなど、町とは非常に良好な関係にある。
- ・ 現在勤務している郵便局では、利用者が多く、業務に忙殺されてしまっており、地域との交流がなかなかできない。この点は、課題だと思っている。

郵政民営化に関する有識者に対するインタビューの結果

1. 趣旨

郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行うに当たり、広く郵政民営化に関する意見を収集するため、各界の有識者を対象に、郵政民営化の現状や、今後の日本郵政グループに期待すること等についてインタビューを行った。

2. 対象者

地方公共団体、経済団体、企業経営者、非営利団体、学識経験者等の幅広い分野から 100 名を選定（別紙 1）。

3. 実施期間

平成 26 年 8 月～11 月までの間

4. 方法

民営化委員会事務局員が、対象者を訪問してインタビューを行った。
事情により直接訪問できない場合には、郵送、メール等で返答いただいた。

5. 結果

インタビュー結果については別紙 2 のとおり。

インタビュー対象者

(敬称略)

【地方公共団体等：4名】

伊原木 隆太 (全国知事会総務常任委員会委員 (岡山県知事))
 森 民夫 (全国市長会会長 (新潟県長岡市長))
 藤原 忠彦 (全国町村会会長 (長野県町村会会長 (長野県川上村村長)))
 蓬 清二 (全国町村議会議長会会長 (香川県直島町議会議長))

【経済団体：17名】

佐藤 湛彦 (日本商工会議所地方分権・行財政改革専門委員会委員長 (仙台商工会議所副会頭 (東北発電工業株式会社相談役))
 長谷川 閑史 (公益社団法人経済同友会代表幹事)
 坪井 明治 (全国商店街振興組合連合会理事長)
 阿部 眞一 (岩村田本町商店街振興組合理事長)
 荒尾 孝司 (北海道商工会連合会会長)
 天野 忠正 (宮城県商工会連合会会長)
 大久保 義海 (埼玉県商工会連合会会長)
 村越 政雄 (東京都商工会連合会会長)
 石澤 義文 (富山県商工会連合会会長)
 小林 寛樹 (山梨県商工会連合会会長)
 矢崎 昭和 (長野県商工会連合会会長)
 森田 哲夫 (愛知県商工会連合会会長)
 川瀬 重雄 (滋賀県商工会連合会会長)
 石飛 善和 (島根県商工会連合会会長)
 浜田 敦夫 (高知県商工会連合会会長)
 伊東 昭正 (熊本県商工会連合会会長)
 照屋 義実 (沖縄県商工会連合会会長)

【労働団体：1名】

古賀 伸明 (日本労働組合総連合会会長)

【消費者団体等各種非営利団体：14名】

嵐谷 安雄 (社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 (中央障害者社会参加推進センター) 会長)
 石戸 奈々子 (特定非営利活動法人 CANVAS 理事長)
 内永 ゆか子 (特定非営利活動法人 ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク 理事長)
 河村 真紀子 (主婦連合会事務局長)
 橘原 淳信 (公益社団法人全国私立保育園連盟副会長)
 河野 康子 (一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長)
 近藤 則子 (老テク研究会事務局長)
 佐伯 美智子 (一般財団法人日本消費者協会専務理事)
 佐藤 秀樹 (社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長)
 永沢 裕美子 (フォスターフォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長)
 夏目 智子 (全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)
 橋本 智子 (一般社団法人北海道消費者協会会長)
 堀江 正俊 (全国民生委員児童委員連合会会長)
 増田 悦子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会適格消費者団体専務理事)

【企業経営者：27名】

秋山 咲恵 (株式会社サキコーポレーション代表取締役社長)
 足立 直樹 (凸版印刷株式会社代表取締役会長)
 池 史彦 (本田技研工業株式会社代表取締役会長)
 池田 弘 (NSG グループ代表)
 石原 進 (九州旅客鉄道株式会社相談役)
 石渡 恒夫 (京浜急行電鉄株式会社会長)
 泉谷 直木 (アサヒグループホールディングス株式会社代表取締役社長兼 CEO)
 伊藤 麻美 (日本電鍍工業株式会社代表取締役)
 岩佐 大輝 (農業生産法人株式会社 GRA 代表取締役 CEO)
 岩沙 弘道 (三井不動産株式会社代表取締役会長)
 植田 貴世子 (株式会社クラシー代表取締役)
 鵜浦 博夫 (日本電信電話株式会社代表取締役社長)
 加賀見 俊夫 (株式会社オリエンタルランド 代表取締役会長)

菊池 克頼 (宮交ホールディングス株式会社代表取締役社長)
 小林 喜光 (株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役社長)
 小松 節子 (小松ばね工業株式会社社長)
 関根 純 (スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社代表取締役最高経営責任者 (CEO))
 田川 博己 (株式会社ジェイティービー 代表取締役会長)
 津賀 一宏 (パナソニック株式会社代表取締役社長)
 野間 省伸 (株式会社講談社代表取締役社長)
 原田 泳幸 (株式会社ベネッセホールディングス 代表取締役会長兼社長)
 樋口 武男 (大和ハウス工業株式会社代表取締役会長・CEO)
 本田 勝彦 (日本たばこ産業株式会社顧問)
 前田 新造 (株式会社資生堂相談役)
 前田 忠昭 (東京ガス株式会社顧問)
 望月 正彦 (三陸鉄道株式会社代表取締役社長)
 山本 良一 (J. フロント リテイリング株式会社代表取締役社長)

【学識経験者：30名】

秋池 玲子 (ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター)
 家田 仁 (東京大学大学院工学系研究科・政策研究大学院大学教授)
 井手 秀樹 (慶應義塾大学商学部教授)
 井堀 利宏 (東京大学大学院経済学研究科教授)
 岩田 一政 (公益社団法人日本経済研究センター理事長)
 植田 和男 (東京大学大学院経済学研究科教授)
 大崎 貞和 (株式会社野村総合研究所主席研究員)
 川口 有一郎 (早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)
 神田 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 神野 直彦 (東京大学名誉教授)
 杉山 武彦 (成城大学社会イノベーション学部政策イノベーション学科教授)
 洲崎 博史 (京都大学大学院法学研究科教授)
 高田 創 (みずほ総合研究所株式会社常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト)
 谷 和樹 (玉川大学教職大学院教授)
 辻 正次 (兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授)
 中里 実 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 長友 英資 (株式会社 EN アソシエイツ代表取締役)
 永濱 利廣 (株式会社第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト)
 根本 敏則 (一橋大学大学院商学研究科教授)
 根本 直子 (スタンダード&ブアーズ・レーティング・ジャパン株式会社マネージングディレクター)
 原田 喜美枝 (中央大学商学部教授)
 樋口 清秀 (早稲田大学国際学術院教授)
 二村 真理子 (東京女子大学現代教養学部国際社会学科准教授)
 古市 憲寿 (慶應義塾大学 SFC 研究所訪問研究員)
 松本 恒雄 (独立行政法人国民生活センター理事長)
 村本 孜 (成城大学社会イノベーション研究科社会イノベーション学部教授)
 森田 朗 (国立社会保障・人口問題研究所所長)
 山内 弘隆 (一橋大学大学院商学研究科教授)
 山田 忠史 (京都大学大学院工学研究科准教授)
 家森 信善 (神戸大学経済経営研究所教授)

【マスコミ：7名】

境 克彦 (時事通信社経済部長)
 関根 秀行 (産経新聞東京本社編集局経済本部長)
 谷口 誠 (一般社団法人共同通信社経済部長)
 富田 光 (東京新聞 (中日新聞東京支社) 経済部長)
 林田 晃雄 (読売新聞東京本社論説副委員長)
 堀江 隆 (朝日新聞東京本社経済部長)
 松木 健 (毎日新聞社編集編成局次長兼経済部長)

合計 100 名

注：所属・役職等はインタビュー当時のもの。

インタビュー結果について

(1) 経営一般

中期経営計画の策定によって、経営方針が明確になり、具体的な施策展開を期待できるという意見や、新商品・サービスの開発及び提供、他社との業務提携等の取組について、一定の評価ができるとした意見があった。一方で、日本郵政グループ全体の経営方針を、社会に対して分かりやすく示すべきだという意見があった。そのほか、人手不足時代に備えた人事政策の必要性、社員の意識改革の遅れ、国際戦略の必要性等を、課題として指摘する意見があった。

<民営化後の取組を評価する意見>

- ・ 中期経営計画を定めて、経営方針をより具体的な施策展開として整理されているので、よりよい経営への取組は始まっている印象があり、今後に期待したい。
- ・ 様々なサービスの向上や新規業務の導入等、経営の自主性、創造性及び効率性については、一定の評価はできる。
- ・ 平成 25 年度より、グループの四半期決算を公表することで透明性が高くなっており、評価できる。
- ・ 企業は競争原理の下で切磋琢磨していくべきだと考えている。日本郵政グループも、民営化されたことで、新たなサービスに取り組むなどサービスの向上に努力しているようで、良い傾向が出てきているように思う。
- ・ 民営化によって、責任を取る人がはっきりした。責任の所在がはっきりしたことで、組織としての意思決定の一貫性が増したと思う。
- ・ よりよい経営がなされているかは、にわかには判断しにくいですが、郵便局の店舗配置、中期経営計画、地方公共団体事務等の取扱い、不動産事業、新サービス等に、経営の自主性、創造性、効率性が確保されているように見受けられる。
- ・ 民営化が引き金となって出てきた良い面として、JP タワー等の不動産事業への参入等の経営の多角化、メガ物流局の新設等の効率化が挙げられる。
- ・ 日本郵政グループは、駅前の一等地に大きな土地を多数持っているので、不動産事業は今後の大きな収益源になり得るのではないかと期待している。
- ・ 他の金融機関との提携による新商品の提供や、投資信託受益権の取得等資産運用の多様化が進んでいる点などは、民営化のプラス面だと思う。また、民営化後、顧客の満足度や目線を意識するようになったと感じる。
- ・ 民営化後は、サービス向上のための施設の老朽化対策や、アフラック、三井住友信託、ジオポスト社など他社との業務提携を積極的に行っており、トータルサポート企業の体制を整えていると思う。
- ・ 今から新しい事業を展開するのは効率が悪いので、外部企業のサービスをうまく取り込むことも選択肢の一つとしてある。日本郵政グループには規模のメリットがあるので、取り組みやすいのではないかと。
- ・ 日本郵政グループは、海外展開し得るだけのキャパシティを持っているのだから、海外展開を積極的に行うべきだ。海外展開をして、初めて日本にフィードバックできるのではないかと。失敗を恐れず、20～30 年の計で大胆に取り組んでいくことが重要だ。

<課題を指摘する意見>

- ・ 中期経営計画では、「トータル生活サポート企業」という方向性に対する事業領域、施策の取捨選択がとれていないような印象を受ける。顧客に焦点を当てるのであれば、そのために何を徹底する

のかの明確化が大切ではないだろうか。

- ・ 中期経営計画にあるような「トータル生活サポート企業」は、企業戦略としては正しいフレームワークかもしれないが、顧客の認知度は低い。このような経営方針の送り手と受け手側とのギャップを埋めるのがマーケティングである。
- ・ 郵政民営化は過去の民営化に比べて「はじけていない」印象である。ブランドイメージチェンジのための思い切ったキャンペーンなどを考えてみるのもいいのではないか。
- ・ 雇用の面からみると、日本郵政グループは地方の雇用創出に貢献しており、社会的役割が大きい。今後も良質な雇用形態に変換していくべき。
- ・ 集配再編で、地方の郵便配達員は担当エリアまでの距離が長くなるなど負担がかなり増している。今後人手不足時代が到来することを考えれば、労働環境の整備をきちんとやっておくことが必須である。
- ・ 国際戦略は必要である。日本郵政グループも色々と考えてみているようだが、うまく伝わってこない。一方で、他社の国際戦略（例えば、ヤマト運輸の羽田クロノゲート）は分かりやすい。日本郵政は宣伝が下手ということ。
- ・ 今後は、少子・高齢化や人口減少という問題を抱える国内において大きな企業成長を果たすことは困難であり、ますます成長戦略としての海外への事業展開を考えていく必要があると思われる。
- ・ 日本郵便の強みは、EMSにより、海外の郵政事業体とつながりを持っていることにあると思うが、そのメリットが、現状ではあまり見えてきていないように感じる。日本郵便は国際的な強みを生かすための取組が十分でないと感じている。
- ・ 日本郵便は、海外展開の意欲が強いように見受けられるが、物流市場は国内外を問わず競争が激しいので、安易に拡大路線をとることはリスクが大きいと思う。
- ・ 民営化が遅れているのはマインドセットの面である。現状は公務員がベースにあって、公務員的発想に基づき経営を立案している印象がある。
- ・ 日本郵政グループは人材が圧倒的に不足しており、自立するまでのリードタイムがかなりあると思われるので、金融機関等との業務提携を、人材教育を行い、体制を構築していくチャンスと捉え、積極的に活用するとよい。
- ・ 良い事例や悪い事例は、現場にフィードバックする。現場の意見を電子掲示板に挙げ、責任部署はその対処方針について2週間以内に回答する。そうすると、7～8割は現場で解決できることが分かる。当社ではこのような試みにより、社員の意識が随分と変わった。
- ・ 当社では、毎日過去のデータやリサーチの分析を行っている。過去の延長上で、これからお客さんがどう変わっていくのかを示す参考資料として大事にしている。日本郵政も長年の経験があるのだから、過去の蓄積を有効に活かせるのではないか。
- ・ 持株会社は、グループ会社間の利害も調整する必要があり、求心力が求められる。今後、持株会社が日本郵政グループ全体をどうマネージメントしていくかが重要だ。
- ・ 日本の民間企業は、「スペースコンシャス」、すなわち、狭い場所でどれだけ売上を上げるかという点について、苦勞しながら取り組んでおり、効率的にスペースを使って営業している。郵便局は、場所の使い方がもったいない。
- ・ 合理化により、配達時間帯が変わったりするのはある程度やむを得ない気がする。むしろ、今のような時間帯まで指定できる再配達サービスは、配達コストや環境面への影響を考えると必要性に疑問を感じる。バランスが重要ではないか。
- ・ 不動産事業は、各種のリスクを伴うものであり、本業に付帯するものと位置付けられ、必要最小限であるべきと考えられる。
- ・ 病院や宿泊事業は自ら経営していくのは難しいのではないか。プロに委ねていくべき。事業の譲渡等は、地域とのコンセンサスを得ながら丁寧にやっていくべきであるが、赤字の事業に郵政事業の利益をつぎ込む形は、利用者の理解を得られない。
- ・ 同業他社が既得権として持っている部分を攻めるのも大事だが、電子私書箱といった新分野の開拓も積極的に行っていくべきではないか。

(2) サービスの向上

接遇や送金サービス等について、サービスが向上したと評価する意見がある一方、集配時間や郵便局の窓口の営業時間等について、利便性の面から改善の余地があるという意見もみられた。郵政民営化法改正に伴う郵便事業会社と郵便局会社の統合によって、サービスが改善したと評価する意見が多くあった。

<サービスの向上を評価する意見>

- ・ 民営化後、社員の接客態度は明らかに良くなっており、民間企業になろうとしている姿は国民に好印象を持たれているのではないかと。
- ・ 民営化されたことで、郵便局からのサービス提案が積極的に行われるようになり、サービス分野が広いという強みも加わり、様々な相談がしやすくなったように思う。
- ・ ゆうちょ銀行については、2009年以降、全国銀行データ通信システムに接続されたことで、消費者の利便性が上がったと考えられる。
- ・ ゆうちょ銀行は、預金の引出しや口座振替等の際の手数料が無料なので、大変便利である。
- ・ 不在時の荷物配達については、便利になった。以前は一度しか配達されず、いつも土日に窓口へ取りに行っていた。最近は、不在配達通知書がポストに入っており、依頼しなくても再配達されるようになった。
- ・ ユーザーとしては、民営化後サービスの向上は図られていると感じている。振替口座をよく利用しているが、便利だと思う。
- ・ 民営化前と後の差は、利用者としては、あまり変わらないように感じる。ただ、送金サービスは良くなった。例えば、ネット銀行から送金できるようになった点は良い。
- ・ 震災時の対応や海外への急ぎの荷物への対応など郵便局の職員は質の高い印象を受ける。郵便局に対してサービスが悪いと感じたことは無い。
- ・ アフラックとの提携は今後、郵便局の生きる一つの道を示していると思う。今後も日本全国の郵便局の窓口でいろいろな金融商品の販売をすることができれば、強みとなるだろう。
- ・ 分社化によって配達員が金融サービスを取り扱うことができなくなったが、配達時に、金融サービスの依頼を受けた場合には、早急に、渉外社員に連絡し、顧客訪問をさせるなどの対策がとられており評価したい。
- ・ 郵便事業会社と郵便局会社の統合により一層の効率化は図られたと認識。また、郵便物の不着を問い合わせたら分からなかったといった「分社化の弊害」が改善されつつあると認識している。
- ・ ゆうパックのサービスの品質については、同業他社と差があると言われていたが、改善の方向に向かっていると思う。その理由としては、行きすぎた分社化を郵便局会社と郵便事業会社の統合によって是正したからだと思う。
- ・ 銀行代理業、保険募集が法令に則ってきちんと営まれるようになった点はプラスではないか。民営化の際に、手続等が煩雑になったというのは、むしろ民営化以前の手続が問題だったのではないかと。
- ・ 町村部では農協が合併に次ぐ合併で減少し、漁協は津波で弱体化しているので、郵便局が金融ユニバーサルサービスを担うこととなった意義は大きいと思う。
- ・ 国際宅配便への参入については期待している。国際宅配便への参入で、追跡サービスが向上することに期待する。

<課題を指摘する意見>

- ・ 集配に関しては、民営化されたことで、社内的には体制が効率化されたのかもしれないが、集配時間が一部変更になった地域もあり、不便になったという声を聞くことがある。
- ・ ATMを含め、局の営業時間が不便。働いている人の立場にたってビジネスアワーの前から営業を始める等工夫してもらいたい。
- ・ 民営化により、国家的、国際的には信用力が向上し、経営面でも健全化したのかもしれないが、サービスが向上したと思ったことはない。むしろサービスを犠牲にしている印象がある。
- ・ 郵便局の窓口で金融二社以外の金融商品が扱われるようになってきたのは、商品へのアクセスが容易になるという意味で利用者にとって便利だが、販売に際して商品内容の十分な説明がなされるかどうか気を付けていただきたい。
- ・ 郵便局の利用に関しては、混雑により待ち時間が長いことに加え、待合室が狭い、夏場に空調が十分に効いていないなど環境も良くないので、あまり良いイメージがない。
- ・ 窓口担当者と郵便担当者が分かれており、連携が悪いように感じる。例えば、再配達をお願いする時に、窓口に行っても郵便担当がいないと分からないということもあるようだ。これは2社統合後も変わっていないように思う。
- ・ 分社化のためワンストップでの対応がなくなり利便性が低下した部分もある。
- ・ 苦情の種類自体は、日本郵便と同業他社と大きな違いはないが、トラブルが発生した際の対応に差があるように感じる。接客対応については、役所的な体質が抜け切っておらず、対応自体も遅い印象がある。

<今後期待するサービスに関する意見>

- ・ 様々な新サービス、新商品の開発に取り組んでいることは評価できる。しかし、広報活動が不十分なため、一般の認知度が低いように感じる。PRに力を入れていけば、これらの取組も更に効果的になるのではないかと。
- ・ 十分なスペース及び人材を持っている郵便局では、もっと新しいビジネスができると思うし、思い切ってビジネスモデルを変えてやってみれば良いのではないかと。ワンストップで不動産のコンサルティングや、教育、学童教育などいろいろな対応のサービスを提供できるかもしれない。
- ・ 営業職員を女性にして、女性向けの保険を扱ったら良いのではないかと。また、女性が出産後も働きたいという気持ちを解決するベビーシッター費用の保険などの金融商品を打ち出すのも良いと思う。
- ・ 山九株式会社との連携によるアジアでの国際物流がどの程度成果を上げているのか分からないが、グローバル展開は今後重要になる。
- ・ 法改正により、二社統合を行ったことは結構だが、ユニバーサルサービスは、大きなメリットなので、それを棄損しないような構造を今後も考えていく必要がある。
- ・ ユニバーサルサービスをてこに、ビジネスのきっかけを作ることができるのではないかと。地域金融機関とも異なる独自のビジネス分野を開拓していく努力が求められるのではないかと。
- ・ 郵便局では取寄せ商品のカタログを置いてあるが、それほど見られていないのではないかと。例えば楽天市場等の多くのアクセスがあるところに出していけば、もっと発展するビジネスになるのではないかと。

(3) 競争の促進

日本郵便について物流市場における競争への貢献を評価する意見や、金融二社について自由競争の促進に寄与していると評価する意見がある一方、政府によって株式が間接保有されている現状において、評価が難しいという意見があった。

- ・ 今の状態で、公正かつ自由な競争の促進に寄与していると思う。ゆうちょ銀行について言えば、独占企業でもなく、国民からは選択の幅が広がっている。
- ・ 郵政民営化後、サービスレベルを改善させ、物流他社と競争ができ、切磋琢磨してきたことで、顧客メリットが拡大していると思う。現場レベルでは競争が起こっていると言えるのではないかと。
- ・ 物流については、法の縛り、信書便の縛りがあり、民間企業からは批判もあるが、競争の促進に寄与していると整理できる。
- ・ 郵便・物流は、競争相手が強力であるが、良くやっている。ゆうメールなどの数を増やしているのは良い傾向だと感じる。郵便については、社会的には絶対に必要なもので、今後も日本郵便には頑張ってもらいたい。
- ・ 地銀や信用金庫の地域密着型のサービスと日本郵政のユニバーサルなやり方を組み合わせることによって、新たな効果を生むことが可能となるだろうし、地銀等の業績を圧迫しているわけではない。
- ・ 新規業務については、民間企業からの批判は強いところだが、郵政グループが新しいサービスを行うことにより、競争的な雰囲気が出て、地方自体が活性化することもあるのではないかと。今までの守りの姿勢から転換して、リスクマネーが供給されるようになるためのトリガーになったらよいのではないかと考える。
- ・ 日本郵政グループが、競争阻害要因となることは格段に減ったと思う。
- ・ 自由な競争に向けて着実に準備を進めているという印象があるが、実際に変化があるのはこれからだろうと考える。
- ・ 物流や金融など様々な市場における公正かつ自由な競争の促進に寄与しているかということ、未だ道半ばであり、評価を行うのは未だ早いと思う。
- ・ 当初は、色々な議論があったが、この数年間は変化が見えにくい。民営化当初、各業界は脅威に感じているようだったが、最近はそうでもないようだ。民営化のスピードは緩くなってきている印象を受ける。
- ・ 民営化されたことで、制度的には政府保証はなくなったのかもしれないが、一般利用者が国の後ろ盾のようなものを感じてゆうちょ銀行の商品を選好しているのであれば、実態としては、「暗黙の政府保証」があると言えるかもしれない。
- ・ 公正な競争を阻害しているかどうかは、事後チェックで測るべきであり、事前チェックで認めないのは良くない。
- ・ 郵政事業は、全国ネットワークを生かしてさまざまな事業を展開する範囲の経済のビジネスが特徴であり、こういったネットワーク産業にはそもそもイコールフットィング論はなじまないのではないかと。
- ・ ユニバーサルサービスの提供について、限度額の設定という足かせがあるまま実施させるのは問題と思う。
- ・ コンビニとの連携、自動車保険の販売、がん保険の販売、資金運用の弾力化など様々な取組がなされている。しかし、文房具まで販売するのはいかがなものか。大企業との競争は大いに結構だが、小規模零細企業へは配慮すべき。
- ・ 金融二社については、諸々の規制の存在や政府による株式の間接保有により、まだ自由な競争を行える段階には至っておらず、経済の活性化に寄与しているとの印象は今のところはない。
- ・ 金融業にとって、信用は大きな問題であり、政府が株式を保有している現状においては新規業務

を認めることは難しい。

- ・ 金融二社は日本郵政の傘下に置き続けられるという現状があり暗黙の政府保証の批判を拭い去れない。その意味では、未だ民間金融機関とのイコールフットィングは担保されておらず、公正で自由な競争環境にあるとはいえない。
- ・ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の資産規模を踏まえると、金融二社は完全民営化したとしても、ある程度、保守性が強い企業であるべきという気がする。
- ・ 不動産事業について民営化だから何をしてもいいというものではない。半官半民とでも言うのか、普通の民間企業とは性格が違うのだから、もっと地域貢献や社会貢献の観点を持ってほしい。
- ・ 他行のように貸出しを行うためには、回収のノウハウを培う必要がある。それは大変なことである。人を連れてきてても難しい。貸付けは、1%、2%ずつ増やしなが、時間を掛けて行っていくべき。

(4) 資金の自由な運用

リスク分散等の観点から、国債に偏った運用先を多様化することへの期待が寄せられた。

- ・ 金融二社の運用資産総額の約6割は国債で運用されている一方、株式への運用はほとんど行われていない。金融二社の株式上場へ向けて、市場の期待に沿った、より積極的な資産運用への転換を図ることが必要ではないだろうか。
- ・ 今までは、デフレという状況下で、国債に頼った運用をしていたが、これは理にかなったポートフォリオだと思う。しかし、今後デフレ脱却を目指す中で、最適なポートフォリオが変化していくと思う。
- ・ 将来的には、国債保有率は多少下げる方向で考えるのが妥当ではないか。リスクを分散しつつ、市場型金融の活性化に資するため、投資信託を保有することも検討すべき。
- ・ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命は、約6割を国債で運用している状況であり、資産運用の多様化が図られていない。地域の活性化にウエイトを置いた多様な資産運用を行ってほしい。
- ・ 普通の民間金融機関になるのであれば、専門家に委託するなどしながら運用手段を拡大していかねばならない。近年、国債の運用割合は低下しているようだが、代替りの運用手段が社債や地方債などばかりで、運用面が今後の課題だろう。
- ・ 運用については、今は国債が主となっているが、これから、金利の変動に対する対応として、インフラやグローバル投資やファンドに投資することが必要である。
- ・ ゆうちょ銀行は、小口預金を中心であり、預金者の意思を踏まえるとすれば、リスク資産への投資を行っていくことに対しては、慎重であるべきだと思う。

(5) 株式上場

上場の際には、エクイティ・ストーリーの明確化や企業価値向上のための取組、投資家への説明責任を果たすことが重要だとする意見が多くあった。

- ・ 株式を期待どおりの価格で売却するためには、将来の収益見通しがマーケットに評価される必要があるため、グループとしての将来像をしっかりと示していくことが重要である。
- ・ 上場については、日本郵政が保有する資産の付加価値を上げていくことが、エクイティ・ストーリーである。日本郵政の資金調達力は大きな力であるが、それをいかに運用サイドに生かすかが、エクイティ・ストーリーの要である。
- ・ 株式上場に当たっては、上場企業にふさわしい経営方針の明確化、内部統制体制を整備するとともに、経営基盤の強化、競争力の強化、企業価値の向上等に取り組むことが重要と考える。

- ・ 企業価値を高めていくためには、保有資産の運用について、見直しを含めた十分な検証を行うことや、病院施設や宿泊施設を民間委託するなどして、更なる経営の効率化を図っていくことも重要だと思う。
- ・ 営業政策をしっかりと決めることが必要。例えば営業日や営業時間、他業種とのコラボレーションなど、検討の余地がある。営業の方針を固めた上で、上場を行うべき。
- ・ 上場する場合に日本郵政グループの強みとなるもの、例えば、全国にある支店網などを考慮した成長戦略がもう少しなければいけない。現在、投資家の目は、将来性を評価する非財務資本に向いてきている。
- ・ ROE など、重視していく経営指標を明確にしてほしい。また、重視する経営指標の数値目標を掲げ、目標達成に取り組んでほしい。民間企業は、経営指標の改善のため努力している。
- ・ 市場の価値は、経営面、サービス面等、さまざまな面から評価される。経営基盤を確立し、きめ細やかなサービスを行いながら、資金運用のノウハウを向上させていくべきだろう。
- ・ 民間企業になると、コンプライアンスや個人情報保護についての社会的責任を負うことになるので、体制強化も必要である。
- ・ 企業理念、ミッションを明確にし、意思決定プロセスの透明化を図り、PDCA サイクルをきちんと回すこと。経営を広く外部の方々に見てもらうことが必要である。
- ・ 情報開示も含めて、上場企業としての務めをきちんと果たしてほしい。日本郵政を応援する個人株主の期待にも応えて企業価値を高めてほしい。
- ・ 上場の際には、自分の価値を社会に伝える能力である IR が必要となってくるが、今後 IR 能力を改善する余地がある。
- ・ 外国投資家がいる場合、海外へ行くなどして IR に取り組むことが必要である。日本郵政の資産規模を考えると、なおさら不可欠だろう。
- ・ 株式の上場に関しては、制度上は、海外のファンドや外国政府の影響力の下にある企業等が、過半数の株式を持つ可能性もあるということで、その点は心配している。
- ・ 株式上場に当たって、管理会計を導入すると、経営者層だけでなく、末端の職員まで意識が変わってくるので、こうした手法を是非推進してほしい。
- ・ 上場については、斬新な考えや行動をアピールすることがプラスになると思う。女性は特に次の世代のことを心配するので、短期的な経営でなく長期的な経営である点をアピールすれば、女性受けはすると思う。
- ・ いかに社会に貢献するかが企業の存在の第一条件。効率化を一番に考えるのではなく、過疎地のサービスなどがあっても、非効率性を克服する手段があれば株主も納得すると思う。したがって、株主が国から民間になっても心配はしていない。

(6) 地域社会への貢献

自治体や地域のニーズに応えるため、日本郵政グループ各社が、郵便局ネットワークを活用して、多様なサービスを効率的に提供することにより、地域社会に貢献してほしいとの期待が寄せられた。

<地域社会への貢献に関する意見>

- ・ 行政や企業と連携して、全国一律でなく、地域の実情や住民のニーズに沿って郵便局ごとに柔軟なサービスを実施してほしい。
- ・ 全国一律のサービスも必要だが、各地域の状況を把握し、市町村のサービスを郵便局の業務に組み込むとか、より柔軟に、地域の実情に合わせたサービスを行うのが良いのではないかと。
- ・ ローカルサービスの実施などにより、地域独特のニーズに応える取組があってもよいのではないかと。会社全体の方針とは別に、しっかりとしたローカルルールを作りさえすれば、地域ごとの柔軟

な取組を認めてもよいと思う。

- ・ 自治体との連携や地域に密着したサービスをより充実させていくことが期待されるが、一律のサービスではなく、各自治体や地域のニーズに合わせた局ごとの柔軟な対応も求められるところだと考える。
- ・ 郵便局は地域の拠点であり、コミュニティセンターとしての役割は大事。過疎の地域や高齢者にとってはコンビニがあれば大丈夫ということではない。
- ・ 少子高齢化、駅の無人化、農協の合併、コミュニティ意識の希薄化など地方の環境が変わっていく中で、これからは地方自らが活性化のための提言を行っていく必要があると考えており、郵便局にもパートナーとして一緒に活動してもらいたい。
- ・ 商工会とともに地域振興のために連携・協力していただきたい。お互いに得るところがあると思う。
- ・ 昔の郵便局長は地元の名士であったが、最近はサラリーマン化して地域との結びつきが弱くなり、地域行事の案内状を送っても出席してくれない。
- ・ 地元で根差した局長がサラリーマン化してくると、これまでの義理の部分も含めた利便性みたいなものが出てくるのではないかと、そのことが市民生活にとってプラスかマイナスかシミュレーションしてみたいと思う。
- ・ 地域密着型の企業として民間企業とも連携する企業であるべきと考える。
- ・ 地方の人口減少に伴い、地方での経営が不採算になっていく可能性がある。日本郵政グループも将来的にはそこを考えていかないといけない。地方で効率的な経営を行うとなると、各業界の垣根を越えて連携することが必要となる。
- ・ 地方においては、農協、地銀、信用金庫等の地域金融機関でも店舗の整理統合が進み、公益的部門が欠落しつつある。こうした中、郵便局はセーフティネットとして地域を支える公益的役割を果たしており、この点はポジティブに評価している。
- ・ 人口減に伴い深刻化している地域の崩壊を防ぐ意味でも、その地域の拠点としての存在に集まる期待は大きい。地域のセーフティネットとしての機能を担って行くための経営が期待される。

<今後期待するサービス等に関する意見>

- ・ 高齢者の取引被害や製品の安全性などの情報を提供したり、見守りサービスを提供する取組に郵便局が連携してもらえたらいいと思う。
- ・ 全国各地に窓口をもち、各家庭を回る配達員を多数持つという特徴的なインフラをもつ郵便事業が、地域の見守り、気づきの部分で果たす役割や期待は大きいと考える。
- ・ 日本郵政グループに対しては、地域密着型の総合生活支援機関として、行政事務の受託や高齢者の見守りサービスなど、自治体を補完する機能としての役割への期待が大きい。
- ・ 例えば、個人情報情報の漏洩に注意しながら、高齢者保護を目的にした「みまもりサービス」の実施エリアの拡大や「ひまわりサービス」の提携自治体の拡大をしてほしい。
- ・ 郵便配達員による郵便配達時の高齢者等に対する声掛けや見守り、道路、排水路等の公共施設の破損状況等の行政への伝達は、行政にとって大きな力・助けになるのではないかと考える。集配行為には、一種の地域パトロール的効果もある。
- ・ 郵便局には、郵便局施設の保育所への貸与といった「場づくり」ととどまらず、地域の子どもの見守りや、子供 110 番への参加といった形でも、地域の子育てに貢献してほしい。
- ・ 郵便局には、地域再生の拠点となってほしいと思っている。不法投棄や道路破損等の自治体への連絡、災害時の相互協力など、地域社会への貢献を引き続き期待している。
- ・ 配送網を利用して、見守りサービスを行う、あるいは、定期的に介護用品や食べ物を独居老人に届けられないか。
- ・ 地域における「見守り隊」的な役割や災害時の対応など、地域に密着した業務（サービス）を期待する。

- ・ 人口の少ない地域であっても、各社が配達を行っている地域もある。これは非効率であるし、環境にも良くない。代表の会社を決めて配達する方が、業者と地域の方々にとっても、お互いに良いのではないかと。
- ・ 少子高齢化時代に入り、郵便配達を通じて、宅配網や新聞配達の方々とも協力して、住民の安否情報を提供してくれると、地域は助かる。
- ・ 行政の窓口証明書発行サービスについては、住民にとって便利なので、今後も拡大してほしい。
- ・ 地方創生について、郵便局のネットワークを活かして取り組んでほしい。例えば、数多くある郵便局の拠点で保育サービスを提供することで、女性が働きながら子育てできるようになり、子供を増やすということの手助けになるのではないかと。
- ・ 日本郵政グループは遊休不動産等の資産を依然として多く持っている印象があるので、これらを有効な形で開発していけば、地域の活性化に貢献できるのではないかと期待している。

(7) 今後の郵政民営化、日本郵政グループへの期待など

ユニバーサルサービスを提供するためには、しっかりとした経営基盤を築くことが必要であるとの意見や、郵便局が、街づくりに加わって行政や様々な企業と連携しつつ、便利な場所に出店し、幅広いサービスを提供することを期待する意見など、様々な意見が寄せられた。

<あるべき姿に関する意見>

- ・ ユニバーサルサービス義務を、赤字体質の言い訳に使ってはいけない。しっかりした経営基盤があってこそユニバーサルサービスと考えるべきだ。効率化にも取り組む必要がある。公共性と経済合理性の両立を目指すことが肝要だ。
- ・ 地方におけるサービスの在り方は、国の政策とも方向を合わせてパッケージで考えていく必要があるのではないかと。
- ・ ビジネスモデルやサービス内容をエリアごとに地域性を考えながら柔軟に検討していくことが大事である。「ユニバーサルサービス」というもののあり方を「地方創生」という大きな議論の中で検討していくことである。
- ・ 郵便局のアセットは重要な財産である。街づくりと一緒に、地域に貢献することもできるし、人口減少、過疎、少子高齢化等の我が国が直面している課題に対応するための地方都市の再構築にも中心的な役割を果たせるのではないかと。
- ・ 企業は、人が幸せに暮らすためにできた仕組みである。民間になったから、利益だけを求めるというのではなく、「人が幸せに暮らすため」というスタンスを維持していただきたい。もともと国営であったという成り立ちからもそう期待する。
- ・ 郵便局の強みは、長年培ってきた安心・安全のブランド力と地方とのコネクション。これは他社にはない強み。特にユニバーサルサービス義務がある以上、地方との関係は切れない。この強みを大事にした経営を行っていくべき。
- ・ 他の民間企業と同じになるのではなく、地域の末端まで事業を展開する企業であってほしい。
- ・ 地方では、経済効率にこだわり画一化するのではなく、地域社会を支えるための暖かなサービスをしてほしい。
- ・ 普通の企業のミッションは利潤極大、配当極大であるが、日本郵政グループについては、地域社会に貢献する通常の民間企業とは異なるスコープを持った企業になってほしい。
- ・ 今後、専門的なノウハウを持った民間経営者が、経営陣に増えていくと思われるところ、経営がどのように変わっていくのか期待している。
- ・ 今後、競合他社が増えていく中で、コラボレーションを進めていった方がいい。コラボレーションをする際のコツとしては、時には黒子になり相手を立てつつ、きちんと実を取る必要がある。

公平な仲間作りを心掛けるとよい。

- ・ 民営化の趣旨に沿って、経営の効率化を図っていただくのはもちろんのこと、行政や様々な企業との連携により、利用者のニーズを踏まえた幅広いサービスを提供していただくことを期待している。
- ・ 郵便局のネットワーク維持のためにある程度の規模は必要ではあるが、シェアを追求しない経営、業界の模範となるような商品・サービスの開発に努めてほしい。
- ・ 社会において、通信や金融といった多様なサービスを供給し、それを人々が選択できるような企業になるべきではないか。純粋な民間企業という性格を目指しつつ、公共性を伴っていけるように、100パーセントの民営化が達成できたとしても、公的なサービスと民間企業としてのバランスをとっていくべきと考える。
- ・ 広報イコール経営であるので、取材を受ける以外にも、自ら色々な場に出て、どんどんアピールするべき。
- ・ 当たり前のように思われているかもしれないが、日本の郵便局のいいところは国民の絶対的な信頼をもらっていること。この信頼を崩すようなことをしてはいけない。
- ・ 郵政事業の圧倒的な強みは国民からの信頼と拠点数の多さ。この二つを武器にビジョンを示すことができれば、強い企業体を作ることも可能ではないか。

<郵便局ネットワークに関する意見>

- ・ 郵便局ネットワークは大事だが、24,000局も必要かどうかについては、交通機関やITの発達状況等も踏まえつつ、よく考える必要がある。
- ・ 郵便局の新規出店については、戦略的な計画を立てた上で行うべき。新規出店の効果の検証も必要である。サービスや利便性を高める観点から他の企業等との協力も考えられる。
- ・ 郵便局の配置はバランスが大事であり、フルラインのサービスを行う大きな局を郊外に、基礎的なサービスを担う小さな局を町の中にというように郵便局同士の役割分担ということも考えていく必要があるのではないか。
- ・ 歩いて楽しく暮らせる町という観点からは、今後コンパクトシティになり町の中心部に高齢者が住むということになると、商店街の空き店舗などに郵便局を設置していくということも求められてくるのではないか。
- ・ 地方の商店が郊外のショッピングモールに集約されていったことを考えれば、郵便局もモールの中に入っていくことは自然な流れであるし、集約化により利用者の利便も向上すると思う。
- ・ 利便性の高いところに郵便局を設置するべき。「ついで」に用を足せるのか、「わざわざ」出向くかというのは大きな違いなので、「ついで」に用を足せる便利な場所に新規出店していくべきだと思う。
- ・ 地方では郵便局がなくなって不便だという声を聞く。単体では難しくても、コンビニとタイアップするとか道の駅の中に、郵便局を置くとかしてサービスを維持してほしい。
- ・ 郵便局という拠点があるという有利性を活かした経営をしてほしいと思う。郵便局は、いろんなことをやれる地元の人との接触ポイントにして、いわばコンビニエンスストアみたいな存在にしていけばいいと思う。
- ・ 収益を生まないような過疎地域の郵便局でも、廃止すべきではない。ネットワークそのものに価値があるので、それを維持しながら、全体の中で利益を上げることを考えるべきだと思う。
- ・ 民間企業として利益だけを追求するだけではなく、全国津々浦々に展開する郵便局の利便性を残しつつ、過疎地に対するサービスの提供が重要である。
- ・ ビジネス街での郵便局の統合はあってもいいと思うが、都市部でも高齢者が多い地域では局が統合されると不便に感じる人が出てくると思う。都市部での再編についても画一的に行うのではなく、土地柄を考慮して進めてほしいと思う。
- ・ 特に、過疎・島しょ部・中山間地域など、空白地域が生じないように、地元市町村や住民の声も

聞きながら、郵便局ネットワークの維持に努められるよう、是非お願いしたい。

- ・ 郵便局は車社会に対応できていない。地方では、コンビニも大きな駐車場がなければ商売にならない。駐車場の確保が今後の課題。大きな駐車場を持つコンビニに併設することも考えられる。
- ・ 近くの局は移転によりロビースペースが広くなり、待合スペースも設けられた。局員の対応も良く説明も分かりやすい。こういう再配置は非常に良いと思うが、移転により郵便局が遠くなり不便になる人もいるので利便性には配慮すべき。
- ・ 郵便局の良いところは、日本全国の小さな産業に着目して、それを拾い上げる力、インフラがあるという点である。例えば、ふるさと小包が良い例である。
- ・ 商工会では、地元の商品を日本全国または海外に販売していくということに取り組んでいる。日本郵政グループとも、地元商品の販路拡大に協力できると良い。
- ・ 全国津々浦々にある郵便局に地域で最先端のものに触れられる場所、例えば 4K・8K 放送に触れることができる場所としての機能をもたせるのもいいと思う。

<ユニバーサルサービスの維持に関する意見>

- ・ 郵政民営化当時と現在との最大の違いは、地方の疲弊感が増し、高齢化が進展している点であり、それに伴い、日本郵政グループのユニバーサル義務の果たす役割が重要性を増しているように感じる。
- ・ 経営という面からすれば、検討の余地が残るかもしれないが、やはり、日本郵政グループは、全国どこでも利用できる郵便、銀行、保険の窓口を請け負う企業であってほしい。
- ・ 金融ユニバーサルサービスの提供の義務付けは高く評価している。コンビニがあればいいと言う人もいるが、コンビニは撤退があるのでそういう意見には反対である。今後も金融ユニバーサルサービスの提供を続けてほしい。
- ・ 郵便局での銀行、保険のサービスが全国どこでも利用できる金融ユニバーサルサービスの義務付けは、当然のことと思う。今後とも、後退することのないよう強く要望する。

<その他>

- ・ 日本郵便は、ただ荷物を送ることだけでなく、需要を自ら喚起し、市場を拡大するような取組をしていくことが重要ではないかと思う。
- ・ 日本の郵便システムは非常に優れていると聞く。JR が新幹線を輸出するように日本郵便も日本の優れた郵便システムをグローバルに輸出していくべきだと思う。
- ・ 銀行もサイバーテロ対策をしっかりと行わなければいけない。システムを多く使えば使うほど、サーバーからの防御が難しくなる。ゆうちょ銀行には、先駆的な情報システムを装備してほしい。
- ・ 第3種・第4種郵便物については、情報へのアクセシビリティの保障という観点で重要性を理解してほしい。
- ・ メール社会、学校の授業の中での郵便局見学の機会の減少などの環境変化によって、子供たちにとって郵便が疎遠な存在になっており、そういう意味で郵便教育が難しくなっている。

郵政民営化に関する意見募集の結果

民営化委員会は、平成 26 年 9 月 1 日から同年 10 月 3 日までの期間において、国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったところ、主に以下のような意見があった。

寄せられた意見の数

個人 51 名、団体 14 件、合計 65 件

意見の傾向と主な意見（要旨）

1 これまでの郵政民営化に対する評価

過疎化・高齢化が進む中、現在も郵便局は最も身近で心強い存在であるという意見が出された一方、以前よりは、地域との関わりが薄れてきたように感じるという意見があった。

接遇態度の向上や新規商品の取扱いの増加などの変化が感じられるという意見がある一方、一部サービスの利便性については低下したとの意見も多かった。

（具体的意見）

- ・ 過疎化に伴い高齢化も進む中、歩いても行ける範囲にある最も身近な総合窓口である郵便局は、現在も心強い存在である。
- ・ 新規商品の扱いも増え、各種カタログ販売・取次・学資保険の見直し、がん保険の販売等、事業の充実が図られるようになった。
- ・ 民営化したことによるサービス意識の向上も感じられ、接遇態度など改善された部分がある。
- ・ 窓口でのお客さま対応は良くなったが、郵便配達の人への対応はまだ民間業者と差がある。他の民間宅配便と違い、郵便局は業務ごとに担当者が違い、取扱いも違うことから不便を感じる。
- ・ 取扱郵便局が集約され、配達時間が不規則になった。
- ・ 郵便局のネットワークは郵政事業における生命線であり、その存在は必要不可欠なものであるが、民営化でユニバーサルサービスが強化されたとは感じられない。都会でしっかりと儲けて、採算の低い地方の郵便局の維持運営が図られることが重要であると考えます。
- ・ 民営化により地域住民への奉仕の精神、地域住民との一体感が以前より全体的に少し薄れてきたところもあるように感じる。

2 希望する将来の郵政グループの姿

地域住民の拠点であり、都市部と地方部をつなぐインフラとして、郵便局ネットワークの維持を期待する意見が多くあった。

少子高齢化の進展を踏まえた、新たな地域貢献サービスの実施を期待する意見も多くあった。

(具体的意見)

- ・ 行政を補完し、そこに住む地域住民が安心して日常生活を送れる基盤となっているのが郵便局の存在である。改正法の主旨を遵守し、郵便局ネットワークの維持を強く期待する。
- ・ 住民の生活設計（保険）、財形形成（貯金）、あるいは郵便や荷物を送るなど、地域にとって郵便局は総合的に生活を支援する企業である事を考えれば、今後ともそのネットワークを維持していただきたい。
- ・ 日本郵政のサービス水準は、諸外国と比べても非常に高いと聞く。いいもの（いい組織）はこれからも守っていくべきである。
- ・ 郵便と金融のユニバーサルサービスを日本郵政グループ各社が一体的に守ることを期待する。
- ・ 経営の健全化は、郵便局のサービスコストの確保を通じて、過疎地を含む、郵便局のユニバーサルサービスの確保に繋がる。
- ・ 郵便局は地域の核としての役割があるので、特に地方の郵便局は1局の採算にとらわれず、その地域に見合った営業を展開してほしい。
- ・ 地方において、見守り・介護・買い物難民と言われる高齢者が増加している。個人や地方自治体からの安否確認（声かけ・連絡）、スーパー等と連携した食料・生活必需品の配送等、様々な需要が見込まれる。有償で行う地域密着型の新たなサービスの展開をお願いしたい。

3 その他留意事項等

(具体的意見)

- ・ 「民営化された郵便事業体の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保すること」が日本のマーケットで公平に競争するための不可欠な原則である。
- ・ ゆうちょ銀行への預入限度額については、改正郵政民営化法における附帯決議で「当面は引き上げない」とこととされているが、政府関与が残っている間は、引き上げるべきではない。
- ・ 地方にあっては郵便局とJAが生活を支えている金融機関であり、保障機関である。保険・貯金の限度額見直し、住宅ローン等の新たな貸付制度、療養や介護保障を重視した商品等の検討を期待する。
- ・ 新規業務の参入にあたっては、完全民営化の確実な実行が担保されるとともに、経営の抜本的な効率化と、民間企業としての内部管理体制の整備の徹底が、最低限必要である。
- ・ かんぽ生命と民間保険会社との間における対等な競争条件の確保に向けた措置が引き続き実施されていく段階において、前回の見直し以来、進展がみられる。
- ・ 「公正な競争条件の確保」や「適切な態勢整備」が実現しない限り、かんぽ生命による業務範囲の拡大や加入限度額引上げは実施されるべきではない。
- ・ 日本郵政グループは、経営努力により経営基盤を確立し、それらの機能・サービスを国民の負担なく安定的に提供するグループ企業としての使命を担っている。その裏付けとして、他の民間企業と比べても過剰な規制（新商品・サービスの認可、限度額などの二重規制）を早期に撤廃すべきである。
- ・ 金融2社からの委託手数料に係る消費税について特例の創設を要望する。

改正民営化法による改正点

		改正前の郵政民営化法	
経営形態(①)		5社体制〔日本郵政+郵便事業+郵便局+金融2社〕	
株式保有(②)	政府→日本郵政	3分の1超の保有を義務付け(早期処分努力義務あり)	
	日本郵政→金融2社	<u>移行期間</u> (平成19年10月1日から平成29年9月30日まで) <u>中の全株処分</u> を義務付け	
ユニバーサルサービスの対象(③)		<u>郵便のみ</u>	
新規業務(④)	金融2社	(特定日(※1)まで)	(特定日(※1)以後)
		主務大臣(※2)の <u>認可</u> (郵政民営化委員会の意見聴取が必要。 監督命令の対象)	郵政民営化法に基づく <u>規制なし</u> (業法による規制のみ)
	郵便・郵便局	郵便事業→総務大臣の <u>認可</u> (移行期間中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会の意見聴取が必要。 監督命令の対象) 郵便局→総務大臣への <u>届出</u> (移行期間中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。 監督命令の対象)	
限度額(⑤)		政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要〕	なし
かんぽの宿等(⑥)		<u>平成24年9月30日までに譲渡又は廃止</u>	
郵便局の定義(⑦)		会社の営業所であって、 <u>郵便窓口業務</u> を行うもの	
簡易郵便局(⑧)		<u>明確な位置付けなし</u> (一般の受託者であり、簡易郵便局の語なし)	
郵便認証司(⑨)		<u>会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて任命</u>	
その他(⑩)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の<u>総合的な見直し</u> ・ 郵便事業の業務の区分ごとの収支の状況 	
施行期日		一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行	

(※1) 日本郵政が郵便貯金銀行(郵便保険会社)の株式の全部を処分した日と内閣総理大臣及び総務大臣が同業他社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがない旨の決定をした日とのいずれか早い日。

(※2) 内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣。

改正後の郵政民営化法		
4社体制〔日本郵政+日本郵便+金融2社〕		
3分の1超の保有を義務付け(早期処分義務あり。東日本大震災の復興財源)		
その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分		
郵便・貯金・保険の三事業		
〔金融2社の総株式の1/2以上を処分するまで〕	〔1/2以上処分後、特定日(※1)まで〕	(特定日(※1)以後)
〔主務大臣(※2)の認可 郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象〕	〔主務大臣(※2)への届出 同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象〕	郵政民営化法に基づく 規制なし (業法による規制のみ)
<p style="text-align: center;">総務大臣への届出</p> <p>〔移行期間(郵便貯金銀行・郵便保険会社に係る上乗せ規制の解除の日以後の最初の3月31日までの期間)中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象〕</p>		
政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要。 当面は引上げない(3党合意・附帯決議)〕		なし
当分の間、運営及び管理の業務を行うことができる		
会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うもの		
法的に位置付け(法律名を簡易郵便局法とし、簡易郵便局、簡易郵便局長の呼称を規定)		
会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて任命		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の総合的な検証 ・ 日本郵便の業務の区分ごとの収支の状況 ・ 郵政事業における公益性・地域性の発揮 ・ 日本郵政、日本郵便に対する情報の公表義務 		
一部の規定を除き、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行(平成24年10月1日から施行)		

(資料) 第77回民営化委員会提出資料(一部修正)

①経営形態関係

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（承継会社の再編成）

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日【 】」という。）に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式会社の業務等を合併により承継するものとする。

【※】「平成二十四年改正法施行日」：平成24年10月1日

第七章 日本郵便株式会社

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

（業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の二 郵便局株式会社が第百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の三 郵便局株式会社が第百七十六条の四第二項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の四 郵便局株式会社が第百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七条の規定によりした届出とみなす。

（事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の五 第百七十六条の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社法第十条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

（銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例）

第八十九条の六 郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再委託者であって平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四条第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第百七十六条の二の規定による定款の変更及び第百七十六条の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴って変更が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。）をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等

第三節 承継会社の再編成

(郵便局株式会社の定款の変更)

第一百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

- 一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとする。
- 二 その商号を日本郵便株式会社とすること。
- 三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第一百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

- 一 日本郵便株式会社を吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。)とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社(同項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)とすること。
- 二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日(会社法第七百四十九条第一項第六号に規定する効力発生日をいう。)とすること。

(準備行為)

第一百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社法同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社法同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社法同条の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局(日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。)を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。
- 6 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。
 - 一 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約 郵便貯金銀行
 - 二 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約 郵便保険会社

②株式保有関係

・政府保有の日本郵政株式処分関係

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（新会社の株式）

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2（略）

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（株式の政府保有）

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

附 則

（政府保有の株式の処分）

第三条 政府は、その保有する会社の株式（第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。）については、できる限り早期に処分するものとする。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）（抄）

附 則

（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

・日本郵政による日本郵便株式総数保有関係

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（日本郵便株式会社の株式の保有）

第六条 会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

・日本郵政保有の金融2社株式処分関係

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

改正前	改正後
<p>（新会社の株式） 第七条（略） 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、<u>移行期間（平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）中に、その全部を処分するものとする。</u></p>	<p>（新会社の株式） 第七条（略） 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、<u>その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。</u></p>

※次条=第七条の二
 郵政事業に係る基本的な役務の確保(ユニバーサルサービス)

（株式の処分）

- 第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。
- 2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者に通知しなければならない。
- 一 郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便貯金銀行
 - 二 郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便保険会社
- 3 総務大臣は、前項の規定による届出を受けた場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び民営化委員会に通知しなければならない。
- 4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

※ 第七条の二に規定する責務

郵政事業に係る基礎的な役務(ユニバーサルサービス)の確保に関する責務

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（郵政事業に係る基本的な役務の確保）

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い）

第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（会社の目的）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。
- 二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地
- 四 その他総務省令で定める事項

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険株式会社（以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。
 - 二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法
 - 三 会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地
 - 四 その他総務省令で定める事項
- 4 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）（抄）

（銀行窓口業務）

第一条 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為に係る銀行代理業のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

- 一 流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理
- 二 定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理
- 三 為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるものを内容とする契約の締結の代理

2（略）

- 一及び二（略）

（保険窓口業務）

第二条 法第二条第三項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる保険募集及び関連保険会社の事務の代行のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

- 一 終身保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほか被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集
- 二 養老保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了し、もしくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集
- 三 前二号に規定する保険契約に係る保険金の支払の請求の受理に関する事務の代行

2（略）

- 一及び二（略）

平成二十四年総務省告示第二百九十二号（抄）

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年七月三十日 総務大臣川端達夫

（簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務のうち国民生活に定着しているもの）

第一条 関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）である場合にあっては、日本郵便株式会社法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 規則第一条第一項第一号に規定する流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ郵便貯金銀行が郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日において受入れの業務を行っていた通常貯金又はこれに相当するものの受入れ
- 二 規則第一条第一項第二号に規定する定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ郵便貯金銀行が改正法の施行の日において受入れの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの受入れ
 - イ 定額貯金（自動積立定額貯金、財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金及び財産形成住宅定額貯金を除く。）
 - ロ 定期貯金（自動積立定期貯金、満期一括受取型定期貯金、ゆうちょ年金定期及びニュー福祉定期貯金を除く。）

三 規則第一条第一項第三号に規定する為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるもの次に掲げるもの

- イ 為替（受け入れた為替金の額を表示する証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、証書の持参人）に証書と引換えに為替金を払い渡すものをいう。）
- ロ 払込み（預金者又は預金者でない者の払い込む金額を口座に受け入れるものをいう。）
- ハ 振替（預金者の口座から当該預金者の指定する他の口座へ預り金の振替をするものをいう。）

（簡易に利用できる生命保険の役務のうち国民生活に定着しているもの）

第二条 関連保険会社（法第二条第三項に規定する関連保険会社をいう。）が郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則第二条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 規則第二条第一項第一号に規定する終身保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集
 - イ 普通終身保険
 - ロ 特別終身保険
- 二 規則第二条第一項第二号に規定する養老保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集
 - イ 普通養老保険
 - ロ 特別養老保険
- 三 規則第二条第一項第三号に規定する保険金の支払の請求の受理次に掲げるものの支払の請求の受理
 - イ 満期保険金
 - ロ 生存保険金

・(参考)郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務の定義関連規定

簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 郵便物の引受け
- 二 郵便物の交付
- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2～13（略）

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15（略）

16 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

2（略）

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

（免許）

第三条（略）

2及び3（略）

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

- 一 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。）に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を收受する保険（次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。）

・郵便局設置基準

日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（郵便局の設置）

- 第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- 2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 郵便局の名称及び所在地
 - 二 会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年法律第三十七号）（抄）

（郵便局の設置基準等）

- 第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。
- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
 - 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
 - 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。
- 3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。
- 4 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。
- 5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。
- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
 - 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
 - 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

・金融2社の新規業務規制関係

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（業務の制限）

第一百条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六（略）

2～4（略）

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

第一百条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（業務の制限）

第三百八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類を引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

2～3（略）

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

第三百八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

・金融2社の上乗せ規制解除関係

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（通則）

第百三条 郵便貯金銀行については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第百六条及び第百二十二条第三項から第五項までを除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

- 一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日
- 二 次条第一項の決定があった日

第百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - 二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の決定は、取り消すことができない。
 - 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び機構に通知しなければならない。

(通則)

第三十三條 郵便保険会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第三十四條 郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日(以下「郵便保険会社に係る特定日」という。)以後は、前条の規定にかかわらず、この節(第三十六條を除く。次条第一項において同じ。)の規定を適用しない。

- 一 日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日
- 二 次条第一項の決定があった日

第三十五條 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二條第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社(保険業法第二條第三項に規定する生命保険会社及び同條第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - 二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便保険会社を除く。)と郵便保険会社との関係
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の決定は、取り消すことができない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機構に通知しなければならない。

・日本郵便の任意業務規制関係

日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)(抄)

(業務の範囲)

第四條 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務
 - 二 銀行窓口業務
 - 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
 - 四 保険窓口業務
 - 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
 - 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一條第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五條第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - 二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三條第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同條第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下この条において「届出業務」という。）を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務（当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

（日本郵便株式会社法の適用に関する特例等）

第九十三条（略）

- 2 総務大臣は、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十五条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（預入限度額）

第一百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額

ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金（整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。）の額の合計額（その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額）

二 この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する契約に係る預金等の額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 三百八十五万円

ロ 当該預金者等の機構への当該契約に係る郵便貯金の額（その額が三百八十五万円を超えるときは、三百八十五万円）

三 この法律の施行後に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額（その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円）を控除した額に、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額を加算した額

イ 五百五十万円

ロ 当該預金者等の郵便貯金銀行への前号に規定する契約に係る預金等の額

ハ 当該預金者等の機構への郵便貯金（この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る。）の額の合計額

ニ 第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

ホ 当該預金者等の郵便貯金銀行への第一号に規定する預金等の額の合計額（その合計額が二に掲げる額を超えるときは、二に掲げる額）

（預入限度額の適用除外）

第一百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの

イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一に掲げる内国法人

ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体（イに該当するものを除く。）

ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業を営利を目的としない団体（イ又はロに該当するものを除く。）

二 機構

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 第一百七条第一号、同号イ、第一百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 （略）

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）

（郵便貯金銀行の預入限度額）

第二条 法第七十条第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。

- 一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金
- 二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する定期性預金

2 法第七十条第一号イに規定する政令で定める額は、千万円とする。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（保険金額等の限度額）

第三百七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

- 一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあつては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
- ロ 当該被保険者を被保険者とする整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」という。）に係る保険金額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあつては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額
- 二 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 五百五十万円
- ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額

- 三 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したものと
して政令で定めるものに限る。第百五十八条第一項第三号口において同じ。)の保険契約に係る年金の
年額(政令で定める保険契約にあつては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額 イに掲げる
額からロに掲げる額を控除した額
- イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事
情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
- ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧
簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定によ
り一体として提供される簡易生命保険を含む。)の旧簡易生命保険契約に係る年金の年額(政令で定め
る旧簡易生命保険契約にあつては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
- 四 政令で定める保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険の区分(以下この号において「保険区分」と
いう。)ごとの保険契約に係る保険金額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情
を勘案して保険区分ごとに政令で定める額
- ロ 保険区分に対応する政令で定める旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約(簡易生
命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十四号)による改正前の旧簡易生命保険法第六
条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下このロにおいて「旧特約」という。)の区分ごとの
当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額(政令で定める旧特約にあつては、政令で定め
るところにより算定した額)の合計額

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 (略)

郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)(抄)

(保険金額等の限度額に関する通則)

第五条 次条から第十三条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特例支払条項付保険等 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定により法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十四条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類(の)の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。
- 二 倍額支払条項付保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条、第十一条及び第十二条に規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類(の)の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。
- 三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含み、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号。以下「整備令」という。)第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令(平成二年政令第三百四十号。次号において「旧簡易生命保険法施行令」という。)第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。)が属する保険の種類(の)の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険(旧簡易生命保険法施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。)が属する保険の種類(の)の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類(の)の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

六 夫婦年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類(の)の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

七 契約者死亡後支払開始定期年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十七条第四項に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険(同条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)が属する保険の種類(の)の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

- 2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号口、第四号口若しくは第五号口の規定又は次条第一項若しくは第三項第二号口若しくは第四号口、第十一条第二項若しくは第十三条の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由(年金の支払の事由を除く。)の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

- 3 法第百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号口の規定又は第七条第二項若しくは第十二条第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額(契約者配当(保険業法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第九条第一項第九号において同じ。))として年金の年額を増加させる保険契約にあつては、当該増加させた年金の年額を除く。)を当該保険契約に係る年金の年額とする。

(郵便保険会社の保険金額等の限度額)

第六条 法第百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては次項各号に定める額(特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。)から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

- 一 倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由(被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加害行為又はエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス若しくはパラチフスを直接の原因として死亡したことを除く。)の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいもの

- 二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であって、その効力発生後四年を経過したもの当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものを除く。)の合計額から三百万円(その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。第三項第一号において「控除額」という。)を控除した額に当該保険契約に係る保険金額(次に掲げるものに限る。)の合計額を加えた額
 - イ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の申込みに係る当該増加させる保険金額
 - ロ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の契約の効力発生後四年を経過しない場合における当該増加させた保険金額
 - ハ 保険契約の復活の申込みに係る復活させる保険契約に係る保険金額
 - 三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であって、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額(前号イ及びハに掲げるものを除く。第五号において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの 千万円
 - 四 特定保険金額死因別保険の保険契約以外の保険契約 零
 - 五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であって、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円
 - 六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零
- 2 法第三十七条第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第一号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。
- 一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円(特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円)
 - 二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円(特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円)
 - 三 年齢五十五年以上の被保険者 千万円(特定保険金額死因別保険に係る額は五百万円、定期保険等に係る額は八百万円)

- 3 法第三十七条第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額(特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。)から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。
- 一 被保険者(次に掲げる者に限る。)が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額(旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。)の合計額から三百万円(被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額(その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額))を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額(同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。)の合計額を加えた額
 - イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの
 - ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が三百万円に満たない額であるもの

- 二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であって、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
イ 千万円
- ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険契約であって、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額(当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあっては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。)の合計額(その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額)
- 三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零
- 四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であって、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
イ 八百万円
- ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする定期保険等の保険契約であって、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額(その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額)
- 五 定期保険等の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

第七条 法第百三十七条第三号に規定する被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したもとして政令で定める保険は、年金保険とする。

2 法第百三十七条第三号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあっては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契約にあっては次項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 夫婦年金保険の保険契約 零

二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約以外の保険契約 零

3 法第百三十七条第三号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第三号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。

一 年齢二十四年以下の被保険者 年額九十万円

二 年齢二十五年以上の被保険者 年額九十万円(契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額は、零)

4 法第百三十七条第三号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第三号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては前項各号に定める額(契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。)から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

- 一 年金保険の旧簡易生命保険契約であつて、当該旧簡易生命保険契約に係る年金の年額の合計額が年額九十万円を超えるもの 年額九十万円
 - 二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零
- 第八条 法第三百三十七条第四号に規定する政令で定める保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険の区分は、次に掲げるとおりとする。
- 一 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号イからニまでに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの(特例支払条項付保険等を除く。)
 - 二 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号ホに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの
- 2 法第三百三十七条第四号イに規定する保険区分ごとに政令で定める額は、次の各号に掲げる保険区分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる保険区分 千万円
 - 二 前項第二号に掲げる保険区分 千万円
- 3 法第三百三十七条第四号ロに規定する保険区分に対応する政令で定める旧特約の区分は、次の各号に掲げる保険区分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 第一項第一号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうちに旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二号に掲げる事由を含む旧特約
 - 二 第一項第二号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうちに旧簡易生命保険法第十八条第三号又は第四号に掲げる事由を含む旧特約

⑥かんぽの宿等関係

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

改正前	改正後
<p>附 則 (業務の特例)</p> <p>第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止</p> <p>イ 承継計画(郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。口において同じ。)において定めるところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。口において「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第四条第一項の施設</p> <p>ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百一条第一項の施設</p> <p>二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 会社は、前項二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。</p>	<p>附 則 (業務の特例)</p> <p>第二条 会社は、<u>当分の間</u>、第四条に規定する業務のほか、<u>同条に規定する業務の遂行に支障のない範囲内</u>で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる施設の<u>運営又は管理</u></p> <p>イ 承継計画(郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。口において同じ。)において定めるところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。口において「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第四条第一項の施設</p> <p>ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百一条第一項の施設</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 会社は、<u>前項に規定する業務を行うに当たっては</u>、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。</p>

⑦郵便局の定義

日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

(定義)

- 第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務をいう。
- 2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約(以下「銀行窓口業務契約」という。)を締結する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「関連銀行」という。)を所属銀行(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。)として営む銀行代理業(同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。
- 一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。
- 二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地
- 四 その他総務省令で定める事項
- 3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約(以下「保険窓口業務契約」という。)を締結する保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険株式会社(以下「関連保険会社」という。)を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行(同法第三条第四項第一号に掲げる保険(第五条において「生命保険」という。)に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。
- 一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。
- 二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地
- 四 その他総務省令で定める事項
- 4 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

⑧簡易郵便局

簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）

（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）

- 第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。
- 2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。
- 3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。
- 4 受託者（受託者が団体である場合にあっては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

⑨郵便認証司

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

（職務）

第五十八条 郵便認証司は、次に掲げる事務（以下この章において「認証事務」という。）を行うことを職務とする。

- 一 内容証明の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物の内容である文書の内容を証明するために必要な手続が適正に行われたことを確認し、当該郵便物の内容である文書に当該郵便物が差し出された年月日を記載することをいう。）をすること。
- 二 特別送達の取扱いに係る認証（総務省令で定めるところにより、当該取扱いをする郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が同法第百九条の書面に適正に記載されていることを確認し、その旨を当該書面に記載し、これに署名し、又は記名押印することをいう。）をすること。

（任命）

第五十九条 郵便認証司は、認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

- 2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

・郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の総合的な検証

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
 - 二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項、第九十三条第二項、第一百条の二第三項、第一百十二条第三項、第一百六条第四項、第一百九条第二項、第一百二十条第二項、第一百三十八条の二第三項、第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十七条第二項又は第四十九条第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 民営化委員会は、この法律の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 3 本部長又は関係各大臣は、第一項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

・日本郵便の業務の区分ごとの収支の状況

日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（収支の状況）

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務二～三（略）
- 四 前三号に掲げる業務以外の業務

・情報の公表義務

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（情報の公表）

第八条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（情報の公表）

第十六条 会社は、その株式が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（情報の公表）

第十八条 会社は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。
- 二 第十条の規定による認可を受けたとき。
- 三 第十四条の規定による提出をしたとき。

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。

二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、二兆円規模まで積み立てること。

三、持株会社及び四子会社が、統合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう、以下のとおり株式の持ち合いを認めること。

1. 持株会社について、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断により他の民間金融機関と同様な株式保有を可能とし、その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げないこと。そのため、郵政民営化法第百六条、第百三十六条の趣旨を踏まえ、株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。
2. 移行期間中と言えども、郵政民営化法第百五条、第百三十五条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。
3. 前記 1、2 によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う三年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。
4. 新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記 1、2、3 を踏まえた適切な経営形態を採ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

四、民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。

なお、民営化委員会の三年ごとの見直しに関する意見については、郵政民営化法第十一条第二項によって国会へ報告されることとされているが、更に、郵政民営化推進本部がその意見を受けて施策を講ずるに当たっては、国会へ報告し、その意見を十分聴取するよう求める。

五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループと

しての一体感の醸成を図り、職員のモラルの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。

六、郵政民営化法附則第三条の運用に当たっては、郵政民営化のための情報システムについて、万が一にもシステムリスクが顕在化し、国民生活に支障の生ずることのないよう、日本郵政公社と協力しつつ適切に対応すること。

七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。

八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会（準備企画会社）及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会（準備企画会社）と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

九、民営化委員会の運営については、透明性の高いルールの下、積極的な情報公開に努めること。

また、民営化委員会の人選については、広く国民各層の声を反映できるよう公平・中立を旨とすること。

十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それまでの間、郵政民営化法第百六十二条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう対応すること。

十一、職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

1. 現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。
2. 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。
3. 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。
4. 労使交渉の結果が誠実に実施されること。
5. 新会社間の人事交流が円滑に行われること。

十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。

十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

十四、商法等の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

1. 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。
2. 郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。

右（上記）決議する。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成 24 年 4 月 11 日 衆議院郵政改革に関する特別委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。
- 二、郵政民営化法第七條及び第三百七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。
- 三、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。
- 四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 五、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。
- 六、かんぽの宿及びメルパークについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成 24 年 4 月 26 日 参議院総務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の絆の維持や、利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。
- 二、金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること。
- 三、郵政民営化法第七條及び第三百七條の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。引上げの検討に当たっては、他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること。
- 四、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。
- 五、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 六、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。このため、経営陣については、天下りの弊害が生じないようにするとともに、民間的な経営に秀でた者が登用されるよう努めること。

七、かんぽの宿及びメルパークについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

八、郵政三事業において、サービスの公共性にふさわしい企業モラル及び雇用モラルが順守されるよう努めること。

右（上記）決議する。